

令和 2 年 3 月 1 0 日（火）

（第 1 日 目）

令和2年第3回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和2年第3回苓北町議会定例会は、令和2年3月10日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和2年第3回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） おはようございます。

議案の撤回及び議案の訂正を請求したく存じます。

よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 只今、町長から議案第15号の撤回及び議案第26号の訂正請求が提出されました。会議規則第20条第1項但し書きの規定により、議長としてこれを許可します。

これに伴い、議案第15号については、欠番として取り扱うこととし、議案第26号については、既に発送された予算案の当該箇所を訂正、差し替えることとなります。予算案を本日、昼休みに差し替えることとしたいとのことですので、予算書について議席においてください。よろしくお願いいたします。

なお、本日持参されていない議員は、明日ご持参ください。

ここで請求書の写し配付のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時32分

再開 午前9時37分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案の撤回及び訂正につきましては、配付したとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、野田謙二君、3番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１８日までの９日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１８日までの９日間に決定しました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第３、諸般の報告を行います。

私から諸般の報告を申し上げます。

１月８日、玉名郡長洲町議会運営委員会の視察を受け入れ、田嶋副議長とともに対応しました。内容は、議会特別委員会における予算審査、決算審査についてでした。

２月４日、天草広域連合会議室で開催された天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

２月１０日、自治会館で開催された熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しました。令和２年、３年度の保険料率について均等割額を２，７００円増の５万６００円に、所得割率を０．６９％増の９．９５％に改定する条例案が可決されました。

２月１４日、天草広域連合会議室で議会定例会及び常任委員会が開催され、出席しました。

同じく、２月１４日、熊本テルサで開催されました第７０回熊本県町村議会議長会定期総会に出席しました。会の冒頭に、全国町村議会議長会表彰の伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰がありました。総会では、令和２年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が提案され、全て可決・承認されました。

２月１９日、天草広域連合会議室で天草広域連合議会定例会が開催され、出席しました。

２月２２日、西部方面特科連隊創隊２周年記念祝賀会が開催され、出席しました。

苓北町監査委員から苓北町監査基準を策定し、公告し公表した旨の通知がなされました。また、令和元年１１月分、１２月分、令和２年１月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

令和２年２月１３日の第２回臨時会で選任した選挙管理委員及び補充員８名からその就任承諾書の提出が議長宛ありました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、１月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

１月４日は、志岐集会所において、成人式を開催し、元号が令和になって初めての新成人５５名が新たに大人の仲間入りをいたしました。なお、この内、当日の出席者は４７名でありました。

次に、１月５日には、農村運動広場において、消防出初め式を開催いたしました。消防団員、自主防災会、幼年消防クラブのほか、来賓、一般参観者を含め、約５００名の参加をいただきました。

次に、１月２６日には、志岐集会所においてニューイヤーコンサートが開催され、約２００名の方々の観覧がございました。

次に、２月１５日と１６日には、三県少年サッカー大会が苓北町の麟泉運動公園において開催され、長崎県、鹿児島県、熊本県から合計８チームで１５２人の参加がございました。

次に、２月２８日には、日本風力エネルギー株式会社が坂瀬川地区・志岐地区で計画されている苓北風力発電所新設工事に係る安全祈願祭が、志岐八幡宮において事業者・町・地権者等の関係者が出席し開催されました。また、安全祈願祭終了後に苓北町役場において「風力発電事業協定書」の締結を行いました。

なお、運転開始予定につきましては、令和３年６月とのことでございます。

次に、今後の諸行事についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、先般、町民の方へお知らせいたしましたように、町の主催行事等に関しましては、多数の参加が見込まれる屋内外での主催行事等については、原則、延期または中止とする。ただし参加者が限定され、かつ実施日の変更や中止が困難な行事等は、必要な感染予防対策をとった上で実施することといたしました。

なお、各小中学校の卒業式、入学式についてであります。各小中学校につきましては、３月２日から３月１５日まで臨時休校とし、卒業式及び入学式については、来賓及び在校生なしにて開催することとなっております。

各種団体等における諸行事等につきましても、今後の状況により開催の有無を検討されているようでございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第５ 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告1番、3番議員、廣田幸英でございます。通告に従って質問をさせていただきたいと思います。

災害発生時に備えて苓北町があらかじめ指定する避難場所（小中学校体育）の環境改善（冷暖房の設置）が必要ではないか。

苓北町は、熱中症対策の一環で町内の小中学校の普通教室でのエアコン整備が令和元年5月末において完了したところです。今後は、児童生徒の日常の利用頻度が高い特別教室でも整備を進められるとともに、災害発生時に備えて苓北町があらかじめ指定する避難場所となる町内の小中学校の体育館にも冷暖房を設置する必要があるのではないのでしょうか。

ご承知のとおり、体育館は天井が高く広いため、空調の効率性、費用面を考慮し、避難者の集まるエリアに冷暖房効果を集中させる部分空調にするとか、移動式のスポットクーラーを整備するなど、検討する必要があるとも考えます。今、述べたように、効率のよい部分空調設備を採用すれば学校施設としての利用にも対応できるとも考えます。あわせて、プライバシー保護や食事のレベルなど、避難場所に求められる水準があがっているようにも考えます。ぜひ、ご検討をください。

次に、「ヒオウギ貝のアヒージョ」を苓北町のふるさと納税の返礼品に。

私は、9月議会でもふるさと納税について質問をさせていただきました。令和元年12月15日の熊日新聞朝刊に、山都町ふるさと納税「ゆずマ」返礼品に、との見出しの記事が掲載されました。山都町ふるさと納税の返礼品に熊本県立矢部高校の名物で生徒たちがゆずマと呼ぶゆずマーマレードが加わったという内容です。

さて、苓北町には、苓北の「里山里海」資源を活用した観光交流ブランド創造事業により、熊本県立天草拓心高校マリン校舎の生徒が水産物を活用し開発した6次化商品となる「ヒオウギ貝のアヒージョ」があります。同じ熊本県立の高校です。期間限定・数量限定でもいいので、苓北町のふるさと納税の返礼品として加えるべきです。地元の特産品の6次化商品・地元高校生の頑張りを多角的にPRすべきだと思います。

ぜひ、ご検討ください。

次に、「海にうかぶ博物館」をどのように展開していくのか。

「日本ジオパーク」の認定を返上する天草ジオパーク推進協議会は、後継活動として令和2年度から「海にうかぶ博物館あまくさ」を展開していくと聞き及んでおります。

「ジオパーク活動」により、天草の地質、地形への研究が進んだと評価される一方、交流人口拡大などの効果があまり得られなかったのではとの指摘もあったようです。

三つの海に囲まれるなど恵まれた自然資源と、海や陸での様々な体験活動などを通じ、

自然の仕組みを理解し、後世に残していく活動を展開するとあります。

今後の活動の青写真などありましたらご紹介いただきたく存じます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、小中学校特別教室にエアコン設置ができないかについてのご質問でありました。小中学校特別教室へのエアコン設置につきましては、平成30年度の国の補正予算により、昨年6月までに、小学校は、全ての普通教室と全ての特別教室40教室へのエアコン設置が済んでおります。また、中学校は、全ての普通教室と必要な特別教室8教室へのエアコン設置が済んでおります。

次に、小中学校体育館にエアコン設置ができないかということですが、議員ご承知のとおり、現在、エアコンは設置してございません。

町におきましては、現在、公民館、集会所、体育館などの施設を指定避難場所に指定し、災害時における町民の迅速かつ安全な避難行動の確保に努めております。避難所の運営にあたりましては、必要物資を迅速に調達できるよう、食料や毛布の備蓄、また良好な生活環境の確保に向け、非常用発電機や照明灯の配備などに取り組んでおります。災害に備え、避難所での居住性をより良好なものとするためには、ご意見のとおり、体育館避難所における暑さや寒さへの対策は重要なことであります。しかしながら、各小中学校におきましては、現時点では教室のみの設置になっており、体育館へのエアコン設置につきましては、財政的な問題も含め、子どもたちの健康を考慮し、この後は実現に向けて検討をしてみたいと考えております。

学校の体育館を避難所として利用する際には、避難所の状況やその時々 の温度環境等に応じ、扇風機や温風ヒーターの設置はもとより、エアコンの仮設や空調設備が整っている別の避難所へ移動していただくなど、状況に応じて、臨機応変に対応し、避難された方が少しでも快適に避難所生活が送れるよう配慮をしてみたいと考えているところであります。

次に、「ヒオウギ貝のアヒージョ」をふるさと寄附金の返礼品に加える検討をしたらどうかということですが、「ヒオウギ貝のアヒージョ」は、平成28年度の地方創生加速化交付金事業として、苓北町水産資源発掘・創生事業の中で、苓北地区で水揚げされた水産業関連資源を有効活用していくとともに、本事業を継続的に実施していくための担い手を育成するため、人材育成塾と称し、地元の天草拓心高校マリン校舎において、商品開発のノウハウやターゲット、価格設定、パッケージを含めた総合的なマーケティングについて専門家の知見に基づいた学習をするとともに、高校生と町内農林水産業関係者が連携し、商品開発をすることを目的に実施した事業において試作品ができ

ました。その後、平成29年度の地方創生推進交付金事業において実施した、苓北の「里山里海」資源を活用した観光ブランド創造事業により、商品づくりセミナーにおいて商品として完成し、平成29年のにつぼんの宝物熊本グランプリでは準グランプリを受賞するなど、評価も高い商品でございます。

このようなことから、昨年度末に返礼品の見直しを行った際、担当の先生と打ち合わせを行いました。しかし、ヒオウギ貝のアヒージョは、製造してから約1週間しか保存期間がないことから、受付から発送まで時間を要するふるさと寄附金の返礼品として登録は難しいとのことでございました。また、加圧殺菌や保存期間を延ばす方法もございますが、本来のヒオウギ貝の食感が失われてしまうこと、製造にあたっては、高校ではイベントに合わせ、授業を「実習のための製造」として切り替えて製造しているため、数量が限られており、予定しているイベント以外での提供はできないとのことでございましたので、返礼品としての登録はできないようでございますが、マリン校舎では、サバやキビナゴを利用した缶詰も製造されており、缶詰は消費期限が3年とのことでありますので、缶詰は商品として登録できると思われます。しかしながら、学校では製造はするが包装や発送はしないため、製品を仕入れ、包装・発送する事業者が必要でございますので、学校・町・商工会・事業者等での協議・検討を行ってまいります。

先程、議員の質問の中にありました山都町の「ゆずマ」は、県立高校から観光協会が仕入れをして、包装・発送を行っているとのことでございましたので、同様に発送までの課題をクリアし、商品登録を図るように努力をしてまいります。

ふるさと納税の返礼品につきましては、全国的に「肉」、「米」、「果物」に人気が集まる傾向にあり、熊本県では、「馬肉」、「あか牛」は地場産品（地元で取れた物）でなくても、県下どの自治体でも取り扱えるということで設定されております。また、それらを取り扱っている自治体は、「馬肉」、「あか牛」が寄附額の増加の要因のようでございます。廣田議員から御指摘がありました水上村につきましても、今年度から「馬肉」を追加したことで、寄附額を伸ばしたとのことでございました。

町では、先日、役場内のふるさと納税推進対策委員会を開催し、業務代行を受託している事業者のご参加もいただき、現状の把握と今後に向けての返礼品の追加等の検討を行いました。「馬肉」、「あか牛」の追加につきましては、早くから町内の事業所に返礼品としての商品のお願いをしておりましたが、商品化できていないのが現状でございます。今後、受託業者、取扱業者と一緒に検討し、一日でも早く返礼品として追加できるよう準備をしているところでございます。

また、陶磁器や真珠は、高額の返礼品としての商品登録ができると思われますので、併せて返礼品事業者の募集・説明会を実施することとしております。

また、寄附額が多い自治体は有料ポータルサイトとして「楽天」を利用されております。

したので、町でも令和２年度に予算計上するとともに、準備を進めているところでございます。

次に、「海にうかぶ博物館について」の質問にお答えをいたします。

日本ジオパークの認定返上に伴い、令和２年４月より、これまでの天草ジオパーク推進協議会から、「天草自然資源活用推進連絡会」に名称を変更し、組織体制を集約した上で、引き続き天草市・上天草市・苓北町の２市１町で取り組みを進めていく計画となっております。

活動の内容につきましては、これまで行ってきた活動の資産を活かしまして、天草の自然資源を活用した天草独自の活動や教育を行っていくことになります。

これまでジオパークで取り組んできた教育現場での出前授業や講演会等の教育支援、ホームページやパンフレット等による情報提供、ワークショップ開催などによる普及活動・学術支援等の活動は、今後も継続して実施してまいります。

また、新たな取り組みとし、天草地域の自然資源を利用した活動を行う者または団体等に対して、希望する場合において、学術的調査の実施や学術的見どころの情報提供や情報発信等での支援を行います。

加えまして、海岸のごみ回収の取り組みなど自然環境の保全を念頭に置いた自然資源を活用するための環境整備を更に進める必要があることから、これらの活動を積極的に行っていただくよう関係団体等に対して依頼していく計画であります。

なお、具体的には、今後の会議の中で協議しながら取り組んでいくことになっております。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君） 只今３点について、町長から答弁をしていただきました。

最初の災害発生時ということで、教育委員会のほうからとてもいい答えがいただけたと思っておりますけれども、防災の面から考えたときに、総務課のほうから一言この問題についてちょっとお答えをいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 防災面からということでございました。避難所につきましては、先程の町長の答弁でもございましたように、大規模災害になりますと体育館であるとか、そういった大きな施設を利用する必要があると思っております。そういった中で、ご指摘のように、避難されて来られた方の生活環境を考えますと、エアコンというものは必要になってくるということで考えてございますので、今後は、教育委員会と連携しながら設置等については順次検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、ありがとうございました。

次に、ヒオウギ貝のアヒージョを苓北町のふるさと納税の返礼品ということです。これは日持ちがもたないということでなかなか難しいということでございますけれども、サバの缶詰等については、まだまだ可能性が残されているということでございます。これはサバについてもですけれども、漁協はもう合併しております。天草全体の中で、天草の中の水産物返礼品に登録することはできないものか。そういうところを漁協と検討をされたことがございますか。いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、返礼品については説明会等において、漁協のほうからもご参加いただいて検討を進めてきたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） そうすればですよ、牛深で主にあがっております、きびなご。きびなご等は非常に全国的に、天草の出身者にとっては好まれる返礼品になりはしないかと思うんですけれども、きびなごに何か苓北の野菜を付けて返礼品にするとか、そういう考え等は思いつき、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） その件につきましては、先程町長答弁の中で、マリン校舎では缶詰をつくっているという答弁をされたと思います。缶詰にしましては、サバの缶詰ときびなごの缶詰を製造されております。今のところはその2種類のようにございすけれども、2種類ともその消費期限ということで考えますと、3年あるということでございますので、それを返礼品にしたいということで、今後、打ち合わせをしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 努力をされているのは本当わかるんですけど、私は、漁協をもっと元気づけたいと、漁協のほうにもっと話をもって行って、勉強をさせていただきたい。このように考えとるわけです。パンフレットの中には相当、課長のパンフレット結構あるようでございますけれども、私たち組合員とか何とかには、ほとんどそういう返礼品の項目等がなかなか手に入りません。そういうところをもうちょっと漁協、また農協さんとも手を取り合って、情報を通じ合って、情報を取り合って検討していただければなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご指摘でございますが、今後、再度返礼品の見直しについて、事業者等、補充、それから説明会というものを予定しておりますので、その

中で参加をしていただいて、そういったあたり詰めていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告2番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） おはようございます。通告2番、8番議員、野崎幸洋です。

通告しておりました2点について質問いたします。

まずはじめに、ふるさと納税について伺います。

令和2年2月22日の熊日新聞に、県と県下46自治体のふるさと納税2018年度の実績と2019年度の見通しが掲載されておりました。熊日新聞の調査によりますと、2019年度の寄附額は県内自治体の約8割で2018年度を上回ることとなりました。自治体別でみると玉東町が2018年度から48.1%増の9億円で最多となり、2位は6億8,000万円の上天草市、お隣の天草市においては、2018年度約2億円だったのが6億5,000万円と4億5,000万円の増と大きな増額により4位となっております。

また、県下で最も増額割合が高かったのは水上村で、前年度の約1.7倍となっており、他の市町村でも15自治体が2倍以上の増額となっております。寄附額が増えた理由としては、「仲介サイトの数を増やした」が25自治体で最も多く、次に「返礼品を見直した」などが増額した要因であるとの調査結果でありました。

先月の1月14日と15日に、今回1位だった玉東町に監査委員研修に行ってきました。人口は苓北町より少ない5,382人の玉東町ですが、このふるさと納税において研修当時、2018年度の実績では約6億700万円、県下で熊本市に次ぐ2位となっており、苓北町の寄附額205万円とあまりにも差があるため、担当の方にぜひ話を聞かせていただきたいと、事前に申し出をしておりました。すると担当者の方いわく、確かに玉東町のふるさと納税が近年伸びていることから、いろいろな市町村から話を聞かせてほしいとの研修依頼がきていますが、ふるさと納税はあくまでも寄附金であるため、各市町村がライバルであり、取り合い的なことになるのでこれまでは丁寧にお断りをしてきましたが、との前置きをされてから、苓北町の登本代表監査委員と玉東町の代表監査委員が県の会長、副会長という間柄であるために、今回特別にということで話を聞くことができました。これまでの玉東町のふるさと納税の寄附金の推移を聞きますと、平成22年が32万円で県下最下位、翌年、県内で唯一の寄附金ゼロ、その翌年は5万円と3年連続で最下位だったそうです。しかし、担当者がこのままではいけない、何とか寄附金を増やすことはできないかとの思いで、平成25年度に町内業者の協力を得て、玉東町の特産品であるすもものハニーローザを使ったアイスクリームを返礼品として贈

呈を開始したところ、その年は38万円の寄附金が集まり、最下位を脱出されたとのことです。その翌年は約倍増の79万5,000円になりましたが、その後、3年間は横ばいの状態だったそうです。それから、平成29年度にインターネットを活用した寄附受付と町内返礼品事業者の募集及び登録を介したところ、一気に3億3,740万円もの寄附金が寄せられ、平成30年度の2018年には約倍増となる6億769万3,000円で、県下2位になったとのことでした。そして、今年度は県下トップの9億円になったわけですが、担当者の分析によると、この実績は返礼品の出品数の増加とインターネットのPR効果が定着してきたのではないかと話されていました。また、28年度までは100%町の窓口へ寄附されていたのが、29年度のインターネットを利用したポータルサイト、いわゆるホームページ制作会社と契約し、情報発信してもらう事業を利用したところ99%以上がインターネットからの寄附になり、これまで1社との契約を現在の5社に増やし、業務のアウトソーシングを進めてきたことも大きな要因だと言われておりました。

このように、約10年で最下位から県を含む46市町村のトップまでになられた玉東町の担当者の発想と努力は大変であったろうと心から敬意を表するとともに、返礼品を充実させることも大事だが、やる気とPRの方法、やり方次第でこのように結果が変わるのかと話を聞いていて感動を覚えました。

これまで苓北町も返礼品の見直しや仲介サイトの増設をされるなど努力されていると思いますが、調査結果を見ると、2018年度実績が205万円、2019年度実績見通しが387万6,000円と182万6,000円の増額にはなっていますが、県下46市町村から見ると、津奈木町に次ぐワースト2位の結果であります。

そういった結果を踏まえお尋ねをいたしますが、(1)ふるさと納税寄附金へのPRの仕方・方法(仲介サイトの数)などはどのようなになっているのか。

(2) 返礼品の品数は増えたのか。あか牛、馬刺しの返礼品として取り扱うことであったが、どうなっているのか。

(3) 寄附金の受付はどのような方法で行っているのか。町の窓口だけの受付なのか。以上、ふるさと納税寄附金の状況と対策についてお尋ねをいたします。

次に、苓北町誘致企業について質問いたします。

令和3年3月末で、町の誘致企業である旭化成グループの株式会社キューアサが生産停止、事実上の工場閉鎖と聞いております。これまで昭和45年5月から50年間、町民をはじめ町外からも多くの雇用によって町の活性化に貢献されてきました。当時、九州旭シームレスと呼ばれていた全盛期は約230名を超える雇用によって多くの従業員の家庭や地元坂瀬川の各商店も潤ってきたことは事実で、その貢献度は大きいものであったと思います。キューアサの功績に対し、心から感謝したいと思います。

しかし、残念ながら、時代の流れや会社の様々な諸事情により、今回の生産停止の決断に至ったものと察しますが、キューアサの企業縮小、従業員の減少とともに、坂瀬川の各商店も衰退してきておりますし、今後、ますます地域の過疎化が進むことが懸念されます。

現在のキューアサの状況をお聞きしますと、131名の従業員が働いておられるのですが、その内99名が60歳未満であり、15名は外国人労働者だそうです。問題なのが外国人労働者以外の84名の60歳未満の年金受給対象以外の方たちであり、中にはまだまだ子育てで大変な時期の方もおられると聞いております。この方たちにとって工場閉鎖は死活問題ではないかと思われまます。これまで誘致企業として町に貢献されてきた企業と従業員に対し、町として最後まで少しでも手を差し伸べることはできないかと考えます。

そこでお伺いしますが、（１）来年３月で仕事がなくなる約130名の従業員に対し、町として、様々な職場への再就職先への相談や雇用受入先の企業への働きかけなどはされているのかお伺いします。

（２）工場閉鎖後は更地に戻すとのことではありますが、他の企業からの進出予定等はまだ具体的に話は上がっていないのかお尋ねします。

（３）町内への企業誘致について、どのような企業との交渉、誘致のお願いをされているのかお尋ねをいたします。

以上、ふるさと納税寄附金の件と苓北町誘致企業の２点についての町の見解をお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税について３点のご質問がございました。

１点目のふるさと納税寄附金へのPRの仕方・方法についてであります。平成20年度税制改正において導入された「ふるさと納税制度」の創設以来、町では苓北町出身者を中心に寄附を受け入れ、寄附者に対して感謝の品として返礼品を送ってまいりました。返礼品は平成26年度以前は、町が任意に選定した特産品としておりましたが、平成27年度からは返礼品を掲載したパンフレットを作成し、町ホームページと民間が運営するふるさと納税の無料のポータルサイトに掲載いたしました。これにより、平成27年度と平成28年度は、件数及び寄附額も増えましたが、増加は一時的で平成29年度はほぼ例年並みの寄附額でございました。このようなことから、苓北町といたしましても多くの方に寄附をしていただけるよう、平成30年度に役場内のふるさと納税推進対策委員会において検討・協議を行い、返礼品の事業者説明会を開催し、返礼品数を25種から60種に増やすとともに、令和元年度は、有料ポータルサイト1件を追加し、

クレジットカード決済の導入、業務の一括代行を行うことで事務の効率化を高め、寄附額の増加を図ってまいりました。また、有料ポータルサイトへの掲載に併せまして、パンフレットを刷新し、ふるさと会での紹介や前年度までに寄附をいただいた方々へ案内を送付するなど継続的なPRを行っております。

2点目の「あか牛」「馬肉」については、先程、廣田議員にお答えさせていただいたように、現在、準備を行っておりますので、速やかに追加できるようにしてまいります。このことについて、玉東の町長に諸々お伺いしました。その中で、やっぱりポータルサイトをどれを選ぶかというのが一番大事だと。結局、それを選んでから急激に増えたということであって、それとあいまって、「あか牛」と「馬肉」がそろったので大幅に増えたということをお伺いしました。ですから、我々も先程もお答えいたしました、やはりお金は払っても仲介ポータルサイト、優秀なところをお願いをするべきではないかと、この1社が抜けておったために、やっぱりちょっと増えなかった面もあったのではないかなと、そういうふうに感じているところでございます。

3点目の受付方法であります、今年度から一括代行業務委託としており、令和2年2月末日現在で全205件の申し込みの内、190件、92.7%が有料ポータルサイトを通じた申し込みとなっており、代行業者への申し込みが7件、3.4%、町への直接申し込みが8件、3.9%となっております。また、決済手段につきましては、新たに導入したクレジットカード決済が139件、67.8%、郵便振替が49件、23.9%、銀行振り込みが16件、7.8%、町の窓口で直接納付が1件、0.5%でございました。

令和2年度に向けましては、廣田議員にお答えいたしましたように、役場内のふるさと納税推進対策委員会において、「あか牛」、「馬肉」の返礼品への追加と、高額返礼品としての陶磁器や真珠等の新たな商品の追加、天草拓心高校マリン校舎の缶詰の商品化等を検討することとし、有料ポータルサイトとして寄附額が多い他の自治体が利用されている楽天を追加することといたしました。

次に、苓北町の誘致企業についての質問でありました。

来年3月で仕事がなくなるキューアサ約130名の従業員に対して、様々な職場への再就職への相談や雇用受入先の企業への働きかけなどはされているのかという質問でありました。昨年、10月1日に副町長に、10月18日に私にキューアサから生産停止のご報告を受け、12月と本年2月にキューアサを訪問し、雇用されておられる方の再就職先等についてお伺いをいたしました。

退職金等の金銭面や再就職先などの条件につきまして、毎月、労働組合と会社側とで協議がなされており、現時点では、会社側からの最終提示条件が提示された模様であります。

今後、繊維業等の業種で組織されているU Aゼンセン同盟本部も交えて条件協議がなされ、本年3月末には合意となると聞いております。

再就職先の選定につきましては、会社側から本年10月以降に公的支援を含め再就職斡旋がなされるようであります。

再就職先が決まらない方に対しましては、町といたしましても、お手伝いさせていただきたい旨を会社へ働きかけを行っているところでございます。

次に、工場閉鎖後の他企業からの進出予定等はまだ具体的な話は持ち上がっていないかという質問であります。現時点では、大企業からの進出予定等の具体的な話は上がっておりません。しかし、工場解体後の敷地の取り扱いにつきましては、キューアサからも新たな企業の進出等があれば、できるだけ町の意向に沿った形で対応を考えているとのお返事をいただいております。

最後に、企業誘致についてであります。現在、どのような企業との交渉・誘致のお願いをされているかという質問であります。マグロ養殖業の会社に対しましては、進出可能な状況になったらぜひ進出いただきたいとの思いの中で、継続して会社訪問を行っているほか、富岡温泉ホテル跡地におきましても、現地写真等の資料を送っておりますが、労働力の確保等の見通しがたたないなど、進出条件が整っていないということで、まだ進出には至っておりません。

今後も宿泊施設・介護福祉施設を含めて、相手方に前向きに進出していただけるよう、引き続き誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、ふるさと納税寄附金のPRの仕方・方法（仲介サイトの数）はどのようになっているのかとの質問に対してのご答弁をいただきましたが、これまではですね、創設以来、苓北町出身者を中心に寄附を受け入れてきた。平成30年度に役場内のふるさと納税対策委員会において検討・協議を行い、これまで25種の返礼品を60種に増やすとともに、令和元年度から有料ポータルサイト1件を追加し、今年度から寄附額が多い楽天を追加するとの答弁をいただきました。

先程町長も玉東町のお話を聞かれたということですが、他の市町村の仲介サイトの契約件数を見ますと、御船町が7社で最多です。南小国町が6社、菊池、玉東、長洲、錦町の4市町が5社となっております。今言った自治体はいずれも寄附額が億を超えているところであります。このように、有料ポータルサイトの契約件数が多いところが単純に寄附件数、寄附額が多いということになっております。当然、有料ポータルサイトですので、それなりの手数料はかかりますが、例えば、1億の寄附が入ったとして、3割の返礼品、送付費用、運営委託料を合わせて半分経費がかかったとしても、残

りの半分の5,000万円は町に残る計算になります。今年度、楽天のポータルサイト1社を増やすとの答弁ではありましたが、もう少し、まあ今後様子を見てからではあると思いますが、更に件数を増やすべきだと私は考えておりますけども、そういった考えがおありになるのか、再度質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、一番仲介をしてくれる会社をお願いをしてみた中で、今でもお願いしているところもありますので、その結果を見ながら、また追加をするかどうか検討をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 次に、返礼品についてお伺いしますが、苓北町の返礼品は60品目とのことですが、返礼品の人気順位はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 苓北町の返礼品の状況ということでございますけれども、返礼品で一番多いのは天草大王になっております。2番目に多いのが天草苓北産ナチュラル真珠ピアス、3番目がみそ豚の8枚入りということで、上位3位までに入っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、上位3つ、3点あげていただきましたけども、インターネットを見ますと、苓北町の返礼品、まあ受け付け終了や準備中の商品が多く見受けられます。季節商品で仕方ないと思いますけども、この辺の対応、今後はこのまま受け付け終了のあれを出したり、準備中に出したままにしておくのか。それとも、受け付けをして準備が整い次第送付するなどの、そういった対策を考えておられないのか。再度お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ホームページの中で受け付け終了とかという部分についてのご質問でございますけれども、受け付け終了となっている部分等については、苓北町の特産品である果樹がほとんどでございます。果樹はどうしても時期的に出荷する時期が決まっておりますので、それまでの間は出荷できない。時期的に数も限ってまいりますので、注文次第で受け付け終了ということになりますので、そういったことで表示をさせていることでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まあ確かに季節商品ですので仕方ないとは思いますが、次

に、その「あか牛」、「馬刺し」について、現在、準備中であるという答弁がありましたけども、国が県産品である「あか牛」、「馬刺し」は、熊本県の自治体の返礼品として認めていただいてから約もう1年ぐらいになるかとは思いますが、ほかの寄附金上位の自治体の返礼品を見てみますと、「馬刺し」、「あか牛」などの肉関係の商品が圧倒的に人気でありました。先程も町長が玉東町でもそういう傾向にあるということでも答弁いただきましたけども、既にそういうふうに対応されている自治体もあるわけですね。そういった中で、まあ苓北町ではまだ準備の段階であるという、非常に準備不足といえますか、これはまあ確かに取り扱い業者さんの都合、諸事情もあるとは思いますが、もう少し町としてもスピーディーな対応をすべきではないかと思いますが、その辺のお考え、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 確かに、ご指摘のとおり、県内どこでも取り扱うことができるということは昨年出ておりました。その後に、町内の肉販売の事業所につきましては、そういったことで返礼品の登録ということで検討いただけないかということで事前に、早めにお話をさせていただきました。その中で、検討、登録はちょっと無理だというご回答をいただいた業者もございますし、もう1業者のほうにつきましては、したいと、ぜひしたいと考えているけれどもということで、なかなか返事がございました。実際、お話を伺ってみますと、やはり寄附金の申し出がですね、例えば、その固まって、何十件ということで固まってあれば出しやすいけれども、例えば、1件、2件あったときに、随時対応するとなるとどうしてもその仕入れがブロックということで、塊での仕入れとなってしまうので、その実際に寄附金として出した後の分の処理、消費期限等も考えると、そこら辺の処理についてどうしようかということで悩んでいるんだという実情をお聞きしました。そこら辺については、例えば、1ヶ月間申し込みを取った中で翌月発送にするとか、そういったこともできるのではないかと思いますし、商品ラインナップといいますが、どういう商品がいいのかというのも関係すると思いますので、そこについては、一括代行業務を委託しております事業者、先日来られましたので、そのときにそこら辺のアドバイスをいただくということで、実際にもう代行業者のほうから商品ラインナップを案ということでつくっていただいて、事業者のほうに一応提案をさせていただいたという状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確かに、件数が少なければ在庫を抱えて、その分業者の無駄といえますか、ロスになるわけですが、逆に考えれば、これを返礼品として取り扱ったことによって申し込み件数が増える可能性もあるわけですね。他の自治体はそういうふうな形態になっていますので、ぜひですね、最初は確かにそういったロスも出てくる

かもしれませんが、ぜひ早めにこの「牛肉」、「馬刺し」に関しては早めの対応をお願いしておきたいと思います。

次に、苓北町に寄附をしていただいている方のリピート率ですが、これは昨年度どれくらいだったのか。また、新規の寄附者は何名だったのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、今年度でよろしいでしょうか、すみません、昨年じゃなくて、申し訳ありません。今年度の寄附状況を調べた中では、全205件中、18件がリピートということでの結果です。ですので、残りの187件ですかね、が新たに申し込みをされたということになると思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 逆にリピート率が少なくて新規が多いというのはちょっとびっくりしたんですけども、今言ったように、返礼品のちょっと品薄というのがありますので、逆に、今後、もっと新規の寄附者が増えることを望みますけども。

次に、基本的なことをお伺いしますけども、そのふるさと納税を希望されて、町へ納付されるまでの手続き、完了、この流れというのはどのようなになっているのかというのをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 手続きの流れということでございますけれども、今年度から、先程答弁させていただきましたように、町長のほうからですね。一括業務代行ということで、従来、町で行っておりました事務を業者のほうに業務委託ということで行っております。その中で、パンフレットの刷新にですね、それから、後はインターネットあたりでも間に今度は申し込みの方法としてその代行業者に申し込みであるとか、町のほうで申し込むとかですね、ことで、代行業者のほうではそういった申し込みがあった分を取りまとめて、町のほうに報告がきます。受け付けた分については、その返礼品の手配、それから、実際に発送がされたかどうか。そこら辺のとりまとめ、そういったものを代行業者のほうで行っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、答弁あったように、ふるさと納税は、今後はほとんどが、契約した業者さんが対応を処理されるわけですが、寄附される方は基本的に苓北町に対して寄附されます。今後はその有料ポータルサイトが対応されることになるとは思いますけども、一部、一部は職員が電話での対応や手続き終了後の書類送付など、町としての対応をされるわけです。ここで、先程も言いましたように、県下トップであった玉東町での研修で学んできたこと、とても大事だと感じたことを少し紹介しておきたいと思います。

玉東町の今後の展望として、選ばれる町を目指し、ふるさと納税での寄附額の増額を図る。未来に残せるまちづくりの実現に必要な財源を確保。返礼品贈呈事業を通じた地場産業育成、支援を図る。その戦略として、寄附してよかったと思われる返礼品の品質向上、寄附してよかったと思われる受付事務能力の向上、必要に応じたポータルサイトの増設と返礼品の充実、必要に応じた委託業者の追加や見直し、餅は餅屋とのことでした。

そして、町の担当者が最後に話されて一番心に残ったのが、今後も当たり前に入ってくる収入として見込まない、1件1件の寄附者への感謝の気持ちを忘れない、というこの2つの言葉でした。

苓北町も全てこの玉東町のまねをしたほうがいいとは言いませんけども、先進事例で見習うべきところは見習い、少しでも多くの寄附金が集まるよう最善の努力をお願いしておきたいと思います。

それでは、次に、苓北町誘致企業について再質問いたしますけども、来年3月で仕事なくなる約130名の従業員に対し、町として再就職先への相談や雇用受入先の企業への働き掛けはされているのかとの質問に対し、先程答弁では、再就職先が決まらない方に対して、町としてお手伝いさせていただきたい旨を会社へ働き掛けを行っているとのことでしたが、具体的に、今後どのような形で行われていかれるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

先程の答弁では、会社側からは職員に対して再就職先の斡旋も行われているという話はありませんでしたが、町として、例えば、庁舎内に相談窓口等を置かれるなどの、そういった対策を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 会社の方にお話をお伺いしましたところ、旭化成の本社からもお見えになりました。旭化成としては、責任を持って就職を斡旋していきたいと。しかし、これが皆さんがマッチするような会社かどうかは、やはり具体的にやってみないとわからないということもおっしゃいました。

それとあわせて、この苓北町にとどまっていだけるような仕事はないようでございます。旭化成、あるいはゼンセン同盟に加盟している会社を紹介されるということでもありますので、天草全体からするともうやっぱり熊本県内でも少ないんじゃないかというようなことでありましたので、やはり仕事はとにかく、やはり住む地域をやはり自分にあわないと判断なさって、再就職を、旭化成関係からの紹介の再就職をお断りなさる方もいらっしゃるんじゃないかと、そういう読みをしております。できるだけ苓北町にとどまっていだけるような状況を我々もつくっていかなければならない。今、ちょうどその再就職のお世話をなさる途上でありますので、その中で会社とも相談しながら、今

後、町としても提案できるような事業を提案してまいりたいと思っておりますが、ただ、要するに、繊維をつくる会社、苓北町で提案できる業種というのは介護職がほとんどなんですよね。だから、そのところがうまくマッチするかどうか、これが心配でありまして、なるだけでも苓北町に残っていただけるように、我々も誠心誠意、ご紹介をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ再就職先の斡旋をよろしくお願いしたいと思います。

現在、どのような企業との交渉、誘致のお願いをされているのかという質問をさっささせていただきますけれども、現在、町有地について、現地写真等の資料を送って誘致活動を行っているが、進出条件が整っていないなどの理由により進出には至っていないとのことでしたけれども、今、元坂瀬川公民館跡地に町の誘致企業として入られた株式会社シンメイさんがあります。ちょっと話を聞いてみますと、現在は人材の育成と事業のほうも順調に進んでいると聞いておりますが、以前、苓北町に進出された一番の要因は何ですかとお尋ねしたところ、「染色後の汚水の処理をするための下水道設備が整っていたことが進出の大きな要因です」というお答えをいただきました。このように、苓北町は、下水道設備をはじめ、また、光ファイバーの通信網の設備等が近隣市町と比較しても整っております。地理的なデメリットを十分カバーできるメリットがあると思いますので、大きな企業でなくても中小企業の進出を視野に入れた中で誘致活動を行ってはどうかと思えます。

また、他県の企業への誘致活動も大事だと思いますけれども、まず、苓北町出身者が起業され、成功されている企業もあります。そういった町出身の企業に誘致活動を行うことが先決ではないかと考えますけれども、そういった企業への誘致活動は行っておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、1名でも2名でもという気持ちでシンメイさんには我々対応させていただきました。ところが、年々経ちまして、そんなにたくさんは、長い年月ではない中で、3倍にも4倍にも増えてると、非常にありがたいことでございますので、今後とも、1名でも2名でも進出をなさる会社がございましたら、ぜひ来ていただけるように、我々も頑張ってまいりたいと思っております。

また、出身者の中でいろいろ事業をやっておられる方はたくさんいらっしゃいます。ふるさと会を通してお願いをしたり、あるいは直接お願いをするわけではありますが、その方たちは、やはりその行った先で成功なさって、まだこちらまで来られる余裕がないとか、職種によってはその地域でしかできない、そういうこともあるので、なかなかうまくお誘いができてないというのが現状であります。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは、最後になりますけども、これ町の誘致企業として関連があるのでお伺いをしますが、3月5日の熊日新聞に、苓北町の産廃業者を産業廃棄物処理法違反で30日の業務事業停止として記事が掲載されておりました。これは法律に違反していたということです。で、県から処分を受けたわけですが、業者は町の誘致企業として営業されています。また、記事によると、製品化の過程で出る残りかすも糊化せず、土嚢として販売し、その後、県の立ち入り検査後、販売済みの土嚢は回収したとの記事が掲載されております。この件について、県は事業停止30日の処分をされたわけですけども、これまで町はどこまでこの件について把握をされ、今後、町の誘致企業として、事業所へのそういったペナルティ的なことを考えておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 町といたしましては、県が法律に触れる疑いがあるということで調査をなさっておられました。その調査が始まってしばらくして、それを把握いたしましたので、県にお伺いにまいりました。国の法律は、売り手、買い手が決まっていれば石炭灰を混錬をする機械に入れた段階でも有価物と判断をします。しかし、その有価物か廃棄物かということになりますと、その判断はそれから先のことについては、各都道府県に任せているというようなことでありまして、熊本県は製品になるまでがまだ廃棄物であって、製品になって初めて有価物であると、その段階で県の指導に触れるところがあったので調査をしたと。そして、調査した結果、2月いっぱい調査をなさったようでございますが、営業の停止処分ということで、その土嚢も含めてペナルティを、厳しいペナルティを後もう30日おやりになるわけでありまして、当然、我々は県からの認可があつてはじめて事業が成り立つと思っておりますので、その営業停止処分を受けたといことが大きなペナルティであると判断をしております。町は許認可についての権限を持っておりませんので、しっかり雇用を守っていただけるかどうか。そして、県の許可が得られるか、そのことを注視していきたいと考えておりますので、その2件についてしっかりやっていただければいいのじゃないかと。また、付け加えますと、この4ヶ月以上雇用した人たちはそのまま雇用して堪えておられるようでありますので、できれば30日間の営業停止が終わった後、しっかり県の指導も守りながら事業に頑張ってほしいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確かに雇用されておられる方、これはもう仕事できないわけですから大変なことだと思います。糊化されていない土嚢を販売されたということですけども、その土嚢を販売されていたことは、町としては把握されていたのかをお尋ねしま

す。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） このことにつきましては、私どもも県からご連絡いただくまでは把握をしておりませんでした。度々お出でいただいて、現在の状況とかはご報告はいただいていたわけですが、このことにつきましては、先程申し上げましたとおり、県の方からご連絡があって、会社のほうに確認をいたしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 販売されていたことは。町としてもまだ知らなかったということですね。そういった土嚢を町もいろいろ公共工事やっているわけですが、その町の公共工事に対して使用されたことはありますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 公共工事については、使用した事例はありません。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 補足で、またご回答させていただきます。

新聞にも記載されておりましたとおり、販売された道路につきましては、全部エコアッシュのほうで回収されまして、熊本市にある産業廃棄物処理処分場へ全部運んで、最終処分の手続きを取っておられるということでございますので、当然ながら全部回収されたということです。町の公共工事あるいは他の工事についても施工されたということはないということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 最終処分場で処理をされたということですので、苓北町の誘致企業に、こういった法律違反があったことは、町としても重く受け止めていただき、今後の指導、監督を十分行っていただくよう要望したいと思います。

この件については、後ほど石田議員からも一般質問の通告が出されておりますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告3番、田嶋豊昭君。

○ 1 1 番（田嶋豊昭君） 1 1 番議員、田嶋豊昭です。総括方式で、町づくりについて質問いたします。町長へお願いします。

人口減少、過疎化が進む苓北町。

5年後、10年後はどうなるのかと最近若い人たちから聞くことが多いです。

苓北町でもいろいろなことに取り組み、頑張っておられることは認識しています。

各新聞でも、過疎化が進む市町村の記事が多いようです。その中で、「観光と地域づくりを考える」では、地域福祉を充実させることが地域活性化につながる。地域の自然公園に鐘のモニュメントを設置するなど再整備した結果、3年後には5倍の来園者が増えたとの紹介など。

また、天草市では「空き家バンク」導入が進み、移住、定住や地域活性化を促す資源として活用する動きが生まれているようです。ホームページで紹介し、移住後の生活支援に気を配り、一次産業者従事、起業など補助金で後押しし、相談体制を整え、チラシで呼びかけ、常に80軒前後を確保、累計は390軒を超えているそうです。移住の受け皿が不足する可能性があるので需要の多い賃貸物件の掘り起こし、旧教職員住宅など市の所有施設の活用も検討されております。

また、県内では、新規就農や農業法人就職を目指す人に対するセミナー、就農希望者や新規就農者を支援する給付金制度の説明、仕事のやりがい、今後の目標など、年間の就農者は300人くらいで、異業種から新規参入となっています。

さて、私の苓北町の要望を田嶋町長にお願いいたします。

観光に関して、富岡城をメインに、大手門、大手門公園、富岡港付近を人の集まる場として苓北道の駅を開設し、加工品、特産品（袋かけみかん、レタス、岩カキ、ヒオウギ貝など）の販売、オルレの呼びかけ、歴史資料館の充実に力を注いでいただきたい。

働く場所の確保に関して、苓北町は、福祉の町として力を入れておられます。就業割合も一番多いのではないのでしょうか。多くの人たちに町に住んでもらい、空き家等も利用し、人口減少に歯止めをかけてください。

農業への新規参入ですが、農業面では高齢化で、みかん畑、田畑の空き地も多くなっています。農地の賃貸しで便利な場所は使われていますが、少し不便なところは荒地になっています。JAもいろいろ考えておられるようですが、適地適産で良いものを作り、販売している方もおられます。

これからは耕作放棄地が多くなるとも思われます。多くの人たちに利用できるような配慮をお願いします。

漁業の方では、養殖業のヒオウギ貝、岩カキなど、人気商品を拡大し、就業員安全確保につながります。

少子化対策については、今回、中学校の保護者の方から、高校生の医療費が近隣の天

草市では無料で、苓北町は前年度非課税世帯に対する高校生以外は有料となっていると聞きました。少子化対策の一環として、苓北町でも高校生全員無料にしたらいいのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問します。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、観光についての質問であります。富岡城には、毎年3万人を超える観光客の来場があり、富岡城やその周辺施設、富岡港船客待合所の有効活用と利便性向上に努めております。

現在は、富岡港船客待合所（きずなステーション）を代表施設として、周辺一帯を「みなとオアシス」に登録し、地域住民の交流や観光の振興を図っております。

毎週土曜日に土曜港市。毎月第1日曜日には、きずなマルシェを開催し、農産物や海産物の地元特産品の販売を行っているところであり、加えて、5月のゴールデンウィークには、春の行楽みなとオアシス富岡フェア、10月には富岡城お城まつりを開催し、ステージイベントやイルカウォッチング、町歩き、海鮮バーベキューなどの食のイベントも開催しながら集客を図り、「にぎわいの場」を創っていきます。

議員からご提案をいただきました「道の駅」につきましては、その設置要件といたしまして幾つかございますので申し上げます。まず、24時間利用可能な駐車場、水洗トイレ、ベビーコーナー、電話が整備され、地域や道路を紹介できる情報サービス施設があることとなっております。

個別には、駐車台数概ね20台以上、トイレは便器数概ね10器以上（全て洋式便座）であることとなっており、24時間の利用、便器数等、要件を満たしていない部分がこのみなとオアシスにはございますので、要件を満たすべく、どうしたらいいか検討してまいります。

町の観光振興につきましては、今後とも富岡城を観光の核施設として、富岡城自体のPRはもちろん、関連イベントやオルレフェア等の観光情報の発信に努めるとともに、志岐城跡やおっぱい岩など町内各地の観光施設につきましても工夫を凝らした催しを企画しながら、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、働く場所の確保に関して、農業及び水産業の状況についてお答えをいたします。

まず、農業についてであります。新規就労者の状況につきましては、平成26年度以降、国の農業次世代人材投資事業補助金の認定を受けた方が3名、国の補助事業での認定は得られなかったものの町単独の新規就労者支援補助金の交付を受けた方が2名いらっしゃいます。

耕作放棄地の状況につきましては、令和元年度で、森林化しているなど農地復元が困

難な農地及び抜根・整地等により再生可能な農地を合わせて347ヘクタール、町内の農地面積に占める割合で申しますと33.5%となっております。この耕作放棄地の解消に向けては、農地復元が困難な農地については、農業以外の利用を志向する非農地化を計画的に進めており、再生利用が可能な農地につきましては、所有者等への意向調査に基づき、農地中間管理機構やJAによる貸付希望者と借受希望者のマッチングを図ってまいります。

なお、町におきましては、現在、国の人・農地問題解決加速化事業補助金を活用し、「人・農地プラン」の策定を進めております。この「人・農地プラン」とは、地域の皆様方がこれまで築き上げてこられた地域の農業・農地を、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子どもや孫の世代までしっかりと引き継いでいくためには、地域の話し合いを活性化し、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約していくのか」など、人と農地の問題を解決するための未来の設計図でございます。

これからの農業振興施策は、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現するため、農業者・産地の主体的な取り組みを支援するものであり、今後の農地利用のあり方と併せ、農業を取り巻く様々な課題につきましても、地域での話し合いの中で将来展望を明確にしていかなければならないと考えております。今後も、町・JA等関係機関が連携を図る中で、地域での徹底的な話し合いを通じて、地域農業の5年後、10年度に抱えるであろう危機を認識・共有しながら、引き続き農業の振興に努めてまいります。

次に、漁業についてであります。新規就労者の状況につきましては、平成26年度に町単独の新規就労者支援補助金の交付を受けた方が1名いらっしゃいますが、その後の新規就労はあっておりません。

議員ご承知のとおり、漁業を取り巻く環境は、長引く磯焼け問題もあり、漁獲量の低迷が続いております。

このような状況の中、漁業の振興を図るため、国の水産資源回復・基盤整備交付金を活用し、母藻を投入することと併せ、水産多面的機能発揮協議会によるガンガゼの駆除を継続することで藻場の再生を図ること。また、ヒジキ・アサリ及びレタスなど町の農産物を餌にしたウニの養殖試験を継続することで養殖漁業の可能性を探ること。併せて、資源管理型漁業を徹底した中で種苗放流事業を継続していくこととしております。

なお、苓北町の特産品でありますヒオウギ貝・岩カキの養殖につきましても、町単独での特産品開発養殖振興補助金等を予算計上して支援を継続いたします。

水産業の振興施策につきましては、現在、令和2年度から第2期に入る5ヶ年の「浜の活力再生プラン」を策定中であり、水産業を取り巻く現状を的確に把握した上で、

「藻場再生・資源管理対策」「魚価向上対策」「所得向上対策」「新規就業者の確保・育成」「漁業コストの削減」の5つの基本方針を柱として、具体的な取り組み内容を検討してまいります。今後も、町及び天草漁協苓北支所等関係機関が連携を図る中で、引き続き水産業の振興に努めてまいります。

また、併せて、苓北町での就業の機会を皆さんにお与えすることが人口増につながる、賑わいにつながるわけでございます。ただ、今の状況でいきますと、介護施設等々をつくる意欲のあらわれる方はいらっしゃるわけですが、今度、そこで働いていただける方がなかなか確保できにくいという、非常に難しい問題が起こっております。そこで、今後ですね、その働きを、働き方改革も含めた中で、外国人の方々に働いてもらえるのかどうか。この普及策も検討してまいらなければなりません。このことについては、今の国の状況、よその状況を見ますと、なかなか外国人の方と一緒に触れあっていくのは難しい状況もあるようでございます。しかし、働き手をどう確保していくかという大きな課題もございますので、このことにつきましてもよく検討しながら、働いていただく方をしっかり集めることによって、介護施設等々もますます充実していけるのではないかと、そういう考え方でいるところであります。

また、少子化対策についてのご指摘でありました。令和2年2月27日現在で、子育て医療助成事業の対象となる0歳から15歳の人数は803人です。これとは別に町内の高校生は249人です。その内、17名が医療費無償化の対象者であります。内訳といたしまして、14人はひとり親世帯の方、3人は非課税世帯の方となっております。

子育て医療制度の拡充につきましては、平成27年度から中学3年生までを無償化といたしました。次に、平成31年度から15歳から18歳までのひとり親世帯の方と住民税非課税世帯の方の無償化を実施しております。

以上のことから、現状のままでしばらく様子を見させていただきたい。その中で、高校生の親御さんたちにもご意見も賜りながら、今後どういうふうな形で支援をしていくのか、検討していきたいと考えているところでございます。

以上で、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） はい、ありがとうございました。詳しく答弁いただきました。

今現在、富岡城大手門関係で、一応、みなとオアシスで対応している状態でございますけども、本当にもう週に1回、土曜日だけですけども、いつもいっぱい品物は大体完売しているということを聞いております。そういう中で、やっぱり何かもう少し町民の今お店なんか減っておりますし、そこら辺を考えながら、行けば何でもあるんだというようなことを考えていただきまして、週に2、3回でも増やしていただければ結構

なことだと思っております。

一応、観光的には最近オルレあたりもちよこちょこ歩いている人を見かけます。そういう中で、やっぱり道の駅あたり、条件がいろいろ難しいということでしたけども、もう一度検討していただければという気持ちであります。

それと農業の面ですけども、本当詳しく答弁いただきました。その中で、やっぱり一応みんなにアピールをして、農協の一応役員会じゃなくて、何か部会か、部会のときでも農林水産課の人たちはいつもお見えでございますので、そういうときにやっぱりアピールをしながら、それで自分に自覚を持たせてそういうことがあるんだということをみんなに、私たちもアピールしますけども、知らない人が多いですので、そういうことは特にお願ひしたいと思います。

そして、漁協のほうですけども、本当、近代、ここまたウニも3月から始まったんですけども、毎日一応1キロ500グラムぐらいとっていたのが、今はもう800グラムぐらいしかとれないと、値段は上がっているそうですけども、何せ中身がないということで、殻はいっぱいとってくるけど、中身がないということで、やっぱり海藻がないということで、食べ物がないということで、毎日聞いております。そういう中で、やっぱりどうにかせんといかんからもう早急なですね、これはやっぱりその対策に一番力入れていただければ、早く解消できるんじゃないかなろうかと思っております。

それで、最後のこの少子化問題ですけども、本当に今度ですね、保護者が学校の役員会とかいろいろ寄って、何で苓北町は高校まで無料じゃないんだと。今高校やるのもう本当お金もいっぱいいるし、みんな、もう天草市へ移住しようとか、そんなことまで話しているようなことを聞きました。これじゃいかんということで、ほんなら私が一般質問して、1回聞いてみるからということで、今日はやらせていただいたんですけども、まだ現状のままでちょっとやっていきたいと、町長の答弁でしたけども、これも真剣に検討いただき、よろしくお願ひしたいと思います。

だから、もう本当どれも一緒ですけども、職員、私たちもそうですけども、議員も一緒に本当に本腰を入れてやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） マルシェとか港でやっておられるのは、魚がもう真っ先に売れるそうでございますね。できれば、魚を3枚ぐらいにおろしてもらえればもっと売れるんじゃないかというそういう要望もありますので、今、担当がどうしたらできるのか、保健所ともよく打ち合わせをしながら、実現できるように今後検討していきたいと。

また、農業にしましても、なかなか後継者の方がいらっしゃいませんが、農業は、先程答弁で申しましたように、国からの助成金やら町がつくった助成制度に何人か乗っておられる方もいらっしゃいます。

漁業はたった1人いらっしやっただけで、なかなか後継者が出てこられない。それというのも、今ご指摘がありましたようなかたちで、水産資源が段々減ってくる。餌になるのはあるんですが、ガンガゼが全部食べてしまうので、ウニが食べるのがなくて、開けてみれば空ばかりが多いという、それは現実的にそういう状況でありますので、先程の答弁でも申しましたように、そのガンガゼの駆除等も含めて、どうやったら藻場再生ができるか、そして、その藻場の代わりに餌になるものが、畑になるもので代替がきくのかどうかも含めて、今実証をやっているところであります。前向きの結果が出れば非常にありがたいと考えているところであります。

高校生の医療費無料化につきましては、これは確かに無料化にすれば非常に喜んでいただけると思うんですが、もうしばらく検討させていただいて、研究をしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） はい、ありがとうございました。本当、高校生のことは本当に真剣に福祉保健課のほうもよろしくお願いしたいと思います。これで終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告4番、5番議員、松本良人です。通告に基づきご質問をいたします。

富岡城大手門内側に埋め立て箇所のある町長の所有地に伴う町長の見解について、お尋ねをいたします。

前回の一般質問で、富岡城大手門内側の富岡小学校と大手門堀との間の農地、埋め立てについて質問しました。

特に「史実に復元されたいという大手門の裏手も、当然、できる限り手付かずのままであってほしい。町としてもそうしなければならないと思われる。しかし、現状は整地されたすばらしい農地と化している。金の掛からない観光の目玉として、地権者の方々に事情を説明をし、対応等できなかったのか」と質問をいたしたところでございます。町長の答弁は、農地の形状変更等については適切に処理されて問題ない。石垣上部は除草等を行い景観に配慮していくということでありました。質問内容とはほど遠い回答でありました。

このことについて、今回、「きずな」を見られた町民の方から「この地には町長の畑もあった。町長はどう思われて埋め立てされたのか知りたい」というようなご意見がありました。町民の方のご意見はごもっともなご意見です。このことについて、町民の方からのご指摘どおり、この地に町長の土地があったなら、町長の見解をお尋ねします。

2番目でございます。

災害避難計画に伴う「自主避難注意報」の対応についてお尋ねをします。

災害の被害を最小限にするため、町では、避難所を開設する等手だてを行い、「自主避難注意報」を発動し、町民の避難を呼びかけ、対応されていることは承知しております。

次の件についてお尋ねをいたします。まず、第1、避難所の選定の方法、2番目、高齢者世帯、一人世帯等弱者への対応、3番目、避難所でのアフター等の対応、4番目、避難所全体の対応でございます。

最後に、避難所まで送迎、交通手段についてお尋ねします。これは「避難所に行きたい、子どものところに行きたい、親類のところにお世話になりに行きたい」と思われる高齢者の方々等いろいろおいでになられると思われませんが、交通手段等、町としての対応はあるのかお尋ねをします。

3番目でございます。

災害対策本部の設置についてお尋ねをします。

災害には、様々な種類、ケースがあります。このような災害の避難に対する注意報、警報は豪雨、台風については気象庁や気象台の予報によりある程度前もって把握できますが、そうでないものもあります。地震、津波、大規模火災、ゲリラ豪雨など突発的、かつ重大な災害が発生した場合の対策本部設置について、どのような手順で行われるのかお尋ねします。

4番目でございます。

仮称「自主福祉ヘルパークラブ」の設立要請等についてでございます。

苓北町では既に高齢化率40%を超えている中で、様々な取り組みがなされていますが、日一日、一日と高齢化率は高まる中で、高齢世帯、独居、一人親世帯などの増加は増える一方です。

また、ひきこもりは日増しに増加の傾向にあり、ひきこもり等防止策を積極的に推し進め、介護予防、認知症予防をはじめとした、要介護高齢者の増加を防ぐ必要があると思われま

す。このような中で、町として最大の計画により対応していただいているものと思われま

すが、確実に高齢化率が年次ごとに高くなる中で、対応にも限度が出てくるのではないかと

思われま

併せて、苓北町では行政による指導体制が充実していると思われま

すが、今後益々、保健指導、栄養指導が、そしてまた、調理指導も重要視されると思われま

す。

これからは、生活習慣の指導こそが、がん、糖尿病、要介護者、認知症等の予防の最

高の手だてと思われ、町民一人一人の幸せ、そして介護保険料、国保税の削減につな

がります。今後は更なる体制の強化が必要ではないかと思われま

すが、いかがでしょうか。

お考えをお尋ねをします。

苓北町では、国の指導により、自主的に災害を防ぐために、各地区自主防災組織が確立し、防災の一役をかっております。

自主防災組織が確立した中で、今後は地域のつながりを更に強め、これからの高齢化社会が限界集落と言われ、過疎地が益々もって進行し、高齢者の一人世帯、二人世帯が増加する中に、本町に生活している町民の方々が、絆を深くし、健康で楽しく安心して暮らせるために、仮称「自主福祉ヘルパークラブ」あるいは「自主福祉組織」の設立を要請したいと思いますが、どのようなお考えかお尋ねをします。

5 番目でございます。

新年度予算の対応についてお尋ねをします。

天草下島大部分が天草市です。その西北端に苓北町があります。これまで、住民サービスは、天草市、苓北町は差が感じられることなく共に推し進められてきました。ややもすると、そのサービスは苓北町が進んでいたようにも思われてきました。

他町にない九州電力苓北発電所建設により固定資産税の増加がその理由であり、当然のことだと思っております。しかしながら、近年その差は縮められ、今や逆転現象にあります。これまでに、議会本会議、委員会等の中で町民皆様の立場に立った要望をしてきました。車道を通行しない農作業用のコンバイン、田植え機、建設機械のバックホー等作業車に軽自動車税が課税されています。もちろん天草市は免除をされております。

また、公衆トイレへのベビーキープ、これは赤ちゃん用のシートでございますけれども、設置、これは天草市はほとんど大概付けてあります。高校生の医療費の公費負担等、天草市においては、市民側に立った数々の施策が講じられています。

人口減少が深刻な現実の中に、天草市への転出にも歯止めが必要であることは必至です。周囲を天草市に囲まれた町ですが、そのような中に、苓北町としてどのような対策をお考えかお尋ねをします。

併せて、これまでに議会本会議、委員会等の中でいろいろな要望を重ねてきましたが、新年度の予算についてどのように反映されるかお尋ねをします。

以上、ご質問をいたしますが、今回、回答の次第では自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、富岡城大手門内側の埋め立て、これ私、所有地に伴う町長の見解はどうかということでありました。

この地は、以前は富岡小学校の隣地で、非常に低くなっておりました低地であります。低地でありますので、そういった面で皆さん高齢化であります。高齢化であるので、な

るだけ耕しやすいように道路と同じぐらいの高さに埋め立てようというご意見もありまして、土地所有者6名の連名で、周辺土地所有者の承諾を得た上で、水はけの改善と耕しやすさを目的に嵩上げをいたしました。これは大手門復元計画とは、この地域に入っておりません。以前も畑でしたし、今度も嵩上げすることによって、ただ土地が高くなった畑であります。そういった意味で、これについて行ったことについては、今立派に畑が耕やされて、非常に前よりも景観がよくなっておりますので、いいことをしたんだなど。そして、ちなみに、この料金もそれぞれがお金を出し合って埋め立てた経緯がございますことを申し添えておきます。

次に、災害時に伴う「自主避難注意報」の対応についてということで、5点のご質問をいただいております。

まず1点目の避難所の選定方法であります。災害の発生する恐れがある場合には、地域防災計画に基づき避難勧告等を発令します。全国的に予防的避難のための早めの自主避難に取り組んでおります。自主避難所につきましては、避難所で一夜を過ごす場合もあることから、ある程度の収容人数とエアコン設備がある指定避難場所から各地区1ヶ所を選定しているところであります。

2点目の高齢者世帯、一人世帯等弱者への対応についてであります。苓北町では、福祉保健課から民生委員に協力をいただき、災害時避難行動要支援者名簿を整備しており、要介護者や障がいのある方、高齢者世帯、災害時に一人もしくは家族だけでは避難が困難な方についての緊急連絡先や近隣の支援者を掲載しております。この名簿を警察や消防のほか、行政区や自主防災組織、民生委員等に配布しており、災害時は、自主防災組織や近隣の支援者を中心に声かけや避難支援等をお願いをしているところでございます。

次に、避難所でのアフターケアと避難所での対応についてであります。避難所を設置した場合、各避難所には職員を1名配置し、避難所の受け付けや本部への定時連絡等の業務を行っており、避難者が体調不良となった場合なども本部で関係機関へ連絡することとしております。

次に、避難所までの送迎、交通手段についてであります。災害発生時等については、基本的に「自助」、「共助」、「公助」を周知させていただいております。基本的には家族も含む自分での避難をお願いいたします。

次に、先程申し上げました、高齢者や一人世帯等弱者への対応で答えさせていただきましたように、災害時避難行動要支援者名簿に基づく支援者や近所の方、自主防災組織等をお願いをいたしているところでございます。

次に、災害対策本部の設置についてであります。議員の質問にありましたように、台風や大雨については事前に警報等が発令されるのに対し、地震など予測が難しく突発

的に発生した場合は、苓北町地域防災計画において、大雨や地震等の各種災害の種類に応じた対応手順について定めております。まず、大雨や台風等の気象警報が発令された場合や地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合には監視体制を取り、状況により災害警戒本部を設置し、災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害対策本部を設置することとしております。災害対策本部の設置基準につきましては、特別警報が発表されたとき、町内では震度6弱以上の地震が発生したとき、大雨、洪水、高潮または津波等の警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき、警報発表の有無に関わらず災害が発生し、または発生の恐れがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき、町に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、必要と認めるときなどを基準として定めております。

次に、「仮称『自主福祉ヘルパークラブ』の設立要請等について」のご質問について答えさせていただきます。

まずは、高齢化率が上昇すれば対応にも限度が出てくるのではないかとということであります。限度が出てこないようにするため、健康の保持・増進や介護予防・自立支援・重症化予防を推進することが重要でありますので、予防事業として、健康づくりや介護予防施策の強化が必要だと考えております。しかし、この限度が出てこないというのもある程度の年数をいうものでありまして、人間はいつかはやはり限度も出てくるわけですので、この方たちに対しては、やはり先ほども申し上げましたように、要支援のところで対応をしていくべきではないかと考えているところであります。

「今後は更なる体制の強化が必要ではないか」ということでございます。議員のご指摘どおり、糖尿病などの生活習慣病を予防及び重症化予防に力を入れることで医療や介護にかかる費用を抑制することができると考えております。ご指摘のとおりであります。

苓北町におきましては、現在、栄養士3名、保健師2名、運動指導士1名で保健・運動指導に取り組んでおります。今後も保健・運動指導体制を整えて取り組んでまいります。

次に、「仮称『自主福祉ヘルパークラブ』の設立を要請したいが、どのような考えか」ということでありますが、現在、苓北町内では、高齢者のボランティア活動の支援、シルバー人材センターを中心とした高齢者就労支援、皆さんが集まる憩いの場であるサロン活動等が行われています。今後も内容の充実に取り組んでまいります。

議員ご提案の「自主福祉ヘルパークラブ」につきましては、これまでの町の取り組みからいたしますと非常に素晴らしいお考えであると考えているところでもあります。こういう集まりが町のいろんなところでできて、それぞれが健康に留意をなさり、そして、また交流を深めていただいて、いざというときに避難等に大きな役割を果たしていただけるものと期待をいたしているところでございます。

新年度予算の対応について。

まず、コンバインや田植機等農耕作業用車両の課税についての質問であります。質問の中にもございましたように、コンバインや田植機等トラックに乗せて道路を走らないのにどうして税金をかけるのかということであります。以前にもこの件についてご指摘がございました。この小型特殊自動車の農耕作業用車両の課税につきましては、地方税法第442条及び第443条、道路運送車両法第3条、同法施行規則第2条、別表第1及び苓北町税条例に基づき課税をしているところでございます。

天草市が課税免除としているコンバインと田植機につきましては、他の自治体の状況について調査をするというのがこの前の答弁の主旨だったと思います。その結果、県内の市町村におきましては、課税免除を行っている自治体は天草市のみで、そのほかの自治体は全て課税をしている状況でありました。また、九州管内の市町村も条例等確認できた範囲では、軽自動車税の農耕作業用小型特殊自動車について課税免除を規定している市町村はございませんでした。

このように、法令に基づき課税している他市町村の状況や税収の確保が喫緊の課題となっている町の状況、税の公平性の点等からも町税の課税免除につきましては難しいと考えております。ただし、ご指摘のとおり道路を通らない、そして農業には非常に役立っている、そういうコンバインでありますので、このことは農業、もしくは産業振興策の中でそれに見合うものを今後、来年度の予算に計上してまいりたいと考えているところであります。

次に、公衆トイレのベビーキープ設置の質問にお答えをいたします。

ベビーキープは、苓北町物産館と富岡ビジターセンターに設置してございます。ベビーキープを設置するためには、多目的トイレのような広さがないと設置できませんので、今後は、スペース等を考慮して、これを増やしていく方向で検討をしてまいります。

次に、高校生の医療費の公費負担についてのご質問でありましたが、このことにつきましては、先程田嶋議員のご質問にお答えしたとおり、しばらく様子を見させていただきたいと考えているところでございます。

次に、これまでに議会本会議、委員会等の中で要望された分についての新年度への対応についてでございますが、これまでいただいた要望等につきましては、ご質問の折、回答させていただいておりますし、検討・対処を図ってきているところでもございます。具体的な個別事業につきましては、今後、新年度予算審査特別委員会の中でお尋ねをいただき、あるいはこちらで用意した回答をご披露させていただきながら、その展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、昼食のため、13時、午後1時まで休憩を

いたします。

なお、先程撤回、訂正の請求がありました分の令和２年度一般会計予算書の差し替えがありますので、議席においてください。

―――○―――

休憩 午前 １１時 ５０分

再開 午後 １時 ００分

―――○―――

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

松本良人君。

○５番（松本良人君） ご質問いたします。

まず、富岡城大手門関係の件ですが、埋め立てる前の姿ですね、私はよく知っております。あそこら辺は一筆調査で地籍調査の担当をしておりましたから。境には石が、丸石が並べられて、風情が昔そのものの形が残っていたように感じます。そんな中に、埋め立てられたという、なぜ埋め立てられたかというのが、私は聞きたかったですよ。例えば、富岡城の関連で史実に忠実にしたいという町長の願望のもとに、今何十億という金がかけている中で、あそこはもったいなかったなというような気がいたします。その点の町長のお考えをどういった感じでしたか。特に、埋め立てられたあとは何も使ってなかったと。近々イチジクが植えられていくらかの農地になっておりますけれども、埋め立てられたあとは放置されておったと、そういったところで見解を聞きたかったですけど。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 埋め立てをして、なるだけ耕しやすいようにしようという地権者の考え方は合致いたしまして、それぞれ広さに応じたお金も出し合って埋め立てたわけであります。あくまでも、あそこはその計画の中に入っておりませんので、我々としたらもっと耕しやすい、水はけのいい農地にしたほうがよかったと、非常に耕しにくいというのは、くぼ地でしたので、降りにくいから、結局は荒地になっておりましたので、それを嵩上げしたことによって、最初は太陽光発電でもしようかという話になったんですが、これも流れて、しばらくしたらそれぞれ耕そうということになったんですが、その後、イチジクをつくりたいから全部貸してくれということで、これも皆さんと協議をした中で、それではお願いしようかということになりまして、そういう経過であります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○５番（松本良人君） 富岡城復元を史実に忠実に推し進められるならば、富岡城関連史跡の周辺の景観も重要な財産でございます。中国の言葉に「鹿を追う者は山を見ず」という言葉があるそうでございます。ぜひ、目的を見失わないでほしいと思います。

続きましては、次の質問に移ります。

避難所の件ですが、この避難所箇所の選定方法はどうか。例えば、避難は津波、地震、台風、豪雨とその避難はまちまちであると思いますが、その種類によつての避難の方法が違ふと思いますが、どういったことで進められますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、防災計画のほうで指定避難所載せておりますけれども、その施設ごとに対象となる災害を定めておりますので、それに基づいて避難所の開所を行っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 坂瀬川公民館とか、都呂々中学校等が今まで指定されてあるわけですが、その区分ごとにどういったことをするか、ちょっと明細ごとに教えていただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、坂瀬川公民館につきましては、対象とする異常な現象としまして、洪水、それから崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震において避難所ということでの指定を行っております。

坂瀬川集会所につきましては、洪水、それから高潮、地震ということでの指定を行っております。

○5番（松本良人君） 坂瀬川中学校なかもん。

○総務課長（尾脇宣宏君） 坂瀬川集会所です。

○5番（松本良人君） ああ集会所。

○総務課長（尾脇宣宏君） はい。それから、公民館だったですかね。

○5番（松本良人君） あと都呂々がある。

○総務課長（尾脇宣宏君） 都呂々ですね、すみません、都呂々公民館につきましては、洪水、崖崩れ及び土石流及び地滑り、それから高潮、地震ということで災害指定をしております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 特に坂瀬川公民館あたりはですね、あそこの小路川に流木を止める施設をつくりました。私は、前回もずっと言い続けてきたんですけども、もしあそこに本当に流木が止まったならば、オーバーして直接公民館のほうに行くんじゃないかなと思います。

また、都呂々中学校あたりはイエローゾーンですかね、黄色の枠がかかって、農道もいくらか入っておると。前回の中国地方の大雨警報あたりでこの避難所を指定しとったが、そこまでは行けんじゃったとか、そこが機能が発揮せんだったとかいうようなこと

がありましたけども、そこら辺の対応はどう考えておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 一応指定避難所につきましては、基本的に公共施設を中心に指定を行っております。その中で、その後、災害の状況を見た中で、各地区の分館であるとか、そういった民間の施設あたりも指定避難所に指定をすることがあるということで明記しておりますので、その災害状況を見た中で適当、適当と言えはおかしいんですが、適切な避難所を指定をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 津波の安全な海拔ですね、高さは何メートルと推定されておりますか、苓北町は。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 津波については、何メートルが安全かということは特に想定できないと思っております。と言いますのは、例え10センチ、30センチであつても津波というものもございますし、通常は、大規模災害でいきますと10メートルとかそういったものが津波というふうに報道されておりますけれども、そういったことで、津波につきましては、想定が何センチの津波が来るというのは想定できませんので、とにかく津波の注意報等が発表された折には、近くの高台に避難してくださいということで、まずは周知を図っているところです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 津波の海拔は苓北町では想定はしてないと、想定をしてない上で、そういった公共施設なんかはずっとつくっていかれたわけですかね、そういうことですかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、今の答弁、補足といいますか、させていただきます。町のほうで今整備をしておる指定避難所、避難地等の整備に関連したご質問だと認識いたしますので、それについて回答いたします。

指定避難所につきましては、その津波の指定につきましては、公共施設で海拔12メートル以上ということを基本に指定避難所は指定しております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） およそ12メートル以上のところに逃げていけば助かるということですかね。

それで高齢者のとか、一人世帯への弱者への対応をお尋ねをします。

避難行動要支援者名簿を整備してあるということです。それから、緊急連絡先や支援者を掲載してあるということですが、そこら辺の説明を、もうちょっと詳しい説明をお

願います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の名簿についての質問でございますけれども、災害時避難行動要支援者名簿等につきましては、対象者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援を必要とする事由、まあ理由ですね、要件といいますか、それにつきまして、例えば、介護であるとか、障がいの等級等や高齢者とか、一人世帯であるとか、そういった情報、それに基づく近隣の協力員、緊急の連絡先の方の氏名、住所、電話番号、続柄等を記載して整備をしております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） このことにつきまして、過去に同じような質問であったかと思っておりますけれども、たまたま目を通していただいて、その方たちが兄弟で、何ですかね、支援者とか何かに載っておられた。例えば、弟さん夫婦のところにお兄さんのほうが支援者に行くというような形をとってあったケースがあったり、これはここで申し上げましたので、多分頭の隅にある方もおいでと思っておりますけれども、その方が兄さんのほうから亡くなっていかれたということですね。それで両方とも高齢者世帯だったですけども、そういったことがありますので、町としては入念な検証をした上でのこの避難行動要支援者名簿を策定をしておられるわけですか。それとも、地域からあがってきたのをそのままのみにしてからつくっておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） リストにつきましては、対象者本人やその家族の方の同意を得た上で苓北町避難行動要支援者リストを作成するとしておりますので、基本的には、申請に基づいて整備をしているという状況でございます。

この名簿につきましては、毎年度各担当課のほうで見直しをして、追加、削除を行っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 前回、私が尋ねたときも、全くそういったことでございました。要は、私が言うのは、行政そのものが見てみて、行政の担当の方がそういったチェックはなされたかというのを聞いたっですよ。おいらばしとってくだっせ、あんたにしときますけんというぐらいな軽い気持ちでしておられれば機能が発しないときがあるとじゃなかろうかと思いますが、そこら辺どうですかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） その件につきましては、もう申請の段階でそれぞれそういったことを検討された上で申請をされていると、こちらのほうでは判断をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、それはお宅があがったとば、そのままのみにして判断して名簿をつくったか、あるいは、それをもう1回ここの行政の担当者あたりで入念にチェックしてからしたかということなんです。例えば、もしそういったことがあって、本当に現実の場合は、その行動支援者名簿とその支援者が歯車がかみ合ってそういった形で動くか動かないかを聞きよるわけですよ。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） その件につきましては、例えば、その対象者の方の支援者であるとかにつきましては、民生委員さんのほうにも入っていただいた中で検討しておりますので、十分対処を、今はできているのではないかと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そのできているんじゃないかというところに私が疑問あるから、ここの行政の皆さんが、お宅たちがチェックをしたかというんですよ。この前も民生委員さんからあがってきたのを云々でということがあったので、名簿を見せてもらいましたが、我々近所の者が見ても、これはでけんもんというのが何件かあったから、前日も、そして、今回も今聞きよるわけですよ。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご質問の主旨がよくわかりました。今のご質問に対しては、再度配慮して、名簿のほうをですね、今のことに注意して見直しを図ってまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 人命を左右することですので、入念に取り組んでいただきたいと思います。

それから、高齢化率が50%以上の集落が多い中に、この自助、共助、公助とか云々のもですね、もうほとんど今はもう外部に押し付けた責任のような感じでありますけれども、そこら辺ですね、今集落で健常者は仕事に行っておられる。特に夜勤なんかもされる方が多い、それから、消防団に団員が行っておられれば、もう残とつとはもう65歳以上じゃなくて、もう70歳、75歳の方しか残とらんですよ、地域にはな。そういった形の中で、どういうことをされるかということを一番懸念するわけですが、そこら辺はどう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今のご質問ですけれども、今全国的に災害に対処するためには、自助、共助、公助というのを盛んに報道しているのはご存じだと思います。基本的にですね、まず、自分の身は自分で守ろうということを周知をしているところでございます。そういった中で、今おっしゃるように、高齢者の一人世帯とか、そういった方

もいらっしゃいますので、自分でするのはままならないといえますか、そういう方もいらっしゃいます。そういう方がいらっしゃる部分については、ご近所、またはその地域でそういった方々と一緒に手助けをして助かろうという共助をお願いをしております。そういったことをしていただいている間に、最終的に国であるとか、県であるとか、防災組織であるとか、消防とかそういった機関の公助が一番最後になってくると、ですので、まずは自分の身は自分で守ってください。その次は、地域の安全は地域で協力していきましょうということをお願いしますということで周知をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） おおよその今やっておられる考え方はわかりました。それで、もしですね、これは避難所でのケア等についてお尋ねしたいんですけども、避難所が警報が発令された、それで、私はそのときに避難所に何回か足を運んだことがありますけれども、避難所には確かにお一人の職員さんがお出ででございました。お一人の職員さんでいいということですかね、何かそこら辺も改めてお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今のご質問ですけれども、町としましては、災害が起こる前に余裕をもって避難するということで、自主避難ということでの自主避難所の開設を行っております。そういった中で、自主避難ですので、避難されて来られる方は現実に今は少ないわけですけれども、そういったことも踏まえ、最初は1人職員を派遣して業務にあたらせておりますので、例えば、避難者がたくさん来られた場合は、そのあとに職員を追加派遣するということは考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 何か手抜き、手落ちがだいぶあると思いますけれども、時間がありますので、もし避難所内においてですよ、体調の不良者が発生した場合、具体的な対処方法はこういった形でやりますか。例えば、もし1人のその避難者が1人の女性であったとき、私2回ほど行ってきましたけど、ほとんど男性の留守番の方がお出でですけれども、そこら辺の対応はどう考えられますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 避難されて来られた方の体調不良につきましては、何かあったらもう遠慮なく非難所要員の方にご相談いただきますと、そこから役場のほうに、本部に連絡が来ますので、本部のほうから、例えば、消防や医療機関へ連絡をし、その指示を仰ぎながら、最終的には搬送という形になると思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これは多分説明の中で、本部との連絡を云々と書いてありまし

たので、すぐ本部のほうに連絡を取ってから対応されると思いますけれども、都呂々の場合ですね、これまで大雨、台風においては、ほとんどですね、大雨のときは国道389号線は通られんわけですよ。それから狸川内線がだめになってから、ほとんど陸の孤島になったケースが何回かあります。何回かちゅうか、今までですね、ここ1、2年ございませんけれども、その前までは毎年ありよりましたが、そういったケースは想定されましたか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 道路が寸断された場合ということでございますけれども、その中であっても、どこか多分通れる道路があると思いますので、まずはその道路の情報の確保、それから、まずは、医療機関、消防等への連絡をして、その対応というものを聞きながら、そういった搬送ルートの検索ということになっていくと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この本会議が、過去に議会がある中で、都呂々の方面が寸断されたことがご記憶にあると思いますけれども、そういったことが都呂々の場合はいっぱいあるわけです。そのために、私は国道389号線の改良もしてください。嵩上げなっとしてください。あるいは、狸河内線は用地を買ってあるが、そのまま改良ストップって、何の手だても打ってないというようなことも再三申し上げておりました。それから、唯一通れる濁淵線ですけれども、そこも舗装してくださいということが、全く手つかずです。そういったことをずっと言い続けておりますけれども、全く手つかず、それから、濁淵線あたりはですね、やっぱり慣れない職員の方は通られるのかなと、ちょっとわからんからですね。今、どがんかして通られんごてなっところはあんまりなかということでございますけれども、全く通られないというときがありました。私は、最悪の場合を考えた、やっぱり避難体制をとらないかんなんじゃなかろうかなと思っておりますけれども、そういったことをどう思われますかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 最悪のことを考えるべきだということでございますけれども、最悪、もう道路が全然寸断されて通れないということになればですね、例えば、緊急の防災ヘリであるとか、ドクターヘリとかそういう要請になると思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） もうぜひですね、ヘリコプターどん呼んでください。

実は、それで避難所までの送迎とか、交通手段で聞くわけですが、交通手段あたりはすべて自助、自分でやりなさいということですね。今、お年寄りが雨の降る中に、本当に生きるちゅうか、何人おいでじゃろかなと。あるいは、近所の人に頼みに行くともちよっと言いにくいとか、いっぱいおられますよ。私は老人会おりますけれども、老人

会の会合に行くとも私ずっと集めていきよるわけですから。そっでですね、そこら辺はどう思っておられますかね。やっぱり自助、共助、公助ですかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 避難の交通手段ということでございますけれども、それにつきましては、基本的にはやはり自分で避難できる場合は自分ですね。どうしても自分で避難できない場合は、先ほど言いましたように、ご近所の方にお世話になるとか、例えば、行政区の区長さんに相談をする。あるいは、自主防災会ができておりますので、自主防災会のほうでお願いをするという形になると思いますし、そういった分もどうしても手配がつかないということであれば、消防団であるとか、町の職員が対応するとかというふうに段階的になっていくものと考えます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） あまり我が事は我がでせろというのが主だということでございます。弱者はどうでもよかというような感じを受けるわけですが、まず、交通手段を持たない弱者の唯一の頼みは町営バスなんですけれども、この町営バスの運行はどのようなになっているかお尋ねをします。災害時、この前、わからんどけん、ここ2、3年、去年から一昨年ぐらいの対応でもよかです。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 巡回バスにつきましては、台風時のことだと思いますが、台風時には反対に風を受けますし、バスに乗られてた方が反対にけがをされるという危険が伴いますので、巡回バスは運行休止ということで町のほうで対応をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 高齢者になると免許証が取り上げられる、ほつで車も運転できん、近所の人がおらんだったら、交通手段は、ああ町営バスがよかけん、おるけんよかよかということでの町営バスも動かんということですね。何も、要するに、手足がもぎ取られたカニと一緒にですが、この前日にもですね、前日から運行されんときがあつとですよ。ちゅうのが、まだ天気はよかとばってん何で止まつかいというところが、今までの通例ですよ。これは温泉センターが休館になったら青バスは動かんとですよ。私は、試しに2回ほど産交のほうに電話をしてみました。産交のほうもバスは運行しとらんとですかねと言ったところが、いや、苓北町、熊本県内、いや天草管内全部動いております。全然止めておりません。その反面、苓北町の青バスの前日から止めてある。これ言うのとすつと全然違うじゃなかですか、そこら辺対応どがんですか、お考えは。町長、どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私はその事実を知りませんので何とも言えません。ただし、そ

ういうときには、役場職員なり、消防団なりお願いして、搬出をするべきではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私も全く町長の意見と一緒にです。もう温泉がなかなか温泉バスに行かんちゃよかわけですから、そういった弱者のところに、バスは4台か5台ぐらいおりますね、そこら辺を重点的にやっていただける計画してあってここに待機してるものと思っちゃったですけども、そうでなければ、今後は、入念なる計画のもとに、やっぱり災害、相当なやっぱり災害は恐ろしい。念を入れてください。

それから、3番目の災害対策本部の設置基準について、体制はどのような体制でありますかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 災害対策本部の体制についてということでございますけれども、災害対策本部につきましては、本部長が町長です。副本部長としまして副町長、教育長、消防団長となっております、各部として総務対策部、民生労働対策部、衛生対策部、農林水産対策部、土木対策部、教育対策部、出納対策部の7部体制となっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） すばらしい体制を取ってあるようでございます。大体西日本豪雨とか、震災その他では、自治体の長の行動に不手際があったなどと、数々の批判がマスコミ等を賑わしておるわけですけども、本町での対応は、町長さん、かなりここにお出でにならんとかがある。そんときの対応あたりはどういったことで考えておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が本部長になるわけでありますので、私が不在の場合は、副本部長、つまり副町長、教育長、消防団長、そして総務課長が総務部全部を握っておりますので、その体制の中でやっていただくと。副本部長についても、誰かが欠員になった場合は、いらっしゃる方で総務課長とよく相談しながら、そして、我々と連絡を取りながら進めていただくという体制を取っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今回、特に関東ふるさと会へ、町長、副町長が同時に出席してあったということが広報に載っておりました。町長、副町長、これ苓北町ば同じ日に空けてよかつかいてというような意見がありました。聞いてくれろと、どういうこつかて。そういうことでございますが、副町長の職務は大体どういうことですかね。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 副町長の職務は、文字通り、町長の補佐役でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私たち議員になってから、かなりいろいろな形で来賓としての出席場所が多いわけですが、多分、我々が行って、議長あたりもお出でになるときに、町長、副町長、総務課長来とらんとときが何回かあつとですね。やはり格好ん悪かです。ぜひ町長が忙しいときには副町長がちゃんと出て行っていただくと。副町長、町長おらんとときにはやっぱり総務課長とか、教育長が町長の代理で行ってもらおうとかいうような形をとって、町長の席には誰か行政の方に座っていただいて、その大会の雰囲気、あるいは総会での問題点あたりは十分に聞き入れていただいて、でですね、行政に反映していただかんことには、いろんな形でやっぱり弊害が出てくるんじゃないかならうかと思います。そこら辺は、これはお願いでございます。

それから、災害対策の対応次第では、相当大きな傷跡を残すことになるわけですね。昔はですね、何かあったと、消防団が出んごつなつたというときは、各地区に職員あたりがですね、もうそれこそボランティアですよ、消防団の方と一緒に公衆館とか、出張所におつて、そしていろんな、あんわれんとか行つてくれんか、年寄りの1人おらつとばい、こういうことで行つて、連れが行つて来て公衆館に来ていただいて、休んでいただいたというケースが我々の若いときにいっぱいありよつたですけども、今そういうところがあつとですかね。もう時間がないので言いますけれども、我々議会議員も職員も、あるいは町の関係機関も全員、連絡を密にしてですね、やはりその対策には力を入れんばいかん。人的に数がいつときは我々も存分に利用していただいて、事故防止に努めないかんと思いますけれども、そこら辺どうお思いですかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問ですけども、当然、そういった配置や連絡体制は必要だと感じておりますので、役場内でもそういった非常時における連絡体制は確保しておりますし、そういった状態になつた折には、各地区の公衆館であるとか、そういったところに、役場に来なくて公衆館のほうに出動といいますか、出てもらふようにしております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それでは、4番目の自主福祉ヘルパー等の関係に入らせていただきます。

健康づくりや介護予防施策の強化、あるいは糖尿病などの生活習慣病の予防とか、あるいはもうそういった病気が重症化に向けていることは知つてると、一生懸命やりたいと、私と同感のところは多かつたわけですけども、この事業をどういったことで推し進めていこうと思つておりますか。何かちょっと先ほどの中ではよかて思いますという

ぐらいで、具体的なことがなかったもんですから、具体的にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 健康づくりは本当に大事なことでありますので、町としても、先程答弁したような体制をとっておりますが、やはり自助努力というのもございます。それぞれのやっぱり自分の体調にあわせた中で、町民の皆様方それぞれ健康づくりをなさっておられると思います。それでもできない方とか、億劫で始められない方にとっては、何かグループでやるというのは非常にいいことじゃないかなと思います。そういう意味で、先程は自主ヘルパークラブというのは、皆さんで集まって、そして健康づくりにいそしんでいただく、非常に素晴らしいことではないかという答弁をいたしたところでございます。

また、そういう輪がいろんなところで広がっていくことを期待をしているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） スタッフの中で、栄養士3人、保健師2人、運動指導士1人を整えていることではございますけれども、この中には、保健師の中には室長も入っておりますかね。入って2人ということですかね。そこら辺が今の体制で十分かをお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 先程の保健師は室長も入れて2人かというところなんですが、健康増進室のほうには、私を含めて2人です。あとは地域包括支援センターのほうに1人保健師がおります。で、3人で予防活動をしているところです。

その体制で十分かというところなんですが、一つは、今年度は、私は保健師業務をしながら室長業務もさせていただいておりますので、非常にご迷惑をかけた部分も多々あると思います。室長に用事があったのに私がいなかったというところで、例えば、乳幼児健診に入っておりまして、赤ちゃん訪問に出たりしておりますので、ご迷惑をかけたところもあったんですけども、その分、福祉保健課長とか、健康増進課長補佐とかフォローしてくれたらと思っております。

あと栄養士のほうなんですけども、栄養士が3人おります。1人は正規職員です。もう1人が国民健康保険の特定保健指導を主にする管理栄養士が1人おります。もう1人が後期高齢者医療の保健指導をしている栄養士が1人というところで3人になります。

運動指導士は1人なんですけども、今年度で2年目になりますが、最初は、何をさせていただこうかなというところでいろいろ、まずは自分をPRというところで活動しております。平成30年度の実績なんですけども、56団体、延べ167日ですね、

1,000人余りの方の運動指導を担当したということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今後、弱者が増える中で、今の体制で十分ですか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 十分という判断をどこでするかというふうになってくるんですけども、まず、今の現状では、保健師が3人ですので、例えば、保健指導の優先順位をつけまして、優先順位の高いほうから指導に回っているというのが現状です。その優先順位といいますと、例えば、高血圧でみますと、検診を受けていただいて、上の血圧が180以上あって、治療もされてないという方がいらっしゃいますので、そういう方を優先に訪問をさせていただいて、医療のほうにつなげるような活動をしております。そこがまずクリアすれば、次は血圧を160以上の方に優先順位をちょっと2番目の優先順位というところで下げまして、その方たちの指導に回っているというところでしておりますので、そこをどこまで下げるか、160までしたら次は140以上というところでしてくるんですが、現時点では、今の人数では140から159の間の方の指導が十分行き届いていないというのは現状としてあります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 実は、私は老人クラブに加入している関係でいろんな相談を受けたり、それから、その会員の方の近所の方の状況を耳にしたりしてからですね、福祉保健課のほうには行くわけですが、相談を受けようと思っても、ほとんど半分は会いださん。これは私ばかりじゃなくて、町民の方々も行ってもおらんもねというような形になっとなかなかろうかと。訪問だけならば今のでいいかもしれんですけど、また、相談事なんかというのは、いつくるかわからんけん、やっぱり体制は整つかないかとかなかなかろうかと思えますね。ということは足らんということでしょう。人間が足らんということでしょう。140にするか、130にするかで、足らんということでしょう。やっぱりそこら辺ですね、ぜひ、町民は本当に五体満足で、認知症にならずにぼちぼちしとくが一番幸せなんです。そこら辺を再度煮詰めていただいて、今、これちょっと前後しますけれども、今、室長が保健師だから室長しながら保健師の仕事もしよるとでしょう。過酷と思わんですか、自分で。やる気満々じゃけんよかばってん、な。私たちが頼むほうからすれば、余裕をもって相談に行けるような態勢をつくっていただきたいと思えますけれども、そこら辺どうですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ご指摘のとおりだと思います。それで、保健師を募集をいたしましたが、応募がなかったと、今年はですね。だから、また募集もしていかなければならない状況にあると考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ぜひ、保健事業にも力を入れていただきたいと思います。

それから、栄養士等もですが、調理師のほうもぜひ考えていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、予算関係ですね、私、農業用コンバインの云々というのは前回聞いておりますので、全く聞かんちゃよかったですよ。ただ今回の質問要旨は、苓北町は天草市下島の端のほうにちょっとおつてですよ、天草市のほうが相当サービスがいい、学校関係にしても医療費の負担にしても、それから、その農作業用の車両にしても、あるいはベビーキープですかね、ある程度ついとるということです。そういったことであるので、町民の方が天草市のほうに、もう定住、そっちのほうに流れていくんじゃないだろうか、そこらが一番何ですかね、あれしております。そこら辺を聞きたかったですよ。特に、多目的トイレなんかにはしか設置できないので、狭いし、要するに、ベビーキープですね。狭いところにはできんと。多目的にしかできんということで、堂々と言われますけれども、本当にそうじゃなかでしょう。20センチか30センチのゆとりがあればできるのがいっぱいあるわけですよ、機種によっては。そこらは検討されてないんでしょう。

そして、やはり天草市よりもここがですね、やっぱりサービスがよいように考えてください。今、いろんなことは田嶋議員も言われましたけれども、前向きで検討してください、どうですかね、ここら辺。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 現状には、やはり町民の生活が不自由にならないように頑張つてまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 時間が来ましたので、これで松本良人君の一般質問を終わります。

○5番（松本良人君） もう締めは言わんちゃよかですかね、最後に。

○議長（錦戸俊春君） もう時間が来ましたので、これで終わります。

次に、通告5番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告5番、1番議員、山口利生です。

通告していた2点について質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策について、町長にお伺いいたします。

中国の武漢を発生源とする新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、ついに世界全体で10万人を超え、国内の感染者数も3月9日時点で1,217人にのぼっております。日々感染確認者が増加しておりますが、熊本県内でも6人の感染者が確認されており、中には病院の看護師や介護老人保健施設の介護士が感染したことで、病院、施設の職員、並びに利用者も院内感染の恐れもあり、大変な事態となっております。今後、

新型コロナウイルスの感染検査が保険適用となり、検査体制が整えば更に感染者が増加し、医療崩壊する危険性も危惧されているところでございます。

政府は、新型コロナウイルス感染が国内で拡大する事態に備え、社会への影響を最小限にするための対策をまとめた基本方針を定め、去る2月27日、安倍首相から小学校、中学校、高校並びに支援学校の春休みまでの期間、一斉休校を地方自治体に要請されました。この要請を受け、全国で小中高校、支援学校が一斉休校に踏み切り、全国での異例の休校措置で学校現場や保護者等も含め、大変な混乱が生じております。苓北町でも3月2日から3月15日まで小学校、中学校の休校を決定されました。ただ、保育所や放課後児童育成クラブについては、共働き世帯への影響が大きいことから休園させないこととされましたが、今後の対応について、2点町長にお聞きいたします。

1点目は、苓北町の保育所や小中学校の卒業式及び入学式等の行事に対して、今後どのような対応を考えておられるのか。

2点目は、使い捨てマスクの約7割を中国に輸入されていることを聞いておりますが、今、中国が大変な混乱でマスクの輸出を全面禁止しているということで、2月以降全国的にマスクが品切れ状態になり、苓北町でもマスクを買えず困っている町民が多数おられます。特に保育所や放課後児童育成クラブ、また介護施設等においては、感染防止を徹底するためのマスクの着用は欠かせないものですが、どこも備蓄マスクが底をつきはじめておられるのではないかと心配をしているところです。政府は、マスク不足を解消するため、国内の生産メーカーに増産体制を行うよう指示するとともに、国民生活安定緊急措置法に基づき、家庭用マスクの製造販売業者や輸入業者にマスク400万枚を国に売り渡すよう指示し、北海道の2自治体に対して、先行して配付をされております。ただ、全国にマスクが行き渡るようになるまではまだまだ相当な期間が必要ではないかと思いますが、町としてどのようなマスクの加工対策、また配付対策を考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、苓北町堆肥センターの管理運営について、町長にお伺いいたします。

苓北町堆肥センターは、町内で発生した生ごみ、牛ふん、下水道脱水汚泥を資源と位置づけ、有料な堆肥を生産し農地の自力回復により安全・安心な作物を作ることで資源循環型社会の構築を目指すことを目的に、平成12年度から13年度に総事業費5億1,000万円、うち国・県の補助金が2億5,000万円、町の負担2億6,000万円をかけ、全国に先駆けて建設されました。高速堆肥化施設により最短25日で完熟堆肥が完成するすばらしいものです。また、牛ふん、生ごみを原料にした「特殊堆肥苓北有機台地」と牛ふん、生ごみ、下水道脱水汚泥を原料にした「普通堆肥苓北ゆうき大地」の2種類が生産されています。特に下水道脱水汚泥を原料にした普通堆肥は、苓北町の主要農産物であるレタスやみかんの栽培の自力回復に活用されており、堆肥センターは、

荅北町の農業を支える重要な公共施設ともなっております。

しかしながら、堆肥センターの収支状況をみますと、平成14年度の供用開始時から多額の赤字が発生し、平成30年度までの累積赤字は4億6,300万円余となっております。また、建設経費も含めた町の財政支出総額は約7億2,000万円となっています。また、牛ふんの収集量をみますと、平成18年度に55戸の畜産農家から約4,000トン収集していたのが、平成30年度は21戸の畜産農家から1,300トンと大幅に減少し、堆肥生産量でも平成18年度、2,332トンだったのが平成30年度は756トンまで減少しています。これに伴い、平成30年度の施設の稼働率は18%まで落ち込み、正に宝の持ち腐れ状態にあります。

昨年12月10日の熊日新聞に山鹿市のバイオマスセンター廃止の記事が掲載されておりました。記事によると、平成17年度の供用開始から平成30年度までに運営費など6億7,000万円余を支出し、使用料などの収入が2億6,000万円余で、約4億円余の赤字となっており、令和3年3月末で廃止されるとのことでした。私もこの新聞記事に興味を覚え、山鹿市の担当部局に出向き、廃止に至るまでの経緯や施設の稼働状況等を現地調査してきました。山鹿市バイオマスセンターの建設事業費は約10億3,000万円余で、牛、豚の家畜排せつ物や生ごみ、下水道を資源としてバイオガス発電で電力をまかない、堆肥を4,380トン、液肥を1万7,336トン生産する計画の大規模な施設でした。今回、廃止決定となった要因につきましては、大型台風により2基の液肥貯留槽の蓋が破損し、その修理費に約3,000万円程度必要になったことや、大型機等等の更新に数億の経費がかかることが大きな課題となり、また、施設利用者も旧鹿本町の12戸の畜産農家しかいないことも問題となったとのことでした。また、施設の供用開始直後は黒字だったが、数年度からバイオマス発電が故障が多く、電気を購入に切り替えるということになったため、毎年多額の赤字が発生し、近年は赤字が4,000万円余に拡大していることもあり、事業の継続は困難と判断されたとのことでした。

荅北町堆肥センターも供用開始から現在に至るまで毎年多額の赤字が発生しており、町の基金残高が大幅に減少し、財政状況が悪化している現状において、毎年2,000万円余の赤字を公共性、公益性の名のもとに先送りすることは許されないと考えますので、町長に3点お聞きいたします。

1点目は、堆肥センターの費用対効果及び今後の経営の見通しについてどのように考えておられるのか。

2点目は、毎年200万円を超えるメンテナンス契約の内容及び大型機械等の更新時期とその更新費用はどうなっているのか。

3点目は、赤字の解消策として現在生産している2種類の堆肥を普通堆肥を一本化し、

堆肥生産量の大幅な増産と下水道汚泥の処理量の増加による収入増を図るとともに、苓北町農協に委託している作業員の派遣業務を単年度契約から指定管理者制度に移行させ、堆肥販売も農協に一本化させることで経営の効率化と事務の軽減を図るべきかと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。町長の答弁に対しまして、一問一答方式により、自席にて再質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、保育園や小中学校の卒業式及び入学式等の行事に対しての対応についてであります。現時点におきまして、天草圏域で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されていないという状況の上での回答と捉えていただきたいと思います。

まず、保育園の卒園式及び入園式についてであります。各園、適切な感染予防対策をとった上で開催される予定でございます。その後の行事といたしましては、感染症の状況等によると考えますが、各園の判断により適切な感染予防対策をとった上で実施されることと考えております。

次に、小中学校の卒業式、入学式等の行事につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、来賓及び在校生の出席を伴わない、校長をはじめとする学校職員並びに卒業生及び同居親族のみでの実施を予定しております。

その後の行事等につきましては、感染拡大状況等を確認しながら判断を行い、実施する場合は、適切な感染予防対策がとれる体制を構築したいと考えております。

次に、質問の2点目であります「マスクを確保するための対策」について答えさせていただきます。

マスクの確保につきましては、国内の全マスクメーカーが増産に心血を注いでおられますが、3月3日には、厚生労働大臣が国民生活安定緊急措置法に基づき、マスクメーカーに対し、国への売り渡しを指示し、緊急事態宣言が出されている北海道へ送ることが優先されました。また、マスクを必要としている優先順位の高い医療機関や高齢者施設等へ先に配布されることから、私たちが身近にマスクを手に入れるようになるまでは、まだ時間がかかりそうであります。

町のマスク確保の対策といたしましては、備蓄をしておりましたマスクが9,750枚でありましたが、3月6日現在で8,600枚となっております。「苓北町マスクの備蓄及び使用に関する基準」により、職員は個人でマスクを確保するのが前提ですが、公務において出張や中止・延期ができない行事等に従事する場合は配布をしているところでございます。

また、中止・延期ができない町の行事等に出席される町民の方でマスクをお持ちでな

い方には配布させていております。

天草管内で感染患者が確認された場合、マスクを確保できない町民の方に枚数を限定して配布することができることとしておりますが、このことは備蓄枚数に限りがありますので、適切な判断により実施したいと考えております。

行政が町内の小売店からマスクを購入して備蓄をいたしますと、町民の皆様方に迷惑をおかけすることになります。県に対し、市町村のマスク確保に協力をいただくよう要請を行いますとともに、県に届け出を行っている卸業者の情報をいただきまして、直接、電話連絡で購入したい旨を伝えるなどマスクの確保に努めておりますが、現段階では、卸業者においても納入される時期が不明であるとの回答をいただいている状況でございます。

町民の皆様方におかれましては、マスクを気軽に手に入れることはまだ先になることと思いますので、マスク以外でできる、うがい・手洗い・こまめに水分をとる、咳をするときにはハンカチ等を使う、人込みを極力避けることなど、引き続き感染予防対策に力を入れていただきますようお願いをいたすとともに、我々もまたあらゆるところに問い合わせをした上で、1枚でも多くマスクを手に入れるように頑張つてまいりたいと考えております。

次に、堆肥センターの管理運営についてでございます。

1点目の堆肥センターの費用対効果及び今後の運営の見通しについてであります。議員ご承知のとおり、堆肥センターの設置目的は、家畜排せつ物のほか、有機質資源を堆肥化し、良質の完熟堆肥を農地に還元し、土壤生産能力の維持増進と循環型農業の推進及び地域環境保全の向上を図ることです。

費用対効果についてであります。

費用につきましては、先程ご指摘のとおりであります。苓北町農協と契約をしております現在の運営状況でございます。攪拌機運転業務委託料が1,372万6,000円、この特許を持っているハザカプラント工業と契約しております保守点検委託料が226万9,000円、水分調整用のバーク購入費119万9,000円、電気料金347万7,000円、車両・重機等を含む設備修繕料321万7,000円を主なものとして支出の合計が2,728万9,000円となっております。

なお、収入につきましては、下水道汚泥処理手数料308万3,000円、堆肥売払収入373万2,000円を主なものとして合計754万8,000円となっております。

効果につきましては、議員からの質問の中にもありましたとおり、堆肥センターで生産された堆肥が、町の主要作物であるレタスやみかん栽培の地力回復に活用されている状況があること。また、堆肥センター利用により、各畜産農家での牛ふん保管量が削減され、環境・衛生面での改善が図られていること。併せまして、収支には反映されてお

りませんが、平成30年度で、一般家庭から出る生ごみの処理に係る費用が約430万円削減できていること。このことにつきましては、最初始めるときに、非常に町民皆さん方に戸惑いが出ました。戸惑いが出ましたが、やはり苓北町町民の皆様方理解をいただいて、大変なことにも関わらず、ごみの分別、しっかりやっていただいております。非常にありがたいことであると感謝をしているところであります。下水道汚泥につきましては、堆肥センターにて処理することで、福岡までの運搬経費が約250万円削減できていることなどがあげられます。

なお、今後の運営見通しについてであります。

施設の運営に毎年2,000万円程度の一般財源が充当されていることは議員ご指摘のとおりです。現状、一番の課題は主原料の牛ふんが不足していることであります。この課題を解決する一つの策として、本議会に提案しております、牛ふん等回収料及び牛ふん等処理料の無料化をすることによって、牛ふん処理量、堆肥生産量を増加させ、収入の増加につなげていかなければならないと考えているところであります。併せまして、支出面においても、人件費・電気料・修繕料等の見直しを行うことで、次年度は約400万円の縮減を図る計画としております。この堆肥センターをつくった経緯は、平成16年から9頭以下の飼育をなさっておられる、要するに牛の生産農家はもう野積みにはできないと、野積みにはできないということの中で、それを解消するために堆肥センターをつくったわけございまして、最初はもうびっくりするぐらい牛ふんが集まりまして、集まり過ぎてしばらく稼働停止になったこともございました。最近では、やはり牛の値段は高いといえども、やはり生産者の方が減ってこられましてなかなか牛ふんが集まりにくいというようなことであります。それと併せまして、これをつくった一つの経緯は、一つが今説明したことでありますが、もう一つは、やはりこの環境面の問題、これは町民全体にあたることでございます。環境面で大きな役割を果たすということがあげられます。そういったことも兼ねて、できれば行政経費として認めていただける範囲で運転経営ができるのではないかと考えておりました。その範囲というのは、三ヶ台になること、いわゆる1,000万円を損失が下回ることを計画をしておりましたが、なかなか計画どおりにはいきません。昨今、以前の損失よりもだいぶ少なくなっております。この精神、目的は非常にいいことでございますので、何とかこれ頑張って損失を減らしていけるようにやっていきたいと考えておりますが、これがあと何年も続くようでありますとですね、あるいは、逆に言うと、機械の大型のやつの交換のときに、やはり大きな判断をしなければならないことになるのではないかと、もうこれも時期が迫っているようでありますので、そういった面で今後ですね、まずはこの2、3年で、今申し上げましたような努力がどれだけの経費節減につながるのか。あるいは、今年で、来年度で400万円縮減されるのかどうか。これも見極めながら考えてまいりたいと思って、考

えてまいりたいと思います。

次に、２点目のメンテナンス契約の内容及び大型機械等の更新時期と更新費用についてであります。

先程の答弁とつながってきますが、メンテナンス契約につきましては、堆肥センターに設置されている攪拌機の製造メーカーであるハザカプラント工業と、毎年、保守点検指導契約を締結し、年３回の巡回点検を受けており、その内容は、プラントの安全運行のための攪拌機の稼働状況、発酵槽の状況の点検と不具合箇所の改善指導となっており、併せまして、投入廃棄物の種類・状態・量による堆肥の生産状況の確認により、高品質な堆肥生産につなげるための意見交換を行っております。

なお、大型機械等の更新時期と更新費用についてであります。主要機械の攪拌機２台につきましては、平成２６年と２９年にそれぞれ約４００万円の費用をかけ攪拌機チェーンの交換を行っております。今後も経年劣化等に伴う軽微な修繕は必要となりますが、通常のメンテナンスを適切に行うことで、今後１０年以内に更新時期を迎えることはないものと考えております。

また、更新費用につきましては、現在、堆肥センターに設置されている攪拌機は、導入時１台当たり５，０００万円を越える費用がかかっております。更新に係る費用につきましては、国の補助メニューがないことから、同型の攪拌機に更新することは財政上も非常に厳しい状況であり、堆肥センター管理運営協議会では、多少生産能力を落としても安価な攪拌機への更新も含め検討しているところであるわけでございます。

最後に、３点目の生産堆肥の一本化、指定管理者制度への移行等による赤字解消についてであります。堆肥センターで生産している２種類の堆肥の平成３０年度の実績を申しますと、生産量は特殊堆肥、これは牛ふんと生ごみだけです、特殊堆肥が４２８トン、普通堆肥が、これは下水汚泥が入っているやつですが３２８トン、販売額は、特殊堆肥が２８６万２，０００円、普通堆肥が８７万円です。特殊堆肥に比べ、安価な普通堆肥はレタスの作付け前の圃場で多く使用していただいておりますが、汚泥入り堆肥の使用に抵抗がある消費者も依然として多く、町外店舗での販売は特殊堆肥のみの状況であります。

このことから、普通堆肥に比べ３倍以上の売り上げがある特殊堆肥の生産を止め普通堆肥一本に絞ることは、これまでの消費者との付き合いを台無しにすることとなり、また、普通堆肥まで消費者離れしかねないことから、普通堆肥一本に絞った生産は考えておりません。

しかしながら、普通堆肥の原料である下水道汚泥につきましては、現在、７ヶ月分の汚泥を堆肥センターで処理しておりますので、今後、牛ふんの処理量を増加させることで、下水道汚泥の処理量を増加し、普通堆肥の生産量を増加することは可能であると考

えております。

次に、指定管理者制度への移行についてであります。

議員ご承知のとおり、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例には、指定管理者による管理の規定がございます。しかしながら、堆肥センターの設置目的は、始めに申し上げましたとおり、苓北町第7次振興計画におきましても「町民と一体となった3R運動の推進と堆肥センターの有効活用を進め、循環型社会の実現に向けて取り組みを進めていく必要がある」と、堆肥センター重要性を明記しております。

指定管理者への移行により、民間のノウハウを取り入れた中で経営の効率化を図っていくことも検討課題の一つではございますが、牛ふん処理量の安定が確立できていない現時点において、指定管理者への移行は考えにくく、今後しばらくは、町の運営管理の下に経営の安定を図っていきたいと考えております。

しかし、やはり目的は素晴らしい目的をもっておりますが、その目的も果たしているわけでありますが、やはり財政的に非常に困ったことになっている。このことをどう解決していくかというのは喫緊の課題であります。指定管理者といって苓北町が今温泉プールと温泉センターと、そして火葬場をやっておりますが、これは指定管理者と言いながらも損失補てんをするだけになっておりますので、指定管理者のやり方についても我々も研究、工夫をするべきではないかと、これは山口議員のご指摘とはまた違って、我々のやり方の問題を言ってるわけでありまして、この指定管理者というのは、ただ民間に預ければいいということではないのではないかと。これは我々の問題でもありますので、指定管理者制度というのについてもしっかりと我々も勉強をしておして、しかるべき、本当に民間に預けてよかったなというような指定管理者制度にしていかなければならないと考えているところであります。

いずれにしろ、この問題につきましては、非常に重要なことをやっているわけですが、財政面で段々きつくなってきていると、そして、併せて、このハザカプラントの特許というのが何であるかと、すべてハザカプラントに縛られるようなことで、もっと安い攪拌機をといても、ハザカプラントは、あのコンクリートでできたのも全部自分たちの特許だから勝手にやるなと、特許権は切れているはずなんです、非常にかたくなな感じでありまして、やはりそここのところの解決も必要なところだと考えております。

要は、山口議員のご指摘、非常にありがたい指摘であります。課題も非常に多いというのが現状であります。なお、生ごみの分別につきましては、町民の皆様方しっかりやっておられます。今度、広域連合でまた新たなごみ処理場をつくることになっておりますが、やはりなるだけ長持ちをさせるためには、水分の多いものを投入しないと、できるならば、他町の方にもぜひ生ごみの分別お願いした上で、次に新しく換えるごみ処

理場の機械もなるだけ長持ちできるように、今後、具体化する中で、提案もしてまいりたいと考えております。

山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、新型コロナウイルス対策についての再質問をさせていただきたいと思います。

今般、政府は、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、臨時休校に伴う課題への対応、3番目に、事業活動の縮小や雇用への対応、4番目に、事態の変化に即応した緊急措置を4本柱に、現在、緊急対策第2弾を取りまとめるとの報道がありました。

苓北町でも小中学校の休校に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に伴う運営費の増加や保護者負担金の問題、さらには、学校給食休止に伴う影響等、多岐に渡って大きな影響が出ております。町民の皆さんもどうなるんだろうと大変心配されております。町では、新型コロナウイルスの対策本部を立ち上げられたということで、先程町長のほうからお話がありましたが、国の政策を迅速に収集していただいて、また、大変影響があります、生活の影響を受けております町民の皆様に対して、そのような情報を一元化して説明をしていただくような情報窓口というものの設置については考えておられないのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 全体的なですね、今回のコロナウイルス感染症対策につきましては、窓口のほうは今のところ福祉保健課の方に設置をしております。

それから、各施策の状況を踏まえながら、随時広報等でお知らせをしているわけですが、先程申されましたように、国のほうも緊急経済対策等の取り組みをされますので、そういった情報も町としても情報収集をしながら、今後町としても窓口の対策等も含めて検討してまいるといことで計画をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、情報の窓口を福祉保健課のほうに設置しているというふうな回答がありました。これをもっと町民のほうにも指導していただいて、今、放送では保健所の電話番号だけ放送されております。町のほうにそのような窓口を設置したというような情報が今入っておりませんので、ぜひ、まだまだ情報不足で、なかなか町としても回答する情報が少ないかと思いますが、安心のためにはぜひそのようなことも知らせていただければと思います。

次に、小中学校の休校が今度の日曜日で一応終わるということで、来週の月曜日からまた授業が再開というような予定がありますが、今、どんどんどんどん感染者の拡大が増えている中で、予定どおり学校再開というような方向でいかれるのかどうか、情報が

ありましたら教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） それでは、失礼いたします。確かに、当初の段階では総理のほうからは春休みまでと、熊本県教育委員会、それから義務教育小学校に対しまして、天草全体も3月15日で、確かに3月16日からは再開という線を出しておりました。ただ、現在の段階でまだ拡大傾向にあるということで、最終的には3月11日ですか、明日でしょうか、県の教育委員会も開かれて、そこで県立学校の動き、それから、義務教育関係小中学校の、幼稚園まで含めましての動きが大体出てくるということを聞いております。それを受けまして、私どもとしても対応を考えていきたいと思いますが、現状の段階で必要な登校といいますと、子どもたちの健康状態の把握、生徒指導関係の決まりの徹底、そこら辺で子どもたちが本当に健康、安全で我が家で過ごしていけるかというその確認はしたいというふうに思っておりますので、もしも再開するとしても、本当に午前中だけで、これまでの宿題を回収して、新たな子どもたちの宿題をといますか、課題を渡す。それぐらいで顔を見てさよならという程度の、授業をするのは望ましくないという形でできております。ですから、今のところ、結論から申し上げますと、全く白紙の状態ですが、気持ちとしては1回は子どもたち、学校に集めて先生方との、ひょっとすればお別れになると思いますので、先生方からの言葉も落ち着いて聞いて、さらに延長へ向かっていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。まず、明日、県の教育委員会のほうの会議があるということで、その動き次第ということですが、放課後児童育成クラブですね、本来は3時ぐらいから夕方までという中で、今、朝早くから引き受けていらっしゃると思うんですが、その辺りの人員の確保等について、また、これまで2週間ありましたが、また、今教育長のお話だと、もしかしたら次も午前中だけというようなことになる可能性もあるということであれば、町内の放課後児童育成クラブの保育人数、保育者のほうの人数は対応しかねているのか。今でも十分対応できているのかということをお教えいただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい、ありがとうございます。新しく学童保育への申し込みといいますか、これも福祉保健課のほうの協力で調べていただきました。これはゼロでございました。従来の学童保育の人数で、新型コロナウイルスの影響で増えることはなかったと。それぞれ6園のほうから報告をいただいているということでございます。

人員についても、こちらのほうからも、それぞれの園長先生方に何かお助けできるよ

うなことはございませんかということは、十分足りているという、現在足りているという返事をいただいている段階でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。学童保育のほうも勤務時間が相当長くなっているということで、実際に運営されている方たちも今四苦八苦されているんじゃないかなと思います。国のほうの施策でも増加分については国費でみようというふうな動きがありますので、それがわかり次第、学童保育を運営されている方にも、ぜひ情報を流していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、マスク対策についての再質問でございますが、先般、3月4日の熊日新聞に、県内の大津町のほうで備蓄している緊急対応用マスクを要介護者や妊婦、基礎疾患のある人に1万4,000枚を郵送したとの新聞報道がありました。先程町長のほうから天草に感染者が確認された場合は、備蓄マスクを配布するというようなお話がありました。これも多分、大津町は地震対策等で相当なマスクを支援用として持っておられる可能性はあるとしても、やっぱり今保育園、学童保育、人間は増えてないということだったんですが、多分それぞれ感染対策として、マスク着用というようにことでされておられるんじゃないかなと思います。やはり子どもたちに感染しないような対応としては、マスクはあまりWHOは有効ではないというような話もされてますが、やっぱり対面で話したときに、感染するというケースがやっぱりどこもそういうニュースが確認されておりますので、非常にマスクは需要があるかなと思います。また、マスクが市販に出回るのは多分中国の輸出が解禁するということになれば使い捨てマスクはまた十分出回るかと思いますが、それがない限りは多分使い捨てマスクは出てこないんじゃないかなかと。特に中国の人たちも日本で買って本国に送るというような動きもまだあっているみたいでございますので、なかなか苓北のほうまで降りてくるのは本当にまだまだずっと先のことかなと思います。そこで町内に縫製メーカーといいますか、業者がございますが、今、水着のメーカーが自分たちなりのマスクをつくるというような報道も出ておりますが、町内の縫製会社のほうにマスクの特別発注というようなことができないのかどうか。まあ技術的に受けられないのかどうかがありますけれども、それと併せて、今荒木室長も、私もなんですが、手づくりで仕様が洗ってできるようなマスクづくりを中にはされておられる、町民の方もおられますが、なかなかそれが浸透していないという状況の中で、町としてもそういう何回も使えるようなマスクづくりの教室といいますかね、をしていただいて、その力を借りて供給していくというような試みができないのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） まず、苓北町のマスクの備蓄なんですが、当初9、

650枚ありましたが、昨日、3月9日現在で7,500枚になっております。このあとの全員協議会の中で御提示しようと思っておりましたが、一応、苓北町の不織布マスクの備蓄及び使用に関する基準というのをつくりまして、今のところは、公務で使用する場合、自分で準備ができない職員と、あと町が主催する行事等に参加されて、自分でマスクが準備できない町民の方にマスクを支給するという基準のほうでいっております。これが、次の段階の天草管内で感染者が出た場合どうするかということで、この基準によりますと、個人でマスクを確保できない者で支給を希望する者に対して、大体1人当たり1日1枚、3日分を上限として支給するという基準があるんですが、うちが備蓄マスクが出だしが9,650枚でしたので、この第3段階で天草管内で発生した場合、希望者に1日1枚、3日分を限度に支給できるかというところが非常に厳しいところがありますので、その中では、また、ちょっと精査をさせていただいて、本当に必要な方、例えば、人工透析をされている方とか、そういう方に優先してお配りをしなくちゃいけない状況じゃないかなと思っております。今回のこの件をもとに、今後は本当に備蓄マスクがどれだけが妥当なのかというのは、今後、検討をしていかなければいけないと思っております。

県のほうに聞きまして、天草市内のほうにマスクの卸業者が2ヶ所ありまして、その2ヶ所に連絡を取りました。1ヶ所は、もう全くいつ入ってくるか見通しがつかないという返事でした。もう1ヶ所もそうなんですけども、もう1ヶ所のところは、もし自分のところに入ったら町のほうに連絡をするからと言ってもらっております。

次の縫製メーカーの件なんですけど、私も、たまたまテレビで見てまして、下着メーカーさんがですね、その今除菌というか、そういう生地を使ってマスクを独自につくっているというのを聞きまして、本当にですね、町内のメーカーには全く打診はしてないんですけども、それをするには、これも経費がかかりますので、私の一存では何とも言えないんですが、そういう方法もあるなと、自分の町には当てはめてなかったなと思ったところです。

それと使い捨てじゃなくて、ガーゼマスクというところで、今非常に注目されているんですが、これをつくりたくても、ガーゼの生地自体が例年の30倍から40倍売れているということで、私も先日、布地屋さんに行ったんですけども、もう売り切れ状態でいつ入ってくるかわからないというような状況というふうに聞いております。それでもガーゼじゃなくてもほかの生地で少し代用ができるというところで、実際、苓北町の子育て支援センターのほうでは利用されているお母さん方に、手づくりマスクの講習会をされているようです。本当に希望があれば、そういうのをもっと広げていけるかなと思いますので、今の山口議員の今のご提案も、今後参考にさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。前向きな回答していただき、本当にマスクは使い捨てマスクに慣れてしまっております。みんな。それを2日なんていうのは着けると、非常に何て言いますか、信用度が落ちるというようなことで洗えないというのがあります。本当にあと1週間したらもう皆さんの手持ちもなくなるんじゃないかなというふうに、もう2月の10日前後にはもうなくなったんですよね。それまであったんですが、もうそれ以降行ってもない状態が続いておりますから、もう4月になったらほぼなくなってしまいうんじゃないかと思いますので、ぜひ上から降りてくるのを待つつてもですね、それは多分無理じゃなかろうかと思いますので、町として、どのようにしたらマスクが手に入るのか。今7,500枚しかないということです、これをですね、やっぱり重症患者の皆さんに優先して配ると。行事で配るときは、それこそさっきマスクをですね、自分でハンカチを、元気な人はハンカチで守ってくださいというようなことを考えていかないと、そんなに何もなしの基準を運用しとつても、本当に大変なことになろうかと思いますので、そういうものも対策会議の中で十分お話をさせていただければと思います。以上、よろしくお願いいたします。

次に、堆肥センターのことで再質問をいたしたいと思います。

普通堆肥への生産一本化についてでございますが、先程町長のほうから、今のところ考えていないというようなことございました。単年度赤字については、牛ふんの収集量の拡大を図って堆肥生産量を増加させると。また、人件費の歳出削減に努めて、来年度は約400万円程度削減を見込んでいるということでもございました。しかしながら、牛ふんのみの特殊堆肥については、民間で生産されている牛ふん堆肥に比べて価格面ではほぼ同じぐらいです。あえて高額な経費を使って、このような特殊堆肥をつくる意味がどこにあるのかというふうに考えるところです。ただ、半面、普通堆肥につきましては、価格面では非常に大体6割程度、特殊堆肥よりも安く、またばら売りはもっと安く設定されております。非常に価格面での競争力は非常に高い。また、苓北町の農家の経営安定にも大きく寄与しているというふうに判断をしているところでございます。

先程の販売金額のほうは答弁がありましたが、平成30年度の販売数量、販売金額を比較してみますと、特殊堆肥は販売数量が230トン、販売額286万円、普通堆肥は販売数量は255トン、販売額が87万円となっております。確かに、販売金額は特殊堆肥が高い。けれども、販売数量は普通堆肥が上回っているという状況に実際なっているということでもございます。ただ、堆肥の販売額をみますと、確かに、特別堆肥が200万円上回っておりますけれども、普通堆肥は下水道特別会計から1トン当たり1万1,000円徴収しております。これが308万円の収入がございますので、合わせますと大体400万円程度になります。収益面でも普通堆肥のほうを上回っている状況であります。併せて、下水道特会においても、福岡への運搬料が不要だということで、その分、

先程町長がおっしゃいましたように、町民にとっては税金が安く抑えられるというメリットもあっております。

確かに、堆肥センターの稼働当初は、下水道汚泥入りの普通堆肥については、使用しますとレタスの品質が悪くなるのではなかろうかとか、消費者の側からみると下水道汚泥ということで、その堆肥を使っているということに抵抗感があるのではというふうな心配される農家が多かったとお聞きいたしております。ただ、苓北町農協さんとレタス農家さんが共同で実証実験を繰り返して行っていたおかげで、今ではレタス農家さんは普通堆肥を大量に使っていただいております。また、昨年、議会と農協さんとの意見交換があった際に、レタス農家さんに普通堆肥の生産が増えればもっと使われますかと聞いたら、「うん、それはもう使うよ」というような話も出たところでございます。また、先だって堆肥センターに行ったときに、天草市の本町の農家さんからも普通堆肥の引き合いが今来ているということで、段々段々普通堆肥の農家さんの中では、非常にこれはいい堆肥だというようなことが認知されてきているのではなかろうかというふうに思います。先程の答弁では、その消費者のほうの町外で本当にその特殊堆肥を売る必要があるのかどうか。もっともっと牛ふんをですね、普通堆肥のほうに活用することで、下水道汚泥の処理が増えていけば、もっと苓北町の財政にとっては非常に有利になってくるというふうに思いますので、もう1回その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに私もそのとおりに思います。ただし、やはりある程度牛ふんも混ざつとかなないと、皆さん安心されない。まあそういった意味で、牛ふんをもう少し集めやすいような条例も出しております。ぜひそういう状況の中で、できれば苓北町でできる下水汚泥を全部投入できるぐらいの状況になってくれば、山口議員指摘のとおり、財政的にも非常に助かってくるというようなことになると思いますので、まず、ある程度の牛ふんも集めなければならない。集めようと。そして、下水汚泥もなるだけ堆肥センターに持っていけるようにしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ちょっともう少し突っ込んだ質問をいたしたいと思います。

今回、堆肥無料化で4戸の方が110トン程度また増えるというような資料ももらっておりますが、仮に、今現在の牛ふんを収集している。それを普通堆肥に全て投入していくというふうになった場合に、どのくらい、今福岡のほうに30年度の下水道の汚泥の処理が220トン依頼をされて、その経費が483万円かかっております。これが全て、今現在の、来年でもいいんですが、収集する牛ふんで仮に全て普通堆肥にしたら、この分は全て堆肥センターのほうで処理できるのかどうか、技術的な面を教えてください。

い。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 只今の質問ですけれども、山口議員、12月に配付しました全員協議会の資料はお持ちですか。お持ちですか、資料。

○1番（山口利生君） はい、持っています。

○農林水産課長（宮崎良成君） その資料とちょっと比較したかたちで、ちょっと説明をさせていただけたらと思います。仮に、下水道汚泥を12ヶ月分使用した場合、資料の2ページの3の見直しによる令和2年度の収支見込みという欄がございますけれども、令和2年度は、牛ふんの処理量が1,500トン、下水道汚泥の処理量が7ヶ月分で259.5トン、これによる生産される堆肥の量が特殊堆肥、普通堆肥合わせて838トンでございます。収入の予定では、下水道処理料が313万9,000円、堆肥の販売収入が特殊堆肥363万6,000円、普通堆肥が98万5,000円で、合計の776万円となっております。これを牛ふんの処理量1,500トンは変えずに、下水道汚泥を12ヶ月分処理した場合ですけれども、下水道の汚泥の処理量が444トンになります。堆肥の生産量は、特殊堆肥が387トン、普通堆肥が562トン、合計で949トンに増えます。収入でみますと、汚泥の処理料は5ヶ月分増えますので合計で537万2,000円、堆肥の販売収入は、特殊堆肥が275万9,000円、普通堆肥が168万7,000円となり、収入の合計で981万8,000円となる見込みでございます。堆肥の販売収入は17万5,000円減となりますけれども、下水道汚泥処理料が223万3,000円増加というふうな計算になります。ただ、これはあくまでも生産した堆肥が、全て販売できるとした仮定した場合でございます。付け加えますと、普通堆肥の生産量が562トンに増えます。これから戻し堆肥を差し引いた場合、7割を販売すると仮定して393トン販売するというような予定になります。過去3年の普通堆肥の販売実績が平均で288トンですので、今現時点から大体100トン普通堆肥を販売する、それだけの販路を見つけるというのが必要になってくるかと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございました。もし仮に普通堆肥にしても、今の集める予定の牛ふんで十分処理はできるというようなことだと思います。そういうことをすることで、下水道会計も非常に助かるのではなかろうかと。ただ、課題としては、確かに課長がおっしゃったように、普通堆肥の販売する場合の販売先をどうするかというのは残ってくるかと思いますが、ただ、販売、下水道会計だけでも相当な経費削減にもつながってまいります。また、荒廃地を新たに耕した場合に、町の支援として普通堆肥を無料で支給するとか、また、いろんな普通堆肥の利用あたりにも金に換えられないような形で農業振興というものもできるのではなかろうかと思いますが、そういう

面も含めて、実際どっちがいいのか。町外の方のために特殊堆肥を生産するというようなことよりも、町の財政をいかによくしていくのかと。２００万円あるなら１０年で２、０００万円ですよ。それだけ軽減されるということですので、十分考えていただきたいと。

また、指定管理者の導入についての再質問でございますけれども、確かに、今牛ふん処理の安定が確立できていない現時点においては、指定管理への移行は考えにくいというような答弁であったかと思えます。堆肥センターの運営にあたっては、苓北町農協のほうに作業員を雇用していただいて、その業務指示については、町がこうしてほしいとかいう形で直接指示をされていらっしゃるのではなかろうかというふうに思いますが、ただ、業務委託契約という形態をとっている以上、作業員に直接町があれをしろ、これをしろというようなことは、これは法律上できないというふうに私は思っております。

また、役場の職員は定期異動で、長くても４年ぐらいで異動していきますので、その堆肥センターの運営とか、堆肥そのものをどうするのかというようなノウハウについては、農協で雇用していただいている方が開業当時から２人、今でもいらっしゃいますが、その方たちの頭の中にしか残ってないんじゃないかなろうか。組織として堆肥センターの運営をどうするかというような、本当に考えて、全体をどうするかというような頭になるというようなものがないんじゃないかなろうかというふうに考えます。指定管理制度、確かに、温泉センター、プール、また火葬場、３つを指定管理にされております。ただ、それでも町が直接管理しているというよりも、経費的には安価にできているんじゃないかなろうかと。もともと施設そのものが大規模であってですね、経費がかかるというような施設自体を指定管理にもっていくこと自体非常に難しいけれども、ただそれなりに民間のノウハウを使っただいて、できる限り経費削減をしながら、より町民に使いやすい、より健康になるというようなことを考えて運営していただいていると思いますので、そういう面でも、先程普通堆肥を増産したときの販売先をどうするかと、これは農協自体がばら売りなんかを直接堆肥センターでやって、自分ところでは受けてないというような話も聞いております。また、特殊堆肥だけは在庫があるけれども、普通堆肥の在庫は注文して受けてますというようなことでございますので、その辺りの流通面も農協さん、特に農協さんは農家の方と直接つながっておりますので、そういう面も非常に重要性を考えていただいて、ぜひ町と農協の連携を深めていただきたいというふうに思います。その辺について、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、普通堆肥の販路の件ですけれども、普通堆肥が一番出るのがレタスの作付け前の圃場に出る場合ですね。先程普通堆肥の販売量が３年平

均で年当たり約２８８トンというようなお話をしました。今、低コスト組合のほうで、散布の請負をやっております。これが大体年平均で１２５トンぐらい使っております。全体の約４割ほどですね。ただ、このレタスの作付け前、水稻が終わって、レタスの作付けが始まるまでにある程度の期間、少しの期間しかないので、そこに大量にその堆肥が出ていく。低コスト組合も人数が限られている中でなかなかその散布まで手が回らないというふうなことで、なかなかその使用量が伸びないというふうな現状もございますので、その辺については、もう１回農協のほうとも打ち合わせしながら、増加が図れるのかどうか検討してまいりたいと思います。

あと指定管理者制度への移行については、町長からの答弁もありましたとおり、町でやっておりますほかの施設も含めて、その運営状況を確認しながら検討をしてみたいと思います。

あとは法律上の問題で、産廃の処理法等の絡みも出てくるかと思しますので、こちらのほうもちょっと精査を必要じゃないかと考えております。いずれにしても、まずは今議会に提案しております牛ふんの回収処理料の無料化で、少しでも牛ふんの量を増やして生産の確立が図れればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○１番（山口利生君） はい、ありがとうございます。最後です。これはもう要望だけですが、下水道の大部分は産業廃棄物として埋め立てているという現状があるかと思えます。どこの自治体も埋め立て用地の確保、また、莫大な処理費用がかかるということで頭を悩ませているんじゃないかというふうに思えます。苓北町で行っております堆肥センター自体の取り組み、これは素晴らしいものというふうに認識しておりますので、ただ、先程稼働率が１８％というふうな状況の中で、天草には苓北町にしかこの堆肥センター、汚泥を使った堆肥センターありません。もっとやっぱり横の連携ですね、天草市も当然うち以上に膨大な汚泥が積んであるんじゃないかろうかと、処理しているんじゃないかろうかと思えます。できれば連携をすることで、天草市の農地のほうにもそういう普通堆肥を配布して地力を上げるような取り組みまでいければ非常にいいことかなとは思っています。これは夢のような話だけれども、現実的になるかもしれませんので、ぜひいろんな方向で検討をお願いしたいしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで山口利夫君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時47分

令和 2 年 3 月 1 1 日（水）

（第 2 日 目）

令和2年第3回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和2年第3回苓北町議会定例会は、令和2年3月11日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） おはようございます。

先に通告いたしておりました、通告6番、倉田です。

通告の2件について質問をさせていただきます。

最初に、町がJAれいほくへの農業振興補助金の増額と、特産レタスの振興支援、生分解マルチの普及についてでございますが、ご承知のとおり、この冬は全国的な暖冬と野菜の豊作等の影響で苓北町の基幹作物であります特産レタスの販売価格が低迷し、令和元年度も昨年同様厳しい状況下にあります。

今年1月末現在、JAれいほくの売上は3億250万円ほどと伸びていない。また、この冬一番の寒波と言われた2月17日の苓北レタスの関東3市場では1箱当たりの平均価格は、A社で1,305円、B社で1,881円、C社で1,124円でありました。

そのような中、圃場には収穫期を逸し廃棄されているレタスも見られ、令和元年度の売上見込みは、昨年度の4億7,700万円前後とJAでは予想されておられます。元年度のレタス栽培販売農家は、おおよそ70戸余りで、面積は140ヘクタールで若干減少傾向にあり、その原因は、農家の高齢化と人材不足と聞き及んでおります。

ご承知のとおり、農産品の中でも野菜価格の値動きは著しく変化し、同時に収穫量や収益も大きく増減します。このレタスに関しまして、私は平成11年3月議会と平成28年3月で一般質問をさせていただきました。

今回、1つに、町はレタスの安値対策として平成11年12月24日、条例で、「苓北町レタス価格安定基金」の条例を創設し、平成11年10月1日から適用の、出荷したレタスの価格が著しく低落によって、その生産者の経営に影響が生じた場合、これを緩和するため生産者に補給金を交付することによって、レタスの生産及び価格の安定を図り、もってレタス経営農家の健全な発展を資することを目的に、積立基金として平成11年度以降において3,000万円を保有することを目途に、町・農協・生産者で平成13年度まで毎年1,000万円ずつ積み立てて補給金の運用をされてこられたが、平成16年度末の基金決算残高は0円で、現在に至っております。

これまで振興策を各種講じ、努力されてこられましたが、改めて、その経過と併せて、

この条例の目的が達成され、必要でなければ条例廃止の検討をするべきではないかとお伺いをいたします。

2つに、レタスの生分解マルチの普及支援についてでございますが、ご承知のとおり、昭和45年芥北町は、国の指定野菜価格安定対策事業の指定を受け50年になります。本事業は、生産者・都道府県及び国が積み立てた資金を財源としたもので、冬レタスにおいて平均販売価額が平均価格の90パーセントを下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業であり、これにより、昨年JAれいほくにおいては7,105万円が補てんされております。制度上から指定野菜のレタスを出荷しなければ補給金が交付されないわけです。

この事業目的は、「生産者補給金を交付することにより、指定野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農家の健全な発展と国民消費生活の安定に資するものとする」とあります。しかし、出荷することにより、農産物は更にだぶつき、安くなっても出荷せざるを得ません。制度だからと言えばそうですが、この点について何となく疑問を感じております。もちろん、出荷するか、しないかの選択は生産農家の自由ではありますが、例えば、平均販売価格が、ある一定基準に達すれば、機関等で圃場確認を行い、圃場廃棄においても補給金交付対象になるような制度はできないものか。国又はJAなど関係各機関で十分なる検討をいただければと思うのであります。

近年、レタス栽培においては、雇用の確保も厳しく、人材不足で経営を縮小せざるを得ない農家も生じてきております。そのような安値で、集荷せず廃棄されている圃場をトラクターで耕す場合、生分解マルチならばそのまま耕うんできますが、従来の黒マルチではレタスを撤去し、マルチをはいで耕うんしなければなりません。そこで、労働力軽減と廃プラスチック削減のためにも、更に生分解マルチの普及支援の促進が図れないものかお伺いをいたします。

なお、今年度は、町からJAに対し「農業振興補助金」として285万円が交付されております。JAは、その中からミカン越冬完熟促進対策事業他7件の事業配分の中で、レタス農家への生分解マルチ購入補助に143万円を充てられております。平成20年度には生分解マルチ使用は200本でありましたが、今年度は1,030本と大きく伸び、生分解マルチによるレタス栽培面積は、全体の26パーセント余り、これこう記載しておりますけども、37.4パーセントに訂正させていただきます。37.4パーセントを占めるようになってきている。一方、農業振興補助金は、平成20年度の470万円から現在の285万円と大きく減少してきております。今後、農業振興補助金の増額と、生分解マルチ普及支援の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2件目の森林環境税及び森林環境譲与税の創設についてでございますが、ご承知のとおり、平成31年3月から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、

公布されました。本税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人から等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されました。と林野庁は記されております。

本町は、令和元年度当初歳入予算に250万円が組まれております。また、この森林環境譲与税の配分の基準は、5割を私有人工林面積、3割を人口、2割を森林就業者数とのことで、森林が少なくても人口の多い都市部ほど多く分配され、森林が多くても人口の少ない自治体には低額となっているようです。

昨年8月、新聞報道（熊日）で、各自治体への森林環境譲与税の配分見込み額で、もっとも多いのは横浜市で1億4,300万円、次に、浜松市の1億2,000万円、大阪市が1億500万円となり、政令都市平均は6,680万円で、全市区町村の平均は980万円ほどとなっております。この総額160億円と、都道府県分40億円の総合計200億円の財源は、交付税及び譲与税配付金特別会計から借り入れられ、後年度の令和6年度に創設される森林環境税で、国税として1人1,000円を市町村が賦課徴収されることになっております。森林が少なくても人口が多ければ、その分税収が増えるとのことですが、もっとも徴税額も多いわけで、当然、収入も拡大することは理解はいたしますけども、森林環境譲与税の目的等からすれば若干疑問が残ります。

1つに、この定義から苓北町における私有人工林の面積はどの程度あるのか。

2つに、町内で林業就業者の人は何人おられるのか。また、森林組合との関係等はどう評価されておるのか。

3つに、森林環境譲与税が令和2年度から前年度の倍になると言われております。本町の新年度の交付額の見込みはどの程度なのか。

4つに、この税の用途は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、また森林整備促進等と制限されておりますが、その状況についてお伺いをいたします。

5つに、これらの税は、国の法律で定めてあるが、所期の目的からして、その配分基準の見直しについて、本町として特段の要望をすべきではないかとのことで、町の考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町レタス価格安定基金についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、苓北町レタス価格安定基金の設置、管理及び処分に関する条例は、生産出荷計画に基づいて、出荷したレタスの価格が著しい低落によって、その生産者の経営に影響が生じた場合、これを緩和するため生産者補給金を交付することによってレタスの生産及び価格の安定を図り、もってレタス経営農家の健全な発展に資することを目的として、平

成 11 年 12 月に制定されました。

積立額として設定された 3,000 万円を、苓北町が 70 パーセント、苓北町農協が 10 パーセント、レタス生産者が 20 パーセントの割合で負担をし、毎年 1,000 万円の積み立てを 3 年間で完了しております。なお、条例に基づいたところで、レタスの価格が著しい低落によって生産者の経営に影響があった場合に基金を取り崩しており、平成 12 年度に 807 万 3,000 円、13 年度に 1,758 万 1,000 円、15 年度に 241 万 3,000 円、16 年度に 197 万 4,000 円を取り崩し、平成 16 年度で基金残高はゼロになっております。

なお、基金設定額の 3,000 万円の積み立てが完了し、取り崩しにより基金残高がゼロとなった段階で、条例の設置目的が達成されたものとして、条例を廃止すべきでしたが、議員ご指摘のとおり、条例が残ったままになっておりますので、次回議会において、「条例の廃止について」を提案させていただくことといたします。

また、条例制定当時からあります野菜価格安定対策事業につきましては、基金取崩しによりレタス生産者へ支払われた補償金を一部原資として、国・県・生産者の負担により価格差補給金交付のための資金造成が現在も継続されているところであります。

ご質問の中にありました、野菜価格安定化事業における補給金交付対象とならない圃場破棄されたレタスの取り扱いにつきましては、ご質問の 2 点目の生分解性マルチの普及支援とも関連がございますので、今後、苓北町農協等関係機関とも協議の上、対応策を検討していくことといたします。

次に、2 点目の生分解性マルチの普及支援についてであります。今年度の農業振興補助金につきましては、議員のご質問の中にありましたとおり、生分解性マルチ導入補助 143 万円をはじめ、越冬完熟促進対策事業等に 285 万円を予算計上しております。

なお、生分解性マルチの導入につきましては、平成 16 年度から補助項目の 1 つとしておりますが、一方で、農業用マルチなど廃プラスチックの処理費用についても別途補助金を交付しており、処理価格の高騰から、今年度は 168 万 4,000 円の予算措置をしている現状もございます。

また、生分解性マルチの使用につきましては、農業従事者それぞれのお考えもあろうかと思いますが、レタスの価格が低迷し、その多くが圃場廃棄される場合は、通常のマルチと違い、そのまま耕うんが可能であります。今年度のような暖冬の年は、マルチの分解が早くなり、対応に苦慮しておられるという話も伺っております。

今後も、苓北町農協等関係機関との連携を図りながら、農業従事者が求められる支援の内容を的確に把握した上で、町の基幹産業であります農業の振興に努めてまいります。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税の創設についての質問がございました。

森林環境譲与税の配分額は、市町村ごとの私有林人工林面積、林業就業者数、人口に

より算出され、その算出割合は、私有林人工林面積が100分の50、林業就業者数が100分の20、人口が100分の30となっております。

ご質問の私有林人工林面積は、平成29年森林資源現況調査の値により1,402ヘクタール。林業就業者数は、平成27年国勢調査の値により13人となっております。なお、林業就業者数の算出における森林組合との関係等の評価につきましては、国勢調査における産業別分類での林業とは、山林用苗木の育成・植栽、材木の保育・保護、材木からの素材生産、まき及び木炭の製造、樹脂・樹皮・その他の林産物の採取及び林業に直接関係するサービス業務、並びに野生動物の狩猟などを行う事業所をいうことから、森林組合についても、林業に直接関係するサービス業務を行う事業所として、林業従事者数の中に評価されているところであります。

次に、森林環境譲与税交付額の見込みについてであります。今年度の配分試算額は、2月13日付けでの県からの通知によりますと223万1,000円であり、議員ご承知のとおり、次年度は約2倍となる見込みで、446万2,000円を予算計上しております。

次に、森林環境譲与税の使途につきましてであります。森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に明記されており、森林整備に関する施策、次に、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、次に、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、次に、木材利用の促進、次に、その他森林整備の促進に関する施策、この5点があげられているところであります。

なお、一定の目的の範囲内で地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能ではありますが、既存事業への充当や既存補助事業への上乗せなどはできません。

このことにより、苓北町におきましては、次年度予算にて、統合型GISシステムの整備及びセンダンの植栽・管理などへの充当を計画をしているところでございます。

統合型GISシステムの整備につきましては、現在の経営計画策定状況や意向調査の結果などをシステムに反映させることで、未整備森林の森林管理業務を効率的に実施することができ、新たな森林管理制度への対応も可能となります。また、センダンは、杉・ヒノキに代わる木材として注目されており、現在、災害復旧工事を施工中の森林基幹道苓北天草線の地滑り箇所土捨て場への植栽を予定をしているところであります。

最後に、森林環境譲与税の配分基準の見直しについての国への要望であります。はじめに説明しましたとおり、算出割合は、私有林人工林面積が全体の5割、人口が全体の3割となっております。森林が少なくても人口の多い都市部ほど配分額が多くなり、森林が多くても人口の少ない自治体は配分額が少ないというお考えもあろうかと思いますが、森林環境譲与税の原資となる森林環境税は、国税として1人当たりで賦課徴収さ

れる予定でありますので、当然、人口の多い自治体が多く納めることになります。

従いまして、配分基準の見直しについて要望書提出につきましては、一自治体が単独で提出するのではなく、今後、県町村会等において、皆さんの意見の一致が見られるのであれば、各自治体と連携して要望書の提出を検討してまいることといたします。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） いわゆる町が条例化された、いわゆるレタス安定化基金等については、今、説明がありました。一応、当初の目的が達成されたとあれば、それは寂しい気持ちもありますけども、ある意味やむを得ないかなとも思っております。併せまして、ご承知のとおり、今もなお、国のほうの安定化基金は健在でありまして、農協、生産者、県のほうでですね、一応それぞれの配分がなされておるようでございます。条例廃止については、そういう事情であるならばもう早く清算されたほうがいいんじゃないかと思っております。

生分解マルチ、これ、一応、今答弁の中で平成16年度からスタートしたようなことを申されておりましたけども、ずっとですね、20年度前後から農協のほうにおいても、やはりこの環境保全型対応で、やはりこの普及を推進していきたいということで、非常にこう20年度からしたら5倍ほど伸びております。そんな中で、今、温暖化等によって生分解マルチが予定よりも早く風化といいましょうか、されるということも指摘がありましたけども、それは品質も当初は非常にもろくて、途中でこう風雨によって破れたということもありましたけども、最近は非常に高品質になっております。そういうことで見れば、その破れについてはそう心配しなくても、総合的にはやはり普及のほうがいいんじゃないかと思っております。

若干意見的なことにもなりますが、ちょっとトータルして質疑させていただきますが、やはりですね、先ほど農業振興補助金、これもですね、やはりいろんなビワの袋とか、先ほど完熟ミカンのいろんなそれぞれの生産資材等にこういわゆる285万円を工夫して、農協さんもやはりこう配分されております。その中で、やはり相当減っておりますよね。11万1,000円ぐらい。これはやはり額の問題よりも、精神的に農家も農協もやはりこたえると思います。その10万円とか、11万円の問題じゃなくして、やはり農家にやる気を持たせる。特にですね、ご承知のように、九州ではトップクラスのやはり生産地のレタス産地であったわけです。やはり、そのある意味やっぱり誇りを持って、やはり苓北町としても胸張ってリードしていくような、そういう施策ちゅうか、風格も必要じゃないかと思うんですね。そういう意味で、極端論ですけども、倍ぐらいするような気合いで示していかないと、もう農家もこういうことで意気消沈してしまいますよ。その点について、ちょっと大ざっぱなあれですけども、町長のお考えをお願いし

ます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども申し上げましたように、こういう補助金につきましても今後農協といろいろそういう問題点についても話し合っていかなければならないと考えているわけですが、例えば、レタスにつきましても、4年連続高価格の年があったわけですね。そのときには、やはり、やっぱり少しずつでもためておいていただきたい。やっぱりそういう心がけも農家のほうも必要ではないかと。我々もまた必要に応じて、必要ならば増やしていきたいと考えますが、このことにつきましても、また農協ともしっかり打ち合わせをして、この次の年度に対してどういうふうな形で応援できるか、我々も何といたってもこの農業が苓北町の基幹産業の最たるものでありますので、頑張らせていただきたいと思います。

まずは、それぞれの課題もあると思いますので、来年度の予算、このことについては、こういうことでありますが、今後の農協との話し合いの進め方によっては、足りない部分はどうするかで、その次の年にどうするかというような話も出てくるとと思いますので、とにかく頑張っていきたいし、まあもうけたときはある程度貯金、基金を別に設けてほしいなと私たちも思っておりますし、町ももうちょっと頑張りたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 只今町長のほうから説明が、答弁がありましたけども、28年の質疑の折に、農家の方ももうかったときには、やはりそれなりの蓄えが必要じゃないかということは、確かに申されておりました。私も農家の懐は計り知りませんが、やはり資材の高騰等によって、これは農業製品だけじゃありませんけども、やはり、思ったより蓄えるまでの額が少ないんじゃないかと、個人的なあくまでも見解ですけども、もちろん、蓄えされている農家さんも多分おられると思いますけども、一般的にですね、やはりご承知のとおり、農業後継者も生まれてきにくいという農業のいわゆるそういった環境の中であります。水産業も含めてですけども、やはり若者が残るような地域をつくっていかないと、やっぱりバイタリティーが非常に落ちてきますよ。先ほど言いましたけども、その額の問題じゃないんですけども、やはり夢あるようなプランをお互いに、農協さんも農家さんも町も一緒になって、やはり真剣でありますけども、今はもっともっと深めていかないと、非常にこれはもう先走りで、失礼な言い方ですけども、時間の問題ということで、私は危惧しております。そういう意味で、やはりもっともっと力を注いでいただきたい。

それと、先ほど廃プラスチック処理がやはりいろんな条件でアップされているということで、先ほどの数字が、いわゆる164万8千円ぐらい廃プラの処理費が高くなったということで、恐らくこれは倍以上の価格が、費用がいったと理解しておりますけども、

これは農家の責任とか、農協の責任とか、生産者の責任じゃなくて、やはり今ご承知のとおり、私のあくまでも推測ですけども、やはり諸外国がやっぱり日本の廃プラ等を受けない、要らない、持ってこないでくれというような、やっぱそういう関係で若干高騰化したんじゃないかなろうかと思っております。そういう意味においては、今後もそういう状況が続くと思いますけども、新年度予算で164万8,000円、元年度はいつておりますけども、2年度のいわゆるこの新年度の予算書では少のう組んでありますけども、その点は足りますか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 廃プラの処理料なんですけども、今年度は途中補正を組ませていただきました。その実績をみながら、新年度の予算は一応計上したところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） そういうことで、やはり途中、必要に応じて見直し等も行っていただけるものと思っております。ぜひ、いろんな対応型を検討願いたいと思います。

特にですね、いわゆる圃場廃棄、これは出荷しなければ、いわゆる現制度では保証金といいいましょか、助成金がないわけでございますけども、先ほど答弁で言われたように、やはり関係の機関と十分に検討して、やはり労力とやっぱり資源の無駄ですよ。もっともっとやはり今の時代簡素化して、一言で簡素化というのも何ですけども、やはり研究して、それぞれの立場で労力、費用の軽減に努めていただければと思っております。そういうことで、特にお願いをしておきます。

次に、森林環境税等でございますけど、一応、先ほど苓北町内においては1,402ヘクタールとありましたけども、総体的な面積、森林はどのくらいあるんですかね、町には。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 苓北町の森林面積ですけども、約4,157ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 課長もご存じかと思っておりますけども、これはいわゆる天然林は、いわゆる里山はカウントされないということになっておりますけども、この1,402ヘクタールの中にそのいわゆる里山の天然林、あるいは雑木林等が入っているのか。1,402の数字の中に。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 譲与税の基準となります私有林人工林の面積の中に、議員申されました天然林等が入っておりません。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○１０番（倉田 明君） はい、わかりました。

いろいろ考え方はあろうと思いますけども、やはり単純に、私なりに言わせていただければ、このやはり自然森林環境を守ろう、人間の生活を守ろうという、いわゆる単純に森林を守って、自然災害等から防止して、なおかつ、きれいな空気をいただくというような単純な考え方からすれば、その人口割りも大事ですけども、もっともっと、やっぱり森林がある地方に分配すべきじゃないかと思っております。もちろん人口が多い自治体が１，０００円ですから、単純にしたら６００億円ぐらい今度は６００万人の場合は６００億入ってくるんですね。そんで、それはもちろん県も２割程度といいましょうか、もらいますけども、あとでまた県のほうから町の方に、各自治体に配分があると思いますけども、やっぱり山のないところ、そこに、その先ほど、１位、２位、３位言いましたけども、ほとんどもう山林就業者もういないと、まあゼロじゃないと思いますが、ほとんどいないと、いろんな報道では聞いております。そこにやはりやるのは、もちろん１，０００円負担するからそれはわかりますけども、やはり配分をですね、ぜひぜひ見直していただきたいと。先ほど町長が町村会のほうでも検討していくというようなことがありましたけども、ぜひ町長のほうもリーダーシップをとっていただいて、積極的にアピール、ＰＲしていただければと思いますけど、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も思いはこれに近いものを持っております。ただし、我々と似たような団体が、町村会でありますので、皆さん方の意見の一致をみながら、これを力として、国をお願いをしていくと。まずは皆さんの意見を聞いてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○１０番（倉田 明君） 繰り返しになりますけども、やはり森林の持つ機能というのは計り知れないものがあると思います。皆さん方がよくご存じだと思いますけども、そういう観点から、やはり森林を守るという意味からにおいても、やはり住民にもご理解いただきながら、ぜひこの税を有効に生かして、成功させていただければと思っております。もうこれは強制的に取られるわけですから、やはりその使い道も我々もしっかりと意見していいわけですから、そういう意味でお願いをしておきます。

総括的に、特にですね、やはり農業振興費等には力を入れて、いろんなそれぞれ財政等の事情も双方にあると思いますけども、やはり苓北のレタスという昔の看板があるわけでございますので、もう今ですね、つい二、三日、友達とおったとき、「もう出荷しよんな」と言ったら、「もう出せば出すほど赤字だからもう出さない」と、ちなみに

出荷経費が1,000円で売れた場合、700円程度、これはあくまでも出荷手数料ですから、肥料、農薬、耕うん代、いろんな資材入ってないんですよ。そういう事情も含めまして、よろしくご指導方お願いして、終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次、通告7番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告7番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

春3月、少しでも過ごしやすい気候となってきた感がいたしております。しかし、世の中全体が新型コロナウイルスの感染拡大により、その対策で重苦しい新年度を迎えようとしております。本町においては、周辺の圃場では間もなく稲の作付け作業が始まろうとしております。年末から現在に至る間、天候不順も一つの要因であります。農業における最大の基幹作物であるレタスが大量に圃場廃棄され、また、出荷価格においても大変厳しい状況が続き、重苦しい連鎖の状態を呈しているようでございます。

このような状況下の中で、今回、開催される定例会、この難局を打破するため、まさに今最大の支援策が必要不可欠であろうとされる事業に対し、町長は日頃から町民の声を聞かれ、この町民の声を基とし、自ら長期に渡る町政経験を生かしながら、きめ細かく、そして幅広く町政の運営舵取りにあたっておられると思っているところでもございます。私たちのふるさと苓北町が将来的にも魅力ある町として充実、発展していくことを目指し、新年度、令和2年度の予算編成に取り組まれたものと解するところでございます。私も町民の方々から温かい支援を受けた議員の一人とし、事々に応えるべく新年度、令和2年度予算の審議に臨みたいと思っております。

それでは、早速本題に移ります。

私は、今回は、1つ目に、基本目標である安心して暮らせるまちづくりの中から1点、2つ目に、先の12月定例会でも質問を行いました。国民健康保険の健全化について、最後の3点目に、令和2年度新たな任用制度である会計年度任用職員に対する対応、そして地域包括支援センターの社会福祉協議会への業務委託について、以上の3点にわたり質問を行います。

それでは、最初の基本目標であります、安心して暮らせるまちづくりの中から質問を行います。

昨年12月に自然災害発生時における住民の避難費用を補償する「住民避難保険」加入急増という新聞記事を目にいたしました。東日本大震災以降、住民の生命を守るべき早期の避難勧告などを発令する自治体が増えており、このことに伴い、費用負担が発生し、災害救助法が適用されると国及び県が負担するが、災害救助法が適用されるのはわずかで、適用されない場合、すべての費用は自治体が賄う必要が生じ、自治体の財

政悪化の要因につながるため、この補完として、また、避難費用の不安を解消すべく加入する地方自治体が急増しているとありました。

そこで、苓北町の本制度「全国町村会災害対策費用保険」に対する現在までの取り組みについてお伺いをいたします。

また、災害発生時における職員の参集訓練が何回となく実施されて、その都度、検証を重ねながら、日頃から職員に対し、非常時における防災意識の高揚に努められていることに対し、改めて敬意を表するところでもございます。

なお、災害発生時に、緊急避難施設に指定されている、指定管理施設でありますコミュニティセンターをはじめ、各施設の管理者に対しどのような対策をなされているのかお伺いをいたします。

次に、先の12月定例会でも質問を行いました、国民健康保険の健全化について質問を行います。

先月、2月5日、熊本県から、令和2年度の県下全市町村の標準国民健康保険料を公表したと報道が出されました。苓北町は、他の自治体と比較すると、確かに1人当たりの保険料は低いわけではありますが、金額面でのアップ額・率は高くなっているようでございます。

また、標準保険料が増えた市町村のうち、伸び率が上限を超えた市町村については、激変緩和措置を適用したとありますが、苓北町が現在どのような状況下に置かれているのか。本町が、緩和適用自治体とするならば、具体的にどのような支援措置がなされるか。あるいは、される予定であるかお伺いをいたします。

本町は、ご存じのとおり、他の自治体に比べ、設備の整った医療機関が多く、恵まれた環境の中で生活を送っているために、医療費が多くなることは否めない事実でもございます。

今後、作業日程として、あくまでも国保の運営主体が熊本県に移管されておりますので、県から公表、示された算定の金額を受けた上で、最終的には、苓北町国民健康保険運営協議会で、所得割、資産割を基に各世帯の税額の決定を見るかと考えますが、所得部分において、国保加入世帯の本年度の確定申告等を鑑みると、大変厳しいものがあるのではないかと推察をいたします。

なお、令和2年度町県民税等の申告も終わろうとしているとき、現時点でどのような判断を持っておられるかお伺いをいたします。

また、私は、苓北町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（平成30年から令和2年度）時における介護保険料算定に係る、平成30年度介護保険当初予算の議案において、町長から、財源が不足した折りには、町費における財政支援を行うという回答を得ましたので、賛成の立場で討論を行った経緯がございます。国保の被保険者と介護

保険の被保険者の違いはわかりますが、同じ町に暮らす町民でございます。国保に対し、一般会計からの法定外繰出について、今後どのような態度で臨まれるのか考えをお伺いいたします。

最後、令和２年度から新制度として始まる会計年度任用職員に対する対応、そして、従来、町が実施しておりました、地域包括支援センター事業の社会福祉協議会への業務委託について、以上の質問を行います。

会計年度任用職員に対する対応については、私は連続の質問となります。

お知らせ版令和２年１月号に募集内容が掲載され、町民に対し周知がなされました。職務内容はともかくとし、勤務時間・報酬額を考えると、ある意味で苦心の跡がみられる内容となっているようです。何故にこのようなことになったのかと問いたいところでございますが、やむ得ない事情があるのでしょうか。しかし、私を含めいろいろな意見、感じるものがある人も少なからずはいるということを頭の隅にでも入れてほしいと思います。

なお、隣接自治体に対し、類似の仕事内容の把握はされたか。あるいは、されているとしたら、どのような違いがあったのか。それによって報酬額の違いとか、わかっている範囲でのご答弁をお願いしたいと思います。

また、会計年度任用職員採用にあたり、国に対し財政支援を求めるとの報道がありました。この件については、その後進展があったのか。また、苓北町はどのような考えで望まれるかお伺いをいたします。

次に、先の全員協議会において、地域包括支援センターの社会福祉協議会への業務委託について説明がなされました。具体的な報酬額の内容の提示が定めてありませんでした。また、委託期間が１年となっていますが、期間が終了した折りに、再委託の契約となると思いますが、委託のメリットの中で、職員においては、社会福祉協議会の職員となり、勤務年数の制限がなくなり、働く人にとって安定した雇用につながるとありますが、説明資料と委託案の内容に相違があるのではないかと感じます。いかがですか。

その他、委託について、時間を持ち、協議されたと解しますが、同じ事業所で働く仲間がそれぞれ違う場所で働くことに対し違和感を持ちます。いかがですか。併せてお伺いをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

はじめに、安心して暮らせるまちづくりとして、「全国町村会災害対策費用保険」についてのお尋ねでございました。

全国町村会災害対策費用保険は、自然災害又は、その恐れがある場合に、町が発令する避難指示や避難勧告・高齢者等避難開始に伴い発生する費用について保険金が支払われるものであります。

保険金の対象となる費用は、避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、飲料水等の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療及び助産費、学用品の給与及びこれらに関する救助のための輸送費、応急救助費などとなっており、職員の時間外勤務手当等も対象となっております。

苓北町では、平成30年度から本制度に加入しておりますが、幸いにも大規模な災害が発生していないことから、受け取った保険金よりも支払った保険料が上回っております。加入の内容は、保険金は、1回当たりの支払い限度額が100万円で、年間支払い限度額が500万円のプランに加入をしているところであります。保険料は、基本額51万円に人口当たり1人10円ということで計算がされているところであります。

今後も苓北町といたしましては、住民の生命と財産を守るためにも、災害が発生する恐れがある場合には、空振りを恐れずに、自主避難・避難勧告等を発令するよう努めて参ります。その費用の裏付けの一端がこの保険であると考えているところでございます。

また、災害発生時に緊急避難施設に指定されている各施設についての対応についてありますが、災害発生前には、既に災害警戒本部体制で職員が待機しておりますので、状況を把握した上で避難所開設の検討を行っておりますので、指定施設が避難所となる場合には、避難所要員として職員を派遣いたしますので、施設を開けていただく等の対応をお願いをしているところでございます。

次に、国民健康保険の健全化について3点のご質問がございましたので答えさせていただきます。

まず、1点目の激変緩和適用自治体とするならば、具体的にどのような支援措置がなされるのかとのことでございますが、激変緩和措置とは、国民健康保険制度の改革によりまして、約3,400億円の公費投入がなされることによる支援措置の一つであります。この支援措置の対象に苓北町も入っているということでございます。

具体的な支援措置につきましては、医療費に対する保険者が負担すべき金額、いわゆる国保税収になりますが、医療費の急激な伸びに対し必要とする国保税収の急激な伸び、対応いたしますのが、被保険者に賦課すべき税率の引き上げを緩和させる措置ということになります。

予算上で例えるなら、市町村は、国保連合会などへ医療費を支払うにあたり、必要な額を熊本県から全額普通交付金として受領し、支払いを行っております。これに対し、これに見合う負担金を納付金として熊本県に納めているところであります。この納付金の金額を抑える働きをしている支援措置策の一つとなります。

支援策の判断基準は、一定の計算方式により推計した、国民健康保険特別会計を運営するにあたり必要とする国保税収総額を一人当たりの額に換算した額を標準保険料と申しますが、これを用いて比較することを判断基準としているところであります。

令和２年度予算では、平成２８年度の標準保険料７万９,４９７円と令和２年度の激変緩和措置前の標準保険料１０万８５９円を比較いたしまして、その差が２万１,３６２円であります。この差額は、県下の市町村で４番目に大きくなっており、その伸び率は県下で３番目に大きいということで激変緩和措置がとられることとなっております。

令和２年度に激変緩和措置される額は一人当たり１万１,５７４円で、総額約２,３００万円になります。また、激変緩和措置後、令和２年度の標準保険料は８万９,２８５円となります。

今申し上げました平成２８年度及び令和２年度の標準保険料が本年２月６日の熊本日日新聞に掲載された内容となっております。

次に、２点目の町県民税等の申告も終わろうとしている現時点で、国保税率をどう判断されるかという質問であります。

まず、申告の受付期間は３月１６日が最終日となっておりますが、通常だと、その後２ヶ月程度の精査期間を経て、諸々の税が賦課されることは議員もご承知かと思います。

また、国保税率を検討する場合、例年１０月頃から１２月上旬にかけて市町村から熊本県へ報告する数値をもとに算出され、翌年１月下旬に示される次年度の納付金額、また、これを基に算出される標準保険料及び標準保険料率と町が採用している現行の保険料率及び、当年度の確定申告の結果により算出した翌年度の国保税賦課額等を比較検討し、適正な税率の判断を国保運営協議会への諮問を経て決定しているところであります。今現在、実施している確定申告の情報は税率判断の基準となっております。しかし、確定できていない情報を判断基準に採用することはできないという考えのもとで、そういう方法でやっているところであります。

最後に、一般会計からの法定外繰出金について、今後どのような態度で臨むかという考えであります。まず、税率の引き上げを実施し、平成２９年度から国民健康保険特別会計は起債残高を有する状況であります。黒字決算であり、平成３０年度からの国民健康保険制度改革により公費が約３,４００億円投入されたことなどの要因もあり、基金残高も増加傾向にあります。

よって、現状では熊本県が示す標準保険料、標準保険料率を参考に検討を行い、国保税の課税を適正に実施していけば、予測できない大規模災害や非常事態を想定しない限り、赤字決算解消を目的とした法定外繰出を行う必要はないと、今のところ考えております。

また、一般財源を原資とした法定外繰出金により国保税率を引き下げるとの考えにつ

いてであります。制度利用者負担の原則、社会保険制度加入者等の税負担の公平性、国保財政健全化の観点から、只今のところ実施する考えはございません。と申しますのも、今、諸々のことで今年は2,300万円、県から来たということではありますが、適正な国保の基金、一体幾らだということになるわけではありますが、今のところ1億円から1億2,000万円をやはり持っていなければ、なかなかいざという時に厳しいだろうと、そこにまだ至っておりませんので、今後、いろんな税金とか、そういうのを確定しながら5月までの間ですね、最終的には決定をしていこうという考え方でございます。

次に、会計年度任用職員に対する対応についてのご質問でありました。

まず、隣接自治体に対し、類似の仕事内容の把握をしたかということではありますが、各自治体で仕事内容は違いますので把握は行っておりません。仕事内容の把握は行っておりませんが、会計年度任用職員制度の運用に向けて、報酬等について、2市1町の担当で情報交換を行っております。例えば、事務補助員など一般的な事務を行う職員については、2市1町とも行政職給料表の1級1号に位置づけておりますが、勤務時間、勤務日数等が異なるため月額では違いがございます。なお、期末手当の支給月につきましては、2市1町とも年間1.45月として一致しているところであります。

次に、国の財政支援についてであります。令和元年12月20日付け総務省公務員課長通達で、会計年度任用職員の期末手当等の支給に係る経費について、1,690億円を地方財政計画の一般行政経費に計上するとあり、地方交付税の中に含んで交付されることとなりました。

会計年度任用職員制度の運用にあたりましては、人件費の増となるため、募集等に当たっては、各課で必要な人数と勤務日数、勤務時間等を精査を行ったところでございます。このことについては、私は法律でこれを決めていただいたわけでありますので、当然全額交付税に参入していただけるものと思っておりましたが、どうも予算をつくる時にいろいろ聞きますと、その半分ぐらいじゃないかというような見込みで今回は予算を立てております。今後とも、やはり全額みてもらうように働きかけをしていくべきであるという考えでありますし、このことが含めて、任用制度の職員になられた方たちの処遇の改善にもつながってくると考えているところであります。

次に、地域包括支援センターの社会福祉協議会への業務委託についてであります。具体的な報酬等の内容はどのような形で示されるのかということではありますが、事業費関連についての概要の説明がなかったということでありました。まず、総事業費としましては、2,218万6,000円の歳出を見込んでおりますが、そこから自主事業での歳入が581万6,000円ありますので、その分を差し引きました残り分を令和2年度荅北町介護保険特別会計予算の歳出に委託費として1,637万円を計上しております。総事業費2,218万6,000円のうち、人件費に係る部分が2,079万2,0

00円となっております。

次に、委託期間と雇用の年数との関わりはどうかについてであります。契約内容の見直しが毎年できるようにということで、1年間の期間で毎年更新という方法を検討しております。特別なことがない限り、継続的な業務委託は、苓北町と苓北町社会福祉協議会の間で続けてまいります。以上のことから、職員の方々の安定した雇用につながるものだと考えているところであります。

最後に、同じ事業所の人がそれぞれ違うところで従事することの違和感はないのかにつきましてであります。私も全く同感であります。社会福祉協議会とその今度新しくその中の事業に加わった地域包括支援センター、一緒にいるべきだと、私は考えています。そこで、効率的かつ連携が最もとりやすい場所、方法を今検討しております。やはり4月から一緒になるわけですので、4月1日から同じ場所で仕事をしていただくのが最適ではないかと考えております。

以上で、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速、再質問を行いたいと思います。

質問の前に、今日は皆さんご承知のとおり、2011年3.11、東日本大震災から9年を迎えようとしております。9年を迎えました。改めて、亡くなられた方々に対し、ご冥福をお祈りするとともに、一刻も早い復興を願うところでもございます。

それでは、全国町村会災害対策費用保険の取り組みについて再質問を行いたいと思います。

実は、私は、この新聞記事を読んだ時に、当初、本町では未加入であろうと思い、よしこれを質問しようと構えておりました。そうしていくうちに、調べていくうちに、既に参加しているということでした。そこで、ならばということで、決算書を見直しましたところ、確かに平成30年度決算において支出額58万3,110円、収入額、これ雑入のところに入っておりますけれども、10万1,074円が決算額として計上されておりましたので、いち早くこれに取り組まれた町に対し、改めて敬意を申し上げますとともに、私が決算時においてこれに気づかなかったことに対し、深く反省をもうしているところでございます。なお、令和2年度の予算書には、ちゃんとして全国町村会災害補償保険であるということが明記されてあるのでよかったのかなと思っております。

ご存じのとおり、災害が発生したときには、住民を守るために迅速に避難勧告を発令する必要があると言われております。住民に避難をしてもらうためには、自治体にもそれに伴う大きな財政負担がかかることは必至であります。そのための保険でもございます。この保険はご存じのとおり。

それから、答弁にありましたけれども、空振りを恐れることなく、今後とも災害対応

には当たっていただきたいと思います。

なお、緊急避難施設に指定されています、指定管理施設、特にコミュニティセンターに対する対応について、再度質問いたしますけれども、この施設については、ご存じのとおり、多額の緊防債が充当されております。指定管理者の方も災害時の対応は十分理解されているとは思いますが、現在までどのような対応があったか、その事例についてご紹介をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の質問でございますけれども、緊急指定避難所と指定しているコミュニティセンター等についてのこれまでの対応策ということでございますけれども、幸いにも、苓北町のほうではこれまで各公民館、役場を避難所として指定した以外は避難所を設けた経緯はございませんので、今のところ、そういった指定避難施設につきましては、先ほどの町長の答弁でございましたように、避難所要員として職員を派遣いたしますので、そのためには、施設の開錠、鍵を開けていただく必要がございますので、そういった対応をお願いをしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） なら、実際にその運用されたかどうかをお聞きしているわけです。実際にされた事例がありますか。実際に電話を掛けられて、こういうふうにしてください、開錠してくださいという事例です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） そういう事例はございません。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） できたなら、日頃からそういった訓練も必要だと思います。町のほうも職員に対しては、参集訓練を行っているということです。私たち町民に対してもですね、何ですかね、一斉掃除、あの時には、只今から訓練を行いますと、お近くの避難所に避難してくださいと、常日頃からそういうふうな呼びかけがされております。ですから、私は何回も申しますけれども、特にコミュニティセンターには多額の緊防債をかけた施設でもございます。役場に行くよりも、正直申しまして、私たちのところは隣接でもあります、行きやすくもございます。そういったところでコミュニティセンターを、何回も私は述べますが、ほかに指定管理施設の中で避難施設として指定がしある施設については、せめて、その訓練のときだけでも、電話かけて、こういったことで今から訓練を行いますので、待機といいますか、ご協力方お願いしますという電話ぐらいはしてほしいと思います。

次に、国保の財政健全化について、再質問を行いたいと思います。

激変緩和措置については、縷々説明をいただきました。ありがとうございました。

私自身が少しだけ新聞記事の数値に対し、勘違いをしていた感がございます。ただ私は、今年の確定申告はご存じのとおり、自営者の方が多いわけです。先ほども倉田議員からもございましたけれども、昨年度、本年度と2年連続の農業者所得、レタスの価格が思うようになっておりません。そういったことで、所得額が減るのではないかなと思ひ、このような質問をさせていただいたわけでございます。

なお、以前から私は法定外繰出について、再三再四、町長には訴えてまいっております。ご存じのとおり、苓北町には、多くの医療機関がございます。そこには大勢の方々が勤務されております。そこで、私は工業誘致も大切ではありますが、こういった福祉施設も誘致をすることによって雇用がなされる状態に大変ありがたく思っております。そこで、この福祉施設の導入にあたることに對し、これを政策経費として見ていただけないだろうか。病院が多ければ、自然と住民の方々も病院には通うのは当然の事実なんです。ですから、何回も言いますが、政策経費として法定外繰出をやっていただきたい。確かに、今は黒字ですから必要はないと思いますが、このことについて、再度、町長、お答えを願いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、今の場合は、繰り出す必要がないから繰り出さない。異常な場合があるかもしれませんが、そのときはまた議会にもお願いして繰り出すような状況があるやもしれませんが、なるべくやっぱり独立採算でやるべきでありますので、繰り出しを最初に、念頭に置いた中での運営というのは考えないようにしております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 元気なうちは大抵、社会保険です。退職した後は必然的にこの国民健康保険に加入いたします。そういった事情もございます。緊急の場合には、法定外繰出してご理解をいただきたいと思います。確かに、税の公平性はわかります。わかった上で、あえてこのような質問をしているわけでございます。

なお、通告はしていませんでしたが、今後、地場産業の解散とか、昨日、野崎議員からも質問がございました、企業誘致の等々の問題もございます。これはもう差し迫った現状なんですよ。そういったことを考えると、今後は、この2、3年のうちに国保加入者が増大するのではないかと思いますけれども、この点について、何か考えておられることがあったら答弁をまたお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今回のこれはキューアサの名前を出しますが、大量な方が、大人数の方たちがですね、この坂瀬川での勤務がなくなると。そういった状況で、今、旭化成のほうも再就職を斡旋すべく諸々の手段を講じておられますので、そういう中で、どの程度この苓北町に残っていただけるか。我々はお勧めしたいのは、今申し上げ

げた医療とか介護の施設に移っていただけるならば、非常に有り難いという思いであります。そういった意味で、まずは、この再就職の経緯も、今も度々お伺いに担当が行っておりますので、今後のその成り行きを見ながら、苓北町の特色である医療福祉、介護施設が充実しております。充実して、まだやりたいけれど人が足りないという状況であります。今までの仕事と種類が違いますので、その辺のところがうまくマッチできるようなことがあれば、ぜひ残っていただけるように、我々も努力をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思います。福祉と組み合わせた再就職といえますか、そういったことの斡旋についても、町当局の努力を願うところでございます。

次に、会計年度任用職員についての対応について再質問を行います。

実は、郷土紙の1月5日号でございますけれども、この中に1点だけ私がえっと思ったところがございます。というのは、新制度では正規職員と同じ時間に働くフルタイムの会計年度職員に対しては、退職金も支給できる。ここまではよかったんですけども、フルタイムで採用するなら正規職員を増やすと答えた苓北町を除き、44市町村と県が退職金の支給規定を整備するという記事がございます。これから考えると、苓北町を除いた、それ以外の市町村は、フルタイムの職員を採用するのかなと、ちょっと思ったわけでございますけど、これはどういった意味なのか、総務課長、お願ひしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のお尋ねでございますけれども、会計年度任用職員については、ご存じのように、常勤職員と勤務時間が1週間当たりの通常の勤務時間でございますけれども、常時勤務を要する職を示す職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間、この方たちがフルタイムということで、常勤職員よりも勤務が短い方についてはパートタイムという区分けがございます。苓北町では、フルタイム会計年度任用職員の採用は考えておらず、条例につきましても、パートタイム会計年度任用職員を対象に条例を制定を行ったところでございます。

お尋ねの件につきましては、退職手当の支給に関しましては、県下の自治体は熊本県の市町村総合事務組合というものに加入をしております。その中で、市町村職員退職手当条例が定めてあり、その条例に基づいて退職金を支給をしているところでございます。このことから、令和2年3月4日付けで、熊本県市町村総合事務組合長から構成団体長市町村長宛に、市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例についてということで3月3日公布、令和2年4月1日から施行するとの通知がございました。改正の内容につきましては、先ほど申しましたように、会計年度任用職員がフルタイムとパートタイム

ということであるので、退職手当を支給することができる会計年度任用職員がフルタイムの職員のみが支給対象であるということを明確化したということで通知がまいったところでございます。このことによりまして、こういったことでフルタイムの会計年度任用職員のみを退職手当の支給ができるということで条例を改正をしたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） その内容ですよ、苓北町を除くほかの市町村については、そのフルタイム職員を会計年度任用職員として採用しているんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ほかの自治体がフルタイムのみなのかというご質問なんですよね。はい、すみません。私のほうが質問を勘違いをしておりました。その件につきましては、全体的な調査はしておりませんのでつかんでおりませんが、他の自治体においても、フルタイム、パートタイム両方いらっしゃるということで認識をしております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私も、会計年度任用職員の条例のときにもう少し勉強しておればよかったんですけども、私、ほかの市町村が全部がフルタイムではなくて、そのパートタイムで採用するという勘違いをしておりましたので、あえて質問をしなかったわけでございますけども、この会計年度任用職員については、今後とも勉強しながら、いろんな機会を捉えて質問をさせていただきたいと思います。

最後に、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託なんですけれども、毎年度毎年度見直していくからこういうことになるんですよ。確かに、毎年度していかないと、その職員の給与も上がるし、私もちょっと勘違いしてた分がございました。今後とも会計年度任用職員同様、地域包括支援センターについては、私も私なりに勉強してその都度質問を行いたいと思います。

それから、一番大きな点、これは先ほど町長も述べられましたけども、私は、やはり同じ職場で働くならば、同じ屋根の下で一緒に仕事に励むのが本来のあるべく姿だと思います。そうすることによって、社会福祉協議会の目的達成のために、自分たち、働いている人たちの意識の持ち方といいますか、そういうことも生まれてくるのじゃないかなと、私が思っておりますので、こういった考えで質問をさせていただいております。できるなら、先ほど申しましたとおり、地域包括支援センターの委託は今始まったことではないと思うんですよ。1年、あるいは2年前ぐらいからそれぞれの町と社協とこう連絡を取り合った結果で令和2年度から業務委託を正式にやるんだという結果が生じてきているのではないかなと思います。町長からもご答弁いただきましたけれども、できるならですね、何回も申しますけども、同じ屋根の下で働くことが一番理想的な姿勢であ

ろうと思います。このことについては、昨日の一般質問の中でも町長からご答弁がありましたけれども、指定管理制度についても、これをきっかけとして、改めてこの制度のあり方、運用の仕方についても、町当局と私たち議会のほうも共にこう勉強し合っていくのがいいのではないかなと思います。そうすることによって、山口議員からも申されましたけれども、苓北町農協も将来的には合併をするのもやむを得ない状況でございます。そのとき、今、苓北町農協が単協として指定管理を受けておりますけれども、この形も再考する必要性が生じてくるのではないかなと思いますので、この点についても、今後とも勉強をしたいと思っております。

以上で、私の今回の一般質問全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで１１時１５分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時１５分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告８番、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 令和２年第３回苓北町議会定例会一般質問、３月１１日、通告８番、７番議員、浜口雅英。質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

１、安全安心のまちづくり。

（一）苓北町における行政執行の有り様

１、請負契約の変更

令和２年１月２０日月曜日９時３０分開会で、令和２年第１回苓北町議会臨時会が開催されました。議案は一つだけで、森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）の変更契約でした。

その内容は当然ご承知のことですが、改めて申し上げますと次のとおりでした。

一、提案内容として

（一）工事名、森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）

（二）契約の方法、指名競争入札

（三）契約金額、当初１億２,７４４万円、前々回変更８２５万７,７４４円のプラス、前回変更１,５６４万４,９９２円のプラス、今回変更３４２万２００円の減額、累計合計１億４,７９２万２,５３６円。

二、提案理由として、地方自治法９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要が

あるためとして提案されました。

そして、この議案に関して概略の説明があり、いくつかの質問の中から、質問者の要求に応じる形で追加して資料の提出もありましたが、これに係る本案の上程は適正であったのかお尋ねをします。

2、町民生活の安寧

過疎化、少子高齢化、後継者不足や地球温暖化の影響と思われる基幹産業として位置づけられる一次産業の今後の予測などを踏まえ、町の将来に対する不安な要素が積み重ねられていく現状の中で、ふだんの住民生活、町民生活を営む上でも、生活に密着した不安材料をいくつも聞かされ、私は議員、そして、1町民という立場の中で、これまでも議会で発言、提起し、事案によっては担当課へ直接お伝えしてまいりました。近々の町道の維持管理は不十分ではありますが藪払いや堆積土砂の取り除きなど、ほんの一部には対応された跡が見えます。

また、三方を海に囲まれ、歴史と景観を観光の売り物にしておられる中で、更に一次産業の生産基盤でもあり町の財産とも言える海岸線に関する資料をお尋ねしたところ、その時は資料がないので調査するということでしたが、数日後にその結果を教えてもらうことができました。今後は統計資料として産業の振興や津波対策など、安全安心のまちづくりに活用してもらいたいと思います。このような前向きで積極的な取り組みはまちづくりへの行動として称賛に値します。

しかし、このほんの一部を除けば、それ以外は町民の生活を守らなければならない行政としての職務への認識をお持ちなのかと疑わざるを得ない状況にあります。

今から町民の皆様のお気持ちをお知らせします。これらは先ほど申し上げましたように、大部分はこれまでの議会で、あるいは町の担当課へ提起した案件とその内容がほとんどです。新年度予算へ反映されていることとは存じますが、再度提起します。

①坂瀬川、西川内付近の海岸線の消波ブロックは、本来一定の基準だけで設置され、その高さは設置時の基準高が確保されるべきですが、設置後数十年が経過した現状では、押し寄せる波や砂の影響でその高さはバラバラになっています。まさに海岸の石捨て場の体をなしています。

②普通河川西川の左岸で町道西川線に架かる橋の護岸は地盤がむき出しになっています。早急な対応により、流域住民の生命、財産を守るべきです。また、当該箇所には防犯外灯が不足しておりますので、併せて対応すべきです。

③西川内の一部集落には、国道324号建設時の埋め立て前の旧護岸の一部が現存し、集落の日常生活の通路として利用されておりますが、この部分のコンクリートが老朽化によりこぶし大から人頭程度の石が露出し通行に支障を来しています。加えて、これに隣接している水路は、通路として利用されている元の護岸天端から水底まで約2メートル

ルから3メートルもの高さがありとても危険です。行政として集落住民の日常生活の安全を守る手立てをはかるべきではないでしょうか。

④松原川河口、小路川、上津深江川等の河口の堆積土砂の取り除きは、河川の氾濫と流域住民の生活圏への浸水防止のため当然のことですが、これらの河口における土砂堆積防止の恒久的な施設の設置を提起してきましたが、どうなっているのでしょうか。また、国道に架かる上津深江橋欄干に1.5メートル程度の危険防止等と思われる色あせたトラロープが8年以上張られたままです。

⑤下向、釜の下、川向、和田にかけての越波対策も遅々として進まないようです。消波ブロック積み上げ形式など、越波対策の見直しが必要なのではないのでしょうか。

⑥志岐漁港浜の町海岸に、釜川等陸側からの水路出口に設置されていたであろうと思われる手すりが破損したままです。また、この海岸道路への防犯外灯の必要性を訴えてきましたが何の対応もされておられません。今後もそのままなのでしょうか。

現在施工中の紺屋町海岸道路を潜ることになる、紺屋町津波一時避難所そばの排水溝は、低地である紺屋町明神山地区の浸水への排水対策として非常に重要な施設です。排水手段は、従前と同じ人力による操作になるのでしょうか。24時間監視することが求められるこのことに対して高齢化が進む今日、これに対応した町の取り組みが求められるのではないのでしょうか。

⑦志岐漁港海岸道路は、富岡東目線と連結されることと思いますが、この交差点の形状はどのような形をを考えておられるのかお尋ねします。この件については、これまでも本議会の中で複数の議員から質問が出されておりますが、明確な回答は示されておられません。

⑧観光施設の中で志岐ダム上流の行者の滝公園の手すりは、いくつかの支柱が腐食してゆらゆらし、手すりとしての機能はなく安全性は保たれておりません。どうなさるのですか。事故があってから対応するのですか。

⑨町内の至る所でグラウンドゴルフを楽しんでおられます。その一つである農村運動広場は、雨水等による水はけがよくないということで、グラウンドの4辺に設置されている水路と、グレーチングに土砂が堆積しているので取り除くべきと提起しました。これの処置手段は余計なことでしたが、トラクターもしくはグレーダーなど機械を使えば効率的な廃土作業が可能と思われるという一般常識を提言しましたが、後日、現場を見ると、その部分だけの土砂をスコップではねてありました。結果を見て、おかしくて腹を抱えてしまいました。なぜ作業の効率や効果を考えないんですか。この案件は、町が委託している管理業者の業務ではないでしょう。数年前から堆積している土砂の取り除き、排水施設の整備は、設置者である町の責務です。再度、現地を確認され、効率的、効果的な取り組みをすべきです。

⑩白木尾、内田海岸一帯の護岸防波堤の高さは1メートル程度の段差があり、越波による洗掘は現在も進み、複数の家が立ち退いておられます。防波堤の高さをこの海岸一帯全て同じ高さにして、地域住民の安心感を確保すべきではないでしょうか。

⑪年柄川河口左岸の苓陽橋付近、これは九州電力の火力発電所の通用橋ですね、の付近の海岸岸壁は大きく洗掘しています。背後には国道があり、その上手には集落も存在しています。何らかの対応をすべきではありませんか。

⑫曲崎先端の護岸の破損は防潮保安林としての機能を損なうという提起をしました。このまま放置すれば、津波高潮対策を重点施策としておられる町として、防潮保安林の機能が保たれていません。袋湾沿岸、富岡地域の住民と財産の保全ができないとして提起したものでしたが、現場には車の侵入を防止するためと思われる杭が設置されているだけでした。どのような防災施策を考えておられるのでしょうか。

⑬富岡西海岸に防風、防潮林として植栽されている松の木の落ち葉の処理と処置についての件ですが、住民の方も松の木の植栽には理解を示しておられるようですが、落ち葉への対応に苦慮しておられます。同様の状況がある東海岸の現場には、約100メートル間隔で2メートル程度の竹製のほうきが松の木の枝に吊り下げてありますが、景観を売り物にする観光名所としては異様と思われませんか。これまでも落ち葉の処理策として堆肥センターの水分調整材等の提案をしてまいりましたが、町は、このことに何の反応もなく、住民の皆さんの苦悩に前向きに対処しようという町の姿が今なお見えません。再度の提案ですが、腐れにくいと言われる松の落ち葉でも有機物である限り、一定の環境を作り出せば腐食するはずです。あるいは、燃料としての活用はいかがでしょうか。苓北町と共存共栄の関係であると公言しておられる九州電力苓北発電所に相談し、燃料化による地域住民の悩みの解決も一つの手段ではありませんか。現在、既に苓北発電所ではチップを燃料とされているようですので、それに加えて松の葉も燃料にされることを相談されてはいかがでしょうか。

更に、東海岸では、町道路面排水処理が不十分であることを提起しましたが、これへの対応はどうなっているのでしょうか。

そして、西海岸では、富岡小学校手前の国道と町道の交差点付近の海岸への降り口のためにパラペットが途切れている箇所から、砂が道路や人家の屋根等に舞い込む状況があるようですがご承知でしょうか。現地を調査され、例えば、防止板などの設置など適切な対応をすべきです。

⑭町は、観光産業も町の活性化の一つとして取り組んでおられ、東シナ海の絶景を望むため、四季咲岬公園に展望所を設置され、この展望所へ木製の通路がつくられています。しかし、通路も階段も腐食して通行止めにしてあります。絶好の景観を望むこともできません。せっかくの観光資源の一つを無にすることになり、危険な通路となってい

ますが、このことはご存じですか。

⑮富岡駐車場の案内板は説明不足ではないでしょうか。首塚には最近広大な駐車場を造成されましたが、何の表示もありません。このことも役場へは電話で改善の必要性を求めましたが、その必要はなかったのでしょうか。これらはいずれも町外から観光のために来町された方々への案内板です。また、富岡ビジターセンターと資料館の休みは別々です。同じ日に統一することが利用者優先。そして、それぞれの施設の有効活用になるのではないのでしょうか。

⑯都呂々港、都呂々川河口はゲリラ豪雨に備えて浚渫の必要はないのでしょうか、お尋ねします。

⑰町内の国道、県道、町道の側溝の蓋鳴りを指摘しておりましたが、どうなりましたか。最近、二江の街中は道路側溝の補修がなされ音がしない静かな落ち着いた街並みになっています。

⑱町では、交通弱者対策として町内巡回バスを運行しておられます。早朝から連日の運行に携わっているおられる関係者の皆様に敬意を表します。さて、九州産交バスの運行路線は大幅に減少されていますが、天草市の高校への通学生の重要で貴重な通学手段になっています。早朝から通学のため停留所でバスを待っている学生の姿を目にします。しかし、このバス停留所の設備は、一部を除いて、表示板だけの貧弱で粗末です。去年は、町の事業で停留所を整備されています。今後もこのような箇所を調査され、風雨をしのぎ、照明の付いた安全で適切な停留所となるよう、通学者や、その保護者に配慮すべきと考えますがいかがでしょうか。

二、いきいきと暮らせる町

(一) 人口減少対策

産業の振興など地方創生の基盤をつくるためには、人口の減少に歯止めをかける必要があります。これまでも学園都市構想、学校給食費の無償化などを提起してきましたが何の検討もなされていないようです。

このような中で、本町の人口は、2019年発行の第7次振興計画によれば、2000年の国勢調査で9,436人、2010年はマイナス1,122人の8,314人、そして、2019年の人口はマイナス1,187人の7,127人となっております。これらの数値から1年間に約110人が減少していることになります。今後の人口予測を単純計算すれば65年後には苓北町の人口は0人になるわけです。高度の計算式ではゼロにはならないと考えますが、これまでの減少傾向からすれば、このような事態を想定しなければなりません。今、何か具体的な対策をしなければ、限界集落を超え、苓北町が現在の機能を維持することもできなくなり、財政破綻につながる可能性のある自治体、いわゆる日本創生会議が提起された消滅可能自治体になりかねません。

このような中で、町長はもちろん、我々議会も、町民も町の振興のために頑張らなければなりません。このことについて妙案をお持ちであればお聞かせください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、苓北町における行政執行の有り様についての１点目、請負契約の変更についてであります。森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）の変更締結の上程が適切であったかどうかの質問でありました。

本件につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案しており、提案内容に何ら問題はないと解釈をしております。

次に、安心安全のまちづくりについて、１８項目にわたった質問がございました。

まず、坂瀬川、西川内付近の消波ブロックの設置高さがバラバラになっているとの指摘であります。国道３２４号の越波対策につきましては、これまで国及び県へ要望を行ってまいりました。

県の説明によりますと、本年度、国の補正予算により上津深江海岸１５０メートルの区間で消波ブロック設置工事に着手し、以降、計画的に工事を行っていくとのことあります。この件につきましても、今後、消波ブロックを、低くなったところを高くして、そして、越波が来ないように置き出しにすることということでありますので、しっかり消波ブロックが正確に並んでいくようなそういう工事をしていただくように、更に県にお願いをしてまいります。

次に２番目、西川の左岸で川に架かる橋の護岸は地盤がむき出しになっている箇所があるので早急な対応が必要である。

また、当該箇所は、防犯外灯が不足しているので、併せて対応すべきであるというご指摘であります。

普通河川西川に架かる橋梁護岸は、地盤がむき出しになっているというご指摘ですが、現地を詳しく調査の上、補修等必要があれば早急に検討いたします。また、検討し改善をいたします。また、防犯外灯が不足しているとのことですが、区長さんから現地の状況をお伺いして、外灯の設置基準に照らし合わせて設置の検討を行ってまいります。

３番目、西川内地区の国道３２４号背後の旧護岸を通路として利用されているが、老朽化し通行に支障を来しているというご指摘であります。管理者である県の担当課に要望をしております。

県によりますと、現在、国道側の新堤防が海岸保全施設として機能していることから、

旧堤防の補修の予定はないとのことでありました。また、旧堤防の生活道路としての利用は本来の目的とは異なるため、できる限り道路としての利用は避けていただくようお願いしたいとのことでしたので、更に、その危険な箇所について、なるべく早く町からも説明に行かせるようにいたします。

次に、松原川、小路川、上津深江川の河口土砂堆積の恒久的な防止施策の設置についてであります。現在策定中の「苓北町国土強靱化地域計画」に事業を盛り込み、国の国土強靱化対策メニューの中で対応していくこととしております。

また、上津深江橋欄干のトラロープの件につきましては、ご指摘のとおり、危険防止のため設置されておりますので、河川管理者である県へ対処について要望を行います。

5番目、下向、釜の下、川向、和田にかけての越波対策についてであります。先ほど申し上げましたとおり、県によりますと、まず上津深江港付近から150メートルの区間を今年度工事発注するとのことであり、以降、計画的に、ご指摘のあった地域についても進めていくということであります。

6番目に、志岐漁港臨港道路浜之町海岸の水路出口の手すり破損の対応及び防犯外灯の必要性、並びに、紺屋町排水対策についてであります。水路出口の手すり破損箇所につきましては、現在、トラロープで囲い危険表示をしているところでありますが、新年度予算に手すりの修繕費用を計上し、改善を図ることとしております。

また、防犯外灯の設置につきましては、地域からの要望に応じ、設置を検討してまいります。

紺屋町地区の排水対策につきましては、2月28日に紺屋町区長をはじめ、区役員の皆様と意見交換を行い、大雨と高潮が重なる最悪の場合を想定した水量を一時的に蓄えるための貯水池を設けること。水門については、通常管理負担を軽減するため、水圧で自動開閉するフラップゲートを設けることとして承諾を得たところでございますので、今後は、実施工事をしてまいりたいと考えております。

7番目に、志岐漁港臨港道路と町道東目線との交差点の形状についてであります。交差点の形状につきましては、当初計画に基づき、全長9メートルの車両が通過できる幅を確保した設計で工事を進めております。また、東目線の道路拡幅につきましては、令和元年12月議会一般質問において、倉田議員からの質問に回答しましたとおり、現在の仮設拡幅部分を残すことで予定をしております。工事の施工につきましては、臨港道路全体工事の完了後、令和4年度以降計画しているところであります。

次に、第8番目、行者の滝公園の手すりが腐食をしているのでということでございます。新年度予算に手すりの修繕費用を計上し、改善を図ることとしております。

9番目に、農村運動広場グラウンドの土砂の堆積であります。議員ご指摘のとおり、長期間の風雨により、グラウンド内の土砂が流出し、特に町道側の側溝蓋の上に堆積し

ている状況であります。このことにより、排水機能が低下し、水はけが悪くなっております。状況確認のため一部を人力で除去いたしました。が、堆積土砂が広範囲、多量に及ぶため、その除去費用については、令和2年度当初予算に計上し、対応してまいりたいと考えております。

10番目に、白木尾、内田海岸一帯の護岸防波堤の高さは1メートル程度の段差があるので、海岸一帯全て同じ高さにして住民の安心感を確保すべきではないかとのことであります。この防波堤は、白木尾、内田海岸一帯の大地の畑地法面が波の浸食により削られていたため、県に要望し、防波堤を建設してもらったところでありますが、しかしながら、防波堤完成後も畑地法面の崩壊は止まっておりません。昨年5月に関係区長さんを代表して法面崩壊防止について要望書が提出されております。この中で、法面崩壊の原因としての波による浸食崩壊については押さえられているが、もう一つの大きな原因が陸側から海側に流れ出す地下水にあるので、その防止対策等を含めた法面崩壊防止事業を要望するということでありました。

町といたしましても、この地下水の流出が原因であると捉えており、県に対して、法面崩壊防止対策について要望しておりますが、なかなか該当する事業メニューが見つからない状況となっております。今、国が進めております国土強靱化に該当しないか、このことを県に、この国土強靱化の事業を進めていただくよう今後とも要望をしてまいります。

11番目に、年柄川河口の苓陽橋付近の海岸岸壁が大きく洗掘されているとのことでありますが、この海岸は年柄建設海岸として県の管理となっており、現地の状況写真を県の担当課に報告をいたしました。県によりますと、年柄建設海岸の施設台帳には、国道389号の護岸擁壁までしか掲載されておらず、現地は範囲外となっており、県としての対応は難しいとのことでありました。しかし、これはじゃあどこの担当かとなると、まだ今のところはっきりしておりませんので、町であるのか、県であるのか、国であるのか、はっきりした上で、その辺のところの対応を具体化していきたいと考えているところでございます。

12番目。曲崎先端の護岸の破損対応、防潮保安林の機能維持についてであります。このことにつきましては、令和元年9月議会一般質問において、「道路の傷みが激しい箇所もありますが、管理道としての使用において、現時点で早急な対応は必要ないと判断するところでございます。しかし、今後、必要に応じて補修等を検討いたします。また、防潮保安林としての役割につきましては、今後も関係機関が連携した中で、その機能維持に努めてまいります」と回答させていただきましたが、防潮保安林の機能維持と併せて管理道の補修につきましては、町単独予算での対応は非常に厳しいことから、現在策定中の国土強靱化地域計画に事業を盛り込み、国の国土強靱化対策メニューの中で

の対応を引き続き検討をしてみたいと考えているところでございます。

13番目に、富岡東西海岸の防風・防潮林の松葉の処理についてであります。松葉の片付けにつきましては、現在、地域の皆様方のご理解の中で対応いただいているところであります。今後、どうしても厳しい状況となりました折には、町での対応を検討してみたいと思います。

なお、松葉の処理についての堆肥センターでの水分調整材としての活用につきましては、令和元年9月開催の決算審査特別委員会の折にも回答しましたとおり、松葉は油分が多く分解に時間がかかること。また、松葉を使用した堆肥は酸性の値が高いために、弱アルカリ性の土壌を好む町の主要作物であるレタスの圃場での使用には向かないことなどからも、現在のところ堆肥センターでの松葉処理は考えていないところでございます。

併せまして、苓北発電所での燃料としての利用につきましても、確認させていただきましたが、海岸線の松葉は、塩分を多く含んでおり、ボイラー等の腐食の原因となりかねないことから活用は厳しいとの回答でございました。

また、東海岸の路面排水処理につきましては、側溝及び集水桝の補修を発注済みであり、西海岸の国道と町道春の迫の三叉路付近の海岸降り口からの砂の飛散対応につきましては、平成30年度に、降り口付近に松を増殖し改善を図ったところでありますが、改めて地域の方からの被害の状況等のご意見もお伺いしながら、新たな対応策を検討してみたいと思います。

14番目に、四季咲岬公園展望所通路の通行止めについてであります。議員からのご指摘もありましたように、公園内の木製の歩道が老朽化に伴い腐食しておりますので、現在、通行止めにしてあります。

この公園につきましては、県有施設ということで、熊本県に改修の要望を行っておりますが、これまで予算措置ができず、未改修の状況でございます。県に確認したところ、令和2年度におきまして、国の交付金事業を活用して、改修する計画にあると聞いておりますが、一日でも早く通行ができるよう県に強く要望してみたいと思います。

15番目に、富岡城駐車場等の看板についてであります。今年度、都市再生整備計画事業により、それぞれ整備することにしており、現在、発注をしているところでございます。

また、富岡ビジターセンターと資料館の休館日につきましては、観光客の皆様が休日がいつであるかというのをご存じない方もたくさんいらっしゃるようでございます。日程の都合上、最低どちらかの施設を常に見学できるように、休館日を水曜日と木曜日にそれぞれ別にした次第であります。今後も富岡城を観光の核施設として、観光等の情報発信に努め、苓北町への誘客を図ってまいりたいと考えておりますので、そういう情報

はしっかり伝わるようになってからどっちがいいのかも研究をしてまいりたいと考えております。

16番目に、都呂々河口の浚渫についてであります。平成30年8月頃に浚渫を行っております。今後も現地の状況を見ながら検討をしてまいります。

17番目に、町内の国道、県道、町道の側溝の蓋鳴りについてであります。町道につきましては、老朽化したコンクリート蓋の交換やグレーチング蓋のボルトの交換、緩んだボルトの締め直し等を行い、蓋鳴りの防止に努めております。また、国道、県道につきましては、県に要望をしてまいります。

18番目に、停留所の整備についてであります。停留所の整備につきましては、要望等により現地調査を行い、改修等の検討を行い、対応を図ってまいります。

次に、進行減少対策についてのご質問でありました。

人口減少対策についての考え方ではありますが、平成3年以降「少子社会は国を滅ぼす」という認識のもと、保育料の保護者負担の軽減を中心とした子育て環境の整備や住宅用地の分譲など、人口減少対策及び少子化対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、特に、高校・大学を卒業し、就職時期を迎えた若年層の流出による人口流出が多く、また、結婚に対しましても非婚化が進んでいることなどから、人口減少に歯止めをかけることができていないのが現状であります。

全国的にもこの傾向が強いので、進んでいるところの話を聞きたいと、先進地研究もしたいと考えておりますが、なかなか適当なところが見つかりません。

町内には、医療・福祉・介護施設などの就職先はありますが、本人の職に対する意向と合致しないなど町内職場での就職に繋がっていない側面もございます。しかしながら、苓北町の特長である医療・介護施設等まだ増やしたいという意向を持っておられる方もいらっしゃいます。そして、こういう温暖な気候の中、景観の素晴らしいところに住みたいという方もいらっしゃるようでございますが、いざとなると、今度はそこで介護をする人手が足りない状況であります。そういった意味で、今度会社を辞められるところの社員の方がそういう介護職等に興味を示していただければ、こういう方たちが何十人か増えて、一つや二つの施設がまたできやすくなるのではないかと考えております。今のところ人口を増やすためには、やっぱり職場を増やす、職場を増やすためにはやはり苓北町の今特長である介護職の人手をやはりどう確保していくか。これが大きな課題でありますので、人口減少対策としては、今の苓北町の職業のあり方の、介護職等について人をどう集めるか。これも大きな要因になってくると思いますので、このところですっかり頑張り、あとは昨日もお答えいたしましたように、1人でも、2人でも起業をしていただけるような、そういう方々に声をおかけして、あるいは、相談があったら相談に乗って、その職場を増やしていく。できれば1人、2人が3人、4人になるように応

援もしていきたいと考えているところであります。

大変失礼をいたしました。人口減少対策について、苓北町の特性を活かしたものにできれば大変うれしいことだと思っております。

本来であれば、子育てをして、子育てをするのにお金がかからないような支援だったんですが、今の若い方の結婚が非常に少ない、このことが非常に寂しい限りであります。強制はできないわけですので、とにかく促しをしながら、またこちらのほうも増えていただけるように頑張りたいと思っていますところであります。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、13時、午後1時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、2番目の町民生活の安寧についてですが、本日、返答いただけなかった事案、対応していただけなかった事案は、町長自ら現場を確認していただき、町民生活の安寧を図るべきです。

それから、海岸線の補修についてですが、9年前の東北の大津波による被害が発生してから9年が経過したわけですが、この津波災害復旧の大きな足かせになっているのが日本の知恵と技術の推移を集めた原子力発電所の崩壊ではなかったでしょうか。この原発は、立地上、一定の予防、当然、立地上一定の予防線を図った中での建設であったはずですが、その原発に被害が発生したものです。そして、この原発の被害が復興の大きな足かせになっているのは、全ての国民が認識しておられることだと思います。

先ほど質問した①から⑱のうち、①、②、④、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫、⑱の9項目は、全て海岸線の課題です。確認の上、最悪の事態を招かないよう、行政執行の原点である町民の生命と財産を守る、そういう立場での取り組みをすべきです。

それから、⑪の海岸については、所管不明とのことですが、これはとんでもないことです。というのは、火力発電所出入り口の苓陽橋の橋台に隣接しているです。最悪、橋の欠落などが発生した場合、発電所の運営に大きな影響を与え、引いては、県の産業にも多大な悪影響を与えます。このことを蒲島知事に直接提言すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今のご質問でございますけども、当該箇所は、現在、年柄船組合の皆様方が管理、利用されていると。当時のことをお聞きしましたら、火電建設の折に、九州電力がその船揚場及び海岸の補修を行ったということで、これあくまでも伝聞でございますけども、そのようなお答えでございました。今後、ここは詳しくまた再度調査しまして、どこが責任があるのかということで、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 町長、これが海岸の崩落した現状です。それから、位置図はですね、これは町の地図をお借りしたんですが、コピーですが、ここが発電所です。ここが廃捨て場です。これが苓陽橋ですけども、このすぐそばですので、そういうことはないかというふうに思いますけども、やはり現地を見ていただきたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 現地も見させていただきますが、まず、どこが管理しなければならないかは、今のところ定かではないと言っておりますので、その辺のところも確認した上で、県なのか、九州電力なのか、あるいは別のところなのか、これをまず確認させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 契約の変更についてですけども、先ほど法令上、条例上、法律上、何ら問題ないということでしたけども、間違いはないのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 町長の答弁のとおりでございます。条例等に基づき提案したところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 地方自治法では、請負契約の契約額に応じて議会の議決を得なければならないと。それで、その具体的にその金額は、地方自治法施行令の中で市町村、県ですか、の額を決めてありますよね。その施行令の中で5,000万円ということが出てきます。そこら辺は何ら問題ないわけですが、議決を得る、得た後に着工すべきじゃなかったんですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 林道の地滑りの工事の件では、昨年12月10日の日に全員協議会が開催されまして、その折に、今回の変更については、事前に説明申し上げ

げたところでございます。その後、１２月１６日に林野庁との協議を終え、その協議に基づいて、現場のほうには指示を行いました。これを指示せずにそのまましますと、無駄に下まで掘ってしまう。余計危険になるというふうなことで、林野庁からの協議を受けて、現場に先に指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） それは法律を無視したやり方を国が指示したということで理解していいんですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 法律を無視したとは考えておりません。現場を動かす以上、一応協議を終えて、県とも確認を取りながら、その状況に応じて現場のほうに指示したというふうなことで考えておりますので、法律を無視したとかいうふうなことでは考えておりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） それはあれじゃ、単なる言い訳でしょう。結果的には、やったことは法律を無視しているんじゃないですか。ですから、県に協議した、国と協議した、それでその後やったわけでしょう。そのときに、国なり、県なりは、地方自治法上はそういう決まりがあるけども、現場がそういうことあればやっていいよということなんですか。私は、手続きというよりも、その制度についてどう思うのかと。制度上、今回の契約は上程したのは間違いではなかったかということです。現に、今の話のように説明の中で、議会の中で町は若干早く指令前着工というか、議決前着工ということになってしまったということも、議会の中でどうどうと発言されていますよね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 指令前の着工ではなく、議会のほうには、先ほど申しましたとおり、１２月の１０日の日に全員協議会でこのような協議が進んでおり、協議を済ませて、その後、現場に指示したということで回答しております。議会の議決がその後、年を明けてからになりましたので、その辺のタイムラグはありますけども、それを無視して現場を進めてしまいますと、現場のほう、逆に大きく掘ってしまつて手戻りが生じるということもございますので、そのような形を取らせていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 指令前着工じゃなくてですね、自治法に基づく議会の議決がないままに取り組んだということです。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議会の議決に付すべき契約、財産及び処分に関する条例というのは、確かに5,000万円以上の予定価格については議会の承認を得る必要があるというふうなことで明記されてございますけども、これはあくまでもその金額であって、その工事の動きについては、現場の状況次第で指示はできると考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、課長がおっしゃったようなのは、特例行為は法律上どこに記載されているのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 明記は、私もすみません、詳しくはわかりませんが、この議会に付すべき契約というのは、あくまでも私は5,000万円というふうなこの工事に対しての請負契約の変更だと考えております。ですから、その現場というのは常に動いておりますので、その中で変更を与えながら指示を出していくのは現場監督として当然だと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） どうも先に進みませんが、5,000万円は施行令の問題ですよね。私が言うのは、その基本になっている地方自治法ですよ、地方自治法では金額が5,000万円と、県が幾らだったですか、1億ですか、1億5,000万円ですか、それは施行令の考え方でしょう。その基準になる法律の中では、議会の議決を得なければやっちゃならないということになっとるわけですよ。今、課長の話では、国とも話したということですけども、これは今後会計検査が当然対象になる。しかも1億2,3,000万円が会計検査院としては一番取り組みしやすい金額と思うわけですよ。そうやってきたときに、当然時系列な報告をしたとすれば、当然、検査員のほうでもそこら辺のお尋ねはあろうかというふうに思うわけですよ。今の課長の話では、国にも相談していた、県にも相談していたということをそのまま検査員にも伝えるわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、そのようにいたします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） とすれば、もし万が一、検査員から不適切な行為であったということで補助金の返還など求められたときには、当然返還をしなければならないことになると思いますが、そういうことでよかったですかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今回の変更は、逆に議会を待ってやってしまうと、逆に手戻りが生じて不適切になると判断しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ほんならばですね、1月16日に林野と打ち合わせをされたわけでしょう。

○農林水産課長（宮崎良成君） 12月です。

○7番（浜口雅英君） 失礼しました。12月16日ですね。それで12月17日に業者に指示を出されている、ですね。そしたらば、それならば、本当に地方自治法を、法律を守っていくという立場になれば、その17日なり、17日は無理であっても、状況を見ながら18日とか、19日に臨時議会、どっちみち臨時議会でしょう。これはこの前の時にも質問しましたがけれども、定例会で諮らなければならないということではなくて、臨時会でやったわけでしょうが。とすれば、16、17は無理かもしれませんが、18か19に臨時会にすればよかったんじゃないかな。よっぽどですね。そのときにでも、だけん一番いいのは、やはり16日にやっぱりちょっと打ち合わせをすべきだったというふうに思いますけどね。やっぱこの地方自治法には、当然違反しているというふうな理解しかしませんけども、それ私の考え間違いでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議会の日程調整につきましては、私のほうから答弁はちょっとできませんので、地方自治法を無視して今回の工事をやったというふうな考えではおりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これ町長、明らかにですね、まあいろんな事情があるにしても、明らかに法律違反だというふうに思うわけですよ。やっぱこれまでもこういうことがあったのか、それで、今後この地方自治法を無視したような行政執行をしていくのかどうかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、我々は法律、条例、その中で動いているわけでありますので、遵守をしていくというのが当然のことだと思っておりますが、今の議論を聞いておりますと、これ以上仕事をされると後で手戻りが出ると、だから工事の指示はしてないんじゃないかと、私は解釈をしているんですけども。工事をやれという指示はしてないんじゃないかという、私は解釈を。ただ、これ以上掘られると困るからというふうな指示をしたと、そういう意味やろ、工事を先に進めというたわけじゃないんだろ、

ということだそうですから、その辺のところは理解をしていただきたい。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私も理解をしたいと思うわけですが、この前の臨時会の時に、経過を教えてくださいとこっちから要望したら、指示書が出てきましたよね。今、町長は指示していないということですけども、それは町長決済は文書にはなかったわけですが、指示してあるんですよ。16日、林野と打ち合わせたので、17日付けで業者に指示をして、そして業者さんのほうの現場監督の方の記名もあるわけですから。それがあれば、やはり町長なり、その内部の決裁に関わる関係での事務の連携が不十分であったのではないかと。事が事ですので、地方自治法、条例、引いては憲法に関わってくる、自治体の運営の一番根幹に関わってくる問題だろうというふうに思うわけですよ。やっぱりそこら辺は再度確認していただいて、それでやっぱり検査院が来たときには、何とかそういう事態が起こらないような形の行政公助をしていくべきだというふうに思いますがいかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 工事の変更指示書の内容を読み上げます。法面下部の掘削方法、道路線形等の変更について、林野庁との協議が終了しましたので、別紙、変更設計書より施工してくださいというふうなことの指示でございます。林野庁との協議というのは、下の部分を残すというふうなこと。それを指示をしないと下まで掘ってしまう。そのような指示でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） そういうことで、町長、現場に指示はしてあるそうです。今後、例えば、今議会に設計変更の議案が出ていますけども、それはやはり議会の議決を得た後に施工するということに。今の話を聞くと、十分注意するということですので、今後は議会の議決を得た後に現場は取り掛かることになるのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 本議会に提案しております工事請負変更契約の締結につきましては、工事がほぼ終了しました出来高の測量に基づいての最終的な数量の変更、それに伴う金額の変更でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私は議員の立場で、その事務上のやりとりを聞いているんじゃないんですよ。法律に基づいた、制度によることの審議といいますか、正しいやり方を聞いているわけですので、いろんなその事務上の話を私に回答していただいても、私

はわかりません。ただ、地方自治法上は、議会に諮って、変更がある場合は一定の基準を超えた額の請負契約の場合は法律に諮って、議会の議決を得た後にしなさいと、その制度に則ているのか、則ていないかという話ですので、事務上のことをいろいろ言われても私にはわかりません。それならば、今度出された分も同じ、事前着工ということになるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 事前着工ではなくて、工事の出来高に基づく変更でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 制限時間がまいりました。

これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

次、通告9番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告9番、6番議員の石田みどりでございます。今日は、町長に対して3点の点で質問をさせていただきます。

まずはじめに、高齢化に伴う難聴者の補聴器購入に対し、町の助成をということでございます。

高齢化に伴い、近年、加齢性難聴と言われる難聴者が多く見受けられます。聴力が70デシベル以上の人については、補聴器支給制度という制度がありますが、これは高度重度の難聴者であって、身体障害者手帳を交付された高齢者に限定されています。中度以下の難聴者には適用されません。国の研究機関の調査では、65歳以上の6割の人が難聴であるという推計があり、難聴が生活の質の低下につながるという実態や、難聴が認知症のリスク要因である。また、コミュニケーション障害のリスクが高いという指摘もあります。障害者認定を受けることができるのは、両耳の聴力が70デシベル以上でしか聞き取れないなど、かなり重い難聴者でなければ障害者認定による補聴器購入補助は受けることはできません。20デシベルが正常値であると言われていいますので、70デシベルという数字は、重度の超難聴者であると言えるのではないのでしょうか。

荅北町で障害認定を受け、この補助を利用されている方はいらっしゃると思うのですが、どのくらいいらっしゃるかお尋ねをいたします。

また、中度、軽度の難聴者の実態は把握しておられるのかお聞きいたします。

WHOは、難聴が中程度で40デシベル以上の人への補聴器の使用を推奨をしています。また、慶応大学耳鼻咽喉科の小川教授は、補聴器は難聴が進行してからではなく、なるべく早く使用することが必要であると強調しています。

かなり重度の難聴の人が補聴器を使用しない理由として、価格が高いというのが最も多いということです。現在、日本の難聴者の補聴器所有率は14.4%、ほかの国を見

てみるとイギリスが47.6%、フランスが41%、ドイツ36.9%で、日本の2倍から3倍になっています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合への出席や外出の機会が減り、社会的にも孤立しやすく、引きこもりにもなり、認知症へのリスクも高くなります。日常生活の質の向上を図る上で、早期から補聴器使用が重要ではないでしょうか。そのためにも高額である補聴器購入のため、町として助成をすることが大事であると思っています。

補聴器工業会の成沢理事長は、高額の購入費は高度重度の難聴者を除いては個人負担となっているので、公的補助の確立は最優先課題であると言っています。聞こえのバリアフリーをサポートするため、町も努力をしていただき、助成する方向で検討していただきたい。町としてのお考えをお伺いいたします。

2点目でございます。

老人ホームなどでの不在者投票について質問をさせていただきます。

県内14市の老人ホームで、県の選挙管理委員会の指定を受けて投票ができるのは127施設で、昨年7月の参議院選挙で82施設が不在者投票を実施したが、その内8割の66施設が投票の際に、施設職員居以外の第三者を立ち会わせていなかったとの報道がありました。投票の公正を確保するため、外部立会人の確保が2013年の公選法改正で努力義務とされたのですが、以前として第三者の立ち会いをしていないという報道でした。身体的理由などで自ら投票所に行けない有権者のための例外的制度として、県の選管に申請をし、指定を受けた施設では、入所者本人又は依頼を受けた施設長らが投票用紙の交付を請求し、施設内に設けた投票記載所やベッドの上で投票ができることになっています。昨年の参議院議員選挙では、不在者投票を実施した82施設のうち、外部立会人を確保したのは16施設だけだった。16施設の内、投票者が1人しかいなかったのに、外部立会人を確保したという良心的な施設もあったとのことでした。外部立会人は、施設側が依頼すれば自治体の選管があらかじめ選定した人を確保できることになっています。先日、議会で承認をした選挙管理委員さんが外部立会人となるのでしょうか。苓北町の施設などで指定を受けて、不在者投票を実施しているところがあるのかお尋ねをいたします。

あるとすれば、そこの不在者投票所には、外部立会人も立ち会わせているのでしょうか。どのような形で不在者投票を行っているのかお聞きいたします。

現在、告示され、22日が投票日となっている知事選挙も今行われております。公選法で、外部立会人の立ち会いは努力義務だとしておりますが、選挙の公正性を確保するためにも、立会人は必要だと思うのですが、町としてのお考えをお聞かせください。

3点目でございます。

町の誘致企業でもあるエコアッシュが操業をだいぶ長いことストップをしているよう

だが、現状はどうなっているのかということです。

野崎議員の質問にもありましたけども、町の誘致企業でもあるエコアッシュですが、もう何ヶ月も操業していないようです。現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

町民の方たちからもいろいろな声が聞かれますし、心配もされています。3月5日付けの新聞で、廃棄物処理法違反で、4日付けで県が30日間の事業停止処分をしたと報道がありましたが、県から町への連絡や説明があったのでしょうかお聞きいたします。

報道によると、現場での糊化作業を指定していない町内の建設業者に任せていたこと。また、建設資材の製品化の過程で、残りかすも糊化せず、土嚢として販売した。販売済みの土嚢は全て回収したとの報道です。土嚢として販売した数量、また回収した場所、回収した土嚢の処分はどうされたのかお尋ねをいたします。

当然、町は誘致企業であるからには知り得る立場にあると思うし、企業から報告を受けるべきだと思いますので、その点をお聞かせください。

30日間の事業停止ということですが、今までも操業をしていなかったようです、何ヶ月も。この間の動きについてもお聞きをいたします。

また、今後の見通しについてもお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、難聴者の補聴器購入への補助についての質問でございます。

最初にお尋ねの件であります。苓北町の高齢者、つまり65歳以上で、身体障害者手帳を所持されている方で購入時に補助を受けておられる人数であります。過去3年間では、平成29年度は4人、平成30年度は5人、令和元年度は2年2月1日現在で、6人あります。

苓北町の現行の制度では、18歳未満の人が身体障害者手帳を所持していなくても、要件を満たしますと3分の2の購入費助成を行う苓北町難聴児補聴器購入費助成事業はございます。ただし、18歳以上の人については、補聴器購入費助成について、身体障害者手帳所持が要件となっております。

以上のことから、補聴器購入助成の対象となられない方につきましては、日常生活への支障程度やその基準等を調査した上で、今後の対応を考えていきたいと考えております。

次に、老人ホーム等での不在者投票についてのご質問でありました。

まず1点目は、不在者投票指定施設についてのご質問でございます。不在者投票指定施設は、県の選挙管理委員会が指定を行っております。指定の方法は、施設から県選管へ施設の概要・指定申請に至るまでの経緯及び理由・入所状況・投票事務に予定して

いる人数・投票記載所の図面等を記載し、指定申請を行い、指定を受けるものでございます。町内では、不在者投票指定施設は、病院、施設を併せて11の施設がございます。昨年7月の参議院選挙におきましては、9施設が投票を行っております。

投票の方法といたしましては、申請した施設内の投票所におきまして、不在者投票管理者、これ施設長ですね、不在者投票立会人、事務従事者のもと選挙人が記載台で記載し、投票箱に投票することになっております。

職員だけで行っているのか、外部立会人を入れて行っているかということでございますが、申請様式において職員のうちで投票事務に予定している人数を記載することになっていきますので、職員での対応となっているようでございます。外部立会人につきましては、法的には、ご指摘のように、不在者投票管理者に対する努力義務となっており、不在者投票の公正な実施の確保のため、市町村選挙管理委員会が選定した者を立ち合わせるよう努めることとなっております。

昨年の報道後は、不在者投票をより一層公正に実施するため、不在者投票立会人には、市区町村の選挙管理委員会が選定した者等の施設職員以外の第三者を選任するように、県選管から不在者投票管理者へ通知されるとともに、町選管におきましても、不在者投票管理者へ投票用紙を交付する際に、その旨周知するようにとのことでございましたので、この指示を守ってまいりたいと思っております。

次に、町内業者のエコアッシュの問題ですが、現在は操業をストップしております。

現状につきましては、平成16年10月27日から熊本県から産業廃棄物処分業許可をもらってこれまで事業を行ってまいっておりますが、昨年10月26日までの許可更新にあたり、許可条件である作業フローの一部が遵守されていないという見解から、許可の更新ができないままとなっております。その間、4ヶ月余り調査をしていたということでございます。その結果、令和2年3月4日付けで、熊本県から「30日間の産業廃棄物処分業務の一部停止」の通知が出されたようでございます。

この件につきましては、エコアッシュの社長からも担当課に來られて、文書を持って謝罪をしていかれたと。今後は、県の許可条件をしっかりと守って30日が過ぎたら改めてまた営業したいということでありました。

また、この4ヶ月間に渡っては、従業員については、そのまま雇用をして、幾ら払われたのかわかりませんが、ボーナスも支給されたということのようでございます。

そういう中でございますので、また自助努力をなさった中で、今までより以上の盛んな業務ができればよいと考えているところでございます。

以上で石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 補聴器の問題でございますけども、ある自治体がアンケートをとりました。その結果、聞こえないことで誤解を生じる、会合など人の集まる場所へは出かけたくない、人としゃべりたくもない、聞こえが悪い生活から脱却したいなどがあり、補聴器を使用しない理由として、価格が高いというのがダントツでございました。補聴器には、主にポケット型、耳かけ方、耳穴型の3つの形があり、小型の耳かけ型が大きく伸び、前年比で118.3%だということが出ておりました。また、23万6,000台が出ているということです。全体の38.5%を占めているそうです。値段もピンからキリまであって、3万円から30万円以上のものもあって、平均で15万円ということです。

補聴器を使ってみたいという動機では、購入時に補助があればいいということやら、価格が高すぎて買えないので安くなってほしいというのが多かったということでございます。

厚生労働省の引きこもり要因の一つでも、聴力の低下を挙げ、対策を求めています。難聴者の引きこもりや認知症を防ぐ、また、難聴者の社会参加や生活の質の向上にも欠かせない補聴器の使用を普及することが大事だというふうに思います。先ほど町長もおっしゃっていましたが、ぜひここら辺も視野に入れていただきたいというふうに思います。

難聴者の認知症機能低下が正常聴力の人よりも32%から41%の悪化がみられるというふうなデータも出ております。健康寿命を延ばすためにも、補聴器使用は欠かせないのではないのでしょうか。補聴器を普及することで、医療費や介護費用の削減にもつながると思いますが、その点でのお考えをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども答弁いたしましたように、まず、この難聴者の方にどの程度までできるのか。まず、具体的な調査をしてみないことにはわかりません。例えば20デシベルとおっしゃいましたけれども、何デシベル以上だったらやっぱりこう本当に、本当に聞こえづらいのかどうかですね。その辺のところを担当でも調べるということですので、その要件をまず決めた中でどうするのか、考えていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ぜひ調査をしていただきたいというふうに思っております。全国的にも、補聴器購入時の助成を行っているという自治体も増えてきております。補聴器購入時の助成は本当に大事じゃないかなというふうに思いますし、苓北町は、子育て支援については、先ほどからも町長が答弁をなさってましたが、ほかの自治体に先駆けて子育て支援については頑張ってこられました。

熊本県内では、まだ補聴器の購入助成について助成を行っているところはないというふうに聞いておりますが、ぜひ苓北町で実施していただき、先駆的役割を果たしていただきたい。先ほども調査をしてみるというふうにおっしゃいましたけども、子どもだけじゃなくて、お年寄りにも優しい苓北町にさせていただくように願っております。ぜひ調査をして、補聴器購入補助も考えていただきたいというふうに思いますので、その点はぜひよろしくお願いをいたします。前向きでよろしくお願いしたいと思います。

2つ目でございますけども、施設内の不在者投票について、本当に施設内では、有権者の意思が反映されていないということで、施設内の職員や施設長の意思で投票が行われているというのも耳にしたことがあります。そういうことがあるとすれば、公選法の投票干渉罪にもあたります。苓北町ではそういうことはないと信じております。公選法では、施設内の投票記載所に候補者名やポスターを掲示することは禁じられています。でも、苦肉の策として、記載所近くに候補者の一覧表を貼り出して知らせたという施設もあったようでございますので、そこら辺もぜひ町としても施設のほうにも要望をしていただきたいなというふうに思っております。

第三者の立会人なしで不正が行われてもわからない状態でありますし、投票の公正性や透明性の件からおかしいことだと思いますので、施設内での不在者投票については、ぜひ第三者の外部立会人を立ち会わせるよう施設側にも指導をしていただきたいと思いますし、町も努力をしていただきたいと思いますと思いますが、その点でのお考えをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、昨年、報道があった後、確かに不在者投票の管理者につきましては、努力義務ということで、法的にはなっておりますけれども、公正を保つようにということで県の選挙管理委員会のほうからその後施設宛に、そういったことで通知がなされております。

今回の選挙に関しましては、1月に担当者会議がございましたけれども、その折にも投票用紙の交付があった際には、再度そういったことを行うようにということでの通知を入れて、交付をなさいということもご説明がっておりますし、2月下旬には、各施設に再度そういったことで立会人を置くよう努めることということでの通知がなされているようでございます。

それに基づきまして、今回、町のほうとしましては、一応、施設からそういった依頼があったときには、選挙管理委員会の書記を選定し、立会人として派遣するよう予定をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ぜひ町の選挙管理委員会としても立ち会わせるという方向で努力をしていただきたい。県から各施設にはそういう通達がいつているということでございますけども、町の選挙管理委員会としても、ぜひそういう方向で不正がないようにということですね。不正があるとすれば公選法の投票干渉罪ということで、実際は施設長が逮捕されたという記事も載っておりましたので、苓北町からそういう逮捕されるようなことが起こらないように、やっぱり町の選管としてもぜひそういう指導といたらおかしいですけども、申し入れもしていただきたいなと思っておりますので、その点では、選管として。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご指摘重々承知しておりますので、そういったことがないよう選挙管理委員会としまして、立会人の選定、派遣、そういったものを十分行ってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほども言いましたように、本当にこの町からそういう不正が出ないような対策を考えていただきたいというふうに思っております。

3つ目でございます。

エコアッシュの件でございますけども、12月議会です、浜口議員の質問です。産業振興についてですが、これも確かな情報ではありませんけども、法律に違反して操業されている企業が苓北町にあるという情報はつかんでおられませんかという質問をされているわけですね。その時に、町の答弁では、そういうことはつかんでいないということであったと記憶しているのですが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その時には疑いがあるということで、疑いがあるから調査をなさっていたようでございます。違反をしているということではありませんでしたので、そうお答えをいたしました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 調査に入っているという報告は事業所のほうからはあったんですか。

○町長（田嶋章二君） はい。

○6番（石田みどり君） ありましたか。はい。それから、今、苓北発電所が灰捨て場の石炭灰を寄せて、高く積み上げる作業をしているんですけども、それは何か関連があるかどうか。町としてはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは全く関係ないと、私は判断をしております。経過を申し

上げますと、6、7年前には600億円かけて新たな灰捨て場をつくるというようなことで、九州電力は考えておられたようでございますが、只今はそのお金を、そんな多額のお金を出せるような状況ではないということで、まだあと15年、20年は、当然、今の灰捨て場でしっかりと持ちこたえられるような状況をつくっていききたいと、そういうことの考え方のようにございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 報道で、販売済みの土嚢は全て回収したという報道がございました。土嚢として販売した数量、また回収した場所、回収した土嚢の処分はどうされたのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 回収した土嚢の数量は40袋ということでお聞きしております。

全部いったん会社のほうに回収をされて、熊本市にある最終処分の許可を持った業者のところまで搬出されまして、そこで有料により最終処分をなされたというところでお伺いしております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 回収した場所というのは、それを販売して、利用してたわけですね。販売して、それを使ってたわけじゃないんですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 土嚢袋に入れて、いったん販売されたわけですけども、その袋ごとそのまま使用されてなくて、その袋ごと回収をされた40袋のまま最終処分場で処分をしていただいたということをお伺いしております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 使用されてなかったということですね。

○企画政策課長（錦戸雅志君） はい。

○6番（石田みどり君） なら、今までそういうことはなかったのでしょうか。今まではそのような糊化せずに土嚢として販売したということは、今までにはなかったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 今までにはなかったということでおっしゃってました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町は当然誘致企業でありますので、そこら辺の状況というのは知り得る立場にあるというふうに思いますので、情報収集、ぜひしていただきたいというふうに思っております。

野崎議員の質問にもありましたけども、町の誘致企業のキューアサさんも来年の3月で工場を閉鎖するということですけども、個人の企業も昨年末で廃業されたというところもございますよね、町の中でね。町の基幹産業である農業や漁業も高齢化や気候変動などで本当に、今までも質問に出てますように、思わしくない状態であるということも本当たくさん出ております。このままでは、人口減少もさながら、町はどうなっていくんだろうということで、町民の誰もが心配をしています。企業誘致については、町も力を入れてくださっているということは思いますけども、何か見えてこないんですね。だから、担当も決められておるということでございますけども、その誘致ということに対して、町のお考え、対策などのお考えをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 誘致自体は、地道な努力がいるものというふうに、特に大きな会社になるだけですね、それだけの条件というものも町も整備しなければなりませんし、環境とか、いろいろな諸々があるかと思えますけれども、直近では、ご承知のとおり、坂瀬川の旧公民館の跡にシンメイさんが新たに起業していただいて、町内の方を雇用していただいているということで、町も大変こううれしく思っております。

町長も昨日も答弁しましたとおり、大きな会社というのはなかなか難しいというふうに思いますので、2、3人とか、5人とか、起業していただける方、また、その昨日、野崎議員からもありましたように、下水道とか、インターネットの環境とか、そういったものもPRさせていただきながら、また、今後議会で、条例で出させていただきますけれども、課税免除とか、均一課税といったところの税制とかの優遇の部分も、今回の条例で出させていただきますけれども、その辺も含めまして、引き続き、ちょっと地道に努力してまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 努力していただくということでございますので、期待をしたいというふうに思います。そう簡単にはいかないというふうに私も思っております。でも、やっぱり前から言われているように、苓北町は情報発信が上手ではないと。下手と言ったら語弊があるかもしれませんが、上手ではないということが本当に何回もこう出されておりますので、そこら辺も工夫をしていただいて、ぜひそのインターネットの関係であるとか、下水道の関係であるとか、そういうことを全面に出していただいて誘致企業を誘致していただくということで努力をしていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

次、通告10番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 通告10番、2番議員の野田謙二でございます。今回も田嶋町

長に質問させていただきます。

さて、私は、昨年末に苓北町振興計画「ふるさと苓北未来プラン」を見させていただきました。このプラン自体に異論を挟むつもりはございません。もちろん役場職員だけでなく、全ての町民に頑張っていただきたいと思います。

しかし、このプランだけではどんなに頑張っても現状維持しかできないのではないかと心配もしております。

町の計画としては、実現性の低い希望的観測を計画に織り込むことができないためなのでしょうが、この振興計画だけでは明るい未来を感じられないのも否定できないのではないかと、私個人は考える次第でございます。

計画の一つ一つの文章で見ると、確かに意識的に実行して、ぜひとも実現してほしいことばかりです。

しかし、実際の苓北町は、人口が減少し、若者が少なくなり、少子高齢化がどんどん進んでいっているのが現状でございます。

町の議会議員としての仕事をしている都合上、この計画には、この少子高齢化に対する具体的な政策が抜けていることを考えてしまいます。この状況で、今回の計画内容が実現したところで、10年後には更なる少子高齢化が進んでいっているのが現実でございます。そんな中では、先の計画を一つ一つ実現しても、それが本当に輝かしい未来かと、私には感じられます。

町民の中には、それだけで輝かしい未来と感ずることができて、より一層に仕事に向かっている人もあることでしょう。それはそれで良いことですので、異論を挟むつもりはございません。そう言ったのは、頑張れる方には頑張っていただきたいからです。

この苓北町振興計画とは違う、例えば、苓北町の振興目標という名目でも結構でございますから、振興計画とは別の計画を持っていただきたいと思います。

そこで、今回は、町長に一つのプランとして考えていただきたい私のプランを発言させていただきます。そのプランに対するご意見をいただければ幸いです。

実際に、21世紀はサービス業の時代と言われています。ところが、苓北町自体はサービス業での収益が決してよいとは言えないのが現実です。

またそれは、「天草」という地域においても、「熊本県」という地域においても決してサービス業がハイレベルではない、ハイレベルとは言えないのが実情だからではないでしょうか。

今の時代は、サービス業というくくりだけで特定の事業形態を指すことができない時代であります。具体的に言うと、第一次産業である農・漁業者が、農・漁業産品を生産・収穫するだけではなく、最終消費者への配送・消費までを管理する業務形態を行っている生産者があります。一次と二次・三次と掛け合わせて六次産業と呼ばれる形態に

までなっています。

サービス業とは、この中の第三次産業のことです。

最終的に、消費者へのサービスまでを管理・遂行する業務がサービス業です。

つまり、今の時代は、全ての業務にサービス業との意識が必要な時代に進化したと言えると思っています。

もちろん、この今、議会にいる地方公務員の皆様方、町長も私たち議員も全てサービス業だと私は思っています。

また、今、この議会に出席されている方々、傍聴に来られている皆さんも含めて、多くの方々がスマートフォン、略してスマホと言いますが、これをお持ちだと思います。このスマホは、サービスの塊でございます。電話やメールを打てるだけではなく、ゲームをはじめ様々なアプリを必要に応じてダウンロードされていると思います。

それらの機能は、全てサービス業として成立しています。

これが21世紀の事業形態としてのサービス業の象徴的な一つであると思っています。

このように、サービス業といっても、特定の形態を指すわけではなく、様々な事業形態が成立可能な事業全てがサービス業と言える時代になっていると思うわけでございます。

苓北町民にもスマホをツールとして意識ではなく、サービス業としての意識で見えていただけるような方が1人でも増えれば、私の一般質問の価値があると思っています。

そのサービス業を苓北町の基幹産業にする計画を立てていただければと思います、今回、一般質問に立たせていただいた次第です。

まずは、苓北町のサービス業の基幹産業として、大型の宿泊者数二、三百人規模のホテルを誘致できればと思っています。宿泊施設はもちろんサービス業です。今の苓北町の旅館組合では、ホテル誘致には反対との声を聞いたことがあります。今現在の旅館組合の意見がどうなのかは、私は個人的には存じ上げませんが、反対との意見には、おそらく苓北町は観光地ではないとの考えがあるのではないかと思います。私も苓北町が観光地でないということを安易に否定するつもりはございません。今の苓北町は、決して観光地と呼べる地域としての発展はしていないと思っています。ホテル誘致されては、既存の旅館ホテルの宿泊客を取られかねないとの危惧があることと思っています。

ところが、私の計画では、「苓北町を観光都市化する」という前提で計画を立てています。招致するホテルには、独自で、新規に宿泊客を募集してもらいます。現状の苓北町ではなく、新しい観光地としての苓北町として自力で宿泊客を募集してもらいます。これは、昨年以來、発信力がないと非難もされてきました苓北町役場だけではなく、ホテル独自に発信することができる、そういうホテルに来てもらうということが条件にな

ります。苓北町役場にも全国へ向けての情報発信を、ここで学習していただきたいと思っていますからです。

“観光都市としての苓北町”をPRすることで、当初は顧客の取り合いという現象が確かに起きるかもしれません。ですが、結果的に、むしろ観光客自体が増え、互いに顧客を譲り合うというところまで持っていければと思っています。

また、同時に、招致するホテルには、天草に既にある観光ホテルの形態ではなく、都市型のシティホテルの形態で来ていただくことも希望しています。シティホテルというのは、一軒のホテルに都市機能のサービス業務をいろいろと併設させているホテルのことです。つまり、来ていただくホテルには、レストランもあるし、バーもある。宅配業者もあれば理髪業も、所によっては病院さえも併設しているホテルの形態です。顧客も宿泊だけではなく、会議であったり、結婚式であったり、様々なイベントを企画・進行することを前提としたホテルの運営形態を有するホテルです。このホテルが有する数々のサービス業が、お値段は高くとも質の良いサービスを提供すること、それと苓北町に既存している他の産業とも競争をすることで、苓北町の他の産業も含めて、トータルのサービスの質を高めることにつながると私は思っています。

もちろん、ホテルといっても、シティホテルは、苓北町の町民にもどんどん利用してもらいます。シティホテルの利用は、宿泊者だけではなく、その提供できるサービスを地域住民にも利用してもらうのが大前提です。苓北町民との相互利用で、サービス業に対する町民の意識も高まるし、苓北町で行われている各業務も、その業態も少しずつでも進歩し続けていくことになると思っています。

こうすることで、熊本県では、苓北町が率先してサービス業重視の地方都市形態をつくり、その礎になればと思ったプランができあがるわけでございます。

私のプランは、大型ホテルの誘致という不確定要素を前提としており、しかも無条件でそのホテルの経営がうまくいくという状態を想定しています。しかも、観光ホテルという形態ではなく、シティホテルの形態でと、勝手な希望まで寄せているプランになっています。

しかし、それでも大型ホテルは、アルバイト、パートを含めて100人規模の従業員もでき、そのうち何人ほどが苓北町の居住者となるかわかりませんが、雇用の確保も期待できます。

加えて、私は苓北町で行われている全ての業種にサービス業の要素が含まれると説明もしました。サービス業とは、顧客中心主義で行われるのが当たり前という業務形態です。全ての業務の従事者が少なからずサービス業の考え方の基本となる顧客中心主義で事業に取り組む姿勢ができるだけで、少なからず業績に結果もついてくると思っています。大型ホテルは、その象徴的なものとしてその存在を委ねています。

ここまでは私のプランの概略です。

サービス業を町の基幹産業としての発展を目指すというのが基本になります。

サービスに関してですが、これは現実の問題なのですが、例えば、昨年6月にできた五和町二江のイルカセンターのことです。オープン当初は、苓北町の産品を受け入れないとの事例を聞きました。ただ、現在は苓北町の産品も受け入れているとは聞いております。また、同様に、崎津の物産販売所も、地元産品でなければならないとのことで、「麟泉コーヒー」の販売ができなかったという事例も聞いています。

これらのようなことは、苓北町に都合が悪いというだけではなく、それ以前の段階で、サービス業を論理的に理解できていないのではないかというふうに、私自身は思っております。これらのことは、どちらも天草であることを前提にした販売所です。サービス業に従事していれば、本来なら天草の産品であればその差はないはずです。個々人の性格のために、苓北の物産を商品陳列の中心に置かないという方がいらっしゃるならば、これはしょうがないです。初めの入荷の段階から苓北町の産品を除外するというのが、私には理解できません。天草外から来られるお客様にとっては、それが天草の産品であれば変わりはないはずです。

この状況は、天草各地では、いまだに昔の地元自治体優先の思考が残っているのではないかとしか思えません。天草市と上天草市ができ、天草は2市1町だけの自治体となり、結果的に苓北町だけが外されるということになってしまっていると考えるを得ないのが現状です。

天草市、上天草市の観光案内がされている所に行っても同じようなことを感じます。苓北町の案内はあるのですが、それでも苓北町の町内への案内は1件ずつがよいところ です。このような状況が続いていては、苓北町役場が努力しても、どんなに発信力を強めても、それでもすぐに限界がきてしまうと、私個人は思っております。

そのためには、苓北町自体が観光都市化して、発信力を強め、経済的影響力をも強めるというのが一番ではないかと考えてこのプランをつくっています。

他の市町村、ましてや県の政治自体に苓北町から直接指導するということではできませんので、このように、経済的に他の自治体に、結果としての影響を及ぼすような政策を打つことがベストではないかと思い、考えた次第であります。

その結果、苓北町にも招致したホテル、自主的に、新たなお土産の販売所をつくり、それが天草市・上天草市の産品をもそろえるということになると思います。その結果として、各地に他の自治体からの物流があることが当たり前のような環境が生まれると思っています。

また、それらサービスの不行き届きは、県に対しても言えることだと思っております。熊本県庁も、くまモンの出現までは、苓北町同様に情報発信が下手だったと思っていま

す。今はくまモンの出現で、顧客のほうからアクセスしていただく機会が増えたおかげで持ち直していると思います。

しかし、熊本県は、全国でも有数の農業県だとは思いますが、全国的には、トマト以外は日本一の称号がないというのが現実です。トマトは、八代平野という塩害で悩まされた平野が、環境が厳しいほうが美味しくなるという塩トマトという逆転の発想で、美味しいトマトのブランド化に成功しました。でも、熊本県でなくてもトマトはどこでも作れますから、生産量自体は日本一と言っても、トマトに県全体を引っ張っていく力はありません。ほかの産品を見ても、美味しくてもなかなかブランド化に成功しないというのが現状です。

例えば、デコポンなどはブランド化に成功したという人がいらっしゃるかもしれませんが。ところが、結果として売れているのは、愛媛県産の愛南ゴールドとか、デコオレンジとか、デコポンと同じように不知火で作られたものです。お客様はデコポンと同じだと思って購入をしています。つまり、私が言いたいのは、熊本県は、相変わらず広告を使っただけの販売がいまだに下手だということです。

天草のみかんは、他の産地よりも美味しいと、私個人は思っていますが、愛媛県の広告戦略にはとてもかないません。広告のコストを捻出できるほどの経済力がございませんので、愛媛県の広告をいかにして利用するかばかり常に考えています。

加えて、特に象徴的なのは、熊本地震の復興工事の遅さでも見られるんじゃないかと思っています。これは、阪神淡路大震災や東日本大震災との比較なのですが、私の主観的な見方で申し訳ないのですが、熊本地震では、いまだに仮設住宅暮らしの人が多く残っています。今では避難所でのコミュニケーション量の多さに慣れてしまって、避難所暮らしのほうがよいという人まで出ているようでございます。これは、熊本県に住所地登録がない企業は復興の工事入札から除外するという、熊本県の政治のせいではないかとさえ思っています。結果として、地震の復興支援金がだぶついているという話も聞いています。

これらのことは、つい内向きになってしまい、また、自分たちだけでもやればそれで良いという“肥後もっこす”の性格のせいが災いしているんじゃないかと思っています。

これらの意見は、他県在住の人から聞いた話です。県内在住の人はそうは思っていない。そうは思っても言わない、もしくは言えないという人がいらっしゃるのではないかとと思っています。

サービス業の理念に従えば、顧客中心主義ですので、被災した人々の救済が第一義で考えられるはずですが、しかし、結果として熊本地震の救済義援金が集まってもそれが全部使えないでいるというのが、ただ今の熊本県の現実です。これらの天草や、熊本県の

欠点というのは、簡単に治るものではないとは思っています。しかし、性格は性格としてであって、サービス業というのは論理的に考察するということには違いはないと思っています。

私がこのようにプランに込めたいのは、あくまで苓北町町民の意識改革です。どういうことではない“顧客中心主義”を意識していただくだけで結構なのです。顧客中心主義が結果を効率的に残せるのは、あくまで自由で平等な経済基盤の上でしかありません。

もちろん、招致できるホテルの事業者が都合よくあるという保証もございませんし、仮にあったとしても、ホテルはホテルの意思で、あくまで自分の都合を優先して運営にあたることでしょう。苓北町に都合よく運営してくれる保証もございませんし、ただ、苓北町役場が観光都市化を宣言し、サービス業の発展に尽力し、苓北町の居住者に顧客中心主義という意識を率先して意識化させていただけるだけでも効果はあると思っています。

サービス業の理念というのは、大変観念的でございます。具体的な実務は、こなす業務や、従事者の性格・気質で、現実的にはそれぞれ変わっていく可能性があります。今ここで、具体的な事業の形態を言葉にすることは遠慮させていただきます。それでも、考え方のありようでも伝わればと思い、今回、一般質問で申し上げさせていただきました。

これに対するご意見を期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

ちょっと観念的すぎるんじゃないかなという思いの中で、我々が現実的に考えていることで答弁とさせていただきます。

やはり苓北町に足りないのは、お客さんに対するサービス精神、それと併せて、やっぱりお客さんが来たいと思っても数の少ない宿泊業ですね、それがやっぱり一番足りないのではないかなと思っています。私といたしましては、町の担当者にもそうですけど、とにかく旅行業者、大手の業者がツアーを組んで泊まれるホテルを誘致できないかということを申し上げているわけでございます。というのも、やはり苓北町という名前をしっかりと認識しておられる方も少ない。苓北町が古い歴史の町であるということも知っておられる方が少ない。それだったら、やはり大手旅行業者が集めるツアー客が一番手っ取り早い。そのツアー客を集められる日本最大の会社に数年前いろいろご指導もいただいたわけですが、苓北町には、その会社が指定をするようなツアー旅行できるようなホテルがない。やっぱりこれが一番大事なことですということと、富岡茂木航路をやっぱりオープンをしていただきたいと。というのは、ツアーで行きも帰りも同じ道路を通るというのが一番くだらないツアーだそうです。また、ツアー客も集まりにくい。

幸いにも、茂木にも、富岡にもフェリーの施設あります。そして、茂木は福岡から非常に近いところに今なっています。長崎自動車道路から降りて10分ちょっとですね。今また地元でも高速道路まで行く新しい道の誘致運動をやっておられます。地方再生担当大臣というと別のことで有名になりましたが、彼も三県架橋のときには随分賛同してくれて、茂木と富岡航路があった時代に乗ってくれました。そのことでもあつてか知りませんが、茂木の新しい道路は、もう姿を今年中には見せると言っております。そういった意味で、行きは福岡から長崎に寄って、この航路を使って天草のいいところ、崎津も世界遺産になりましたし、回っていただいて苓北町のその優秀なホテルに泊まっていたくというのがあれば、今の宿泊施設とは共存できると私は思っております。それは九州電力の定収がありますので、年のうち3ヶ月はそれでもついでいける。あとは思い切った勝負が今の宿泊施設にはできるわけですが、これも後継者が非常に少なく、廃業した旅館も多いわけであります。そういった意味において、今後、我々の課題としては、苓北町のよさを苓北町民、そして町外の人にどれだけアピールできるのか。少し誇大でもいいんですよ。今、地域おこし協力隊を募集しています。募集しているけれども応募がないと、応募がないからということで、この前、離島百貨店という名前でやっていることがある国会の先生から紹介を受けて営業に行きました。やっぱり、地域おこし協力隊もただ募集しているだけじゃ皆さん集まらないようですね。やはりどういうことをあなたの力でやってほしいということを具体的にアピールしないと、なかなか寄ってこない。特にもうこの制度が始まってだいぶ年数が経ちますので、今もしやってくるとすれば、あまり上等じゃない人が来るかもしれないから、そのより分けはきちっとしなきゃいけないのではないかなと思っております。

そういったことも含めた中で、今、野田議員からのことは一つの提案として、我々も良いところはしっかり苓北町の将来のために参考にさせていただきたいと思っております。今の課題はですね、ホテル、ホテルをおもてなしていただける人材、そして、交通網が福岡から来るときに、行きは長崎、帰りは天草五橋から熊本と、そういう選択肢の多いものになれるような交通網の構築というのは大事なことだと思っているところであります。

答弁になったかとは思いませんけれども、一つの野田議員の質問、参考にさせていただきたいと思っております。野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ご回答ありがとうございます。

私が今回の質問言いたかったのは、あくまでも実は顧客中心主義というサービス業の精神のところなんですね。そこを言っていただいて、逆にそれっていうのはすごく関連的なもので、実は、一人一人が意識しながら仕事していただかないと結果に結びつかない

いことなんですよ。具体的にこうしろと言われたからしたというだけじゃなくて、そのお客様が優先でこうしなきゃって本人が思って、具体的な仕事をどうするかというのを一人一人が考えることでしか結果につながらない考え方なんですね、これは。で、それを多くの人に意識していただけるだけで日々の仕事というのは急速に結果は出ませんけれど、少しずつでも改善はしていきだろうと。そういう意識を皆さんが持てるようになったら、例えば、ホテルが誘致できなくても、航路の開発がなかなか進まなくても、それまで頑張れるようになるだろうと私は個人的には思っています。

町長は、かなりのところで、回答を聞いてますと、それほど理解していただいたようですので、具体的な細かいことを言うつもりは今回は毛頭ございません。ぜひ、お一人お一人がお客様中心主義という考え方自体を意識していただけるようになればと思い、今回は質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） 何か答弁、いいですか。

○2番（野田謙二君） はい。

○議長（錦戸俊春君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後2時19分

令和 2 年 3 月 1 2 日（木）

（第 3 日 目）

令和２年第３回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和２年第３回苓北町議会定例会は、令和２年３月１２日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第 1	議案第 3 号	苓北町税特別措置条例の制定について
日程第 2	議案第 4 号	苓北町区長設置条例の制定について
日程第 3	議案第 5 号	苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 6 号	苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 7 号	苓北町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 6	議案第 8 号	苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 9 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 10 号	苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 11 号	苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 12 号	苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 13 号	苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 14 号	苓北町土地開発基金条例を廃止する条例について
日程第 13	議案第 16 号	苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例について
日程第 14	議案第 17 号	令和元年度苓北町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 15	議案第 18 号	令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 16	議案第 19 号	令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 17	議案第 20 号	令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 18	議案第 21 号	令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 19	議案第 22 号	令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 20	議案第 23 号	令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 21	議案第 24 号	請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その

1) 〕 の変更締結について

日程第 2 2	議案第 2 5 号	請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の契約締結について
日程第 2 3	同意第 1 号	苓北町監査委員の選任について
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和 2 年度苓北町一般会計予算
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和 2 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
日程第 2 6	議案第 2 8 号	令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
日程第 2 7	議案第 2 9 号	令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 2 年度苓北町介護保険特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 2 号	令和 2 年度苓北町水道特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 3 号	令和 2 年度苓北町下水道特別会計予算
日程第 3 2	議案第 3 4 号	令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計予算
日程第 3 3	議案第 3 5 号	令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計 予算
日程第 3 4	議案第 3 6 号	令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第3号 苓北町税特別措置条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第3号、苓北町税特別措置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第3号、苓北町税特別措置条例の制定について。

苓北町税特別措置条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項の規定に基づく「苓北町産業振興促進計画」が、令和2年4月1日からの5年間を計画期間として新たに策定されることに伴い、令和2年度からの施行に向けて必要な条例を整備する必要があるためでございます。

なお、今回は、半島振興法と併せて、同様に税の課税免除や不均一課税に対する国の減収補てんが措置されている個別立法であります過疎地域自立促進特別措置法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る課税免除についても併せて整備を行うものであります。

次のページをお開きください。

苓北町税特別措置条例（案）。

只今申し上げました3つの個別立法名につきましては、便宜上、それぞれ半島法、過疎法、地域未来投資促進法ということで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1条に、本条例の趣旨をうたっておりますが、ご覧のとおり、括弧書きによる挿入等も多くなっておりますので、別紙としてA4両面1枚紙の第1条から4条までについて括弧書きを除いたものを説明用資料としてお配りしております。まず、その説明用資料をご覧いただきたいと思います。この1枚紙です。お願いします。赤文字も入っている分です。

第1条、本条例の趣旨であります。この条例は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業、もしくは旅館業の用に供する設備を新設し、もしくは増設した者。地域経済牽引事業の促進による地

域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第2項第1号に規定する促進区域内において同法第17条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令第2条に規定する対象施設を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者、半島振興法第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において認定産業振興促進計画に定められた同法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設もしくは設備を新設し、もしくは増設した者に対する固定資産税につき、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の特例を設けることについて定めるものであります。

各個別立法名の頭に付けている丸で囲んだ番号は、これから後の説明条文の番号を示しております。

第2条が過疎法に係る内容、第3条が地域未来投資促進法に係る内容、第4条が半島法に係る内容となっており、第5条から第9条が共通事項となっております。

今回の3つの個別立法に係る共通の流れとしまして、まず、区域、地域の指定認定、県の計画、これに沿った町の計画、これらの要件を満たした事業者が計画取得した固定資産について条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税から控除することとなり、交付税で補てんされることとなります。

第2条は、過疎地域内における固定資産税の課税免除について定めております。先程申し上げました地域指定としまして、過疎法では、過疎地域であります、この過疎地域内において、県が定める自立促進方針に基づき、町が作成する自立促進市町村計画に沿って、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に規定する固定資産税を取得した者に対して課する固定資産税は、その課税を免除することができるとしております。

第3条は、地域未来投資促進法に係る促進区域内における固定資産税の課税免除について定めております。この地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するもので、この個別立法における区域は促進区域となっており、熊本県では、県下45市町村全域を促進区域として同意を受けているところであります。この促進区域内において、国の基本方針に基づき、県・町は基本計画を策定し、国の同意を受けた基本計画に基づき、地域未来投資促進法基本計画に係る同意の日から5年以内に事業者等が作成した地域経済牽引事業計画の承認を受け、地域経済牽引事業のために固定資産を取得した者に対して課する固定資産税は、その課税を免除することができるとしております。

第4条は、半島法に係る認定産業振興促進計画区域内における固定資産税の不均一課

税について定めております。

現在、熊本県では、宇土、天草地域が半島振興対策実施地域として指定を受けております。この実施地域内の市町村は、県が作成した半島振興計画に即した産業振興促進計画を作成し、庶務大臣に対して認定の申請をできることとなっています。認定を受けた場合には、計画区域内における事業者の設備投資に対する地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置等の支援措置が活用可能となります。

そこで苓北町では、令和2年4月1日からの5年間を計画期間とする苓北町産業振興促進計画を策定し、現在、国と協議をしているところであります。このため、第4条では、区域内における事業者が地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に規定する固定資産を取得した者に対して課する固定資産税の税率は、最初に固定資産税が課されることとなる初年度にあつては100分の0.14、第2年度にあつては100分の0.35、第3年度にあつては100分の0.7とすることができるとしております。

第5条からは共通事項であります。

議案書の条例本文2ページのほうへお戻りください。お願いします。

第5条からは、課税免除、不均一課税についての規定を定めております。

第5条は、適用期間について、これらの措置がなされた最初の年度以降、3カ年度と規定しております。

第6条は、申請手続きについて、規則に定めるところにより申請することとしております。

第7条は、承継について定めており、規則に定めるところにより、届け出て承認を受けることとしております。

次のページをお願いします。

第8条は、取り消し等について、その要件を定めております。

第9条、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

最後に、附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、苓北町税特別措置条例の案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第3号、苓北町税特別措置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、苓北町税特別措置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第4号 苓北町区長設置条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第4号、苓北町区長設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第4号、苓北町区長設置条例の制定について。

苓北町区長設置条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、区長等の身分が整理されたことに伴い、地方行政の重要な役割を担う区長の身分を、引き続き非常勤の特別職地方公務員として明確化する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町区長設置条例（案）。

まずはじめに、平成29年法律第29号の改正により、特別職に属する地方公務員の要件が厳格化され、地方公務員法第3条第3項第1号の特別職は、就任について、公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職で、法令に根拠がある者。例えば、議会の議員、地方公共団体の長や監査委員、教育委員会の委員などとなります。

第3項第2号の特別職は、執行機関の附属機関である委員及び委員会、審議会の委員などですが、法令又は条例等による根拠が必要となります。

第3項第3号の2の特別職は、投票管理者、投票立会人や開票立会人等の選挙関係者のほか、その他総務省令で定める者の職となっております。

第3項第5号の特別職は、消防団員、水防団員となっております。

以上のように、具体的な職名が挙げられているため、これらの職以外で特別職の地方公務員に該当するかどうかは第3項第3号の特別職である臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者の職の要件に該当するかどうかとなります。

しかしながら、その要件は厳格化され、専門的な知識経験又は識見を有するものが就く職であって、当該、知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものに限ると規定されております。

これまでは、区長につきましては、この地方公務員法第3条第3項第3号の臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる職に該当する非常勤の特別職と位置づけられ、「区役員に対する報酬及び費用弁償に関する条例」において報酬及び費用弁償の支給について規定しておりました。

しかしながら、今回の法改正に伴い、地方公務員法第3条第3項第2号の法令又は条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の期間を定める規定により設けられた委員及び委員会、これにつきましては、審議会、その他これに準ずるものを含むということです。委員会の構成委員の職で臨時又は非常勤の者に該当させることとし、地域行政の重要な役割を担っていただいている区長の身分を独任制の附属機関の委員として位置づけ、引き続き、非常勤の特別職地方公務員と明確化する必要があるため、条例を制定するものです。

まず、第1条の設置については、地域行政の十分なる発展に資するとともに、円滑な運営を図るため、行政区に区長を置くとし、第2条では、区長を独任制の附属機関とし、その身分が非常勤の特別職に属する地方公務員であることを明記しております。

第3条は、区長の所掌事務、第4条は、守秘義務、第5条は、個人情報保護、第6条は、任期を1年とし、再任を妨げないこと。

第7条と、次ページの第8条で、報酬及び費用弁償について規定しておりますが、支給額等については、これまでと同額としております。

第9条では、庶務は、総務課で行うこととし、第10条で、規則への委任を規定しております。

また、本条例を制定することに伴い、「区役員に対する報酬及び費用弁償に関する条例」を廃止することとしております。

附則でございますが、1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。2、区役員に対する報酬及び費用弁償に関する条例は廃止する。でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点ですが、これまでは、区長さんは、苓北町区役員の委嘱に関する規定ということで、町長が委嘱すると規定されておりましたけれども、これを条例に置き換えるということで、ますます区長の役割が明確化されるということで、非常に良い条例だというふうに感じているところでございますが、ただ条例の中身を見てみますとですね、まず、第7条の報酬ですけれども、年額平均28万7,000円というふうに決められておりますけれども、52区の中ではいろんなところがあります。今までも区長の報酬はいろいろと違ってきているということで、平均ということの名目をつくってありましたけれども、前回の費用弁償条例を見ますと、区役員の報酬等の支給に関する規則に費用弁償条例のほうで委任されておまして、その中で、配分の方法として、区役員の手当として平等割が7割、戸数割が3割と、それに特別地域手当というものを1区、年6,200円を支給するというように明確に決められておりましたけれども、今回、設置条例の中ではそのような規定が設けられてないと。先程規則に委任するというようなことを10条に書いてあるということでしたけれども、この10条を見ますと、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が区長会として協議して定めるというふうな言い方をしてありますが、ここに報酬等については、この協議の中で決める事項なのか、区長を設置するのであれば、条例の中に区長の報酬を明確にすべきではないかと考えます。

その点についてお聞きします。

それと、区長には日割りをもって選任された当月分から報酬を支給すると書いてございますけれども、これは月額払っていきこうとされているのか。それとも1年後払いで支給をされようとしているのかということをして1点。

また、区長さんが公務といいますか、ここに書いてある所掌事務をする際に、事故等があった場合の災害補償の取り扱い、これはどうなるのか。この3点についてお伺いたします。

○議長（錦戸俊春君） ちょっと山口議員、すみません、先程区の、行政区は52とおっしゃったですかね、51。

○1番（山口利生君） すみません、51。52と申しました、訂正させてください、51です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、報酬の面ですね、その分につきましては、今回、今までと同様に規則のほうで平等割、戸数割、それから特別地域については、同様に規定をしております。規則のほうの制定を条例に基づいて制

定するということで予定をしています。

それから、支払い方法でございますけれども、これにつきましても、現在、年2回分けてお支払いをしていますけれども、同様なお支払いの仕方ということで予定をしています。

[「日割りの件」と呼ぶ者あり]

○総務課長（尾脇宣宏君） 日割りの件につきましては、例えば、区長さんのほうで急遽何かあった時に、交代があられるところが出てくることが想定されますので、交代があった場合には、その月の日割りで、前任者、後任者ということで金額を算定するということでの規定でございます。

それと、災害に遭った場合ということですが、非常勤の特別職になりますので、非常勤公務員の災害補償の適用ということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、再度質問いたします。

報酬については、条例に基づいて規則で定めるというふうな答弁でございましたけれども、確かに、区役員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の中では、第4条の委任事項として、区役員に対する報酬は、区役員の報酬等の支給に関する規則の定めるところにより配分するというような、明確に費用弁償条例の中でうたっていましたけれども、今回の条例を見ますとですね、この委任事項については、町長が区長会と協議して別に定めるというような規定になっております。ですので、やっぱり予算の配分という場合にあってはですね、やっぱりこういう報酬はあくまでも町長が決めるべきもので、区長会と協議して定めるような事柄ではないというふうに思うところであります。

また、報酬についても、年に1回支払うと、年に2回、年に2回ですか。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、3回です。

○1番（山口利生君） 年に3回というようにございまして、4カ月に1回と、これは前払いで払っているのか、それとも、多分後払いで払っていらっしゃると思うんですが、これなんかもよくよく考えますと、各月、町の広報でありますとか、お知らせあたりを配ったりとかしております。その費用についても当然かかっているわけでございますけれども、そういうふうな重要な役割の中をですね、年に3回分けてしか払わないというようなことはいかがかと思えます。その支払い方法については条例の中でも決められてないから、多分町長が任意で年に3回配分するというふうに定めてあるかと思いますが、その点については条例で決めなくていいのであれば、もう少しきめ細かく報酬も支払ったほうがいいかと思いますが、いかがでございましょうか。

あと、災害補償については、第2条で、非常勤の特別職に属する地方公務員という条

項から災害補償は通常の職員と同じような取り扱いをされるということとして理解いたしました。ありがとうございます。

以上、2点再度質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） まず、前後いたしますけれども、支払い方法につきましては、現在、8月、12月、3月の3回で分けてお支払いをしているところでございます。

それと、その支払いをですね、3回に分けてお支払いをしますというそこら辺は区長会のほうに前もって協議をさせていただいているところでございます。

それと、報酬額を条例のほうで定めるべきではないかというご意見だと、よろしいんでしょうか、そういうことで、じゃないですか。

○1番（山口利生君） 先程条例で委任するというふうな説明がありましたけれども。

○総務課長（尾脇宣宏君） これまでの中では、今まである条例の中に、規則に委任するということで明確にあったということが、今回はその報酬のところに明記をされていないというご指摘だと認識をいたしました。

その件につきましては、こちらのほうで区長設置条例の中に、一応最後に委任ということで、区長と協議して定めるということとしておりますので、その中で説明をさせていただくことと考えておりました。

それと、先程言いましたように、この条例を整備するに当たって、規則を制定するというのを予定しておりましたので、そこら辺を規則のほうで定めるということで考えていたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 報酬の支払いの件で補足の説明をさせていただきます。

私のほうが前、総務課の課長をしておりましたので。現在は、先程総務課長のほうが説明しましたように、8月に5万円、それから12月に5万円を支払いまして、残りの分を3月にお支払いをしております。この金額の分配方法につきましては、区長会の中で協議をお願いして、どういう支払い方法がいいかということでお話をした中で、現在はこの支払い方法によってお支払いをしております。今後につきましては、また区長さん方と協議をしながら、どういった報酬の支払い方法がいいのか協議をしてまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 3回目でございますが、その報酬の決め方ですね、報酬を決めるに際して、ここで年額平均28万7,000円というような決め方をすると。これだとですね、非常に区長さんになる方に、非常勤の地方公務員ということの役割を課す

わけですから、誰がみてもよくわかんないですよ。あと、規則に委任するならば、その規則をみるということで、一連の役員の報酬の流れがわかりますけれども、これだけ条例を見た中で、そういう規則も定めるとかいうことも規定していない条例の中で、どうやってその勝手に町長が決めると。私たちも各区長さんの金額がわかんない中で、どうやってそれをすべからく町長に委任すると。規則というのは町長が定めますから委任することではあるんですが、この条例の中で、そういうことも決めてないというような条例で果たしていいのかどうかということをお聞きしたわけです。

前は、区役員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の中では、きちんと委任事項の中でそれを明記されているけれども、今回、そういう明記もしてないということになりますので、そのような条例を今から先つくっていかれるのかどうかお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今回、条例改正に伴い、規則を制定する予定でございますけれども、その中で、報酬の配分方法ということで、これまであったように、平等割、戸数割、それから特別地域手当という方法になるわけですが、平等割につきましては、金額については、区長会のほうと協議した中で金額が定められております。戸数割につきましては、当然、4月1日現在の戸数になると思いますので、各区で異動がございますので、そこら辺がございますので、明確に幾らということが明記できないということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） えっとですね、私の質問の仕方が悪かったのかもしれないですね。予算を支払うときの基礎としてですね、条例等に基づく、法令等に基づくとかいうようなところで明確にされていればいいんですが、あと任意というような場合は、見積書とらないかとかあります。そこでですね、やっぱり区長の報酬というのは、特別地方公務員としての役割担いますから、当然条例、規則できちんと定めるといふようなことですね、明確な規定をすべきではないかというふうに、端的に言うんですね。ですから、この委任事項の中に、前に書いてあったように、区役員に対する報酬は、区役員の報酬等の支給に関する規則というものを定めるといふのであれば、その名称をきちんと明確に入れてですね、そのほかについては、町長が区長会と協議して定めるといふような文案がですね、委任事項として必要ではないかというようなことをちょっと遠まわしに言いました。それが条例の中できちんと報酬を決めるっていう、これは町長が当然委任するわけですから、金額もきちんとそれで定めるといふことの明確を規定すべきじゃないかということを質問したわけです。それに対しての答弁をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） こちらのほうの考えといたしましては、今おっしゃった分

も含めた中で、この条例に定めるもののほかということで委任をするということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、この制度によってですね、今、各行政区の区長さんたちは、各区のために相当努力されておりますが、これが条例化されることによって、各区の行事よりも、行政の仕事が重くなってくるというふうな印象を受けますが、そういうことはないのでしょうか。

それから、今の7条の件ですが、ここはですね、平均額をこの条例に具体的に示さなければならぬのかという気がします。ご存じのように、51行政区のうちに十数戸の行政区と150戸、200戸ぐらいの行政区があるわけですね。そういうのはこの年額平均28万7,000円は削除してしまって、それで区長に対する報酬額は別に定めると。それで別の基準額があって、世帯数があって、何ですか、いろいろ今あるわけでしょう。それを、その文言に変えた方がいいと思いますよ。この条例の中にですね、平均で、どこの平均なんですか。すみません、そういう十数戸の行政区と大世帯行政区の平均ということになろうとは思いますが、あえて平均の額をですね、ここに、条例の中に示す必要はないと思います。ですので、そこは文書は訂正すべきだと思います。

それから、この日割りの計算のことが云々書いてありますが、これ任期は、今この条例をつくることによって、51行政区は全て4月1日から3月31日になるわけですかね。現在は、必ずしも4月1日から3月31日になっていないんじゃないんですか。それも全部この4月1日から3月31日までに統一してしまうわけですか。そういうことになってくれば、この日割計算というのがよく意味がわからんわけですよ。どこも全部同じ任期なのに、何で日割計算をしなければならないのか。1年365日のうちですね。どっか300日とか、400日とかいうことがあれば別ですが。そういうことがないので、この日割計算というのがよく意味がわかりませんので、もし日割計算を対象にする場合は、例えば、臨時的に町長が何かの作業を各区長さんをお願いしたいと、だからその分については、先程の年報酬とは別に日割計算で追加して支給しますと。そういうことであれば話わかりますけども、これは何のことかわかりませんので、そこら辺はもうちょっと整理するべきだと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 議長にお願いです。今の7条と、それに関連し10条がありますので、この辺のところ、担当で今ちょっと話をしたいと思いますから、暫時休憩させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） ここで暫時休憩いたします。

〔「ほかにも質問があるけんですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） わかりました。それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「回答なかぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 今、浜口君の質疑については、後程答弁をいたします。

ほかに質疑ありませんか。一括してまとめて答弁ということにさせていただきます。

はい、松本良人君。

〔「ちょっと待って、7条と以外にもあったろうが」と呼ぶ者あり〕

〔「ちゃんとしてくれんば」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ちょっと松本君、ちょっとすみません、待ってください。

浜口雅英君、ほかに質疑ありませんか。

○7番（浜口雅英君） この各区長さんの現在の働きぶりが、この条例によってちょっと変わってくるんじゃないかというお尋ねしておりましたが、そのことについては回答いただいております。ですね、それで7条の関係でまだ回答がない前に町長がちょっと文言を考えてみるというふうにされたわけですので、

〔「それも入れて」と呼ぶ者あり〕

○7番（浜口雅英君） それも入れてですか。

○議長（錦戸俊春君） 今の浜口君の質疑については、後程まとめて答弁をいただきます。

松本良人君。

○5番（松本良人君） お願いがあります。3条の区長の職務の件ですけれども、これは従来これだけだったと思いますけれども、このほかに、今、老人世帯とか弱者の方が出てきてですね、うちあたりはもう高齢化率50%以上になっとつとですね。区長の仕事とすれば、区の仕事も大事ですけれども、そのほかに、このお年寄りの見守りとか何か、相当やっぱり区長さんをしていただかなければならないようなことがございます。この中に1点ですね、そういったことで追加していただければ、区のほうも再度認識をしてですね、またこの下部の自治会とか何かございますけれども、そこら辺と連携してやはり地域の方々のいろんな相談事とか、あるいは救済と言えぱおかしかですけれども、そういったことに広がっていくんじゃないかなと思っておりますので、今も実際はやっておられるところもありますが、おられないところもあろうと思いますので、そこら辺を付け加えていただければ、スムーズな区の運営ができるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 私は全然別の視点からの質問なんですけれども、僕が認識している中で区長と言いましたら、東京都23区の区長なんですね。ここで同じように区長という言葉が出てきて、法律的な解釈というのはどういうふうに分けて判断するんだろうかということだけですね。それをご説明いただけたら。地方自治体の条例に基づく区長と、東京都23区の区長の違い。その明快な説明をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかにありませんか。

ないようですので、ここで暫時休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時12分

再開 午前10時41分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

副町長。

○副町長（山崎秀典君） 議案第4号、苓北町区長設置条例につきまして、議案の訂正を請求したく存じます。度々で申し訳ございませんけども、よろしくお取り計らいをお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 只今町長から、議案第4号の訂正請求が提出されました。会議規則第20条第1項の規定により、訂正を許可してよろしいかお諮りします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありませんので、ここで、請求書の写し配付のため暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時43分

再開 午前10時52分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第4号訂正（案）についてを議題とします。

提案理由について説明をお願いします。

なお、先程の質問についても答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは、今回の訂正箇所についてご説明をさせていただきます。

今回訂正させていただきましたのは、第7条の報酬に関する部分でございます。第7

条を、区長に対する報酬は、苓北町区長設置条例施行規則（令和２年苓北町規則第号。以下「規則」という。）で定める。ということで訂正をさせていただきたいと思います。

また、第１０条の委任でございますけれども、この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。ということで訂正をさせていただきました。

それと、先程のご質問に対する回答でございますが、まず、浜口議員のご質問で３点ございました。

まず最初に、この条例を制定することに伴い、区長の業務が増えるのかというご質問だったと認識いたしますが、本条例につきましては、非常勤の特別職地方公務員として区長さんを明確化するために定めるものでありまして、これまでの職務と同様でございますので、業務が増えるということはありません。

２番目に、任期でございますが、町としての区長の委嘱につきましては、毎年４月１日から翌年の３月３１日までの委嘱でございます。

３点目、日割りについての見解ということでのご質問だと思いますが、今言いましたように、任期としましては４月１日から３月３１日までの１年間をお願いするわけですが、任期の途中で不慮の事故等で、区長さんに区長業務が万一のことですね、万一のことがあったということで、交代も想定されますので、万一の交代があった場合を想定して、代わられた場合は各区からの申し出により、そこから日割計算で旧区長、新区長ということで報酬を計算するというようにしております。

続きまして、松本議員さんのご質問といいますか、要望だったわけですが、職務の中に区内の高齢者の方等も増えているので、見回りとか、そういった部分も職務として入れてほしいというご要望でございました。区長さんの職務につきましては、第３条第８号までに定める者のほか、確かに、松本議員さんのおっしゃるようないろいろな事項が区内ではあると考えられます。そういったものを含め、第９号で、全各号に掲げる事項のほか、第１条の目的達成に必要な事項ということで入れさせていただきました。あまりにも職務として明確にたくさん入れてしまうと、反対に区長さんのなり手がまたなくなるということも想定されますので、今までの職務にプラスして、区の円滑な運営のためによりしくお願いしますということでのことで、ご理解をいただきたいと思います。

それと野田議員のほうから、区長の設置に関する部分でのご質問でございますけれども、区の設置についてということで、地方自治法第２５２条の２０で定める区長が、先程言われておりました東京都あたりの指定都市の区長さんになると思います。町の区長につきましては、地方自治法第２０２条の４で定める地域自治区の設置規定により町の条例で定める区長さんになります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） この議案は新たに第4号の訂正案に対する議題ですので、これから、先程質問された方も3回までは質疑を許しますので、申し上げておきます。

ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 確かに、第7条はすっきりして一番模範的な条文になったと思います。

ただ3条の中で、この重要事項という言葉が書いてありますよね。この重要事項というとは、非常にこう抽象的な表現の仕方で、それぞれの捉え方で、おれは重要ばってん、あんたは重要じゃなとかいう部分もあると思うわけですが、この重要事項の重要は省いて、行政区に関する事項について町長の諮問、いずれにしても抽象的な表現ですけどもですね。今、課長からあんまり書けば区長さんのなり手がなくておっしゃりましたけども、私ももうまさにそのとおりだと思います。業務は増えないということですけども、再三言うとりますように、よその区長さんは知りませんが、私のいる中通の区長さんは精力的に頑張っておられますが、これもまたこれがかいというふうな感じになれば、次のなり手がなくてという状況も出てきますので、ちょっと条例らしくあんまり責任をかけないような形での、区長さんに対してですね、すべきじゃないかと思いますので。この重要事項の重要とはどういうことなのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） ここで想定している部分につきましては、特に今後、各行政区におきましても、議員さん日頃からおっしゃっておりますけども、やっぱり高齢化等によりまして、行政区自体の存続等が危ぶまれるところもあります。そういった中で、私たちが区長会と協議をしているわけですけども、そういった、やはり行政区自体のそういった存続の面とか、そういった部分のですね、大きな部分について、町としても区長会等を通じて、ご意見をお聞きするよというような場面も今後想定されますので、そういった部分も含めて重要事項という形で書かせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私は個人的には、この区長さんに町長の諮問に応えるような重要事項はですね、区長さんにじゃなくて、諮問というよりも一緒に協議しましょう程度の文言でいいのではないかというふうに思いました。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、あえてですね、この今到来しておる高齢者社会の中のそ

の対応の仕方について区長さんをお願いしてくれんかということをお願いしました。これは昭和の半ば、何年ですかね、昭和37、8年頃につくられた要旨でございますのでですね、まあこの時代にマッチしてないのもいっぱいあるんじゃないかならうかと。今、総務課長は、ようけ並べれば区長のなり手が無いということでは言われましたけれども、これ書いてないことは区でやっておられる区もあるし、やってない区もあるわけですが、やはりやってられる方は自主的にやっておられるわけですよ。しかし、やってないところには相当リスクがあるわけですね。これ書いていただければ、必ずやられるんじゃないかならうかと思うとですよ。ただ私は、今、9番の各号に掲げる事項のほか、第1条の目的達成のということをおっしゃいましたけれども、これなれば、上から1、2、3号で足りるんじゃないかならうかと。あとは全部切ってしまうと、この中に入るんじゃないかならうかと、私は解釈します。特に、衛生行事推進に関する、これは昔、ダイアジノンなんか配りよったから入れてあったですよ。薬剤をですね、各戸に配りよったですよ。それで入れてあったと。あるいは、各種調査への協力に関する。これ今各課でですね、例えば、健康推進委員さんとかいっぱいおいでになって、そこら辺でですね、例えば、健康に関する部分の調査何かはある。これも要らんじゃないかならうかと思うとですよ。農業センサス、農業関係も農家組合、農業関係がひっぱり何かしますからね。明るい選挙推進委員もですね、与えておられるのぼり旗を立てるぐらいなものですよ。あとは、やはり各団体あたりでですね、私たち老人会でございますけれども、老人会で出してくれんかとか何かして、区長さんが出ること1回もなかですよ。まあそういうことですね。そして、産業振興の推進、協力に関する。これも行政に入るけんが、こういったことは全部とって、私は現在、本当に深刻に今後考えんばならんとを入れんばいかんとならんかならうかと言うたので、あえてですね、途中でございましたけれども、提案をしたわけですよ。もう少しですね、今が、今の時代を考えていただいて、今後到来するであろういろんな諸問題を考えていただいて、区長さんをお願いしたほうがいいんじゃないかならうかなということがあれば、それはぜひ取り入れると、そういった前向きな姿勢でないと、こがんとは何も行政に、この目的達成に必要なけん、それはよかですもんないけば、すつとこと、せんこと出てくるわけですよ。全く何ですかね、形だけに捉われてあるんじゃないかなですか。そうすれば何も要らんんじゃないかなですか。条文は。(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)、こんも要らんんじゃないかなですか。(1)だけでよかつんじゃないかなですか。どがん思われるですかね、お考えを。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 確かに、今の情勢に見合ったものにすべきだったのではないかというご意見だと認識をさせていただきます。そこまでできればよかったんですが、今回、区長設置条例を上程させていただきましたのは、法の改正に基

づきまして、非常勤の特別職地方公務員というものが厳格化されたことに伴いまして、区長さんの身分をどのように位置づけるかというのがまず考えでございましたので、特別職の地方公務員として位置づけるために、今回設置条例を出させていただきました。基本的にこれまであった職務、報酬額、業務そういったものを踏襲した中で、案を作成させていただきましたので、今、松本議員がおっしゃったようなことはちょっとしておりませんでした。今回は、あくまでも身分の明確な位置づけのためにということでの条例制定ということで、ご理解をしていただきますようお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そこら辺は、一つの理由かもしれませんが、この際、変わった分については、そしてまた、区長さんたちに新たにお問い合わせないかなと、あるいは条文に入れたほうがいいなというようなことは、あえて入れても誰も反対する者はおらんとじゃなかですか。要は、今まで、今総務課長がおっしゃったのは、時世がそういったことが変わったから変わってきたということでしょう。もともとは今の状況にあわせてそういったことを、法律が変わってきたからずっと変えてきたということでしょう。それは、ここもここでも苓北町でもそういった事情が変われば、それにあわせた条文もつくってよかつじゃなかですか。そうでしょう。それが変更です。あえてその使いにつかつばなごまでとっとく必要なかつです。その都度都度あわせて変更していったいいわけですので。私はそう思います。

それから、今の情勢をですね、苓北町の情勢の中で、例えば、老人世帯の関係、ひとり世帯の関係、そういった役所の方の関係、地域でどういったことでやっぱり問題があるか、あるいはそっだけ町がしよるか。もうこれ以上手が足らんからしよらんかということを担当課のほうでどがんですかね、実情を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 現在、主に一人暮らしの高齢者の方につきましては、民生委員さんを中心に訪問をしていただいております。特に、大きな課題と申しますか、そういうことについては、現在のところ、ひきこもり防止に努めるとか、そういう方向で何か孤立化させないとか、そういうことに対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 一例を挙げます。実は、90歳ぐらいのお年寄りの方と50歳ぐらいの息子さんと二人暮らしでおいでになって、息子さんは病院関係の仕事場に行っておられたんですけども、その方がですね、心筋梗塞、軽い心筋梗塞で入院されとる。それ誰も知らんとですよ。民生委員がたまたまうちの家内でございましたので、

「おまえ知つとつとか」「いや、そがんとは全然知らん」「行ってこい」と言うてですね、やったですけども、そういったことは多々あるんじゃないですか。今、福祉保健課長は、文章で、帳簿上だけの方の見回りもしたり何かされていると思いますけれども、民生委員さんそのものもですね、一生懸命やられる民生委員さん、中途半端にやられる民生委員さん、それから1週間に1回ぐらいしか見守りはなさらない民生委員さん、いっぱいおいですよ。

それからもう1点、転入してきた、転出したお年寄りがおるから、一応転入で来たばってん、また出られるというケースがあるわけですね。そういった方は区長はわかるわけですよ、異動が全部きますので。しかし、地域ではですね、それがわからんとですよ。今は、近所付き合いとか何もあんまり昔のようにない。そういったことで、今相当なやっぱりですね、福祉の形に書いたことだけやりよりもということですとでございますので、実情はですね、3分の1はしよらんですよ。実情は。まだありますよ、言え。それをやっぱり支えていくのは、やっぱり区内でですね、私、一般質問もしましたけれども、そういった自主防災組織のような形をつくって、お互いに支えおうていかんばんとじゃなかろうかなということと言いましたけれども、それがすぐさにできるようなものじゃなかですから、この際、区長にお願いして、区長が全部で見守りをしようということですね、年度当初でも寄りの時にやれば、区長が命令すればやっぱり区民の方々も認識して、隣近所には回るとか、あるいは、そんなら、私が何件持とかいというような感じで、区内で話し合いもできると思いますけれども、今は何もなかもんですから、それがなかっですよ。私が区長しとったときには、ずっとですね、見に行ったり、何かしよったですけども、なかなかやっぱり今のですね、どうした方法で支えるかちゅうのも、相当な問題ですので、ぜひですね、そこら辺はないがしろにせんでですね、やっぱり真剣に取り組んでいただかんばいかん問題じゃなかろうかと思いますよ。ここに書いてあるどうのこうのじゃなくて、それが一番ですよ、私は。そう思われませんか。

続けて言いますけれども、私は、情報が私に入ってくるのはですね、私が老人会のちょっとお手伝い、もう会長ですけども、しとりますので、あそこに行ったらもう息子がおらんごてなったとか、もう帰ってこんとばいとか、息子が病気しとつとか、情報がお年寄りから入っとですよ、ですね。そこら辺をですね、ぜひですね、もうちょっとスムーズな対応ができるように、やっぱり町自体が考えんば、今後はですね、やっぱり相当な問題が出てくっと思いますよ。もう特に、今は何名かは、何かな、独居で、一人で亡くなっておられる方がいっぱいおいででしょう。ぜひ、認知症予防等にもなりますので、そこら辺はもう総務課あたりが率先してですね、やっぱり行政の改革自体やってください、どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今、松本議員がおっしゃったことは今後ともですね、大変重要な事項でございますので、町といたしましても、対応をやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

町長。

○町長（田嶋章二君） これ町民皆様方と行政が共生をして、しっかりやるべきことだと思っております。ただし、今回のこの提案はですね、先程も総務課長が申しましたように、区長さんの身分を限定するということが主でありましたので、今後はやっぱり区長さん方とも協議をした上で、中身についてはもっと深く掘り下げていくべきではないかと考えますので、今回は区長さん方の身分を早く決めてやって、4月に間に合うような形を取りたいということで、少し急ぎ過ぎた面もあるかと思いますが、その点を主眼にして一つご理解をいただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今回のですね、この区長さんの設置条例化することで、法律上、交渉事ですね、区長と言ったら東京都区の区長になると私は理解してたんですけど、この行政法上、この条例で定めた区長というのは、どういう交渉に扱うことになるんだろうかというのが、この条例文の中を見ても気づきにくいんですね。交渉っていうのはどういうふうにされる予定なんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 役職といたしましては、苓北町のそれぞれの行政区の区長さんということの名称になりますけども、今回の改正法によります部分は、非常勤の特別職の地方公務員という取り扱いになります。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 東京都の区長もですね、特別地方公務員なんですよ、同じように。で、要は、明快な違いというのが、その法律の文言上に出にくいんですね。例えば、苓北町行政区区長とか、そういうふうに、例えば、題名に書いていただけると、東京都の区長と苓北町の区長は違うんだとわかるようになるわけですよ。区長、区長ってふだん使うのは、皆さん使い慣れてますから、それはそれで全然法律上の制限はないんですけれども、仮にこう行政裁判とかで、東京都の区長と苓北町の区長が行政裁判で争うって事態になったら面倒くさいんですよ。そういう事態というのは起こりにくいというのは大変わかっているんですけど、法律上、同じ言葉があっちゃいけないんですよ。その辺の区別というのをつくようにしていただきたいというだけなんですよ。私の言ってることご理解いただけましたでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 野田議員がおっしゃることわかります。先程総務課長が申しましたように、指定都市の区長さんですね、につきましては、地方自治法２５２条の２０、区の設置という規定がありますけども、これに基づきます区長さんということになります。町のほうの区長さんは、地域自治区ということで、自治区の設置のことで、地方自治法２０２条の４の中で定める自治区の区長さんということでございまして、町といたしましては、これまでもですね、何々区の区長という呼称で言っておりますので、これをまあ何々自治区の区長という形ではなくてですね、そのまま名称といたしましては、苓北町区長設置条例ということで、呼び名としてはそれぞれの区の何々区の区長さんという呼び名を引き続き取り扱ってまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第４号、苓北町区長設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号、苓北町区長設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第３ 議案第５号 苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第３、議案第５号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第５号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定について。

苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和２年３月１０日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、非常勤の特別職地方公務員の身分が整理されたことに伴い、本条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例（案）。

これまでは、坂瀬川財産区山林取締員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号の臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者の職に該当する非常勤の特別職と位置づけられ、「苓北町坂瀬川財産区山林取締員設置条例」及び「苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて規定をしておりました。

しかしながら、今回の法改正により、地方公務員法第3条の要件が厳格化され、要件に該当する附属機関については、特別職地方公務員となりますが、該当しないものにつきましては、私的諮問機関及び私人への業務委託又は総務省がマニュアルで規定している有償ボランティアとして整理をされました。有償ボランティアとは、無償ボランティアと異なり、交通費など活動経費の実費だけでなく、謝礼的な金銭や活動経費としての一定額の支給などの金銭の支払いを受けるボランティアのこととなっております。

以上のことから、法改正により非常勤の特別職地方公務員に山林取締員が該当しなくなりますので、その位置づけとして、有償ボランティアに整理をされることとなります。このため、「苓北町坂瀬川財産区山林取締員設置条例」及び「苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例」を廃止し、これまでの2つの条例を整理統合して、「苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例」として制定をするものです。

第1条の設置につきましては、坂瀬川財産区の山林の維持管理を適切に行うため、山林取締員を置くとし、第2条では、取締員の職務、第3条では、定数について、第4条では、任期について、第5条では、位置づけが有償ボランティアとなるため、これまでの報酬から報償費の支給となるために、報償費について規定しておりますが、その支給額については、これまでと同額としております。

第6条では、費用弁償について、第7条では、災害補償について規定しております。災害補償は、これまでは職務中の災害については、市町村非常勤職員公務災害補償の適用を受けておりましたが、今後、適用されなくなるため、民間の自治体委託業務等災害補償保険制度へ加入し、災害の補償をするということにいたします。

第8条では、規則への委任を規定しております。

附則1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、苓北町坂瀬川財産区山林取締員設置条例は廃止する。

3、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例は廃止する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第5号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第6号 苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第6号、苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第6号、苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定について。

苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和2年3月10日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、非常勤の特別職地方公務員の身分が整理されたことに伴い、本条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例（案）。

内容につきましては、先程の坂瀬川財産区山林取締員の設置等に関する条例と同様で

ございます。

都呂々財産区山林取締員につきましては、これまで地方公務員法第3条第3項第3号の臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者の職に該当する非常勤の特別職と位置づけられ、「苓北町都呂々財産区山林取締員設置条例」及び「苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例」において制定をしておりました。

しかしながら、今回の法改正により、地方公務員法第3条で規定する非常勤職の特別職地方公務員に該当しなくなり、有償ボランティアに整理されることになるため、「苓北町都呂々財産区山林取締員設置条例」及び「苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例」を廃止し、これまでの2つの条例を整理総合して、「苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例」として制定するものです。

第1条の設置については、都呂々財産区の山林の維持管理を適切に行うため、山林取締員を置くとし、第2条では、取締員の職務、第3条では、定数について、第4条では、任期について、第5条では、位置づけが有償ボランティアとなるため、これまでの報酬から報償費の支給となるため、報償費について規定しておりますが、支給額については、これまでと同額としております。

第6条では、費用弁償について、第7条では、災害補償について規定をしております。災害補償につきましては、これまでは職務中の災害については、市町村非常勤公務災害補償の適用を受けておりましたが、適用されなくなるため、民間の自治体委託業務等災害補償保険制度へ加入し、補償することといたします。

第8条では、規則への委任を規定しております。

附則1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、苓北町都呂々財産区山林取締員設置条例は廃止する。

3、苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例は廃止する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点だけちょっと教えていただきたいんですが、坂瀬川財産区の報償費は月額5,700円で規定されて、都呂々財産区は月額7万5,000円というふうに条例で規定しているという、ここは今までの長年の歴史というのがあったことだと思うんですが、やっぱり町の行政の中に財産区を入れた段階で、同じ取締員という形の、同じ業務をされるわけですけども、このあたりで違いをまた条例で決めるという、これまでの経緯を踏まえた中で、単純に先程の関係だけで条例を決めるというふう

になったんですか。この年額と日額の違いを、なぜこのように決めているのかを教えてくださいいただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 坂瀬川財産区につきましては、以前は年額という形でやっていたわけですが、ご承知のとおり、財産区自体の運営が厳しいという状況の中でですね、坂瀬川財産区の会議の中でご意見が出まして、自分たちの報酬、それから、山林取締員さんの報酬も年額じゃなくて日額に改めて、節約をしていこうというようなことの中で決まりまして、こういう取り扱いになったところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 財産区というのが、もう地元の財産から行政のほうにもう委ねられた段階でですね、やっぱり町として、この財産区をどうするのかという観点で立つべきかと。特に、山林取締員というのが職務の中で書いてあるようにですね、これだけの職務をきちんとやらせるために、やっぱりその財産区自体の予算がなくなれば、もうしないというようなことでいいのかどうかというところがあつてですね、多分、1日5,700円ですから、せいぜい半分として5回ぐらいしか見に行かないという形でなろうかと思うんですね、これ日額であれば。だから、ただそれで財産区の森林の保全が果たして可能かどうかと。必要であれば一般会計から繰り出ししてでも、この取締員の必要な予算はやっぱり確保して、苓北町の財産という認識が必要じゃないかと思ったものですから、その経緯を聞いたところであります。財産区の予算がないからこういう日額に変えるというようなことはいかななものかと、先程はもう日額で決まりましたから特に言いませんが、今後、やっぱりそのような財産区のあり方自体もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですか、答弁は。

○1番（山口利生君） 答弁はですね、もう坂瀬川財産区のほうが承認になりましたので、ただ今後ですね、財産区についての考え方を検討していただいて、条例改正なり、今後、お願いをいたしたいというふうに、ちょっと都呂々財産区をこう見てた時にそう思ったものですから、一応、要望としてあげておきます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） ちょっと教えていただいてもよかでしょうか。職務の中でですね、森林火災の予防及び消防とある、これ坂瀬川も一緒だったんですが、この大々的な、こっだけ消防までせんばんとかなって、火災予防と、これは消防とか通報義務とか何かというのはやっぱり変える、ちょっと1人で行って消しよって、書いてあるけんが

消しよってからけがして亡くなったわというようなこともあつとじゃなかろうかなと思いますけれども。それでも早く連絡して逃げろというふうな書き方あたりはですね、ちょっとそこら辺は時代にあわんとじゃなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご指摘でございますけれども、確かに、危険でございますので、こちらのほうの記載といたしましては、火災の予防であるとか、初期消火と言いますか、小さい火災ですね、当然、そういった分の初期消火にあたるということで考えておりますので、当然、通報とかですね、そういった部分も消防に関する業務ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第6号、苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、苓北町都呂々財産区山林取締員の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第7号 苓北町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第7号、苓北町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第7号、苓北町森林環境譲与税基金条例の制定について。

苓北町森林環境譲与税基金条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が

施行されたことに伴い、苓北町が実施する森林の整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税の財源とする基金を設置する必要があるためです。

次のページをご覧ください。

苓北町森林環境譲与税基金条例（案）について読み上げさせていただきます。

第1条、設置。苓北町における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、苓北町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、積立て。基金の原資は森林環境譲与税をもって充てる。同第2項、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条、運用益金の処理。基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

第5条、繰替運用。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条、処分。基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

第7条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

補足説明をさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されました。同法におきましては、森林環境譲与税の使途について、1、森林の整備に関する政策、2、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他の森林の整備の促進に関する施策と定められており、併せまして、森林環境譲与税の使途に関する事項につきましては、インターネットの利用、その他適切な方法により、公表しなければならないことを定めております。

なお、本町に対する森林環境譲与税の額は、同法第27条及び28条の規定により、

10分の8の割合で全国の市町村に対して譲与される市町村譲与額の10分の5に相当する額を、私有林、人工林の面積で10分の2に相当する額を林業就業者数で10分の3に相当する額を人口で按分した額となり、今年度は223万1,000円、次年度は、今年度の約2倍となる見込みでございます。

本基金条例は、森林環境譲与税を有効かつ適切に使用していくために制定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点、これは譲与税を全額基金に一旦積んで、それを必要な歳出予算に繰り出して使うということですか。それとも、ある程度譲与税の来た一定額、まあ2分の1なりは基金のほうに積み立てて、その年2分の1はもう一般会計の歳入として歳出に充てるというようなやり方なのか。その点を教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今年度の譲与税の額は、先程申しましたとおりですが、今年度におきましても森林経営制度の意向調査業務等に既に充当する予定でございます。その残りを基金として積み立てる考えでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第7号、苓北町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、苓北町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第8号 苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第8号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第8号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和2年3月10日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）が令和元年12月16日から施行されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次ページをお開きください。

苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年苓北町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、次ページをお開きください。

右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線部が改正箇所になります。今回の改正は、第6条の規定している書面審理について、引用しております「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）、これは通称「行政手続オンライン化法」と呼ばれております。この法律が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」、通称「デジタル行政推進法」と言いますが、これに名称が改称され、引用条項が第3条第1項から第6条第1項となり、条項ずれが生じておりますので、改正を行うものです。

前のページの条例（案）本文に戻っていただきたいと思います。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 7 議案第 9 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 7、議案第 9 号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第 9 号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 2 年 3 月 1 0 日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の公布により、会計年度任用職員制度が創設され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、運用開始に向けて本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 3 0 年苓北町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、令和 2 年 1 月 1 7 日付、総務省公務員課長通知により、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員について、服務の宣誓についての規定を第 2 条第 2 項として追加するもので、第 2 条に次の 1 項を加えとし、「地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」と規定し、第 1 項で規定する任命権者等の面前での宣誓書への署名を要せず、署名した宣誓書を提出することで足りる等の定めをすることができるものとするものでございます。

附則としまして、この条例は、令和２年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君） 用語を教えてください。別段というのを聞いたのはちょっと初めてなんですけれども。この別段というのはどういう形ですかね。具体的にできればですね、事例を挙げていただいて、教えていただければなと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 別段と定めということにしておりますけれども、別に定めをすることができるということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○５番（松本良人君） 別に定めるでよければ別に、別段という言葉は初めて聞きましたので、特別にその意味があって別段というのを決められたかなと。それでおおよそどういった例でですね、本当じゃなかったてもよかったですけれども、例としてどういったことがあるのかなというのを聞いたわけですけども。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） この意味につきましては、別に定めをということでもよろしいかと思うんですけども、国のほうからですね、そういった準則といいますか、そういったものがきておりまして、国のほうもそのそれぞれの自治体の条例（案）としましてですね、任命権者は、別段の定めをすることができるというようなことで規定をし直さないということに基づきまして、今回、提案をしているものでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第９号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につ

いては、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 10 号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 8、議案第 10 号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第 10 号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 2 年 3 月 10 日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布により、非常勤の特別職地方公務員の身分が整理されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年苓北町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、本条例別表に記載されている各種委員のうち、平成 29 年法改正により、非常勤の特別職地方公務員に該当しないこととなった委員については、本条例に基づき、報酬等を支給できなくなったため削除し、新たに学校運営協議会委員を追加するものとなります。

新旧対照表の後ろに苓北町報酬及び費用弁償に関する条例記載の「特別職等の職員で非常勤のもの」の一覧を添付しておりますので、一覧のほうをお開きください。

この一覧は、区分として委員会及び委員名、設置根拠法令例規名称、令和 2 年度以降の身分、改正の内容ということで記載をしております。

今回の改正で削除する委員として、26 の委員を削除しております。

まず、関係出頭人及び証人は、苓北町職員の旅費に関する条例第 15 条に規定する証人等に該当いたしますので、本条例から削除いたします。消防団指導員及び苓北町中学校統廃合問題審議会は、ございませんので廃止。苓北町次世代育成支援対策行動計画策定委員他 12 の委員は、私的諮問機関の委員となるため削除。公民館長代表及び地区公民館長、外国語指導助手、嘱託職員は、会計年度任用職員に移行するため削除。公民館分館長他 5 委員は、有償ボランティアに該当することとなるためでございます。なお、

削除される委員については、それぞれ根拠例規の設置要綱等においてこれまでの報酬の支給から報償費への支給等について改正を行うということになります。

条例（案）本文に戻っていただきたいと思います。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 当初、私は分館長の報償費はどこに行ったんかいと聞いたところ、後でこういったことでわかったわけでございます。令和2年度の当初予算にはそれぞれ報酬から報償費にそれぞれ記載がしてありましたので納得したわけであります。

ただ一つだけ、怪我のあった場合に、何か公務員災害ではなくて、民間か何かの保険をするということがあったようでございますけども、その点について、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） これにつきましては、これまでは非常勤の特別職という位置づけの中でございましたので、市町村の非常勤職員公務災害補償ということで災害補償でみてありました。しかしながら、今回、特別職の地方公務員から外れますので、新たに、そういったほかのところも一緒なんですけど、新たに自治体委託業務と災害補償保険というものがつくられておりますので、そちらのほうに加入して災害を補償することによってございます。これは町村会のほうでとりまとめを行っていただいているものでございます。

〔「具体的にどこ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（尾脇宣宏君） ちょっと待ってください。すみません、お待たせをいたしました。保険の内容でございますけれども、保険の内容につきましては、死亡見舞金、死亡保険金が1,000万円、後遺障害見舞金、後遺障害補償保険金が段階によって40万円から1,000万円、療養費の見舞金、けが等によって病院にかかられた分ですね、これにつきましては、療養に必要な実費ということでございます。当然、ここが今の対象となっている、先程の非常勤職員の公務災害とどうかということだと思いますが、非常勤公務災害補償のほうにつきましても療養に必要な実費ということで、ここについては同様の保険が保険金としていただけるということになっております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） これは新年度のほうで聞いたほうがいいんでしょうけれども、具体的にですね、一括、どこにこう計上してあるか、もし許されたら答弁を、まあ新年

度ですから、範囲外やっかいと言われればそれで結構なんですけど。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 予算措置につきましては、総務費の負担金のほうに非常勤職員の公務災害の補償と、それと有償ボランティア等に係る自治体保険の保険料ということで予算を組んでおります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利夫君。

○1番（山口利生君） それぞれたくさんの職種といいますか、相談員、公民館分館長、今回、条例から削除されていらっしゃいますが、この方たちはもう町として委嘱をしないということになるわけでしょうか。それとも、会計年度任用職員のほうに移行するからこの報酬から外されるということになるのか。もしくは、もうこれに基づかないで単なる予算計上で支出するというふうなことになるのか。その点を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それぞれ削除される委員の方についてということでございますけれども、委員の方につきましては、これまでどおり委員会等はある分の委員さんについては、町長からの委嘱という形にそのままなります。また、会計年度任用職員につきましては、雇用通知書ということで、雇用の条件をですね、勤務条件等入れた中での雇用通知書ということになります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それじゃ、先程区長さんの逆をいくわけですかね。これまでは区長さんは町長委嘱に基づいて費用弁償条例をつくってお金を払ってたということですが、今回は、こういう相談員とか、公民館の分館長さんあたりは町長が委嘱して、その委嘱状に年間幾らというようなことで、その予算措置というふうなことに移行して、事故に遭った場合は補償、先程の契約する補償のほうで払うということになるということで、実質的には、これまで払っていた手当自体は同額を支払うというようなことに整理されたということでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 位置づけが特別職の地方公務員にならないということで、報酬ではなくてですね、支払いが報償費ということに代わるというだけでございまして、予算がこれまでは、予算項目で言いますと1の報酬を令和2年度からは8の報償費ということで組み替えを行ったということで、額等については何ら変更はしておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の分ですけれども、中身については、今総務課長が申したとおりですけれども、これらの規定につきましては、この後の議案にしておりますけれども、それぞれ条例で定めてある部分については、報酬から報償費のほうに規定を変える。そのほか、施行規則でありますとか、規定で定めてある委員もございますので、それにつきましては、それぞれの根拠例規の設置要綱等をですね、改正をしてやっていくということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それじゃ、区長さんも同じように、引き続き3万5,000円は報酬から報償費に代わって払われるということなんですね。ですから、何ら変わらないと。実額はですね。ということで安心しました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、資料についてですが、表から4枚目の凡例で、下線の部分は改正部分という表示があるわけですが、私の資料では、その下線の部分を書いたものは受け取っておりません。

それから、13枚目に、特別職で非常勤のものの一覧表の髓所に、有償ボランティアという言葉があるんですけども、この有償ボランティアの方はどのような採用の仕方をされるんですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 新旧対照表の部分で下線部はと、改正部分という表記があるのに下線が入っていないということだとご理解いたします。申し訳ありません。その項の部分は、確かに下線ではなく、太枠で囲んだ部分が改正ということで、申し訳ないですが、ご理解をお願いしたいと思います。

それと有償ボランティアについてはどうなるのかというご質問でございますけれども、有償ボランティアにつきましても、位置づけがこれまでの非常勤特別職地方公務員というものから有償ボランティアに移行させるということで、先程言いましたように、報酬であったものを報償費としてお支払いをするということで、金額の変更等は行っておりません。支払い項目を変更するということになります。

保険についても同様に、非常勤職員の公務災害補償の適用が受けられなくなりますので、新たに民間の保険のほうに加入をして公務災害の補償を行うということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ボランティアというのは、一般的に災害時のボランティアとかそういう名前が目に付くわけですね。これはボランティアというのは、奉仕者自ら進んで社会事業などに無償で参加する人、自主的にですね。そういうこの貴重な非常に有り難い言葉をですね、もう有償という言葉、たった2つの感じを付けただけで、もう全然イメージが違ってきますよね。やっぱりこれは、やっぱり国からか何かからの、昔で言えば条文の鑑（かがみ）からきているのか、それとも芥北町独自の言葉なのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 有償ボランティアという名称については、確かに私たちも耳にしておりませんでした。今回、法改正に伴って説明会等ございましたけれども、そういった中で、総務省のマニュアルの中で附属機関であるのか、私的諮問機関であるのか、有償ボランティアに該当するのかということでの説明を受けております。有償ボランティアというものについてはですね、私も耳慣れない言葉でしたので、調べをさせていただきました。当然、議員おっしゃるとおり、ボランティア＝無償だという考えの方が一般だと思いますけれども、調べてみますと、1980年代ぐらいから実はもうあるんだということで載っておりました。有償ボランティアとは、先程も言いましたように、交通費など活動経費の実費だけでなく、謝礼的な金銭、活動費としての一定額の支給などの金銭の支払いを受けるボランティアということでございまして、自ら進んでというのがボランティア精神だということでご了解をいたします。

そういった中で、やはりボランティアをするほうは、そういったことで役務の提供をいたしますけれども、ボランティアをしていただくほう、来ていただいたほうはですね、やはりそのただでもらうのはどうしても心苦しいということがあったということで、そういった中で作業をしていただいたお礼を渡したり、交通費を実費でお支払いしたりということが出てきておりますので、そういったものを有償ボランティアと呼ばれるようになったという経緯が載っておりましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これ教育長、子どもさんの教育の中でですよ、これから有償ボランティアというのもやっぱりあるんだということは、子どもさんも教育してください。ですね、そうせんと、やっぱり災害時のボランティア、手弁当、手水、手足ですね、風呂も何も入らずに何ですか、どっかにおらす人がスコップ担げて軽トラックですとさるかれる。ボランティアに回られる。あれは非常に子どもたちの教育にもですね、いいことだというふうに思うわけですよ。にもかかわらず、こん行政がな、確かに1980年ぐらいにはそういう有償ボランティアという言葉があったのかもしれませんが

けども、これは芥北町に言うても同じなんでしょうが、やはりそこら辺は、昨日もあつたその法律に違反することを県が認めた、国が認めたという話も昨日ありましたけども、そういうことについては、やっぱり一番末端で、住民と、国民の皆さんと一番接触しているのは我々市町村の職員だろうというふうに思うわけですね。霞が関の人たちは総理大臣のご機嫌だけを伺っとるだけ。そういう人たちの話も大事なんでしょうけども、やっぱり住民の皆さんと一緒に生活している、やっぱり地方自治体の考えというのもやっぱり国は汲んでくれるように、そういう働き掛けも、尾脇総務課長が行くわけいきませんので、田嶋町長がそういう機会を捉えてですね、もうちょっと子どもたちが楽しく過ごせるような世界をつくるべきではないかということを提言してみてください。いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、もう慣用語になっているようでございますし、国から県を通して我々も伺ったということで、これ以上、事を荒立てるつもりはございません。

また、お金をもらってやっているから別の名称をというよりも、多分ボランティアがつくとボランティアで、有償ボランティアでもすごくその対象になった人は名誉なことと思われる方が多いんじゃないかなと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） この私も有償ボランティアという言葉自体に、大変懸念を持っておるわけですが、例えば、公民館の分館長あたりは、区長が都呂々の場合は、全員区長が兼ねておるわけですが、そこら辺をですね、もうあつて区長さんと有償ボランティアでこんがらかってしもて大変じゃなかろうかなと思うとですね。廃止するなら廃止するで、もうその全て運動会とか何かちゅうのは、区長が出ていろいろするわけですので、1項目、先程の問題じゃございませんけれども、1項目追加すればよかわけですね。そういったところで、やっぱりもうちょっとぴしゃつとした、地域に帰った、地域の実情等も、やっぱりようと見とってもらわないかんのじゃなかろうかなと。

それから、例えば、区あたりからの推薦がいくわけですが、保健推進員さんとか、それから廃棄物関係の委員さん、あんたたちはボランティアになってくれんかと言うたら、誰もなるもんはおらんと思うですよ。そこら辺どうお思いですかね、もうちょっと真剣に取り組んでいただいて、上から下がってきたけんがどうのこうのって1本やりならば、人間ないらんですよ。もうちょっと上のほうで安心して芥北町の条例ってぱっと書き直してぼってやればよかわけですので、1回1回ここで審議することも要らん。もうちょっと人間味のある、そのいろんな対応をしていただいてもらわんば、今のこうい

った時代に殺伐となる社会が全く、まだそれ以上に殺伐となっていて、人的関係がもうゼロになってくっとじゃなかろうかと思うんですが、いかがお考えですかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご質問の件ですけれども、町のほうでは、そういったあなたは有償ボランティアですよということは考えておりません。ただ、法改正によって、特別職地方公務員になるのか、それとも私人になるのか、私人ですね。という判断をした中で、その職務内容によって特別職の地方公務員に該当しないものについては私人であるので、有償ボランティアということで、報酬というものが払えなくなるのでという違いになってまいります。ですから、その委員さんの名称とか、そういった分については、これまでも設置要綱等で委員さんを委嘱しておりますので、それはそのまま残っていきます。ただ、その報酬をお支払いしていた分が報酬ではなくて、出ていただいたその役務に対する報償費ということで、支払いを変えなければなりませんので、こういったことで条例の改正をお願いするものでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 素晴らしい行政の対応と思いますけれども、端々に何かあってこそですね、毛細血管があってこそ心臓がいるわけですので、やはり毛細血管関係の職務を十分認識していただいて、そしてぼちぼち心臓に、なら血を送ってもらおうかいというごたいことをせんことには、自分たちだけが形に捉われとって、その末端には形が出ないところを押し付けてというようなことが、本当にそれでいいんだろうかなと思うとですよね。ぜひ、担当課あたりは、区長を決めたり、区長は結構ですね、認識ある人しかできませんけれども、私たちこの少ない人間のところでですから、例えば、保健推進指導員さんとか、あるいは廃棄物の処理の担当の方とかを決めよるときに来てください。現場を確認しぎや。あんた有償ボランティアじゃんって言うてから誰もなるもんはおらんですよ。もう少しですね、特に、これは私も前々から言いよりますけれども、支所、出張所の改革とか、あるいは分館、特に公民館、公民館の関係あたりをもう少し活発にしてですよ、館長の任命あたりもびしゃっとしていただいて、そういったことをですね、ぜひ、もう少し地域に根ざしたその活動なんかと併せて、やっぱりしていただいて、こういった定義あたりも、もうこういったことやっけん、しよんなかけん、全部すつとたとかいうぐらいで、館長が言え、ああというぐらいにはなってくるわけですが、なかなか今の状態ではどうでしょうかね。総務課長、区寄りぐらいには行かっつてすけれども、区の状況なんか把握しとらすですか。例えば、教育課長あたりも区の区長決めとか、こういった役員決め何かに行とって、状況把握されたことありますか、都呂々の場合には。町長さんあたりもそがんとこ行って、なるほどなということありますか。ぜひですね、ぜひ、多分町長さんはこれ票をもらわんばんけんですね、私も票ば

もらわんばんけん行くとですけれども、そういったことで、本当に細部にわたって、もうちょっと先程の福祉関係のその介護関係とか、老人のここら辺も区長の中に入れとってくれというようなこともお願いしましたけれども、もう少しですね、動いてください。そういったことで、お考えがあれば、なからんばもうよかです。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） それぞれの役割を担っていただいている方の重要性、大変なお仕事だということは十分にわかっております。私たちも皆さんに感謝をしながら、行政としてもお手伝いできる部分は、お手伝いをしてみたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず、本案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 反対の立場で答弁いたします。

先程申し上げましたように、ボランティアという言葉はですね、非常に貴重な言葉なんです。先程申し上げましたように、自ら進んで社会事業などに無償で参加する人、また、無償の社会活動のこと、いくら国のマニュアルがあつたにしても、この中にそのボランティアの中に「有償」という2つの文字が、漢字が入っているだけで意味は全く違ってきます。災害時のボランティア、非常に貴重な存在です。行政の語句の中に「有償ボランティア」という言葉が入ることについては、私は絶対反対です。

よって、本案に反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 私は、本案に賛成の立場で発言させていただきます。

有償ボランティアというこの区分というのは、別に地方の町民の全員にあえて目にさせるものでもございませんし、条文として強制するものでもないというふうに理解しております。あくまでこの有償ボランティアという表現というのは、この区分を、例えば、その県であつたり、国であつたりというのが区分としてこういう区分をされてしまったという、その区分を表示してあるだけだろうというふうに理解しておりますので、本案に賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、野田さんの言葉について、ちょっと疑義を生じましたの

で、反対の立場で討論いたします。

実は、有償ボランティアの語源の発祥は、例えば、隣からちょっとした木を切ってもらったり、草取りをしていただいたり、ボランティアでよかばいと言ったっちゃですね、そこに１００円でも２００円でも差し上げて、油代でもやれば気が落ち着くということで、この有償でほんならしましょうかというのが語源の発祥だそうですよ。やっぱ気の毒にならんと、頼んだほうが気の毒にならんからお金を出そうというのが有償ボランティアの発祥です。そういったことがですね、この発祥自体がちょっと曲がって公的に使われてくるとなれば大変です。

私も、この有償ボランティアのここでの使い方については反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第１０号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成者の方の起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第１０号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため１３時２０分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後０時２２分

再開 午後１時２０分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第９ 議案第１１号 苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第11号、苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第11号、苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和2年3月10日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町空家等対策協議会設置条例（平成31年苓北町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。というものです。

補足説明を入れながら説明いたします。

改正内容につきましては、空家等対策協議会委員が法改正によりまして、これまでの非常勤特別職の地方公務員という位置づけでしていましたが、法改正によりまして、私的諮問機関の委員の位置づけとなりますので、これまで報酬としてお支払いをしていた分が報償費への支給と変わることから、第7条の次に次の2条ということで、第8条としまして、報償費及び費用弁償の支給に関する規定、第9条では、職務中の災害についての補償規定を追加するとするものでございます。

なお、第8条で、報償費及び費用弁償を掲げておりますけれども、金額等につきましては、これまでと同様の額でございます。

また、職務中の災害についての補償規定につきましては、午前中説明させていただきました、新たな保険に同様に加入をして補償するというので追加をいたします。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今回の条例とは直接関係ないのかもしれませんが、現在の空家

対策の中で、水道、下水道、電気等の処理がどのような形になっているのか。そのまま放置されているのか。配管とか、電気配線の破損によって、水の漏水や漏水による水資源の消失、それから、電気配線の破損による火災の発生を招く恐れもあり、安全な住民生活が懸念されます。大事に至る前に現地確認の上、関係者などに問い合わせるべきではないかというふうに思うわけですが、現在、空家の件数と、そのような水道、下水道の手続き、それから電気の廃止とか、そういったものの手続きがどのくらい済んでいるか、済んでいなか。その数値をつかんであるかどうかをお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 私のほうからは、水道と下水道の件でご説明させていただきます。

水道のほうと下水は、一応空家の場合、もうこちらにどなたもお住まいじゃないところと、管理者の方、息子さんとか親戚の方がいらっしゃる場合がございます。一応、もう使わないということであれば、下水道も水道も閉栓という形で閉じてあります。ただ、たまに帰ってきますということで要望があるところは、一部開けていらっしゃるところもございます。一応、そういうところは、毎月検針をしてありますので、一応そういうことで管理はさせていただいております。

電気のほうは、私のほうではわかりませんので、お答えすることはできません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、申し訳ありませんが、空家関係の資料持ってきておりません。空家関係につきましては、町のほうで各行政区でずっと調査をして把握しておりますので、よければ後程お教えしたいと思います。

それと、電気関係はあくまでも空家といいますか、所有者の方で手続きをされているものと思いますので、その調査は特には行っておりません。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第11号、苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、苓北町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第12号、苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第12号、苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町保健推進員設置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和2年3月10日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、非常勤の特別職地方公務員の身分が整理されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町保健推進員設置条例（平成20年苓北町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いします。

改正する条例（案）の新旧対照表を付けております。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分は改正部分になります。

第6条の見出し、報酬等を報償費に改め、同条第1項を次のように改める。推進員の役務の提供に対する代償は次のとおりとする。報償費、年額1万2,000円。

第9条を第10条とし、第8条の次に、次の1条を加える。災害補償、第9条、第4条に規定する委員の職務中の災害は、これを補償するものとする。

前のページにお戻りください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第１２号、苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、苓北町保健推進員設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１１ 議案第１３号 苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１１、議案第１３号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第１３号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和２年３月１０日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。堆肥センターの運営改善対策として、原材料の確保と生産量の増加を図るため、牛糞等回収料及び牛糞等処理料を無料化することに伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをご覧ください。

苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年苓北町条例第３０号）の一部を改正する。

別表、牛糞等回収料の項及び牛糞等処理料の項を削る。

次のページをご覧ください。

説明に入る前に、一部お詫びを申し上げます。

午前中にも1件、浜口議員からご指摘がございましたけども、表の右上に括弧書きで記載がございます、下線の部分を太線に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、新旧対照表です。

表の右側が改正前、左が改正後となり、第8条関係、別表の牛糞等回収料及び牛糞等処理料を削ることとしております。

補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年12月10日開催の議会全員協議会において、料金の見直しの概要、見直し検討の経緯及び見直しによる令和2年度の収支見込みについて説明をさせていただきました。

改めまして、見直し検討の経緯について申し上げますと、近年、畜産農家数の減少等により、牛糞処理量は年々減少傾向にあり、今年度は、これまでの大口酪農家1戸が繁殖農家に転換したことも影響し、牛糞処理量は1,000トンを超える見込みとなっております。

また、堆肥センターの運営経費についても、毎年度2,000万円程度の一般財源が充当されております。これらの課題解決に向け、苓北町堆肥センター管理運営協議会において協議を行い、課題点解決策の一つとして今回の料金見直しを検討したところでございます。なお、この料金見直しにあたりましては、畜産農家の理解が必要となりますので、昨年10月30日開催のJAれいほく畜産部会畜産事業説明会において、説明、意見交換を行わせていただきましたが、畜産農家の皆様からは、特に異論等はなく、理解が得られておるところでございます。

以上が見直し検討の経緯でございますが、今後、徐々に回収量を増やし、安定的に施設を運営していくことによって販路拡大を図り、販売収入の増加につなげていければと考えております。

条例（案）のページに戻っていただき、附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 運営改善対策として今度無料になるわけですが、これ無料になった場合の、その後のこれにかかる収支予測は立てておられますか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 収支の予測ですけども、これにつきましても、前回の全員協議会の時に、一通り説明をさせていただいたところでございますけども、平成30年度と比較させていただきました。牛糞回収料が平成30年度が24万9,000円、これを無料化することによってゼロとなります。牛糞処理料が26万7,000円ですけども、これも無料化でゼロ、下水道汚泥処理料については、平成30年度が30万8,000円、これは消費税の増によって5万7,000円程度増加する見込みです。堆肥の販売収入につきましては、平成30年が37万3,000円でございます。堆肥の量の増加によって令和2年度は46万2,000円を見込んでおるところでございます。

収入につきましては、平成30年度が73万2,900円、令和2年度につきましては77万6,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○7番（浜口雅英君） はい、終わり。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 条例には特にはないんですが、1点だけお伺いしたいんですが、販売する時に、指定業者の指定というのがありますね。これは苓北町農協とか、本渡のグリーントップとかが指定業者になっているかと思うんですが、これは手数料等は、何割とかいうふうな形で決められていらっしゃるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例施行規則の中で、販売価格についてはそれぞれ単価を定めているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口利生君） 手数料。

○農林水産課長（宮崎良成君） 販売の手数料等は特に定めてございません。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、その指定業者のほうにはこの単価で卸して、後は指定業者のほうで、これに自分でそのプラスアルファを掛けて販売するというような仕組みになっているわけですか。あくまでもこれは条例で、ばら売りとか袋売りとかありますが、この金額で指定業者に納入して、後はもうどうぞ自由にということで価格はもう町としては関係してないということですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 販売価格については、もう卸の価格というふうな形で、定めておるところでございます。

○議長（錦戸俊春君） ですから、それに上乗せてされて販売されるところが利益ですよ。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、山口議員のおっしゃるとおりで、その後の販売の価格については、それぞれのお店のほうで決められておられます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ちなみに、町として販売価格そのものの把握はされていらっしゃると思いますか。それわかってたら、グリーントップがいくら、苓北農協がいくらというふうな金額がわかれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 申し訳ございませんが、今手元に資料がございませんので、すみません。

○議長（錦戸俊春君） 4回目です。

○1番（山口利生君） これは要望ですが、手数料等も指定業者を指定するとした場合には、どのようにするかというところもこれから販売拡大をする時にですね。あなたが自由を買ってとか、普通の業者であれば少し割り引いて卸すとかいうようなところで、販路拡大をしていくんじゃないかと思いますが、やっぱりそのあたりについても、今後、販売数量を増やすといった場合については、自由勝手にどうぞというふうなことになるかと混乱が生じるんじゃないかと思うので、そのあたりもこれから数量伸びていった場合にどうするかということも含めて、検討していただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ありがとうございます。一応、施行規則の中では、販売の数量で単価を下げていくというふうなことで、調整している部分はあります。今の山口議員のご指摘については、今後検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかになしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第13号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第14号 苓北町土地開発基金条例を廃止する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、議案第14号、苓北町土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第14号、苓北町土地開発基金条例を廃止する条例について。

苓北町土地開発基金条例を廃止することとする。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。苓北町土地開発基金は、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないこと、及び苓北町監査委員からの平成30年度苓北町基金運用状況審査意見を踏まえ、本条例を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町土地開発基金条例を廃止する条例（案）。

苓北町土地開発基金条例（平成3年苓北町条例第47号）は、廃止する。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

補足説明をさせていただきます。

苓北町土地開発基金条例は、条例の第1条に、設置目的として、「公用もしくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため」と規定してありますが、提案理由で申し上げましたようなことから、今回、廃止を提案するものでございます。

なお、現在の土地開発基金の積立残高は4,101万1,035円でございます。この条例の廃止日までの預け入れに伴う利子を含めて取り崩し、財政調整基金に積み立てる予定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 只今、土地開発基金条例の廃止が提案をされたところでございますけれども、一言だけ意見を述べたいと思います。

ご存じのとおり、本基金の原資たるものは、土地開発公社解散以来、土地開発造成特会において、財産処分によって得た収益が主な原資だと思っているところでございます。よって、私は、ただ単なる財調ではなく、財産処分によって得た金額でございますので、できるなら、よく言われます、子どもは芥北町の宝ですというならば、財産を食いつぶしたなら、宝のほうに充当すべきではないかと考えておりました。ですから、確かに、財調に積み立てるのが一番手っ取り早いし、そしてまた、よく言われますけれども、あまり多く目的基金をつくるのは好ましくないという、私も指導を受けた経緯もございます。しかしながら、そういったことも踏まえてはおりますけれども、ご存じのとおり、芥北中学校の傷みも非常にひどいと。物事をやるとき、雨風が吹く時には、青いビニールシートで廊下をふさいで行事にあたっている。そしてまた、小学校の統廃合にいたしましても、学校適正化等々が考えられますので、避けて通られない差し当たった問題も生じております。そういったところで、学校校舎改築基金、私の試算ではもう700万円を割っているのではないかなと思っているところでございます。ですから財調ではなく、本来ならば学校改築基金に充当しようという、そういった考えはありませんでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 高戸議員ご承知のとおり、土地開発基金を含めて、いわゆる目的基金と言われるものがほかにもございます。この基金台帳をずっと当初の積み立てからずっとと見てみますと、お話されたように、土地開発公社が解散した後の残預金というものの原資としてございましたけれども、その前を見ますと、ずっとその一般会計から積み立てた原資というものも入っているようでございます。当然ながら、学校の修繕とかのところも理解するわけでございますけれども、いわゆるその地方財政法第4条の3に規定しております、財政調整基金ですね。この基金に積み立てさせていただくことによりまして、財源政調整機能がございますので、校舎の改築であったりとか、そういった他の用途に対しても、必要があれば取崩しをいたしまして、充当をかけて、対応してまいりたいと思っておりますので、できれば、財政調整基金のほうに積み立てをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 既に補正予算に、財調に積み立てるという数字が上っておりますので、あえてその点については深く追究はいたしませんけれども、今後、いろんな時にあった場合には、私みたいな意見を持つ議員もいるんだということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第14号、苓北町土地開発基金条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、苓北町土地開発基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第16号 苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、議案第16号、苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議案第16号、苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例について。

苓北町テントハウス使用条例を別紙のとおり廃止することとする。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、白岩崎キャンプ場で使用に供するテントについて、全て苓北町観光協会が所有するテントにより使用管理を行うことに伴い、苓北町テントハウス使用条例を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例（案）。

苓北町テントハウス使用条例（昭和43年苓北町条例第15号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

補足説明をいたします。

昭和43年に苓北町テントハウス使用条例を制定し、テントハウスの貸し出しを行ってまいりましたが、町所有テントが全て老朽化により破損し、使用できなくなりましたので、本条例を廃止するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 苓北町のテントハウス自体が、もう町の所有しているテントは使用が不可能というような説明がありましたが、今、テントハウスを利用したいという希望者は、昨年何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 平成30年度ですけれども、28件あっております。持ち込みが278件で、テントハウスを利用したいということでの申し込みが28件、合計で306件で、ほとんど9割方は持ち込みの方が多いということで、そういうことでございます。

それと、観光協会のほうで、テントは9張、今所有をしておりますので、キャンプ場の区画が12区画でありますので、別段影響はないものと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、やっぱり個人所有が最近多いというのはわかりますが、持っていない家族連れが、苓北のほうに海水浴に来たいという方がおられた時に、対応が不可能というふうにならないように、そこだけは十分。それと老朽化した、先程観光協会のほうがお持ちということでしたが、観光協会自体もあんまり財源的には余裕がないかと思いますので、そのあたりは補助かなんかで、新たに必要な場合はつくっていただいて、管理は協会がというふうになろうかと思います。できるだけ、確かに、町で管理するよりも別のところで管理してもらったほうがいいのかと思います。

いずれにしても、そういう希望者に対して、サービスが低下にならないような形で、ぜひ今後ともお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） キャンプ場から海水浴場に海岸遊歩道がありますけども、あそこがよく砂とか小石が舞い上がっておりますけども、そこら辺の環境整備にはどのような取り組みをしていくのでしょうか。300件の利用者を増やすためには、やっぱりそういう環境整備も大事なことだろうというふうに思いますので質問します。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 台風等の影響の高波等によりまして、遊歩道のほうに土砂等の堆積が見られることがありますけれども、その場合は、町のほうで借上料を予算化をして、補正を組みまして、随時対応してまいりたいというふうに考えておりま

す。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 地元からの何か問題提起だけでなく、やっぱりその時期に限らず、1年間通してやっぱり定期的に行政のほうで回って、定期的な手入れをすべきだというふうに思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

議案第16号、苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、苓北町テントハウス使用条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第17号 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議案第17号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第17号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,902万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億985万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、都市再生整備事業大手門工事縮小に伴う歳入歳出予算の減額、主学校及び中学校内のLAN整備事業の追加及び3月までの各事業の精算見込みや国庫補助金等の確定に伴う補正が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第17号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,902万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億985万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

第2表「繰越明許費」でございます。グループウェア及び文書管理システム構築事業、まちづくり活動推進事業、町道改良の3事業、橋梁維持事業、小学校及び中学校の学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、歴史まちづくり事業、志岐集会所大規模改修事業、公共土木施設災害復旧事業の計11の事業、金額2億4,073万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。

第3表「事故繰越し」でございます。平成30年度から令和元年度へ明許繰越を行っていましたが、林道施設災害復旧事業の森林基幹道芥北天草線災害復旧工事（その2）の一部について、現場の状況により、本年度内での事業完了が困難となったため、3,965万8,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

8ページをお願いします。

第4表「地方債補正」でございます。1、追加で、補正予算債、学校教育施設等整備事業で、町内小中学校の校内ネットワーク環境整備に伴う1,130万円の追加です。次に、2、変更で、公共事業等債、都市再生整備計画事業で、大手門公園整備事業縮小により3,060万円減額し、限度額を3,010万円に、緊急防災・減災事業債で消防倉庫整備事業、消防車両更新事業及び防災井戸設置事業に係る緊急防災・減災事業を精算により110万円減額し、限度額を1億5,280万円とするものでございます。

11ページをお願いします。歳入です。

款1町税、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分は、確定見込みによる55万6,000円の減額です。

12ページをお願いします。

款2地方譲与税、項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税、節1森林環境譲与税は、収入確定により26万9,000円の減額です。

13ページをお願いします。

款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金は、収入確定により163万8,000円の増額です。

14ページをお願いします。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節1老人福祉費負担金は、養護老人ホーム入所者数の減により、老人福祉施設入所者負担金168万4,000円の減額です。

１５ページをお願いします。

款１２使用料及び手数料、項１使用料、目４商工手数料、節１商工使用料は、物産館施設使用料半年分減免による１９万２,０００円の減額です。

目５土木使用料、節１公営住宅使用料は、公営住宅特定公共賃貸住宅、一般住宅とも年度途中の入退居に伴う家賃差額及び未入居期間があったため、合わせて１０５万４,０００円の減額です。

１６ページをお願いします。

款１３国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節１社会福祉費負担金は、今年度の所要見込み額により、更生医療給付事業国庫負担金ほか４つの負担金を合わせまして６１３万８,０００円の増額、節２児童福祉費負担金は、今年度の保育所運営費所要見込みにより、子どもための教育、保育給付費国庫負担金５９１万３,０００円の減額、節３保険基盤安定負担金は、保険者支援分の国保保険基盤安定国庫負担金確定見込みによる２１万２,０００円の減額、節４児童福祉費負担金は、確定見込みによる２１６万１,０００円の減額です。

１７ページをお願いします。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１個人番号カード等交付事業費補助金は、個人番号カード交付件数の増により９０万円の増額、節６社会資本整備総合交付金は、都市再生整備計画事業の大手門公園整備事業縮小により、国庫補助金２,５６０万円の減額。

目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金は、申請申込者の減に伴う、プレミアム付商品券事業交付見込額減により６５０万円の減額です。

目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費補助金は、風しん抗体検査受診者数の減による５０万円の減額です。

目５消防費国庫補助金、節１災害対策費補助金は、住宅・建築物安全ストック形成事業による民間建築物耐震改修補助金及びブロック塀等安全確保支援事業補助金の申請がなかったため１６３万８,０００円の減額です。

目６教育費国庫補助金、節１小学校費補助金８３０万７,０００円の増額と、節２中学校費補助金３４１万７,０００円の増額は、町内小学校及び中学校、校内ネットワーク環境施設整備事業による各学校内ＬＡＮ整備に伴う国庫補助金の追加です。

節４学校教育費国庫補助金は、理科教育設備整備等補助金確定による３万８,０００円の増額です。

１８ページをお願いします。

項３委託金、目１総務費国庫委託金、節１住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金確定により５万８,０００円の減額です。

19ページをお願いします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、今年度の所要見込額により、身体障害者補装具交付事業県負担金ほか3件の負担金合わせて282万9,000円の増額です。

節2児童福祉費負担金は、本年度の保育所運営費所要見込みにより、子どもための教育保育給付費県負担金1,103万円の減額、節3保険基盤安定負担金は、国保保険基盤安定県負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定県負担金を、合わせて26万円の減額、節4児童手当負担金は、確定見込みによる51万8,000円の減額です。

20ページをお願いします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金は、確定見込みにより、土地利用規制等対策費交付金5,000円及び少子化対策総合交付金事業補助金12万5,000円をそれぞれ減額、熊本地震復興基金交付金96万2,000円及びブロック塀等安全確保支援事業補助金50万円は、それぞれ民間建築物耐震改修事業及びブロック塀等安全確保支援事業の申請がなかったため、全額減額するものです。

目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金は、単位老人クラブ活動推進事業補助金2万2,000円の減額、高齢者在宅福祉事業費補助金2万3,000円の増額、節3児童福祉費補助金は、乳幼児医療費補助金確定見込みによる9万6,000円の増額、節5ひとり親家庭医療費補助金は、実績見込みによる16万2,000円の減額です。

目3衛生費県補助金、節2環境衛生費補助金は、事業費確定見込みによる海岸漂着物地域対策推進事業補助金19万8,000円の減額。

目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、事業実績見込みにより、農業委員会等振興助成費補助金ほか2件の補助金、交付金、合わせて84万3,000円の減額です。

節2農業費補助金は、事業実績見込みにより、中山間地域等直接支払事業補助金ほか6件の補助金、交付金、合わせて286万円の減額、節3林業費補助金は、事業実績により、森林病虫害防除事業補助金3万2,000円の減額です。

21ページをお願いします。

節4水産業費補助金は、水産業共同利用施設整備でのフォークリフト更新事業費確定により、水産基盤整備交付金6万3,000円の減額です。

目6土木費県補助金、節1土木費補助金は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の申請がなかったため300万円の全額減額。

目7教育費県補助金、節1教育費補助金は、補助金確定により18万1,000円の減額です。

22ページをお願いします。

項３県委託金、目１総務費県委託金、節４統計調査費委託金は、農林業センサス委託金７万円及び経済センサス基礎調査委託金１万６,０００円とも、委託金確定による増額です。

目４農林水産業費県委託金、節２水産業費委託金は、富岡漁港環境美化事業委託金確定により９,０００円の減額です。

２３ページをお願いします。

款１５財産収入、項１財産運用収入、目２利子及び配当金、節１利子及び配当金は、土地開発基金廃止に伴う預金利子１万９,０００円の増額です。

２４ページをお願いします。

款１７繰入金、項１特別会計繰入金、目３宅地造成事業特別会計繰入金、節１宅地造成事業特別会計繰入金は、今年度の宅地造成事業特別会計の宅地販売見込みがないことにより５２８万５,０００円の減額です。

２５ページをお願いします。

項２基金繰入金、目９土地開発基金繰入金、節１土地開発基金繰入金は、土地開発基金廃止に伴う、土地開発基金現在額の全額を取り崩し、見込額４,１０８万４,０００円の増額です。

２６ページをお願いします。

款１９諸収入、項４受託事業収入、目１農林水産業費受託事業収入、節１農林水産業費受託事業収入は、農業者年金加入活動実績により、農業者年金事務受託収入１３万９,０００円の増額、農地中間管理機構特例事業受託収入は、事業実績増により５,０００円の増額です。

２７ページをお願いします。

項５雑入、目１雑入、節２雑入は、社会保険料等で教育委員会、中学校、商工観光課、海岸漂着物までは、非常勤職員に係る実績見込みにより増減額を補正、市町村振興協会市町村交付金は、交付額確定により１５万２,０００円の減額、農地有効利用補助金返還金は、返還金増額実績見込みにより１２万４,０００円の増額、オルレ記念事業参加料は、台風及び新型コロナウイルス感染症予防対策により中止しました２回分の参加料３０万円の減額です。

２８ページをお願いします。

款２０町債、項１町債、目３消防債は、消防倉庫整備事業、消防車両更新事業及び坂瀬川地区防災井戸設置事業の確定により、緊急防災・減災事業債１１０万円の減額。

目８補正予算債、節１補正予算債は、学校教育施設等整備事業で、町内小学校及び中学校の校内ネットワーク環境施設整備事業による学校内ＬＡＮ整備に伴う補正予算債１,１３０万円の追加。

目１０総務債、節１総務債は、都市再生整備計画事業の大手門公園整備事業縮小により３,０６０万円の減額です。

２９ページをお願いします。歳出です。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節４共済費は、確定見込みによる共済費５０万円の減額、節２役務費は、保険料等の実績見込みにより電話料ほか合わせて８万９,０００円の減額、節１３委託料は、実績見込みにより、職員健康診断委託料及び職員人間ドック健診委託料合わせて５６万６,０００円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、退職手当特別負担金納付見込額確定により３００万円の減額、節２５積立金は、土地開発基金利子積立見込額１万９,０００円の増額、土地開発基金積立５２８万５,０００円の減額は、宅地造成事業特別会計の今年度の宅地造成事業、宅地販売見込みがないことにより、宅地造成事業特別会計繰入金５２８万５,０００円の減額に伴う減額でございます。

財政調整基金積立は、土地開発基金廃止に伴う土地開発基金から取り崩した財源を財政調整基金に積み立てるため４,１０８万４,０００円の増額です。

目４会計管理費、節１報酬は、実績により会計課嘱託職員報酬３,０００円の減額、節４共済費は、社会保険料率の変更により３,０００円の増額、節１２役務費は、口座振替及び郵便振替の増加により１万５,０００円の増額です。

３０ページをお願いします。

目５財産管理費、節４共済費は、土木管理課登記事務非常勤職員保険料率変更による３,０００円の増額、節２８繰出金は、土地造成事業特別会計への繰出金１万円の全額減額。

目６企画費、節１１需用費は、消耗品費５,０００円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、実績により結婚チャレンジ事業補助金１２万５,０００円の減額と、平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までの期間における、国からの離島航路運営費等補助金が当初予定した額より減少したことにより、苓北町離島航路運営費補助金６４４万６,０００円の増額。

目８諸費、節１１需用費は、外灯電気料及び外灯修繕料の今後の支払見込額合わせて６６万円の増額。

目１２庁舎管理費、節１１需用費は、庁舎電気料の今後の支払見込額４１万円の増額、節１５工事請負費は、給食調理場前駐車場舗装工事实績により４５万円の減額。

目１３電算システム管理費、節１１需用費は、口座引き落とし移行に伴う窓開き封筒印刷費５万円の増額です。

３１ページをお願いします。

節１３委託料は、メールサーバーに不具合が発生しており、現在、発注しているグル

ープウェアシステム更新業務委託料で変更対応することとしたため、50万円の増額。

目14情報化推進費、節12役務費は、実績見込みにより、情報通信回線使用料5万円の減額です。

32ページをお願いします。

項2徴税費、目1税務総務費、節11需用費は、税務関係図書追録代及び参考図書購入費合わせて3万円の増額です。

33ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節11需用費は、実績見込みにより、燃料費及び修繕料合わせて3万円の減額、節14使用料及び賃借料は、複合機リース料3万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、個人番号カード交付枚数の増により、通知カード個人番号カード関連事務委託交付金99万7,000円の増額です。

34ページをお願いします。

項5統計調査費、目2指定統計費、節1報酬から節11需用費までは、経済センサスほか2つの指定統計調査に係る精算見込みにより、合わせて8万1,000円の増額です。

35ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、プレミアム付商品券事業に係る実績見込みにより、節3職員手当等で、時間外勤務手当6万円の増額、節12役務費で、後納郵便代5万9,000円の減額、節19負担金補助及び交付金で、交付見込額減により650万円の減額です。

節28繰出金は、財政安定化支援事業分ほか国民健康保険特別会計繰出金ほか合計で250万2,000円の減額です。

目2老人福祉費、節20扶助費は、利用者数増により、あんま・針・灸等施術助成6万9,000円の増額、老人保護施設費の見込みにより295万円の減額です。

目4介護保険事業費、節28繰出金は、事務費分ほか、次のページの36ページの地域支援事業費分まで合わせて、介護保険特別会計繰出金144万2,000円の増額です。

目5後期高齢者医療費、節28繰出金は、保険基盤安定分後期高齢者医療特別会計繰出金63万7,000円の減額です。

目6障害福祉費、節20扶助費は、心臓病患者数の減などにより、更生医療給付事業で140万円の減額、装具の新規交付等により、身体障害者補装具交付事業7万5,000円の増額、サービス利用者数及びサービス利用料の増により、障害者自立支援介護給付費1,343万8,000円の増額と、障害児施設給付費27万6,000円の増額、身体障害者福祉年金は、実績見込みにより9万9,000円の減額、節23償還金

利子及び割引料は、返還金確定により、福祉事業補助金返還金１万７,０００円の増額です。

３７ページをお願いします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１９負担金補助及び交付金は、今年度の保育所入所運営費の所要額見込みにより、保育所運営費補助金１,３８２万６,０００円の減額、節２０扶助費は、支給対象者数の減により、児童手当３１９万５,０００円の減額です。

３８ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節１３委託料は、対象者数の減により、妊婦健診委託料１５０万円の減額。

目２予防費、節１３委託料は、風しん抗体検査と予防接種者数が見込みより少なかったため、風しん抗体検査委託料及び風しん追加対策予防接種委託料、合わせて１４０万円の減額。

目５健康増進事業費、節２３償還金利子及び割引料は、平成３０年度実績確定により、熊本県への健康増進事業県負担金返還金８万６,０００円の増額です。

３９ページをお願いします。

項２清掃費、目２塵芥処理費、節４共済費と節７賃金は、海岸漂着物地域対策推進事業の臨時雇用職員の減により、社会保険料等で１６万３,０００円及び海岸清掃等賃金３２万５,０００円の減額、節１１需用費は、消耗品費及び燃料費合わせて８万２,０００円の減額、節１３委託料は、粗大ごみ臨時収集運搬処分費の増により、ごみ臨時収集運搬委託料１１５万円の増額、節１４使用料及び賃借料は、海岸ごみ収集用軽自動車リース料の確定見込みにより１４万９,０００円の減額です。

４０ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬は、農業委員等報酬の実績見込みによる６７万３,０００円の減額、節７賃金から節１１需用費までは、農地中間管理機構集積支援事業の実績見込みによりそれぞれ減額しております。

目３農業振興費、節７賃金及び節９旅費は、人・農地問題解決加速化事業の実績見込みにより、それぞれ１４万８,０００円と７万４,０００円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、果樹共済掛金補助金から次のページの農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金まで、実績見込みにより各補助金を合わせまして３９１万６,０００円の減額です。

目４畜産業費、節１９負担金補助及び交付金の地方行政牛白血病清浄化事業補助金は、導入頭数の減により１２０万円の減額です。

目６農業経営基盤強化促進対策事業費は、節９旅費から節１９負担金補助及び交付金

まで、農業経営基盤強化促進対策事業の実績見込みにより、各節合わせて27万6,000円の減額です。

42ページをお願いします。

項2林業費、目1林業振興費、節13委託料は、事業実績により森林病虫害防除委託料5万3,000円の減額。

目2林道費は、財源区分の変更です。

43ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費、節19負担金補助及び交付金は、実績により餌料等運搬用フォークリフト更新事業補助金9万5,000円の減額です。

目2漁港管理費、節7賃金は、実績見込みにより富岡漁港環境美化事業賃金1万2,000円の減額です。

44ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、財源区分の変更です。

目3観光費は、地域おこし協力隊員を募集しましたが、応募がなかったことにより、節1報酬の地域おこし協力隊員報酬49万8,000円、節4共済費、社会保険料等12万3,000円、節9旅費19万1,000円、節11需用費のうち、消耗品費6万円と燃料費1万5,000円、印刷製本費8万8,000円、節12役務費のうち、情報通信回線使用料3万円、次のページの節14使用料及び賃借料9万円をそれぞれ減額するものです。

恐れ入りますが、前のページ、44ページに戻っていただきまして、オルレ事業中止により、8報償費で12万円の減額です。

節11需用費で食糧費19万8,000円の減額、節13委託料で町有バス運行委託料4万4,000円の減額です。

また、都市再生整備計画事業の情報発信関係で、44ページの節12役務費の広告宣伝料184万8,000円と、次の45ページの節13委託料のうち、看板製作設置委託料41万6,000円、広告デザイン委託料14万3,000円をそれぞれ減額いたしまして、情報発信支援業務委託料に振り替えて、業務を一括して発注することとなったことにより、情報発信支援業務委託料271万7,000円を増額するものです。

45ページをお開き願います。

目4温泉センター管理費、節13委託料は、10月から3月までの下半期分の燃料費高騰に伴うリスク分担に基づき、温泉センター指定管理委託料185万1,000円の増額。

目5富岡城公園管理費、節4共済費は、ビジターセンター非常勤職員の社会保険料等2万3,000円の増額です。

４６ページをお願いします。

款７土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費、節４共済費は、道路維持非常勤職員の社会保険料等７,０００円の増額です。

４７ページをお願いします。

項３河川費、目１河川総務費、節９旅費は、実績見込みにより普通旅費２８万円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金、申請がなかったため３００万円を全額減額するものです。

４８ページをお願いします。

項４港湾費、目１港湾管理費、節１９負担金補助及び交付金は、事業費割負担がなくなったことにより、熊本県港湾協会負担金２１万円を減額するものです。

４９ページをお願いします。

項５住宅費、目１住宅管理費は、財源区分の変更です。

５０ページをお願いします。

款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費の節１報酬から節２７公課費までは、実績見込みにより、合わせて１７７万８,０００円の減額です。

目３消防施設費、節１３委託料の３万８,０００円の減額及び節１５工事請負費９８万円の減額は、富岡地区第３分団第３班消防倉庫新築による実績により減額しております。

節１８備品購入費は、富岡地区第３分団第３班小型ポンプ積載車購入実績による１６万円の減額です。

目４災害対策費、節１５工事請負費は、坂瀬川地区防災井戸設置工事实績により１２万２,０００円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、民間建築物耐震改修補助金１６０万円及びブロック塀等安全確保支援事業補助金２６０万円とも申請がなかったため、全額減額するものです。

５１ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節４共済費は、学校司書の社会保険料等３万６,０００円の増額、節１９負担金補助及び交付金は、令和２年度４月入学予定の町内小学校、中学校入学児童生徒への入学準備金２２０万円、及び天草拓心高校マリン校舎入学準備金補助金３万円を本年３月中に支給することとしたため、合わせて２２３万円を増額するものです。

５２ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費、節１報酬は、小学校特別支援教育支援員対象者１名の半年分の減による５４万円の減額、節１１需用費、教職員用教科書及び学習指導用図書の購入数量確定により、消耗品費１９０万円の減額、富岡小学校太陽光発電設備修理

に伴う修繕料５２万３,０００円の増額、節１３委託料は、町内全小学校に校内ネットワーク環境を整備するため、管理業務７４万４,０００円及び調査設計委託料１５８万５,０００円の増額、節１５工事請負費で、そのネットワーク環境整備に係る工事請負費１,６４５万８,０００円の増額です。

５３ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費、節１報酬から節９旅費までは、中学校特別支援教育支援員２名減による報酬、社会保険料、費用弁償をそれぞれ減額するものです。

節１３委託料は、小学校と同様に、苓北中学校に校内ネットワーク環境を整備するため、管理業務３１万１,０００円、調査設計委託料６６万２,０００円の増額、節１５工事請負費は、その工事請負費６５３万１,０００円の増額です。

目２教育振興費、節２０扶助費は、特別支援学級就学援助費１名増により１万円の増額です。

５４ページをお願いします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費は、財源区分の変更です。

目２公民館費、節１１需用費は、都呂々公民館トイレ修繕料として７万円の増額、節１３委託料は、各公民館清掃委託料実績見込みにより７万円の減額。

目３社会教育施設費、節１１需用費は、農村グラウンドトイレ照明取り換えに伴う修繕料を３万円増額し、消耗品費を３万円減額するものです。

節１８備品購入費は、温泉プールの保温シートを購入しなくてよくなったため、４０万円減額するものです。

目４文化財保護費は、都市再生整備計画事業の大手門整備を縮小して実施することとなったため、節１３委託料から節２２補償補てん及び賠償金まで合わせまして５,５９２万６,０００円を減額するものです。

５５ページをお願いします。

項５保健体育費、目１保健体育総務費、節８報償費は、実績により、地区町民体育祭報償費１０万円の減額と、各種大会等報償費４６万円の減額するものです。

５６ページをお願いします。

款１１公債費、項１公債費、目１元金、節２３償還金利子及び割引料は、平成３０年度で事業を執行しておりました、大手門地質調査業務委託について、平成３０年度公共事業等債を８０万円借りておりましたけれども、大手門工事の事業縮小により、建築整備をしなくなったこととなったため、大手門地質調査業務委託料が補助対象外となりました。これによりまして、公共事業等債の借り入れ条件を満たさなくなり、財務局と協議を行った結果、借り入れ元金分の８０万円を今年度返済するということの指示がありましたので、その分８０万円計上しております。

目2利子、節23償還金利子及び割引料は、一時借入金利子支払見込額残により80万円を減額するものです。

以上で、令和元年度一般会計補正予算（第6号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑される場合は、ページ数を申され、簡潔明瞭に質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、35ページです。社会福祉総務費のプレミアム商品券の事業負担金が650万円減額になっておりますが、これ経済対策で国100%の補助で実施したかと思うんですが、苓北町においては、事業に対してどのくらいの申請があったのかを教えてください。

それと37ページの児童福祉総務費、ここに歳出では1,700万円程度減額になっておりますが、一般財源が281万9,000円の増となっている理由は何か。

これ全部一括して質問しとったがよかったです。

○議長（錦戸俊春君） はい。

○1番（山口利生君） そうですね。あと1点、これは要望なんです。52ページと53ページに係りますけれども、学校管理費の工事請負費の説明欄に、工事請負費（補助）というふうな両方とも書いてございますが、これもどういう事業なのかと、口頭説明はありましたけれども、これだと補助を単独とかいうだけで、実際何をするのかということ自体が全然不明確です。できれば事業名を書く必要があるんじゃないかと思いますが、その点、どのように財政のほうの議会に対する説明は考えていらっしゃるのかをお聞きいたしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず、35ページのプレミアム付商品券の650万円の減額の関連した件でございます。まず、当初ですね、見込み対象者数を2,000名と見込んでおりました。ところが実際の申請者数は654人でございましたものですから、その分も申請をしていただけなかったということで650万円の減額といたしました。

続きまして、児童福祉費の保育所運営費補助金の減額の件でございます。この点につきましては、当初予算を作成した折に計上をしておりました分から所要額見込み調査のほうを熊本県に出した折に、このような国と県の減額、一般財源が逆に増えたということが、当初の算定の仕方に原因があったのではないかと、このようなことになり

ました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 52ページと53ページの説明欄の表記についてのお尋ねでございます。確かに、工事請負費（補助）というだけでは、事業の説明がないとわかりにくいということはあるかもしれませんが、一応、説明欄をですね、旅費の普通旅費とか消耗品とか含めまして、ずっとコードで、全部附番で一元管理しております。事業が一つ増えるごとに相当コードを附番したりとかですね、予算を管理する上でそのコードを設定して、検索して入力するというような事務的な部分もございますけれども、新年度の予算説明もありますので、ちょっとここについては、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに存じます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、35ページのプレミアム商品事業負担金ですけれども、申請が減ったと。ただ実際に印刷製本する事業費というのは別段かかっていると思いますが、それはよく私も理解不足だったんですが、プレミアム付商品券自体は商工会が作成して、それを購入する。それとも町がプレミアム商品券を印刷して、それを交付するというので、その負担金補助及び交付金でなると、だれかにお金を2,000名分支払うというふうな事業になっていますが、この点がよくわかんないです。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） プレミアム付商品券のですね、この負担金の650万円の減額、いわゆるもともと1,000万円を見込んでおりましたが、この分についてはプレミアム分でございます。例えば、2万円分を買いますと、使う時が2万5,000円分の券が付いてくるというか、5,000円分がプレミアムなんです。だから、その差額の分の5,000円で2,000人を見込んでおりましたから、5,000円×2,000人で1,000万円を当初予算を計上しておりました。付いてくるおまけの部分がその分でございます。

議員がお尋ねの仕組みでございますけど、事務費のほうも10分の10で、国のほうから見ていただいております。そのお金でまず印刷をですね、町のほうでいたしました、商品券を。そこから、今度は商工会のほうに依頼というか委託というかしまして、商工会の加盟の店舗がございますけど、その各小学校区単位ぐらいで1カ所ないしは2カ所ですね、そこで券を売っていただくことをお願いしております。券を売っていただいて、なおかつ券が買える店と使える店をですね、利用者の方にも一応郵便で送りましてご案内をしまして、そこで買まして、買い物をされたところが、そのお店が商工会のほうに換金に行かれます。で、その商工会にプレミアム部分のところを町のほう

から流しまして、そういう仕組みで負担金という形になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） わかりました。印刷関係の経費は全て国費をもらって、単純にプラス5,000円分だけ商工会のほうに実際に払わないかんというものだけが減額で、それ以外は全て100%国費がきているということですね。これ1,350名ほどそういうプレミアムに対するやっぱり申請がなかったということ自体は、どのようにお考えなのか。やっぱりこれは本人たちが2万円払いきらなかったのか、それともそれだけ本人さんたちへのPRが少なかったのか。その点はいかがだったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 私の考えというか、従来、今までの福祉給付金という形で、以前、経済対策の一環で、現金を申請されたら直接その申請者の方の口座に振り込む、そういう制度がかつてございました。今回は、あえて非課税世帯の方とか、小さい子どもさんのおられる方の世帯とか、あえて商品券を買っていただくという作業が間に入りまして、その分の手間をですね、やはりちょっとネックになったんじゃないかなと思っております。いったん申請をしていただいて、更に券を買っていただいて、使っていただくということが、ちょっと手間が少し多かったのじゃないかなということは、私としては判断をしておるところであります。

○1番（山口利生君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 2、3点お伺いをします。

44ページの地域おこし協力隊員の報酬が減額されとるわけですが、これ当然応募がなかったということで減額されましたけども、現状はどうなっているのかを再度お尋ねをいたします。

それから、45ページの情報発信支援業務委託料、これの内容を教えてください。

それから、先程ありましたけど、52、53ページの監理業務委託料と調査設計委託料、これは各学校へのネットワーク通信事業に対する経費だと思いますけども、これはどのような状況であったのか。要するに、通信が全然これまでは学校内では使えなかったのか。それとも使えたけども、更にその精度を上げるためのそういった事業を行われるのか。その辺の内容を教えてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 52ページと53ページの設計監理委託料、調査設計委託

料、工事請負費の件なんですけど、これは国の補正予算によりますG I G A構想といいまして、児童生徒にタブレットを1人1台ずつ、令和5年度までに国の補正予算によって整備するものです。今回の補正に関しましては、そのLAN整備の分の設計工事でございます。議員ご指摘の今までの容量では足らなかったということだったんですけど、調査した結果、当然1人当たりの所有するギガも多くなりますので、役場本体のほうにも通信のシステムあるんですけど、それでも足りないということもありまして、通信速度も遅くなりますので、今回、補助を使って町内4小学校、1つの中学校全てのLAN整備をやり直すという工事になります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 45ページの情報発信支援業務委託料についてのご質問ですけれども、前のページにですね、44ページに広告宣伝料を184万8,000円減額しております。これは、長崎市の市電の電車に町の情報発信のラッピング電車にするということで、あそこ4系統ございますけれども、そこを直接長崎市の市電のほうにお支払いするようにしていたんですけども、それと併せて、そのラッピングに使うデザインは、次の45ページの広告デザイン委託料14万3,000円、これを合わせてデザインをつくっていただいてラッピングをするという形態にしていたんですけども、今、業務を発注しております業者のほうで、その辺も一括して受注をして調整をできるということでありましたので、今、発注している業務を繰り越しまして、一体となって情報発信をしたほうがより効果的になるということで、予算を組み替えさせていただいたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 44ページの地域おこし協力隊の募集の関係でございますけれども、当初、10月21日の日から11月20日まで募集を行ったわけですが、応募がありませずに、結果的にその後、11月25日から12月13日までの募集を、また再度2回目の募集をかけております。それでもまた応募がありませんでしたので、3回目の募集ということで12月20日から1月15日の期間、募集を行ったわけですが、3回目も応募がありませんで、今年度の地域おこし協力隊の予算につきましては、今回補正予算で減額という形になっております。

それと、今現在、令和2年度の地域おこし協力隊の募集のほうを1月24日から2月21日までの期間で募集しましたけれども、それにつきましても応募がありませずに、現在3月18日までの期間で再度また募集を行っております。現在、2名の方からですね、ちょっと問い合わせがあっておりますので、18日までに申込書が出てくることを願っているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず最初に、先程の広告の件ですけれども、これは長崎の市電の電車のラッピングということですが、これ現在、長崎方面にこういった広告をやられているわけですが、確かに、富岡茂木航路、これを利用していただくというのも目的の一つであろうと思いますけれども、苓北町は当然熊本県でありますので、天草市へのこういったPRも必要かと思いますが、当然、熊本市内からの入込客、まあ福岡、熊本からの入込客も見込めるわけですので、今後はそういった視点も広げた中での長崎も当然必要でしょうけれども、熊本方面への広告も今後は考えていくべきではないかと思います。

それと、情報発信というのは、今広告のほうの一括でお願いされた分というのはわかりましたけれども、私が思ったのは、昨日一般質問で申しましたが、そういったふろさと納税等あたりのインターネット等のそういった業者への委託料かと思ったんですが、それは今回の予算にはまだ出てきてないということなんでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 観光費の中で、ちょっと私、企画のほうで答えさせていただきます。9月にご承認いただいた都市再生整備計画事業の中のソフト事業にあたります。計画全体をちょっと企画のほうでお願いしているところで、本来、観光のほうと連携するというところでやっておりますけれども、いわゆる、都市計画整備事業の大きな目的が、航路の利用者を増やすとか、歴史資料館の人数を増やすということで、長崎方面からの誘客をどのようにするかということが計画の中にありますので、今回につきましては、長崎市電のほうに広告をいたしまして誘客をするということとしております。

なお、定期監査の折にも、監査委員さんからもその長崎だけではなくて、熊本とか福岡とかからの誘客を進めるようにというふうなご指摘もいただいておりますので、観光全体につきましては、また観光のほうで対応すると思いますが、情報発信が企画のほうで持っておりますので、連携して引き続きやっていきたいと思っております。

いわゆるここは、都市再生整備計画事業に係るソフト事業ということの取り扱いで、一応、今回は長崎市のほうからの誘客ということで委託料を組んでおります。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） あと、先程の地域おこし協力隊のことですが、やっと応募者が2名いらっしゃるということで安心しておりますけれども、今後はそういった方をですね、いい人材を選出いただいて、そしてまた、町の観光そして商品開発等にぜひご尽力いただくような方を選出いただくのを期待しておりますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それと、さっきのタブレットの件ですけども、今後は、生徒1人に1台ということで国からのそういったあれが出てくるということですけども、当然、タブレットとなると、それだけ今度はお金も必要になってくるわけですけども、その辺の国の補助的なものはもうお示しがされているのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 国のほうからは、おおむねタブレットでありますと半額補助、4万5,000円の補助が今出ております。総事業費といたしましては、予測ですけど、令和5年度までに6,000万円を計画しております。今現在、児童生徒500人のうち95台分あります。それを5年間かけまして、全ての児童生徒に1人1台ずつの整備を考えて計画をしまいたいと考えております。

以上です。

○8番（野崎幸洋君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、30ページの離島航路が644万6,000円増額になっています。先程何か国の分が減少したというふうな話がありましたけども、国の減は13万円だけですよ。それにもかかわらず644万6,000円ということは、国からのが減少したんじゃなくて、赤字額が増えた1年間の見込みを想定した補助金額の予定増額になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、37ページに先程保育所運営補助金がちょっと見込み違いというふうな話がありましたけども、単純な見込み違いなのか。例えば、これが少子化とか、そういったものにつながった、もっと根本的な計算の仕方に問題があったのかどうかということです。

それから、38ページに返還金が計上されていますけども、この返還というのはどういった意味なのでしょうか。

それから、44ページで地域おこし協力隊で、何回応募かけてもなかなかなかったと、結果的に2名らしいということです。確定じゃないわけですね。何回も応募かけてなかったらば、なぜなのかというそういう検証をしたりとか、反省をしたりとか、その部分を取り上げて、それをなくしたような形で、それを解決したような形での応募はできなかったのか、されたのかお尋ねをします。

それから、50ページの3の施設費117万8,000円が計上されていますけども、この中で、この数字とは関係ないと思いますけども、消防倉庫への出入り口の通路が、個人の名義になっている箇所があると思います。そのことについてご存じであるのか、ご存じというふうに思いますけども、その辺への対応はどうされているのか。

それから、同じ５０ページで、災害対策費で耐震改修補助金とか、ブロック塀の補助金が申請がなかったということですが、これは予算策定時にもですね、そういう対象の箇所の所有者に対しては、もっと強く町の防災計画上、もっと強く取り組みをお願いといいますか、取り組みをされるように進めるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、５０ページの教育費で、入学準備金が２２０万円は支払うということですが、これは今年度に補正で支払うようにしたのは、急遽決まったのかということです。支払うことが初めからわかっておれば、当初予算に組んどってもよかったじゃないのか、足りなくなったのかです。

それから、５４ページで文化財保護関係の住宅移転補償減額公有財産と住宅移転補助の減額をされていますが、このことについて、私たちには説明が、この前も確か説明はなかったというふうに思います。できるだけ構いませんので、説明できる範囲で構いませんので教えてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） ３０ページの苓北町航路運営補助金について、赤字が増えたのだというふうなご指摘ですけれども、まず、要因としましては、国庫補助金の減も申し上げましたけれども、燃料費が平成３０年度決算に比べまして、２００万円程上がっております。あと４００万円超は、いわゆる国の計画の認定の申請と補助金の仕組みの中で、この航路は平成２９年の６月に皆様方のご協力を得て、補助航路の認定を受けております。補助航路の認定を受けました後、平成３０年度の決算で航路の補助金の対象になるのが、平成２９年１０月１日から翌年の平成３０年９月３０日までの決算について、平成３０年度に交付金をいただくということになっております。その時の最初の交付金、申請を出す段階で、いわゆるその航路の認定を受けてからの実績値がありませんので、３年間の計画を平成２９年６月に出しております。平成３０年度の国庫金の金額が１，６０３万２，０００円ほどございますけれども、今年度は９１６万円ぐらいということで、６００万円ぐらいは国の補助金が落ちていると。要因としましたら、燃料費につきましては、先程申し上げましたとおりですけれども、いわゆる、そこでなぜ落ちたかということですが、計画中の人数がそのまま平成３１年度ですね、今年度の決算の計画の段階で承認を受けた数字を、国のほうは前年度の実績がないということで変更が認められなかったということで、計画の乗客数が、その時出されたのが１万６，４８９人で、平成２９年６月の計画が平成３１年度も出してありました。実際は伸びるというふうな計画の中で出してあったわけですが、実際の乗客数が１万３，２６１人ということで、３，２２７人ぐらい計画値に対して落ちていると。国としました

ら、その計画の人数で収益しかみれないということで、今年度まではですね。ということで、その分の補助金が落ちた要因というふうな主なものになっております。

なお、来年度につきましては、平成30年度の決算が前回出ておりますので、それを基に令和2年度の交付金の申請を、去年のも1年前にですね、6月に国の交付金の計算の仕組み上出しております。それによりますと、今年度の900万円よりも約500万円ぐらいは、いわゆる実際に近い数字ということで国も認めていただいておりますので、計画の段階ではですね。その分が1,400万円ぐらいくるとということで、来年は今年みたいな大幅な増額の補正になることはないというふうに見込んでおります。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 37ページの件です。負担金補助及び交付金が1,382万6,000円、保育所運営補助金の件でございます。もともとですね、歳出を今回もう下げておりますとおり、3億9,382万6,000円で見込んでおりました。今回の補正で1,382万6,000円の減額で、3億8,000万円が保育所に交付する予定というか、見込みの額でございます。その段階から、既に額、当初予算の見込みと違ってきておりまして、当然それにあわせて国県の分もあわせて減ってきたわけございまして、根本的なものはちょっと今のところ考えてないんですけど、一応、当初の見込みからちょっとずれが生じたのではないかと判断をしておるところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 38ページの健康増進事業県負担金返還金の8万6,000円の件になります。これは平成30年度にこの県負担金の申請をしまして、平成30年度末にその金額をいただきます。平成31年度の5月ぐらいに実績報告をするものですから、そこで8万6,000円の県負担金が出てきました。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊の募集の件でございますけれども、当初、雇用期間を今年の1月4日から3月31日までということで募集をしておりました。募集の方法としましては、町のホームページ、それと県の移住定住ポータルサイト等のWebサイトですね。それでもちょっと応募がなかったので、途中ですね、更に掲載サイトをちょっと広げまして、更に募集をかけたわけですが、それでもなくて、何件か問い合わせとかありまして、その方たちの話を聞くと、4月の1日からであれば応募したいというような話があったおりました。そういった本人さんたちの希望とこちらの希望が、なかなかマッチングしなかったという部分もあったかなとは思いますが、

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 消防施設費のところのご質問で、50ページのところでございますけれども、消防倉庫への侵入に際して個人の用地を通るところがあるというところで、そこは知っているのかというご指摘でございましたけれども、その件につきましては把握をしております。これまでそういったことをご指摘をいただいているということで、隣接に実際エトワールがございますけれども、農協のほうと協議をした中で、エトワールの駐車場のほうを通過して構わないというご了承を得ているということで、現在は、出入りについてはエトワールの駐車場側のほうから出入りをさせていただいているので、個人の通路は利用をしていないということで聞いております。

また、耐震改修に伴う事業の建築物耐震改修補助金、それからブロック塀安全確保支援事業補助金につきましては、実際、申請がなかったのが減額としているわけですが、これにつきましては、国・県のほうが3分の1ずつ補助ございますけれども、それにつきましても、補助金の上限というのもございますので、やはり残りは個人が負担しなければならないということで、町のほうからお知らせをしますけれども、なかなかやはり実際は経費がかかり過ぎることだと思いますけれども、申請がないという現状でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 51ページの入学準備金についてご説明いたします。今回の補正は、来年度の新入学生、令和2年度の新入学生の児童生徒の入学準備金の補正でございます。補正をした理由といたしましては、入学準備金でありますので、入学式当然前に、早くお支払いしなければならないということもありまして、前年度でございますが、3月補正をしまして、3月の下旬までには保護者さんに準備金として差し上げるために、今年度補正をお願いいたしました。

次に、54ページの文化財費の大手門の関係なんですけど、内容につきましては、7月に当初臨時議会をしていただきまして、8月1日に臨時議会の後に、正式に土地の所有者に用地交渉を行っております。その結果を土地の所有者から借家人の方に、こういふことで事業にかかっている説明をしていただいております。その後、最終的に結果はご承知のことだと思いますけど、12月の全員協議会において、先程と重複いたしますが、公園予定地の用地交渉を7月30日の臨時議会終了後の8月1日から11月末日まで行ってまいりましたが、その全てについて契約にいたることができませんでしたので、今回の事業は規模を縮小して、今度の補正予算を計上させていただいております。

交渉の内容については、12月の全員協議会の折にも説明いたしましたが、個人情報の観点から説明は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、離島航路の件ですけれども、これ要は、国が見込んだというよりも、予定よりも乗客数が減ったので赤字が増えたということですかね。えらいこういういっぱいしゃべってもらいましたけども、私の脳もな、昔はどがしこでん入りよったばってん、最近はある入りらんけんが、要はそういうことですかね。それが幾つか重なって、結果的に燃料費の高騰賃が200万円、それから見込み数が減ったから、国もそこまでは赤字、大体基本的には赤字は、全て赤字の半額は全て国がみると、国・県がみるということで、私は聞いたというふうに思いますが、そうではなかったんですかね。

それから、この返還の38ページの件ですが、返還されたのは、先程の山口議員からの質問もあったように、書いてあることはわかりますので、書いてないことがわかりません。それでこの理由はということだったんでしょうか。

それから、44ページですが、よくあることですよ、ホームページで知らせるとか何とか。これは例えば、他の自治体にもかなり入っておられますよね、天草市にも何人か複数人おられるし、長崎市とか熊本市とか、あるいは苓北と似たような離島にもおられるんじゃないかというふうに思うわけですよ。そういう類似自治体を調べられて、そして参考になるべきものはじゃんじゃん使っていくというふうな。あるいは、参考にならなくても、よそは参考にならなかったけども、苓北には意外とこのやり方がいいんじゃないかということがあれば、どうしてもその協力隊が必要であればですよ。ただ、ほかの自治体がそういう取り組みをしているから、苓北町も形だけやってみようかということであれば話は別ですが、どうしてもそういう人が欲しいんだということであれば、もっと真剣に取り組まれるべきではないかと思います。これ返事はもう要りません。

それから、消防倉庫の件ですが、これエトワールの駐車場を通るということですが、エトワールはいつも空いととですか。もし、誰か、どっかに不幸があったときはどうするんですか。そんお経んあがりよつ時に、サイレンを鳴らして、すみませんけども、何番の車は立ち退きをお願いします、今から消防車が出ますからと、そういうことが言えますか。言えんでしょう。消防倉庫ですよ、消防車が移動するんですよ。もうちょっとやっぱり真剣に考えるべきじゃないですか。確かに、不幸がないときはエトワールのあの広大な駐車場は空いています。出入りは自由でしょう。しかし、エトワールの亡くなられた方と重なった時に、火事がないということが言えますか。それで、道がどうしても、ほかのところが通れないのでエトワールの駐車場を通るんだということであれば、また若干違いますが。通れるでしょう、お願いに行けば。そこに、仮に用地代が幾らかわかりませんけれども、そこに金を出す分は、まさに行政の役割ですよ、生命、財産を守るのはですね。そういう部分に金出しても構わんでしょう。どっかの石垣には何

千万円も使うよりも。

それから、耐震改修補助金とかブロック塀の補助金ですけれども、確かに、単県治山事業とか何とかで、国・県が何がしかの負担はするけども、やっぱりどうしても自己負担が出てくると。これはもう当然でしょうね。個人の資産が、価値が上がってくるわけですので。やっぱりそういう時に、町が進めておられる防災計画との関連で、そこに国・県が3分の1出すから町が残り3分の1出す、個人負担が3分の1と、そこまで行けるのかどうかわかりませんが、そういうことを検討しながら、このまちづくりの取り組みをすべきだろうと思います。

それから、入学準備金ですが、これは確かこの前の時ぐらいですかね、年度内ちょっと支給額がぎりぎりになるので、もっと早めに支給できませんかという話があったというふうに思います。であればですね、言うならば前年度に支出するということでしょう。とあるならば、補正でなくても当初予算の中で、前年度で払いますということが公言することが適切なのかどうかはちょっとわかりませんが、やっぱりそれは補正でも一緒でしょう、前年度に支払うということは。やっぱりそういう部分が急遽何百万円ですか、200万円が出てきたので、やっぱりそこに行政の施政、執行体制の取り組みが疑われるような感じがしますので、今度の令和2年度の予算では、当然そういう形が進めてあろうかというふうに思いますので、そういう形で取り組んでください。

総務課長、そん道の話は今返事できますか。できなかつたら、もうこれで終わりますけども。後で。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今の用地の件につきましては、もう一度状況を確認した上で、持ち主の方と相談するなり、そういう方法で検討を進めたいと考えます。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 38ページの県負担金の返還金はどうして出たのかという理由なんですけども、この健康増進事業の種類の中に、健康教室とか、健康相談、家庭訪問時のガソリン代というのがありますが、これは申請の時と同じ金額をいただいております。

あと減った理由としましたら、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査があるんですが、その部分が申請時のときの人数よりも、実績が少なかったということで返還金が出ております。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） それでは、ここで15時35分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 1 8 分

再開 午後 3 時 3 5 分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6 番（石田みどり君） 30 ページの結婚チャレンジ事業補助金についてのちょっと説明をお願いします。

それから地域おこし協力隊、44 ページなんですけど、この募集の仕方をどういうふうにされたのかというのを、ちょっと聞かせてほしいと思うんですね。国は3年間一応補助をするということですが、何か3カ月間だけされたということですけども、私は、前の質問の中で一応提案はしました。3カ月間のお試し期間があるよという提案はしましたけども、そこら辺はちゃんと検討なされたのかどうか。

それから、その募集の仕方、1回目に募集をされてなかったということ、2回目も募集をされてなかったということでございますけども、1回目と2回目の募集の仕方はどうだったのか、同じような募集の仕方でも募集されたのか。1回目なかったからそれを検証してどうだったのかということでの募集をされたのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、3つ目でございますけども、3点目でございますけども、富岡城公園整備事業で減額をされておりますが、これは役場の固定資産の状況が一番よくわかるところでですよ、何かちょっと問題があったということをお聞きいたしましたけども、問題があるような土地などを買うということがどうしてそういうふうになったのかどうか。

それから、住民まで立ち退きを迫られて、12月まで出て行ってくれということで迫られておりました。そういうことですね、本当にその住民の気持ちになったらどうだったのか。次の所を見つけないかんということで、だいぶ慌てていらっしやいましたけども、町の早とちりではなかったのかということで、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 30 ページの結婚チャレンジ事業補助金12万5,000円減額しております。この内容の説明をということで、当初、これ全額今年度の9月から補助対象ということで、10万円の2回の20万円予算を計上させていただいておりました。実施は2回とも行いましたけれども、1回は宿泊でのですね、福田さんの

ご自宅をお借りして男女でさせていただきました。その分が10万円に対して実績が7万5,000円であるということで、2万5,000円の減額をさせていただいています。あと1件の10万円は、保育所の先生方とか含めたところで、若い人たちの交流を行いましたけれども、これは補助対象にならなくて、自分たちで参加費を負担されて交流をなされたということで、2回行いましたけど、その10万円と2万5,000円合わせまして12万5,000円の減額をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊の募集の件でございますけれども、当初は、1月4日から3月31日までの雇用期間ということで、本人さんの勤務実績も見ながら、3年間継続して雇うような形になるわけですが、あと募集の方法なんですけれども、先程もちょっと話をしたところですが、当初、町のホームページとか、県の移住定住のポータルサイト、それと地域おこし協力隊のサポートセンター等のWebサイトのほうに募集の掲載をしております。当初、募集をしたわけですが、1回目の募集をしてどうしても応募がなかったということで、今度、更にJOIN（ジョイン）という日本の移住交流ナビとか、全国移住ナビというサイトもありまして、そちらのほうにも更に掲載をして、募集の範囲を広告媒体を広げていったということでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 54ページの固定資産で質問されました件なんですけど、多分固定資産の関係とかで言われたと思うんですけど、多分土地の所有権の問題だということでお答えいたします。先程浜口議員さんのほうにも交渉内容については、個人情報観点から、詳しく説明をすることは差し控えますということを前提にお答えいたします。

この事業が、町の観光拠点事業という大手門公園ということで、町は必要であった重要な事業だということで、土地の所有者の方をお願いをして今回の事業を進めていく予定でありましたが、土地の所有権の問題等々がありまして、8月1日から11月末まで交渉を行いましたが契約ができなかったもので、今回、面積の縮小をして整備を行うということになります。

借家人の方にも、オーナーさんからいろいろご説明があったとは聞いておりますけども、内容のほうは割愛させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 結婚チャレンジの件ですけども、実績とかはありましたか、

どうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） すぐには、11月と2月に実施しておりますけれども、すぐには実績というふうにはつながっておりませんが、メールの交換とかです、そういったところまではいったようではありますが、なかなかいつもそこまではいくんですけれども、最後のこうゴールインまではつながっていないということで、今のところ状況はそういったところです。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 地域おこし協力隊ですけれども、1回目の募集と2回目の募集というのは、内容は同じようにしてやられたんでしょうか。日にちが割と近いので、どうなのかということがちょっと疑問になっております。

それから、富岡城公園のことですけれども、所有者、町でそこら辺がちょっとこう調べればわからなかったのかどうかという、個人情報だからといって詳しい説明はしていただけないんですけれども、初めの時点で、町のほうでこの土地の所有者とかいうことで調べれば、わかったんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺がちょっと腑に落ちない部分があります。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 私、昨年の4月から教育課長しておりますが、私が来た時点ではわかっておりました。土地の所有の登記簿を取りますと、今誰でもわかります。ただ、用地交渉に関しましては、様々なパターンがあります。例えば、抵当権とか、銀行、そういう場合であっても、町としては必要な土地でありましたので、それを所有者の方をお願いして、所有者の方が今度の大手門に限らず、町道とか買収をするときも一緒なんですけど、それは所有者の責任において、抜いていただいた後に、町としても交渉して、町が必要である事業ということで土地の交渉をお願いしている経緯がございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊の募集の内容ですけれども、当初は、観光振興ということで、こう地域の資源を生かした観光物産の振興を図るというような形で、ちょっとオブラートの形だったんですけれども、活動内容をちょっと明確化しまして、既存の地元特産品の販売促進、販路拡大や食のPRとか、ふるさと納税の収益アップにつながる企画や新たな特産品の商品開発、それと地域の独自性の高い体験メニューの企画立案とか、その辺も活動内容に明示しまして募集をしております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） そこ2、3件、少しだけ質問させていただきます。

まず30ページです。外灯関係でございますけれども、8のですね。これ今かなり過疎化して、あまり必要のないところのようなところに、もう杉の木の中に外灯が立ったり何かしとります。そこら辺は調査の上に、もう撤去するとか。あるいは、続けていかなければならないとかいうことで、調査をしながら今存続して、まあ外灯電気料は9万円足らんということでございますが、そこら辺はなさっておられるのかお尋ねをします。

それから、先程から問題になっとった35ページのプレミアム商品券でございますけれども、これは国のやり方だと思いますけれども、福祉保健課長の見解と違って、現場サイドでは2万円がつかえば2万5,000円がつの商品券をやりますよということだったですね。ばってん、我々の仲間、私の知る範囲では、2万円ば持たんで。それだけ年金暮らしなんかしとらす人はきつかったですよ。そっでそれが買えるところがどこじゃろかなて。私が錢ば出しとくけん買うてけえなて、それ私がやるけんというたこつもあります。そういったことでございますので、やはりこれこそ地域に溶け込んだやっぱりしていかなば、政府の人気取りのこういった事業に相乗りして、安易に務めてもいかなのじゃなかろうかなと思います。そういったことでございますので、そこら辺の見解は知っておられたのかなということでお尋ねをします。

それから、民生費の児童福祉総務費、37ページですね。これ項目はございません。ただ、今コロナのウイルスがはやっとして、放課後児童保育関係もございしますが、補正せんでももう金は足りるということで補正してなかつですかね。増ゆつとじゃなかろうかなと思うて、そこら辺。その新型肺炎ぐらい見込んで、余計予算ばとってあれば別ですけれども。

それから、44ページ、先程から地域おこし協力隊の云々でいっぱい意見が飛びよりますが、これは私は職員さんの力量とか、やる気でも相当違ってくるんじゃないかなと思いますけれども、努力はなさっておるのかなということ、そこら辺をお尋ねします。私も田舎暮らしをやった経験がございますのでね、文書でしたり、どうのこうのしとったっちゃ人間は寄らんですよ。やっぱり自分が入って行って、ちょっとでも電話かかってきた時には、にこやかな対応あたりして、やはりイノシシでもおっとですばいとか、やっぱりそういったことでやらんことには、どこも競争しよるわけですから、来てくれろって。苓北に来るわけなかですよ、何もなかつですから。そこら辺お尋ねします。

それから、50ページ。消防車の車両購入費が余っております。実は、これはご存じですので言いますけれども。私、軽自動車の時に入札をして買いました。軽の消防車

を。というのが、今言いますけれども、その時買ったのが、私は目的は、消防自動車は保育園の園児とか、子どもさんたちが相当好んで見に来たり何かするから、どっかの公園あたりにですね、もうここに言うたっちゃ一緒ですから言わずに、我がで買うとって、何かあればどっかに据えとって見せとってよかもねというところで買いました。ところが買うときに、何もかんもうっぱずしてしもてあつとですよ。もう消防車が消防車じゃなかごつなって、赤自動車になってしもうて、そういうことで使われんじやったから、今度は普通車の時に、大型の時に、また町のほうに今度2台目の時、次の時も私お願いして買うからってしてくれろと言うた、これも流れた。3台目の時も、今度は総務課のある程度の責任のある方に3、4人ぐらい頼どったです。それでも何の連絡なしに売却、要するに売却ですたいね、入札やとったですが。その後もそのメーカーさんのコンタクトを取ってくれろ、私のほうからこういういろいろ交渉するからと、それも何もなかった。私は、その目的ば言いませんでしたけれども、やはり防火の意識は子どもたちの時からというのが、私自体、消防自動車なんかちゅうのは相当やっぱ興味があったもんですから、今でも新しい車には興味ありますけれども、消防車にですね。防火の一途になるんじやなかろうかということで頼んでおきましたけれども、そこら辺が3台ながらだめになったと。そこら辺の状況を教えていただきたい。

それから、52、53ページ関係のですね、例の先程から出ております学校関係の工事でございますけれども。これもうちちょっとこん前の補正のぐらいの時に上げられんじやったかなと。あと10日ぐらい、実働でな10日ぐらいしかなかつてすばってん。この通信関係のですね、早めにはできんじやったかって。こうぎりぎりならんでもですね。そこら辺をお尋ねをします。

はい、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 最初の30ページの外灯のほうでご質問といいますか、ご意見がございました。今日資料持って来ておりませんけれども、町内には外灯で約1,400カ所ぐらい設置をされております。当然、これまでに必要であるという要望の中で設置してきてあると思いますけれども、今、おっしゃったように、実際、例えば山の上あたり住んでいらっしゃったところがもう住んでないというようなところで、必要ではなくなったと言えは語弊がありますけれども、そういったところがあるかもしれませんので、ご意見いただいた分は見直しを図って、必要か必要でないかの検討をさせていただきたいと考えます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず35ページのプレミアム付商品券のご質問でございます。議員のおっしゃられた2万円を持たないと2万5,000円の恩恵というか、

5,000円分がということをおっしゃられました。これは2万円で2万5,000円につきましては、これは本人が買える最大の数字でございまして、必ずしもこの額を絶対買っていたかなければならないというようなものではございません。そのため、一応、500円単位で商品券のほうも印刷をしておりました。手近なところで申しますと、4,000円分のお金を払いますと5,000円とか、そういう額の小さいのも対応が可能になるように500円単位で印刷もしておりましたので、そのことも書いてご案内はしていたと思っております。

37ページのコロナの件でございます。おっしゃるとおり、小学校が休業となりまして、学童保育のほうが対応しているわけでございます。この件につきましては、3月補正が間に合わなかったものですから、専決補正で対応させていただければと思っております。今、情報がいろいろ来てまして、国からも特別措置ということで、国からの分も何か情報が来ておりますので、そういうものをいろいろ請け負って、いろいろ考えた上で専決補正で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊の募集の件で、44ページの件ですが、募集につきましては、ずっと先程からお話をしておりますけれども、Webサイト等に掲載をしまして募集をしております。それと、ちょっと先程は言い忘れておりましたけれども、地域おこし協力隊のサポートセンターの中に、隊員の希望者の名簿等も登録されておまして、登録されているその方々にもメールを何度となく送りまして、募集をしておりますけれども、これまでちょっと反応がなかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 52ページと53ページの学校関係のGIGAスクールの補正なんですけども、もう少し早くできなかったのかということなんですけど、今回の事業は安心と成長の未来を築く総合経済対策で、令和元年度の12月5日閣議決定をしております。町のほうの説明会が記憶ですけど2月頃ありまして、3月に補助金交付申請をしている状況です。なぜ補正でしたかといいますと、国の補正予算債を今の時期に出しますと有利な起債になりますので、今回3月補正をして、繰り越しさせていただいて、新年度の事業で取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、順番が前後いたしましたけれども、50ペー

ジのほうで備品購入費、消防車両の減額について事前に連絡をしてもらうようにしてたんだが、何も連絡がなかったということでございましたけれども、一番最初といいますか、最初の頃は消防車競売といいますか、広報に載せて、町内の方からその購入希望があればということで販売した経緯もあるようでございます。その時には、消防車と間違われぬように、消防機能を外した中でしか販売ができなかったということで、今おっしゃるような形での販売になったようでございます。

今年度につきましてもそういったことで、総務課のほうにお話をされていたということとは、後から私も聞いたわけですが、今後もしそういったことで買い替え、一応今年度で更新事業終わったんで、今後はまた先になってくるわけですが、今後そういうことがもしあっても、今のように、消防車両と間違われぬような形で、機能は外した中での販売となると思いますので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 35ページ、プレミアム商品券、これはまさしくお役所仕事のようなことをされとった。それでは、今の高齢者の地域や社会には対応でけんとなかなかろうかなと。おまけに、保健福祉課長とか、健康増進室長あたりは、その弱者に直接接しとられるわけですから、どがん言うたっちゃですね、なら2,000円持ってくれば2,500円やりますよ、そういったことを簡単に私んごて言えば、ああでくつとばい、文章ば紙に書いてあつとば回したっちゃ、誰も見きる者はおらんですよ。年金暮らしで老人会あたりで来よらす方が、その書いたとを解釈して、だれかおらんですか。おまけにここまでこんばん。ね、もうちょっとそこら辺がきめ細かな行政に溶け込んでいただきたい。650万円返しとらるうちに、もういいらしかけん買いがいかんばいとか、もうよかばってんないと言われる方、生活は苦しかばってんない、思われる方が多々おいでじゃなかったつかと思いますよ。ぜひですね、やっぱりその今のこの時世に対応できるようなこのサービス体系をつくってください。あまりにも四角四面でお役所仕事があり過ぎるような感じがします。今の福祉保健課長の答弁ではですね。それは、我々ぐらいの町会議員どんしとれば、読んでもわかるかもしれんですよ。そうですね、どうのこうの言ったっちゃわからん。それよりも500円券ば10枚送ったほうが幾ら助からつとかなと思いますが、それは国の施策ですので仕方ないと思いますけれどもね、要は、サービスをようけしてください。

それから、車両購入費の何のかんの外さんば、そいば走って回らんばんけんというような総務課長の答弁ですが、走られんですよ。車検受けんばんとですから。車検は消防自動車でな個人で持とって走られんとですから。そこら辺ご存じですか。車検な通らんとですよ。ただ、飾って、保育園の園児に見せるようなことで、どっかに飾っておくということとはできるかもしれせんよ。そこら辺はちょっと認識不足、もうちょ

っと勉強してください。軽自動車、私は全部もう乗らんわけしょうなかにやと言うて乗って、選挙運動に使いましたけれども。全部外してしもて、中登録し直してしまつて、消防自動車という外して、そうせんば車検が通らんとですから、陸運局が通さんとはすから。そこら辺は勉強してください、まあちっと。

それから、54ページ、例の文化財保護費の関係でございますけれど。これで今ほとんど地元任せとか、地権者任せとか、何かというような今ご意見がありました。これ実際私がタッチしておりました、私は、今日は何も言わんつもりでおりましたけれども、あまりにも地域任せじゃなかですか。やろうと思えば担当課長、町長まで引っ張つてでも、用地交渉ぐらい行くべきじゃなかですか。やろうと思えば、町を挙げて。副町長、町長おらすとですから、教育長もおらつとですから、そんなぐらいはまっぴらにやろうと思う事業ならば、やらんば。ああもう地元からちょこつと何もむけんじゃったけん、もうやめます。それはもうよかことですよ、役場ん職員ならそれはよかこつですよ。ばつてんがそこら辺が昔はなかったけん、用地交渉の担当になった者はノイローゼになつたりしてですね、辞めていかれる方が昔はおらつたですよ。あまりにも樂觀すぎじゃなかですか。用地がむけんばやむつとですたい。半年ですよ、たった半年、8月から。何カ月用地交渉したですか。県の用地課なんかそういうことじゃなかですたい、ずっと通ってくるですよ。そういったことで苓北町を支えていこうと思とらつとですかね、お伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 35ページのプレミアム商品券についてですけど、おっしゃるとおり、今後はお知らせの紙につきましても、わかりやすいように工夫をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 松本議員の用地交渉の件なんですけど、12月の全員協議会の時にもお答えしましたが、8月から11月まで行つて、補助事業の関係上、これ以上着手を遅らせることができなかったのも、今回はまあ断念したということになります。

前段のご意見については、私のほうからはちょっとお答えはできませんので、以上です。

○5番（松本良人君） そがんとするらんですよ。それは聞いとつとですけん。それじゃなかつば言うたはず。もう3回言うたけん言われんて。そんならもう1回言わせてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、3回目最後です。

○5番（松本良人君） 私が言うたのは、そういったことを言うたつじやなかつたです

よ。町のはまり方が大事、どうですか。課長がだめならば副町長、副町長がだめならば、おんも行ってほんなら交渉してみようかい、そんなくらい、行ってみてそれでだめだったら、やりませんよって言うてもよかと思いますよ。それが全然なかった。私はここに何回か足を運んできましたけれども、町長がお世話になりますよと、一言1回言わした。覚えております。実は、割と当事者ですから言いますけれどもね。

それから、家の中に住んで、アパートですのでアパートを借りて住んどられる方にも、本来ならば移転補償なんかがあるわけですから、実際は家主に交渉させるんじゃないくて、やはり当初は買うほうが行って、補償費があつたら補償費がこっだけやります、はっきり言って調印なんかもせなならんでしょう、移転すれば。そこら辺は全部所有者に高いお金で買い上げるもんですから、札束で釣りよつと一緒じゃなかですか。おまえこっだけでせんばもう12月までせんば、もうやむつとばい、おまえが一生懸命頑張っしてて。札束で顔ば殴つと一緒ですよ、今のやり方は。せない、やる気がない。そんなくらいででくつたら予算でんなんでんせんばよかですたい、私たち、反対するもんがおおよそ半分くらいおったですから。私は、町長、そう思います。やっぱりやる気がなからんば、副町長も町長もですね、副町長が何か行かれば、副町長、前役場の経験長かけん、「ああしょんかなって、あんたが来ればって」言われるかもしれん。町長が行けば、「町長まで来たんな、ほんならやろかい」、そがんしたケースが今までこの物事、事業すつとにはいっぱいあつとですよ。担当がどうしても動かしらんじやったつを、副町長が行って、昔で言う助役ですたいね、助役が行って了解させたとか。あるいは、町長が「おるが行ってきた。よかちゅうたばい」と言うて帰ってきて、OKになった。私、建設課おったもんですから、道路つくつたりなんらするとき。今よりも相当買いにくかったですけんね、昔の土地ちゅうのは。それで今の苓北町はつくりあげとつとですよ。どがんですかね。もし何か反論あつたら。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ある程度突っ込んで松本議員がおっしゃったので、私も申し上げます。

この件の発端は、あの土地はぜひあの広場になってほしいという思いの中で、最初やっぱり地権者の方にどがんなて、売ってくるつとなて、町はもうぜひ欲しいから売っていただきたいと。そしたら、地権者が条件次第ということでありましたので、査定をお願いしたわけであります。その間も地権者に、私は、地権者のご家族の方とか含めてお願いをしたところであります。いろいろありまして、その後、話が進まなかったわけですが、そのことについても、もうあと1年もあればできるかもしれませんが、この都市再生整備事業がこの年度でおしまい。そして、繰り越しの事業だけはあと1年やっていいという状況でございましたので、そういったことを勘案して、また、地権者の方も、

もうこれは諦めたほうがよかという、ちゃんと文書も出しておられます。11月の段階でですね。ですから、これはもう間に合わないなという関係で、そうした今の状況になったわけであります。

私も副町長もそれなりの努力はしたと思っておりますが、努力が足りなかったから今現在のことになったと、そういうことで言われればですけど、私は、当然地権者の方には誠意を尽くしたと考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第17号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第15 議案第18号 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第18号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第18号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,651万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,433万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、医療費の増加に伴う保険給付費の増額及び国民健康保険事業費納付金額の確定による減額でございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入ですが、款5国庫支出金、項1国庫補助金、目2国保システム改修補助金、

節 1 国保システム改修補助金 2 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、事業費確定によるものです。

7 ページをお願いします。

款 6 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給費等交付金、節 1 普通交付金 2, 0 0 0 万円の増額は、療養給付費の増額見込みによるものです。

節 2 特別交付金 7 1 万 6, 0 0 0 円の減額は、特別調整交付金の未受診者対策事業費確定に伴い、5 3 万 2, 0 0 0 円の減額及び特定健康診査等負担金の交付額決定に伴う 1 8 万 4, 0 0 0 円の減額です。

8 ページをお願いします。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金 9, 0 0 0 円の増額は、繰入金額の確定に伴い、保険者支援分 4 2 万 3, 0 0 0 円の減額、保険税軽減分 4 3 万 2, 0 0 0 円の増額によるものです。

節 4 財政安定化支援事業繰入金 2 5 1 万 1, 0 0 0 円の減額も同じく、繰入金額の確定によるものです。

続きまして、歳出補正の説明をいたします。9 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 3 委託料 3 9 万 6, 0 0 0 円の減額は、国保システム改修事業費の確定によるものです。

1 0 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、節 1 9 負担金補助及び交付金 2, 0 0 0 万円の増額は、医療費の増加見込みによるものです。

1 1 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費、節 1 9 負担金補助及び交付金 1 0 万円の増額は、本年お亡くなりになった方が当初見込みより増加していることに伴う葬祭費の増額です。

1 2 ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分、節 1 9 負担金補助及び交付金 2 2 万 1, 0 0 0 円の減額。

目 2 退職被保険者等医療給付費分、節 1 9 負担金補助及び交付金 9 5 万 1, 0 0 0 円の減額です。

1 3 ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 2 後期高齢者支援金等分、目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分、節 1 9 負担金補助及び交付金 3 3 9 万 1, 0 0 0 円の減額。

目 2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分、節 1 9 負担金補助及び交付金 5 3 万 7, 0 0 0 円の減額です。

14ページをお願いします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項3 介護納付金分、目1 介護納付金分、節19 負担金補助及び交付金551万1,000円の減額は、全て納付金額の確定によるものです。

15ページをお願いします。

款6 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、節11 需用費3万7,000円の減額、節13 委託料27万1,000円の減額、節14 使用料及び賃借料26万7,000円の減額は、未受診者対策事業費の確定によるものです。

16ページをお願いします。

款7 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金、節25 積立金800万円の増額は、今回の補正予算により剰余金が生じたので、それを国保財政調整基金に積み立てるものです。

以上が、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 毎回毎回、同じことの繰り返しでございますけれども、今回また積立金、財調に800万円、合計で1,361万8,000円の今年度積み立ての予定が計上されているところでございます。昨年度、平成30年度の実績で国保財調7,800万円程度がもう基金として残っております。これを足しますと9,100万円程度の財調になるかと思えます。あくまでもこれはきれいになった時でございます。最終的に令和元年度5月末で、いろんな医療費等々のまた変化もございましょうし、変わる可能性もなきにしもあらずというところは思っている、認めているところでございます。

それから、令和2年度の予算の中で、もう既に403万2,000円ですか、元金償還が計上されております。そこで残っているのが806万4,000円ということで、これもう町長もご存じだと思いますけれども、まあ来年度の予算の中で財調が1,300万円程度取り崩してございますので、これを引くと、それでも応分の経費が残るんじゃないかなと思っております。確かに、1億円程度の基金は必要だと町長言われます。私も今度の幸いなことに、今のところ天草管内では新型コロナ、これは国費で全額見るようでございますけれども、これが一般のインフルエンザ等々であった場合には、いかなものかなと思っているところもございます。決算が出た折には、もし一括返済がですね、可能な数字が上がったときには、どうか一刻も早く借入金については償還の手続き

を取られることを要望しておきたいところです。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、借りたものは早く返したほうがいいと。もうこれは高戸議員と私も考えは同じなんです、今、ご指摘のあったとおり、基金がやはり1億円で足りるかな、やっぱり1億2,000万円ぐらい、今の状態でないと、いざ何かあった場合に対応できなくなるんじゃないかという思いで、この前も令和2年の決算が終わった段階ぐらいでは、全て解決できるのではないかなということです。ただ、9,000万円近くになりましたけれども、ご承知のとおり、今コロナがどんな状況になるかわからない。それでなくても、通常インフルエンザが春先までまん延しますと、相当お金も出ていく。その上に最近、もうすばらしい薬の開発の中で、それをほとんど保険で適用を考えておられる国の施策。これはすばらしくいいことなただけけれども、もしそれを使う場合のことを考えていただければ、例えば、2億円という薬も出て、それも国が認めるという方向、じゃあそれを1人お使いになられたら、もう苓北町の国保はパンクですよ。また、この前以上の値上げをしなきゃやっていけなくなる。だからそこは、苦しい気持ちであります、もうしばらく私も高戸議員も辛抱していかなければならないんじゃないかなという、方向性は私も同じだと思っておりますが、やはりつらいところがあります、しばらく、もう少し基金が安定しないと、なかなかまた国保料の値上げとか何かにつながれば大変だと思っているところであります。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私自身も毎月毎月医療費を使っておりますので、あまり大きなことは言えませんが、また、確かに言われるように、高価な薬剤が国保の医療費の中で認められたということで、にがい経験は持っているのは承知の上でこのような発言を何回も何回もいたします。そこで、一般質問でも出ましたけれども、医療施設が整っているからこそ、こういった言い方はいけないと思いますけど、病院に行きやすいという環境もございます。どうしても医療費が高くなるのはやむを得ないと思います。政策経費、これについて再度考え方をお願いして、これはもう返答はよございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 医療費が高くなるとかは、これは本当に具合が悪くなられた方が医療にかかられてなるというのはしょうがないこと。むしろ、早めにかかっていただいて、なるべく悪くならないうちに治していただくというのが大事なことだと思います。そういう考えであります。ですから、今の状況ですと推移すれば、高戸議員おっしゃるような形で、すらっと再来年あたりは返してしまえるような状況になると思いま

す。ですから、苓北町に医療施設が多いからお金が出ることじゃなくて、やはり必要なときに必要な診療をなさっていると。ただ、急なことがあれば大変なことだから、そこには備えが必要であるという考えでありますので、やはり我慢して、病院に行かないということはないようにしていただきたいと思いますし、ご承知だと思いますが、優良家庭の表彰を今までは病院にかかっておられない方をやっておりましたが、しかしやっぱり特定健診あたりはそんなお金はかからないわけですから、ぜひ受けてほしい、そういうことの条件の中で、今その優良家庭の表彰をやっているところでもありますので、とにかく、今以上に健康維持に気を付けていただいた上で、そして、皆さんが元気な姿で、町の中で笑いあった生活ができるようなことを望んでおるわけですから、医療施設が多いから、高いからどうのこうのじゃないんです。急なことに備えるのにはもうちょっと基金が欲しい。そういう考え方があります。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 1点だけ。7ページと15ページに関係しますけども、今、町長が若干言われましたけれども、町においては、健康増進等においても、受診等においてご努力されております。そんな中で、7ページでいわゆる特定健診、これが7ページ、15ページ共に減額されておるわけですが、その受診の状況とその後において、いわゆる再診等のいわゆる状況がどうなっているのか。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 7ページの歳入の分の減額になっているんですけども、これは10分の10事業で、お金をもらう分なんですけど、その額が確定しましたので、減額にさせていただいております。それが15ページもその減額の理由ということで、15ページ、歳出の分で書かせていただいております。

特定健診の受診率なんですけども、29年度が47.1%、30年度が48.6%というところで、少し今上がってきているんですが、今年度心配しているのは、年度末ぐらいから少しですね、インフルエンザとか新型コロナが少し出てきた関係上、そのあたりが受診率のほうに影響しなければいいなと考えているところです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先程も若干言いましたけども、その後、再診のもし患者さんというか、患者になるんですね、どこかが悪いから再受診してくださいと。そのいわゆる受診率はどうなんですか。いわゆる、ね、わかってでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） すみません、健診の結果で、保健指導というのをさせていただいております。29年度、30年度は75%超えました。その前が50%台

だったと思うんですけども、保健師、栄養士、時間を見つけて家庭を訪問させていただいたり、保健センターのほうに来ていただいて指導をさせていただいております。なかなか改善率が思わしくないんですが、中には1年間頑張って5キロ、6キロ痩せましたとか、血圧が高血圧で治療、180以上血圧があっても治療されてない方が治療に結びついたという結果も出ております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 以前は50%だったのが75%台前後になったということで、非常にこう努力されております。また、指導についても適宜されているようでございます。私も以前受けたことがあります。ありがとうございました。そういうことで、やっぱりいろんな形で健康指導されておりますが、やはり併せて受診率も引き続き頑張っていたいただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですか。

○10番（倉田 明君） いいです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第18号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第19号 令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議案第19号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第19号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ948万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億2,602万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、施設介護サービス給付費、施設に入所されている方の介護サービス給付費でございますが、この分の増額によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります6ページをお開きください。

歳入です。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料の96万1,000円の減額と、節2現年度分普通徴収保険料の6万9,000円の減額を合わせての額103万円の減額につきましては、8ページにありますとおり、保険者機能強化推進交付金が103万円と決定いたしましたので、財源区分の変更のため減額するものであります。

7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の介護給付費負担金136万9,000円の増額は、歳出の施設介護サービス給付費を913万円増額したため、負担割合であります15%相当分として136万9,000円の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金の84万1,000円の増額は、7ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額913万円に対しましての負担割合の9.22%相当分の84万1,000円の増額でございます。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分の包括的支援事業任意事業交付金2万7,000円の増額ですけど、これは認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成費を7万1,000円増額いたしましたため、歳出増額の負担割合の38.5%相当分の2万7,000円の増額でございます。

目4保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金の103万円の増額は、国からの交付が決定したことによる増額です。

9ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分の246万5,000円の増額は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額913万円に対しまして負担割合の27%相当分の246万5,000円の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の159万7,

〇〇〇円の増額は、６ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額の９１３万円に対しまして負担割合の１７．５％相当分の１５９万７,〇〇〇円の増額でございます。

１１ページをお願いいたします。

款５県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業交付金、節１現年度分の１万３,〇〇〇円の増額は、８ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額の７万１,〇〇〇円に対しまして負担割合の１９．２５％相当分の１万３,〇〇〇円の増額でございます。

１２ページをお願いいたします。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金、節１現年度分の１１４万１,〇〇〇円の増額は、６ページと同じで理由で、歳出増額９１３万円に対しまして、負担割合の１２．５％相当分の１１４万１,〇〇〇円の増額でございます。

目２地域支援事業繰入金、節１現年度分の１万３,〇〇〇円の増額は、７ページと同じ理由で、歳出増額の７万１,〇〇〇円に対しまして、負担割合の１９．２５％相当分の１万３,〇〇〇円の増額でございます。

目３事務費繰入金、節１事務費繰入金の２８万８,〇〇〇円の増額は、歳出において旅費の訪問調查看護師等嘱託費用弁償の１万円増額と、役務費の手数料、主治医意見書作成手数料の２７万８,〇〇〇円の増額で、合わせて２８万８,〇〇〇円増額したことによる一般会計からの事務費繰入金の増額です。

１３ページをお願いします。

款７繰入金、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金、節１介護給付費準備基金繰入金の１７３万５,〇〇〇円の増額につきましては、歳出の施設介護サービス給付費の増額によるものでございます。

１４ページをお願いいたします。

これより歳出となります。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節９旅費の１万円の増額は、訪問調查看護師等嘱託職員費用弁償であります。通勤手当の分でございます。

１５ページをお願いいたします。

款１総務費、項３介護認定審査会費、目２認定調査費等、節１２役務費の２７万８,〇〇〇円の増額は、介護認定審査会に提出いたします主治医意見書作成手数料でございます。

１６ページをお願いします。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等給付費、節１９負担金補助及び交付金の９１３万円増額は、今後の施設介護サービス給付費の増額が見込まれるためでございます。

１７ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業任意事業費、目3任意事業費、節20扶助費の7万1,000円の増額は、今後の増額が見込まれるためでございます。

目4在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、財源区分の変更でございます。

以上が、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 16ページの保険給付費の全体的なことになろうかと思いますが、もしわかったら教えてください。このコロナウイルス関係で、デイサービスあたりが今後どういったことで、その見通しはどう思っておられるかなとかですね。あるいは、訪問看護あたりに、訪問の介護なんか行かれる時に、そこら辺のやり方等についてやっぱり検討なされておられますか。もう補正予算外ですので、わかる範囲内でよかですけれども。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） ご心配のとおり、新型コロナが大変大きな問題となっております。現在のところは、それぞれ各施設におきましては、衛生関連には注意をいたしまして、防止のほうに力を入れていただいております。今のところは、サービスについては、特にストップをかけているわけではないんですけど、今後の状況次第では、やはり協議をして、感染防止に努めていかなければならないと認識はしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） やはり施設サービスはもとよりでございますけれども、デイサービスあたりも、やっぱり通所になります。通いですね。もし何かあったら大変だと。それから、ある程度の弱者の方でございますので、これが我々、私はだめですけども、もうちょっと若い方ならば体力がありますので、仮に感染しても命まではと思われましますけれども、そのやはり弱い方は死亡につながるとか、何かいうような報道もあっております。ぜひ、そこら辺早めに検討されて、対応していただくようにお願いします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第19号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで皆様にお知らせします。

本日の会議の時間は、審議案件が残っておりますので、会議規則第9条第2項により、あらかじめ会議時間を延長します。

-----○-----

日程第17 議案第20号 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第17、議案第20号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第20号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,612万7,000円とするものです。

補正の主な理由としましては、保険料収入の増額見込みに伴う被保険者保険料負担金の増額によるものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお願いします。

まず歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年分100万円の増額。

目2普通徴収保険料、節1現年分33万4,000円の増額は、75歳になられ、新規に被保険者になられた方の保険料が当初見込みより増加したことによるものです。

7ページをお願いします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金63万7,000円の減額は、繰入金の確定によるものです。

8ページをお願いします。

款５諸収入、項２償還金及び還付加算金、目１保険料還付金、節１保険料還付金２５万８,０００円の増額は、後期高齢者医療連合会からの還付金、現年分１万６,０００円、前年度分２４万２,０００円によるものです。

９ページをお願いします。

款５諸収入、項５雑入、目１雑入、節１雑入１万６,０００円の増額は、国保連合会からの前年度健診手数料還付金８,０００円と、非常勤職員の社会保険料等の増額による後期高齢者医療広域連合補助金及び個人負担金の増額によるものです。

１０ページをお願いします。

これより歳出予算の補正となります。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節４共済費８,０００円の増額は、非常勤職員の社会保険料等の増額、節２３償還金利子及び割引料８,０００円の増額は、先程歳入で説明しました国保連合会からの還付金を後期高齢者医療広域連合へ還付するものです。

１１ページをお願いします。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、節１９負担金補助及び交付金６９万７,０００円の増額は、保険料収入の増加見込みに伴う被保険者保険料負担金の増額、保険基盤安定負担金確定に伴う６３万７,０００円の減額によるものです。

１２ページをお願いします。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金、節２３償還金利子及び割引料１万６,０００円は、保険料の還付によるものです。

１３ページをお願いします。

款４予備費、項１予備費、目１予備費、節１予備費２４万２,０００円は、補正に伴う剰余金、前年度の保険料還付金収入によるものです。

以上が、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（案）でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 20 号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議案第 21 号 令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 18、議案第 21 号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第 21 号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出それぞれ 2 億 3 3 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。

内容は、水道使用料の増額による使用料徴収交付金の増額です。

歳出の内容につきましては、4 ページをお願いいたします。

款 1 水道費、項 1 水道管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等の時間外手当は 6 万円の減額、節 19 負担金補助及び交付金は、使用料徴収交付金 6 万円の増額です。

以上で、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 21 号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１９ 議案第２２号 令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第１９、議案第２２号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第２２号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、繰越明許費及び債務負担行為の補正です。

２ページをお願いいたします。

第１表の繰越明許費の補正は、富岡浄化センター更新事業で１，８００万円の見込みです。下水道事業団の事業契約が予定より遅くなり、工期が短縮したため、その業務を繰り越します。

３ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正は、富岡浄化センター更新事業業務委託の限度額３，８５０万円の減額です。

以上で、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第２２号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）に

については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 20 議案第 23 号 令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 20、議案第 23 号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第 23 号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 709 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 万 9,000 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由につきましては、年度当初計上しておりました財産売払収入について、分譲地の販売が見込めなくなったことから減額することに伴う関連予算の減額補正でございます。

歳入につきましては 6 ページをお願いいたします。

款 1 財産収入、項 1 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入は 708 万 3,000 円の減額でございます。

7 ページをお願いいたします。

款 2 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金は 1 万円の減額でございます。

歳出につきましては 8 ページをお願いいたします。

款 1 事業費、項 1 宅地造成事業費、目 1 分譲宅地造成事業費、節 1 3 委託料は、宅地用販売促進委託料の実績がなかったことにより 40 万円の減額でございます。

同じく、節 1 9 負担金補助及び交付金は、住宅建設補助金の実績により 90 万円の減額でございます。

9 ページをお願いいたします。

款 2 諸支出金、項 1 繰出金、目 1 一般会計繰出金、節 2 8 繰出金は 528 万 5,000 円の減額でございます。

10 ページをお願いいたします。

款 3 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費は 50 万 8,000 円の減額でございます。

以上で、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 23 号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで 5 時 10 分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後 4 時 55 分

再開 午後 5 時 10 分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第 21 議案第 24 号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 21、議案第 24 号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第 24 号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結について。

平成 30 年 9 月 10 日議案第 56 号、令和元年 5 月 9 日議案第 36 号、令和元年 11 月 18 日議案第 73 号及び令和 2 年 1 月 20 日議案第 1 号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。

令和 2 年 3 月 10 日提出、苓北町長 田嶋章二。

工事名 森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）。契約の方法 指名競争入札。契約金額 当初１億２,７４４万円、前々回変更８２５万７,７４４円の増額、前々回変更１,５６４万４,９９２円の増額、前回変更３４２万２００円の減額、今回変更３０４万２,５９６円の減額、合計１億４,４８７万９,９４０円です。契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々９１６番地、前川建設株式会社 代表取締役 前川敏士。

提案理由です。

地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を経る必要があるためです。

それでは、工事の内容について説明いたします。

写真を１枚、図面を３枚添付しておりますのでご覧ください。なお、図面は見やすいように任意の倍率で拡大しておりますので縮尺の値は記載しておりませんのでご了承願います。添付の写真は現場の現在の状況写真です。写真中央が、今回の工事で発生した掘削土砂の土捨て場です。中央下の緑の法面は、別工事で発注しました植生シート工まで完了しております。写真右側が地すべりの掘削箇所です。わかりづらいですが、小段の部分も確認できるかと思います。なお、今後、別工事において掘削法面のモルタル吹付工とともに、法面に沿って道路が整備されることとなります。

次の平面図をご覧ください。この平面図につきましては、前回１月２０日の臨時議会の折に提出した図面と大きな違いはありませんが、黒線が当初の道路線形、赤線が変更後の道路線形、青斜線部分が掘削法面の小段の部分となっております。

次の標準断面図をご覧ください。こちらにつきましても、前回提出しました図面と大きな違いはございません。当初計画から法面の掘削勾配を緩やかにし、小段を設け、道路線形を掘削法面から離すようにしたことは前回説明したとおりでございます。

次の土捨て場縦断面図をご覧ください。土捨て場につきましては、次年度においてセンダンの植栽を計画しており、図面左側の朱書き部分を土捨て場への進入路として整備いたしました。

それでは、今回の変更内容について説明いたします。

今回の変更は、工事の出来高によるものです。主な変更内容は、土工と構造物撤去工の数量変更による減額でございます。

まず、土工ですが、配付しております標準断面図に基づき工事を進める中で、現場の箇所箇所で硬い岩があり、取り除くことができない、無理に掘削することで新たな崩落を招く恐れがあることから、そのままの状態に残している部分がございます。その周辺部分についても、取り付けの関係から勾配が変わっております。このようなことにより、大型ブレーカーによる掘削、ダンプトラックによる運搬、盛土工等の土工量が減り、土工の直接工事費で９６万７,０００円を減額しております。

次に、構造物撤去工ですが、この現場は、被災前、アスファルト舗装、法面はモルタル吹付が施工されておりました。地すべりにより、現場の状況が正確に把握できないことから、当初設計においては、舗装・モルタル吹付等の構造物撤去及び処分に係る費用については、被災前の図面をもとに算出しておりましたので、廃棄物処理のマニフェスト伝票の実績に基づき、構造物撤去工を直接工事費で90万円減額しております。

以上が変更の概要となり、契約額で304万2,596円の減額としております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これはもう現場は、もうできあがっているということでもいいですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 現場のほうはほぼできあがっております。工期が3月19日までとなっており、後は竣工図書等を提出を受けるのみとなっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 昨日の一般質問でもお尋ねしましたが、自治体の運営は、国土の保全、自治体構成住民の生命、財産の保全は、当然であるということと言うまでもありません。そのためには、法律に基づく行政の執行が求められると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今回の変更の提案ですが、説明しましたとおり、工事の出来高による変更でございます。構造物の撤去工等の数量処理につきましては、最終的に伝票を見て、それにより数量計算が必要となりますので、最後の段階でしか変更の契約ができない。そういった状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これは何か特別の規定か何かがあるんですかね。出来高が先にするという事は。地方自治法に基づいて事前に議決を求めるわけでしょう。それを、今回も、前回もそうですが、それ関係なく現場をしてしまうというのは、その地方自治法96条の規定が除外できるような規則なり何なりかがあるんですかね。それに基づいているんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 現場を先に施工してしまった事実はございません。前回変更につきましても、工事の指示書に基づきまして、それを指示をしないと余計な部分まで床掘りをしてしまう、それを止めて、変更に影響のない範囲で工事を進めているというふうな状況でございます。

今回の変更につきましても、出来高を、数量を正確にひろわないと、変更の数量、仮契約ができませんので、このような状況で提案となっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、事前に着工しているという話が出ました。それで、このことは、提案理由による地方自治法、町条例に違反しております。既に、現場には変更に係る工事着手の指示が出され、事業には着手されている現況があります。法律に基づく手続きをすることなく、議会の議決を得ずに、変更契約分を施工したことは、単に議会無視だけではなく、この一連の行為は、行政手続き、議会無視＝町民無視で、町の行政を執行した本件に対し、町民の代表である議会はこのことを無視することはできません。

執行部の法律に抵触した行為による独断専行を許してはなりません。よって、本案に反対いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 私は、請負契約の変更締結について、賛成の立場で討論いたします。

先程説明があったように、前回の変更の議決の中で、最終的な精算等をした中で減額になったということでございますので、特に法的には何ら問題ないというふうに解釈いたしますので、賛成する立場で討論に参加いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第24号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第25号 請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の契約締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第22、議案第25号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の契約締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第25号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の契約締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

1、工事名 志岐集会所大規模改修工事。2、契約の方法 指名競争入札。3、契約の金額 1億1,055万円。4、契約の相手方 熊本県天草郡苓北町志岐123番地1、株式会社カネマツ 代表取締役 岩下 忠。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 1月20日の臨時議会の全員協議会の折に、ガルバリウム工法で雨漏り修理をするということでしたし、前回の臨時会でも賛成多数で決まりました。でも、1月20日の臨時会の全員協議会の折に、現物を示していただいて、このガ

ルバリウム工法では、一応10年はもつだろうという説明があったんですが、志岐集会所は47年の耐用年数の中でまだ17年しかたってないということで、そのガルバリウム工法で今回やった場合、10年はもつだろうということだったのですが、後のそれこそ単純に考えて、あと30年あるわけですね、耐用年数が。その中で、今回修理をやってもまだ今回も入れて3回、30年ということは10年もつということであれば、できるだけ1年でも2年でも長くもたせるのが当然だと思いますけども、本当に単純に考えたらこのような工事をまたやらねばならないときが来るのかなと思ったら、ちょっとこの腑に落ちない部分があるので、そこら辺のちょっと説明をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 1月の全員協議会と2月の臨時議会のほうでご説明した分なんですけど、ガルバリウム本体の耐用年数は10年で、メーカーのほうは10年でございます。今回の工法にいたしましてはガルバリウムを貼り付ける工事でございますが、あと耐用年数が約37年ございます。石田議員のご心配の分は、町のほうでも、あくまでも10年以上ということの表現もなかなか難しいんですけど、極力長くもつようなメンテナンスを行いまして、今の時点で何年もちますということはお伝えできませんけど、しっかりメンテナンスを行って37年もつような建築工事をやってまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） できるだけその今回の工事で、37年間もつという今答弁でございましたけども、本当にまた同じようなことで雨漏りがしないように、本当に極力今回のこれだけの金額をかけて修理するわけですから、ちゃんと念には念を入れて、本当雨漏りがしないような工事をしていただきたいというふうに願うだけでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 前回の説明の折にも、このガルバリウム工法が本当に最善の方法なのかということで、じっくり検討されたほうがいいんじゃないかということを述べましたが、その後、その検討されたのか。そして、検討された中でこの工法が本当に最善の工法なのか。その判断のもとで、今回の提案になったのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 2月の臨時議会の折に、このガルバリウム鋼板とポリカーボネートの検討をする前に、全体を建て直す方法、全体を囲む方法等も、その議会の前

に検討した結果、事業費、どれだけでもつかということを検討しまして、今回のガルバリウム工法の工法に決定した経緯でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） では、もう今回では最善の方法がこれなんだというので決定されたわけですね、はい。で、今石田議員の時の答弁にもありましたように、なるべくもつような形で今後メンテナンスを十分しっかりしていただいて、本当にこの工法で今までの雨漏りが十分とまることを私たちは期待しているわけですが、その辺、今後この会社のほうにもその施工のやり方等を十分検討されて、その方法で、最善の方法だという答弁なので、それを私たちは信じて、今回私は納得をいたしました。終わりです。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。

○8番（野崎幸洋君） いいです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この前、いろいろな説明の中で利用者の意見が一番大事ではないかと、意向を聞くべきではないかという提案をしましたが、結果はどうでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回の工事にいたしましては、最重要課題といたしまして雨漏りを防ぐという工事で、避難所の充実ということで考えております。公民館長さんあたりに、利用者の状況、不満とか改善点とかをお尋ねしたんですけど、今のところそういうご意見はなかったとは聞いております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、本工事の補正予算採択の折に、年度末ぎりぎりの発注を見送り、じっくりと検討期間を置き、入念な設計施工ができるよう新年度予算で計上するように要求し、実は反対をいたしました。が、今回のような結果となりましたので、本工事関係が、今後ともすばらしい成果が残るように、前向きな姿勢で質問いたします。

まず最初に、本工事の施工管理業者は決定をしましたか。

それから、決定しているなら本工事の設計図書関係、資料は見てもらいましたか。

それから、施工管理業者からこの設計に質問、意見等はありませんでしたか。

それから、この集会所は、アートポリス事業により、すばらしい設計者、丈夫ですば

らしい県産材を使用して、どなたから贈呈されたかわかりませんが、表彰まであったと聞き及んでおります。平成14年の3月に完成した後、翌年の14年度を皮切りに、15年度、16年、17年、18年、19年、20年度と毎年度工事がこれまで行われてきております。22回、総額4,210万円ぐらい。血税がおしげもなく使われ、その中でも建物工事に一番あつてはならない雨漏り等の修理、概ね3,712万98円がかけられております。この志岐集会所は47年の耐用年数のもとに設計され、今年で17年目ですが、数年前から雨漏りが激しく、各箇所、腐食箇所が見られ、今回の大規模改修となったものであります。これまでの改修、修理費用を合計すると1億6,000万円を超える巨額な予算が使われております。今回、新しい外壁材で前回の教訓をもとに設計、発注され、地元のカネマツさんが受注されたことに大いに評価するわけですが、今後、何年の目標で改修が行われるものか、今10年と聞きましたけれども、10年ぐらいで、その間もう30年もたないきませんので、その間、おおよそメンテナンスの費用がどのくらいぐらいかかるものかお尋ねします。

それから、現在、正面右側緑地の舗装についてお尋ねしますが、この地をアスファルト舗装し駐車場にすることですが、私は、再三このアスファルト舗装の件については意見を述べてきました。緑地のまま駐車場として活用はできないかということでございます。計画は変わっておりますか。

それから、もし、この計画が変わっていない場合、耐用年数を前に雨漏り等の修理が発生した場合の責任の対応でございますけれども、この工事完成後に本設計書によって、施工が行われる。もし瑕疵責任が発生した場合、どなたが責任をとるのか。町か、設計者か、管理者か、それから我々がOKした議会にあるのか。あるいは、我々を選んだ町民にあるのか。いろいろあると思いますけれども、そこら辺は、この瑕疵責任はどなたにあるのでしょうか。実は、先月、テレビの中である知事が結果の責任は知事にある、若い知事です、聞いとられる方もおいでだと思いますが、おっしゃいました。全ての結果は私知事にありますよと、当然でしょうということですが、これまでのこの工事については、だれ一人瑕疵を認める者はおらん。だれ一人おらんとですよ、設計者もだめ、施工者もない、町もない、議会もない。一番かぶったのは町民ですよ。そこら辺をどのような考え方でおられるか。この前の何か説明の折にちょっと聞きましたけれども、工事施工者に責任ばもたせますということでしたがけれども、本当にそうなるのかどうか。

それから、建物裏手の舗装を実はお願いをしました。裏手はですね、今のところは舗装しませんよということでしたがけれども、北側にあたるところ、学校側です。ここは大変日当たりが悪くて湿気が多ございます。ここは、木造建築のために腐食する可能性があります。そして、シロアリもやっぱり考えないかん。それから、裏側でござ

いますので、何かいっぱいですね、今も、現在もそうですけれども、ゴミ捨て場のよう
な形になっております。建物の管理が行き届きになります。そのままの土のままなら
ですね。それでこれからあそこら辺が、もし火災なんかなつときに、消防車がぐっと回
られますけれども、もしそこがあのまま現在のままであると、例えば、そこら辺に、学
校あたりで燃えた時なんかも消防車とか、火災の対応、そういった活動もでけんとい
うことになります。いろいろなマイナス要因がございますけれども、どのようにお考えか
お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 順番にお答えさせていただきます。

今回のこういう形で補正予算までして急ぐ理由でございますが、先月の臨時議会の折
にも、できるだけ早く雨漏りをとめたいという意向でこういうスケジュールになってお
ります。

設計監理に関しましては、入札を終わりました、熊本市の設計会社が取られました。

設計の図書関係の閲覧とは特にはなかった、閲覧というか、質問はなかったんですけ
ど、うちは今年度に劣化度調査をしております。劣化度調査の図書を用意した中で、ど
ういう状況でということで、その設計の方からは、設計書も当然閲覧、見られましたけ
ど、特に質問はございませんでした。

あとが駐車場の舗装の件なんですけど、今回の舗装に関しては、ぬかるみによる轍の
防止と管理しやすい草刈り等をしなくていい、本地域は地下水が多く、湿気が多いた
めに、上水を下に浸透させないために今回舗装をいたします。あと、駐車場の確保とい
たしまして、志岐集会所の周辺で今回25台駐車場を整備いたしますので、イベント等
で100台まで今回近くで確保できるということで、今回舗装します。

裏の部分なんですけど、松本議員のご提案の分ですね、若干集水桝で高さが今違いま
すので、今のところは敷砂利をして、ならしをして、今後必要であれば時期をみて舗装
を考えたいと考えております。

舗装の件に関しては、まだ発注して、今日の議会議決後じゃないと契約できませんけ
ど、今後検討したいと考えております。

あと瑕疵担保の件なんですけど、工事の契約約款上は、工事のほうは2年でございま
す。私の考えで言いますと、2年間で雨漏りがなければ当然大丈夫ちゅう判断もできま
すが、今回は雨漏りをしない、まず木材の上に防水シートを貼りまして、その上にガル
バリウム鋼板で防水をしますので、二重防水をいたします。ていうことで、雨漏りがと
まるかなということで、今回の工法になっております。

あとメンテナンスの件なんですけど、天井の部分が今回ウレタン防水をします。これ
がおおむね10年ぐらいもつんですけど、今現在の集会所はアスファルト防水で17年

たっていますけど、全く雨漏りがしてなかったんですよ、天井のほうは。ウレタン防水をしても20年以上もつと思いますので、その分がもしあった場合は、ちなみに直工で1,400万円ぐらいの防水工事が必要となります。ただ、ガルバリウム鋼板の例えば、風雨でずれた場合とかを早急に補修とかもできますので、メンテに関しては、例えば、台風で災害とか起きない限りは、今のところ大丈夫ということで判断はしております。

以上だったでしょうか、質問は。

○5番（松本良人君） もう要するに30年間修繕、どのくらいぐらいか2,400万円で4かけるの。

○教育課長（福田誠一君） 今の天井部分だけでいいですよと、あと30年あれば、その3倍ですよ。4,500万円ぐらいは一般的には補修がいります。ただ、天井の部分は今でも漏っていませんので、20年以上は天井の分はもつと思います。

○5番（松本良人君） 天井じゃなくて外壁。

○教育課長（福田誠一君） 外壁のほうも、先程石田議員の質問と重複いたしますが、そこはなかなか想定はできていませんが、天井の部分がまず一番今回はだめになると思いますので、その分で4,500万円ということで、今のところ維持管理は考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私が、なぜ監理なされた設計者に設計書を見てもらいましたかという理由はですね、あります。私はあまり専門じゃございませんのでわかりませんが、この志岐集会所の設計をした元々の理由で、あそこはわざわざ緑地として空けてあるんじゃないかなと。それは水関係です。水が浸透するからあそこは舗装しますということであれば、もうほんなら昔からせないかんじゃないですか。もう17年うっちゃとらっとですよ。私は、あそこはわざわざあがしこあれだけ空けてあるのは、水があそこに、雨が降ります。降った場合に、下が土ならばいくら流れ出るのが遅くなって、周囲の排水枡に、排水路ですね、高橋さんのとこの前あたりを通過して一遍にいかん。それでそこら辺の対応、これは水対策が一つは考えてあつとじゃないかなと思います。

それから、CO2の対策、今世間をあれしとる。アスファルトしとるよりも、やはり緑地にしとったほうがいいんじゃないかなということ。

それから、緑地をしておりますと、柔らかみを感じます。あるいは暖房効果とか何かがあります。暖房とか冷房の科学効果がですね、あそこはやっぱり熱気がしますからね。

あとは建築基準法上、建ぺい率とか何かでいっぱいありますので、あそこはわざわざ

緑地としてとらねばならんじゃなかったのかなと、法律上ですね。そこら辺があったものですから、あれを見てもらってから、舗装せろばそういった建築法にちょっとひっかかっとじゃなかでしようかという指示がな、あるんじゃないかなと思うて聞いたですよ。建築基準法上、それがなからんば、多分あそこはきれいに舗装してあるんじゃないかなと思いますよ。ぜひ、そこら辺を前向きでやっぱりしていただきたい。今、課長は水が下に浸透するから、湿気があるから舗装しますと言われたですけどもね、浸透してもろてよかったですよ、したほうがよかったですよ、いくらかは。それ以上せんとですから、ある程度。ちゅうのが、あそこから下の排水、馬場んほうさ行つとる川、狭かですよ。あそこに敷地いっぱいの水が押し寄せた場合、学校のほうからも来るわけですが、オーバーして噴き出して何かしたときには、町はまた再度あそこから河川までの水路を作り直さないかん。そこが私あつとじゃなかなろうかと思います。相当幾らか土にしとけば、一気に流れ出るといことがなかけん、そこら辺をもう1回、やっぱり考えてもらわないかんのじゃなかなろうかと思います。

それから、後ろのほうの問題ですけども、この際、こっちをそのままの状態ですと手を加えていただいて、裏のほうをきれいにしたほうが家のためにはなつとじゃなかなろうかなと。集水桝とか何かがいっぱいあるからでけんということでございますけれども、人間は脳を持つとるわけですから、何人かで良いプランを考え出すこともできつとじゃなかなろうかと思うとですよ、本当にやる気があれば。ぜひそこら辺もしていただかんと、相当湿気がくるので、腐るつとじゃなかなろうかと、今もきれいにしておりますけれども、こうすればぼろぼろぼろぼろ腐れてしもとつとですよ。それはわかつとらるのですかね、腐れとるといことは。多分、直ですので雨漏りはそう影響しとらんとですよ。こっちに玄関の右側とか左側んごてして斜めにならんわけですから、それでも真つすぐ雨は降つたらまっすぐ落ちてくるけんがあんまり入らんとですけども。

それから、ガルバの下に防水シートを敷くとか何かしてありますけれども、今の木造にも必ず防水シートは敷いてあるはずですよ。防水シートをしたり、保温材を入れたりして、今の工事の内容にもしてあるはずですよ。それでそこら辺をもう1回お尋ねをしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 建築基準法の建ぺい率に関しては、当地域は建築基準法によります地域としては、土地計画区域でもありませんので、建築の建ぺい率は25.9でございます。先程申し上げたとおり、うちは無指定地域でありますので、その部分は今回の緑地の設定とは関係ないと思っております。

あと流量計算も一応しております。今回の流量計算も数字的には申し上げませんが、流量計算をした結果は、今度可変側溝を付けます町道側にも、可変側溝がありま

す。その分を志岐小側の600の排水路に流すようなことになりますが、松本議員、流末の心配もしていられちゃいましたので、その件はまだうちも検討したいと。せっかく提案いただきましたので、先程の緑地の問題もありますので、そこは検討させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 30年間に10年ずつもったっちゃ、3回の要するにガルバによる補修、あるいはメンテナンスの分はまだ考えてないということですね。

それから、もう1点、一番大事なことは瑕疵責任です。それはだれがとるかです。我々議会がOKしたから、おまえたちがOKしたから悪かじゃって、我々がもたんばんかな、そこを全部。そこら辺は答えられない。

○議長（錦戸俊春君） それは先程説明が、答弁ありました。

○5番（松本良人君） もう1回お願いしてください。聞き逃した。

その緑地とする、私はこの緑地は相当重要なことだと思いますよ。私も、一番使いやすいかは、舗装にしてだれでもその雨降ったり何かしたりした時も、簡単に行かれるようなやり方が一番いいと思いますよ。思いますけれども、あそこの緑地の部分を舗装しますと、水が相当1カ所に集中していくんじゃないかなという懸念があるので、注意はする必要があつとじゃないかなというわけですよ。もう年とってくればですね、われわれもじゅっかりは当然行ことはなかつですけども、そこら辺は、町民の方々にも我慢していただいて、きれいになるけん我慢じゃなかかもしれないですけどもね。もう1回お聞きします。ここはやっぱり今の結果、アスファルトにしますか。あるいは考えられますかね。ここを聞いとってはつきりですね、ここは議事録に載りますので。はつきり言います。ぜひそこら辺を。

それから、先程責任はどこにあるかもですね、責任はどこにあるかもあわせて。

それから、裏もです。裏の舗装も。裏は、私は舗装したほうがいいと思います。舗装したら、また車5、6台ぐらいを、その主催者が置くような車のスペースは存分にとれますので、あそこは。そういったことをございますので、まだ今言うような駐車スペースにもなるんじゃないかなと思いますので、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回の瑕疵担保の件なんですけど、先程お答えしましたとおり、工事に関しては2年という約款で決まっておりますので、その範囲の中で瑕疵があった場合は、責任をとっていただくようになります。

○5番（松本良人君） 2年後は誰にもたすつとですか。

○教育課長（福田誠一君） 工事業者です。

○5番（松本良人君） そして10年、10年。

○議長（錦戸俊春君） そのまま答弁続けてください。

○5番（松本良人君） 10年な、10年もつて言うたけん、10年もてんときはどがんすつとかですたい。

○議長（錦戸俊春君） そのまま答弁を続けてください。

○教育課長（福田誠一君） はい。あと雨水の心配なんですけど、先程申し上げましたとおり、設計上の流量計算はOKでございます。ただし、松本議員のご心配も私たちもわかりますので、再度検討いたします。

舗装の裏の部分は、先程私のほうは排水溝ちゅうかですね、集水桝の関係で難しいという話もしましたが、今後、そこも検討できますので、検討していきたいと思います。

そこの最初のほうに言ったんですけど、志岐集会所の地盤自体が地下水が多い地盤でもあります。先程裏側のひさしのところがちょっと傷んでいるということだったんですけど、表側も若干湿気の関係で傷んでいる部分もありましたので、今回、舗装をするようにしております。

あと、さっきの質問なんですけど、あくまでも私の答えとしては、瑕疵担保は2年ということまでしかお答えはできません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

○5番（松本良人君） ちょっと聞いてください。10年もつて言うたけん。

○議長（錦戸俊春君） いや、もうそれは答弁されています。

○5番（松本良人君） 私が聞いたとは、10年間もてるということです、その10年間のうちに瑕疵担保は、それは法規上10年間でしょう。ばってんが、その後に10年間もつてしたとがですたい、せんば、また2年ぐらいしてこのような、今回のようなことがあれば相当な問題ですよ。それば聞きよつとですよ。今の設計で大丈夫かて、10年もつちゅうけん、10年なら3回せろやよかやつかて、13年目にしたら、誰がほなら責任もつとかて。10年で設計がしてあつとでしょう。

○議長（錦戸俊春君） ガルバの耐用年数が一応メーカーでは10年ということです。それから、それ以上は長くもてるようにメンテを進めて、維持管理に努めますということで答弁をいただいております。

また、それとこの案件については、請負契約の締結についての議題です。その今の質問については、予算の時に相当慎重に審議をされた結果で、この入札がなされ、そして今日提案をされたものです。

○5番（松本良人君） ばってん、その瑕疵責任とか何かというのは、業者がもつか、そこら辺わからんやっただけん聞けんじゃった。誰がもつかということです。

○議長（錦戸俊春君） それに基づいて、今答弁がなされたとおりです。

○5番（松本良人君） 何ば言わった。

○議長（錦戸俊春君） 2年ということです。

○5番（松本良人君） 私が納得する回答がなかったけん聞きよっとですたい。

○議長（錦戸俊春君） それ以外の答弁は

○5番（松本良人君） 10年もつつという設計の中で10年もてでんおってから、
な。

○議長（錦戸俊春君） それ以外のことについては、答弁はそこまでしかできませんと
いうことで、はっきり答弁を申されました。ということです。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 反対の立場で意見を述べます。

雨漏りの補修工事として複数年間にわたり約4,000万円の補修がなされていますが、外壁の腐食に対しては、壁にガムテープで応急補修をしておられる。しかし、外壁裾部の腐食には手が付けられていなかったという、このように管理者が気づかないという管理体制が現状です。

また、利用にあたっては、イベントごとにステージをつくって仮の仮設舞台をつくっているという状況もあります。

現在、透明の外壁部分に不透明の鋼板を貼り付けてしまうということですが、玄関ホールの昼間の利活用に不具合が出てくるのではありませんか。1億1,000万円の高額請負工事です。利用者等々の要望、意見をできるだけ反映させないと手戻りになりかねません。

よって、この際、雨漏り補修だけでなく、利用者の意見が反映された町民の憩いの場、集いの場としての改修工事にすべきです。

よって、本案に反対します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。

不測の際の防災の拠点の一つでもある志岐集会所、早急な改修工事着工が望まれま

す。

また、志岐小学校が近接していることもあり、特に児童の安全対策にも万全を期していただくことを重ねて求め、賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 私も賛成の立場に討論に参加させていただきます。

苓北町の芸術文化の拠点となる志岐集会所、速やかに改修工事に着工していただきたいと思います。この一言に尽きると思います。

よって、賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） いろいろ賛成者のご意見を聞きました。私は一番心配するのは、今の。

○議長（錦戸俊春君） 松本議員、まず反対ですか、賛成ですか。

○5番（松本良人君） 私は、業者そのものに反対するわけじゃない。今回のこの内容自体に反対するわけです。設計内容自体にですね。

○議長（錦戸俊春君） 反対というわけですね。

○5番（松本良人君） これまで度々問題事なんです。それをですね、町民の血税が惜しげもなく使われている。そこに早くせろどうのこうの問題じゃない。私は、じっくり考えていただいて、どうせ新年度予算でしても完成日は同じですよ。これで逆に雨漏りが激しかったり、壊れたりした場合は返って迷惑をかける。雨水の処理で、そこ馬場一帯がつかったら防災とか何かのへったくれじゃない。学校がある、学校からも大量の水が流れてきます。そこら辺を十分に加味した上で、やはり私たちは計画もせなならん。そこら辺が一番心配するのでこのような意見を出したわけです。

私は、先程申しましたとおり、地元の本当に権威のあるカネマツさんが取ったことには何ら問題はない。設計施工そのものについて心配をするわけで、今回のそのもう少し設計を練り上げてください。もう1回見直してください。変更でもいいじゃないかというような意見で、今回の分については反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 私は、請負契約の締結に賛成する立場で討論に参加いたしま

す。

予算につきましては、臨時議会で早急な雨漏り対策が必要ということで、この議会で承認をしたところでございます。それを受けて早急な設計、また入札等については、適正な法律に基づいて入札をされたというふうに思います。

また、諸々の問題については、今後出てくるかと思いますが、それについてはきちんと町長のほうで対応するというような答弁もございました。やっぱり苓北町を代表する志岐集会所、これが雨漏りのままイベントをした時にすれば、非常にイメージがダウンいたしますので、本当にこのガルバリウム鋼板でやると、後のメンテナンスのほうも簡単にできるというふうには思いますので、ぜひ早急な施工をお願いしたいと。

ただ、施工にあたっては、監督する業者、コンサルの人と請負者また町のほうと、一生懸命このような事態が、雨漏りの事態が二度とないように、十分注意をしていただきたいということをお願いして、賛成の立場で討論に参加いたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の契約締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第25号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の契約締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第23 同意第1号 苓北町監査委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第23、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第1号、苓北町監査委員の選任について。

次の者を苓北町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によ

り議会の同意を求めるものであります。

令和２年３月１０日提出、苓北町長 田嶋章二。

記、登本玄一。

提案理由、苓北町監査委員のうち、識見を有する者として選任した委員が令和２年３月３１日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任するためでございます。

なお、登本氏の略歴につきましては、次のページのとおりでございますので、同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第１号、苓北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第８２条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は１１名です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、２番、野田謙二君、３番、廣田幸英君、４番、高戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票を願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野田君、廣田君、高戸君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません。有効投票数のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号、登本玄一君を苓北町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

—————○—————

日程第 24 議案第 26 号 令和 2 年度苓北町一般会計予算

日程第 25 議案第 27 号 令和 2 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第 26 議案第 28 号 令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第 27 議案第 29 号 令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第 28 議案第 30 号 令和 2 年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第 29 議案第 31 号 令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 30 議案第 32 号 令和 2 年度苓北町水道特別会計予算

日程第 31 議案第 33 号 令和 2 年度苓北町下水道特別会計予算

日程第 32 議案第 34 号 令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第 33 議案第 35 号 令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

日程第 34 議案第 36 号 令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（錦戸俊春君） 日程第 24、議案第 26 号、令和 2 年度苓北町一般会計予算から日程第 34、議案第 36 号、令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで 11 件を一括議題とします。

ここで令和 2 年度予算の所信方針について説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 令和 2 年度苓北町一般会計予算（案）並びに各特別会計予算（案）につきまして、ご提案申し上げます。

令和 2 年度の予算編成では、「安心して住めるれいほく」「いきいきと暮らせるれいほく」「ふるさとと呼べるれいほく」の 3 つの目標達成に向け、第 1 期地方版総合戦略である「まち・ひと・しごとと創生総合戦略」から、本年度新たに策定する「第 2 期地

方版総合戦略」と「事業計画」との整合性を図った事業に重点化を図り、歳入面では、町有財産の売却を含む有効活用、ふるさと納税の更なる拡充など、財源確保に努めてまいります。

また、歳出面では、住民への説明責任を果たすことができる行政サービスの効率化と簡素化により、歳出抑制を図り、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、自立性、創造性をもった予算編成に努めました。

そこで、6つの重点目標を掲げて、それに沿った予算編成を行いました。

まず第1に、「安心と安全につながる防災施策」でございます。苓北町では、東日本大震災や熊本地震の教訓、また、南海トラフを震源とする超巨大地震を想定し、防災計画の見直しを行い、緊急防災・減災事業を活用して、拠点避難地の整備、津波避難タワーの建設、避難路の整備、避難施設の改修など、スピード感をもって取り組んでまいりました。

令和2年度は、緊急防災・減災事業債を活用し、防災拠点施設である役場庁舎の屋根・外壁等の機能保全のための調査、富岡地区の防災井戸設置事業、小中学校屋内運動場設備落下防止事業、都呂々公民館横の避難路整備事業など、より一層の事前防災・減災対策に取り組みます。また、公共土木災害復旧事業では、町道善亀線の地すべり災害復旧事業への取り組みを進めてまいります。

さらに、令和元年度からの繰越事業として、志岐集会所大規模改修事業、森林基幹道苓北天草線災害復旧事業にも取り組んでまいります。

次に、第2として、「子ども・子育て支援および高齢者支援の更なる充実につながる施策」でございます。苓北町では、「少子社会は国を滅ぼす」という考えにより、子育て施策の一つとして、第3子以降の保育料無料化や医療費の無料化にいち早く取り組んでおり、また、不妊治療助成事業の拡大や結婚支援事業にも取り組んでまいりました。国におかれましても、前年度後半からやっと子育て支援策の充実が図られてきたところであります。

本年度も前年度に引き続き、保育所運営費補助事業、子育て支援医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費事業等を実施していきます。

高齢者支援としては、敬老会事業や老人クラブ補助事業、在宅高齢者等移送サービス事業などに取り組んでまいります。

次に、第3の重点目標として、「ICTを活用した教育と人材を育てる教育力の向上を図る施策」でございます。魅力あるまちづくりを進めるにあたり、最も重要なものは、人材であるため、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教師の指導力向上に努めてまいります。

基礎的な学力分野におきましては、全国画一の教育指導方針は必要ではありますが、

それぞれ地域のニーズや地域の子どもたちのニーズに合った、きめ細かな教育を実践していくことが何より重要になると思われます。

苓北町では、県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている地域学校協働活動として、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育に取り組みます。

また、情報通信技術を活用したＩＣＴ教育支援事業を実施し、ＩＣＴを効果的に活用した「わかりやすく深まる授業」実践へ向けた取り組みを進めます。

さらに、平成２４年度に策定した「苓北町学力向上推進プラン」に基づき、小中学校９年間を見通した中で、全学校、全学年共通の取り組みとして、「３つの観点」「９つの実践事項」を基本としながら、確かな学力の育成を図ります。

そして、教育環境の充実のため、令和元年度からの繰越事業として、国の補正予算を活用した小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備事業に取り組み、先を見据えたＩＣＴ環境の更なる整備を図ります。

次に、４番目として、「豊かな自然に育まれた農林・水産資源等を活用した産業振興施策」でございます。苓北町の基幹産業である農業、林業、水産業をしっかりと下支えするため、農業振興事業では、耕作放棄地解消、新規就農者支援等の事業に取り組むとともに、人・農地プランの作成・実質化を進める中で、地域・集落での話し合いを活性化し、地域農業の５年後・１０年後を見据えた農業振興施策に取り組みます。

また、林業振興事業では、森林環境譲与税を活用した森林管理システムの整備を進めるとともに、新規事業としてセンダンの植栽に取り組みます。

さらに、水産振興事業では、海藻・貝類等養殖調査事業や磯焼け・食害対策事業に取り組みます。

５番目として、「地域の観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策」でございます。令和元年度に平成２８年熊本地震復興基金を活用して整備した多言語音声ガイドシステムの活用や、おっぱい岩観光施設整備事業に取り組んだことから、地域の観光資源を活用した関係事業の創出・拡大に努めます。

また、既存施設である麟泉運動公園や坂瀬川地区総合グラウンド等の公共施設を活用した、スポーツ合宿の誘致に取り組むとともに、イベント事業においては、苓北じゃつと祭、夕やけマラソン、九州オルレ、更に富岡城お城まつりに参画し、町の情報発信を積極的に進め、交流人口の拡大を図ってまいります。

令和元年度からの繰越事業として、個人やグループを対象とした情報発信事業や長崎の市電への電車広告事業へ取り組みます。これとともに、文書には書いてありませんが、私が思ったことが入ってなかったので申し上げます。広範囲に発信できる、発信をですね、やっぱり役場全体でやるように頑張ってまいりたいと考えているところでございます。

6番目に、「町の歴史を活かした文化が輝くまちづくりにつながる施策」でございます。歴史・文化を活かしたまちづくりとして、第3期富岡志岐地区都市再生整備事業（平成28年度～令和2年度）に繰越事業として、引き続き取り組みます。事業内容として、大手門公園整備・遊歩道整備・東側石垣整備工事を行います。また、富岡城を核とした観光周遊ルートの構築に取り組みます。

以上、6つの項目を重点施策として必要経費を計上し、令和2年度の一般会計予算（案）は、災害復旧事業費で2億1,647万7,000円の増となったことなどから、総額で47億5,500万円、前年度当初予算比4.13%増となりました。

続きまして、各特別会計予算（案）の主な点につきまして、説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。平成30年度国保制度改革から3年目を迎えます。医療費の適正化を図るため、本年度も「特定健診未受診者対策事業」や「特定健診データ提供事業」の経費を計上しております。

また、特定保健指導やハイリスク指導の実施率向上を目的に、「訪問指導員」の経費を計上しております。

さらに、「熊本県広域化等支援基金償還金」を計上しております。

次に、介護保険特別会計につきましては、平成29年度に策定した「第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上しております。

また、本年度から地域包括支援センター業務を苓北町社会福祉協議会に委託するための経費も計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療費の適正化を目指し、今年度も後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、「健康運動指導員」と「訪問指導員」の予算を計上いたしました。

次に、水道特別会計であります。「町道浜の町線配水管敷設費工事費」、「都呂々ダム共同管理費負担金」、「休日等の水道施設民間委託費」、「公営企業会計移行に伴う固定資産台帳作成基礎調査業務委託費」を計上しております。

次に、下水道特別会計につきましては、「処理場・マンホールポンプ場の維持管理業務委託費」、「脱水汚泥運搬処分委託費」を計上しております。

また、県立苓北支援学校建設に伴う排水管延長のため、測量設計委託費として工事費、さらに、長寿命化計画により、設備更新中の富岡浄化センター更新事業委託費を計上いたしました。「富岡浄化センター更新事業委託費」につきましては、繰り越しも行っているところであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、「処理施設運転管理業務委託費」を計上しております。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、前年度に引き続き、区域内の水質浄化促進のため、「合併浄化槽の設置費」として3基分の予算を計上いたしました。

また、浄化槽の保守点検、清掃の維持管理委託費を計上いたしております。

次に、宅地造成事業特別会計におきましては、宅地2区画分の財産売払収入を見込み、住宅建設補助を計上したほか、宅地販売促進に関する経費などを計上しております。

終わりに、令和2年度予算編成では、地方交付税の普通交付税の増加や消費増税の影響を考慮して、地方消費税交付金の増加等を見込みました。また、今後、社会保障関連経費の自然増をはじめ、公債費の増加、老朽化に伴う公共施設の更新事業といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対し予算措置を講ずる必要があるため、大変難しい予算編成となったところでございます。

歳出予算におきましては、町振興計画に沿った事業でありまして事業効果・継続性・緊急度等を考慮し、優先順位をつけ、事業縮小・延期・期間設定・廃止を行うなど、予算縮減に努めました。

また、歳入予算では、町税、地方交付税などの収入で補えない部分を、最終的には減債基金の取り崩しを行いまして、公債費の償還へ充当することにいたしました。

予算規模は、前年度比1億8,860万円の増額となったところであります。しかし、それぞれの事業におきまして、選択と集中を図り、メリハリを利かせた予算編成に心がけたところであります。

さらに、財政健全化の取り組みとして、平成29年度末の起債残高に対し、地方債残高を令和10年度までに20億円圧縮することを目標としており、今年度は、元金償還額7億1,592万5,000円に対し、地方債発行額を3億2,790万円、うち臨時財政対策債が1億5,000万円としております。

令和2年度も引き続き、町民一人ひとりが求める地方行政に課せられた使命と期待を意識をし、職員が一丸となって対応できる組織づくりと強化を進めてまいります。

また、早急に取り組むべき課題につきましては、国・県の施策を常に情報収集し、有利な財源である補助金・交付金の活用を積極的に図ることで、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実に適正に実施してまいります。

以上により、令和2年度の予算（案）をご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） それでは、まず議案第26号、令和2年度苓北町一般会計予算から、順次提案について説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第26号、令和2年度苓北町一般会計予算（案）。

令和2年度苓北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億5,500万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項但し書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第27号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第27号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和2年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ793万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第28号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第28号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和2年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,393万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第29号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第29号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,934万6,000円と定めます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めます。

この予算の総額は、前年度当初予算の4,377万3,000円の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第30号、令和2年度苓北町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第30号、令和2年度苓北町介護保険特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,398万円としております。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年であります3年目にあたります。前年度当初予算に対しまして、介護給付費等の増に伴いまして6,416万1,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第31号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第31号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,742万6,000円と定めます。

この予算の総額は、前年度当初予算の1,434万6,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第32号、令和2年度苓北町水道特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第32号、令和2年度苓北町水道特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,303万1,000円としております。

この予算は、前年度当初予算に対しまして、金額で3,201万5,000円の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第33号、令和2年度苓北町下水道特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第33号、令和2年度苓北町下水道特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,359万2,000円としております。

また、第2条、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の限度額を3,600万円といたしております。この予算額は、前年度予算に対しまして、金額で1,625万1,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第34号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第34号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,719万6,000円としております。

この予算は、前年度当初予算に対しまして、金額で52万3,000円の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第35号、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第35号、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,722万2,000円としております。

また、第2条、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の限度額を160万円といたしております。この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で53万5,000円の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第36号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第36号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和2年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709万4,000円と定めるものでございます。

この予算額につきましては、前年度と同額でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで願います。

これから質疑を行います、明日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定しております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみをお願いします。

それでは、議案第２６号、令和２年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２７号、令和２年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号、令和２年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２９号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号、令和２年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、令和２年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号、令和２年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３４号、令和２年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３５号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第２６号、令和２年度苓北町一般会計予算から議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第２６号、令和２年度苓北町一般会計予算から議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算をこれに付託して、審査、またその事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの予算審査特別委員会に委任することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、令和２年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して、審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任することに決定しました。

ここで、日程について説明します。

各予算の審査は、明日３月１３日と１６日、１７日の期間で予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。

３月１３日と１６日と１７日は、予算審査特別委員会のため、３月１４日と１５日は休日のため休会とし、本会議は３月１８日午前９時３０分から開会します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１３日から１７日までは休会とし、本会議は３月１８日の午前９時
３０分から開会することに決定しました。

執行部におかれましては、予算審査特別委員会での説明及び書記の派遣について、そ
れぞれ対応方よろしくお願いします。

なお、会場は役場第１、第２委員会室となります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後６時４２分

令和 2 年 3 月 1 8 日（水）

（第 4 日 目）

令和2年第3回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

令和2年第3回苓北町議会定例会は、令和2年3月18日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第 1	議案第 26 号	令和 2 年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第 2	議案第 27 号	令和 2 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第 3	議案第 28 号	令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第 4	議案第 29 号	令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第 5	議案第 30 号	令和 2 年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第 6	議案第 31 号	令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第 7	議案第 32 号	令和 2 年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第 8	議案第 33 号	令和 2 年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第 9	議案第 34 号	令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第 10	議案第 35 号	令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第 11	議案第 36 号	令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）
日程第 12		陳情等文書表について
日程第 13		閉会中の継続審査調査の件
日程第 14		議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第26号 | 令和2年度苓北町一般会計予算（委員長報告） |
| 日程第 2 | 議案第27号 | 令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 3 | 議案第28号 | 令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第29号 | 令和2年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 5 | 議案第30号 | 令和2年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 6 | 議案第31号 | 令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 7 | 議案第32号 | 令和2年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 8 | 議案第33号 | 令和2年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 9 | 議案第34号 | 令和2年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第10 | 議案第35号 | 令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第11 | 議案第36号 | 令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告） |

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第26号、令和2年度苓北町一般会計予算（案）から日程第11、議案第36号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの11件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

田嶋予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（田嶋豊昭君） 皆さん、おはようございます。

令和2年3月17日、苓北町議会議長 錦戸俊春様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長 田嶋豊昭。

苓北町議会予算審査特別委員会報告を行います。

令和２年第３回苓北町議会定例会において付託された、令和２年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告します。

記。審査年月日、令和２年３月１３日、１６日、１７日。

審査場所、第１、第２委員会室。

出席委員、田嶋豊昭委員長、高戸幸雄副委員長、山口利生、野田謙二、廣田幸英、松本良人、石田みどり、浜口雅英、野崎幸洋、山本政人、倉田 明の各委員。

委員以外の出席、錦戸俊春議長。

執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長、健康増進室長及び水道環境課長補佐。

委員会書記、龍岡議会事務局長、田尻総務課長補佐、松本企画政策課長補佐、田中議会事務局書記。

審査の過程、令和２年度苓北町一般会計及び各特別会計の予算（案）は、３月１２日の本会議で上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は、執行部の出席を求め、３月１３日、１６、１７日に委員会を開催し、各会計予算（案）の費目毎に慎重に審査しました。

審査の結果を申し上げます。①議案第２６号、令和２年度苓北町一般会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。②議案第２７号、令和２年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。③議案第２８号、令和２年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。④議案第２９号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑤議案第３０号、令和２年度苓北町介護保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑥議案第３１号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑦議案第３２号、令和２年度苓北町水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑧議案第３３号、令和２年度苓北町下水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑨議案第３４号、令和２年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑩議案第３５号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑪議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。

要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定しました。

令和２年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定しまし

た。

1、一般会計、1、「歳入」について、○納税方法が変更となるので、滞納のないよう努力されたい。○「ふるさとづくり寄附金」の増額に向けて返礼品の見直しなど含め努力されたい。2、「歳出」について、○「地域が輝く行政区活動補助金」については、地域住民に十分な説明をされたい。○企業誘致活動については、更に努力されたい。○新型コロナウイルス感染予防対策については、万全の体制で臨まれたい。

2、特別会計、1、「歳入」について、なし。2、「歳出」について、なし。

3、特記事項、なし。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 報告が終わりました。

お諮りします。

予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告については質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は省略することに決定しました。

これから議案第26号、令和2年度苓北町一般会計予算（案）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第26号、令和2年度苓北町一般会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第26号、令和2年度苓北町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第27号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第27号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第28号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第28号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第28号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第29号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第29号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第30号、令和2年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３０号、令和２年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３０号、令和２年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３１号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３１号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。
委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３１号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３２号、令和２年度苓北町水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３２号、令和２年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３２号、令和２年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３３号、令和２年度苓北町下水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３３号、令和２年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３３号、令和２年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３４号、令和２年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３４号、令和２年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３４号、令和２年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３５号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３５号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３５号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予

算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３６号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１２、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました２件が提出されております。

まず、陳情第１１号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情書。

次に、陳情第１２号、介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情書については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第９５条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

—————○—————

日程第１３ 閉会中の継続審査調査の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第１３、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長、議員定数等調査特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第 14 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 次、日程第 14、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 3 回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 9 時 5 0 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員